

**平成29年度
産業財産権制度各国比較調査研究等事業
(主要知財庁、主要機関の国際連携に係る
取組に関する調査研究)**

報告書

平成30年3月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

目次

| | |
|------------------------------------|-----|
| 1. 調査の背景・目的 | 1 |
| 2. 各知財庁・機関のインターネット上の発信 | 3 |
| 2.1. 米国特許商標局（USPTO） | 3 |
| (1) 政策動向や情報発信方針に影響しうる背景 | 3 |
| (2) 国際連携の状況 | 5 |
| (3) 調査項目に基づく調査結果 | 5 |
| 2.2. 欧州特許庁（EPO） | 14 |
| (1) 政策動向や情報発信方針に影響しうる背景 | 14 |
| (2) 国際連携の状況 | 14 |
| (3) 調査項目に基づく調査結果 | 15 |
| 2.3. 欧州連合知的財産庁（EUIPO） | 27 |
| (1) 政策動向や情報発信方針に影響しうる背景 | 27 |
| (2) 国際連携の状況 | 27 |
| (3) 調査項目に基づく調査結果 | 28 |
| 2.4. ドイツ特許商標庁（DPMA） | 36 |
| (1) 政策動向や情報発信方針に影響しうる背景 | 36 |
| (2) 調査項目に基づく調査結果 | 36 |
| 2.5. カナダ知的財産庁（CIPO） | 44 |
| (1) 政策動向や情報発信方針に影響しうる背景 | 44 |
| (2) 調査項目に基づく調査結果 | 44 |
| 2.6. オーストラリア知的所有権保護局（IP Australia） | 50 |
| (1) 政策動向や情報発信方針に影響しうる背景 | 50 |
| (2) 調査項目に基づく調査結果 | 50 |
| 2.7. 中国国家知的産権局（SIPO） | 56 |
| (1) 政策動向や情報発信方針に影響しうる背景 | 56 |
| (2) 調査項目に基づく調査結果 | 56 |
| 2.8. 中国商標局（CTMO） | 90 |
| (1) 調査項目に基づく調査結果 | 90 |
| 2.9. 中国国家工商行政管理総局（SAIC） | 95 |
| (1) 調査項目に基づく調査結果 | 95 |
| 2.10. 韓国特許庁（KIPO） | 99 |
| (1) 政策動向や情報発信方針に影響しうる背景 | 99 |
| (2) 調査項目に基づく調査結果 | 99 |
| 2.11. 台湾經濟部智慧財産局（TIPO） | 110 |
| (1) 政策動向や情報発信方針に影響しうる背景 | 110 |
| (2) 調査項目に基づく調査結果 | 110 |
| 2.12. シンガポール知的財産庁（IPOS） | 123 |
| (1) 政策動向や情報発信方針に影響しうる背景 | 123 |
| (2) 国際連携の状況 | 123 |
| (3) 調査項目に基づく調査結果 | 124 |
| 2.13. タイ知的財産局（DIP） | 137 |
| (1) 政策動向や情報発信方針に影響しうる背景 | 137 |
| (2) 調査項目に基づく調査結果 | 138 |
| 2.14. インドネシア知的財産総局（DGIP） | 146 |
| (1) 政策動向や情報発信方針に影響しうる背景 | 146 |
| (2) 国際連携の状況 | 146 |
| (3) 調査項目に基づく調査結果 | 147 |
| 2.15. マレーシア知的財産公社（MyIPO） | 151 |

| | |
|--|-----|
| (1) 政策動向や情報発信方針に影響しうる背景..... | 151 |
| (2) 国際連携の状況..... | 151 |
| (3) 調査項目に基づく調査結果..... | 152 |
| 2.16. インド特許意匠商標総局（CGPDTM） | 157 |
| (1) 政策動向や情報発信方針に影響しうる背景..... | 157 |
| (2) 調査項目に基づく調査結果..... | 157 |
| 2.17. ロシア特許庁（ROSPATENT） | 163 |
| (1) 政策動向や情報発信方針に影響しうる背景..... | 163 |
| (2) 調査項目に基づく調査結果..... | 163 |
| 2.18. ブラジル産業財産庁（INPI） | 171 |
| (1) 政策動向や情報発信方針に影響しうる背景..... | 171 |
| (2) 国際連携の状況..... | 175 |
| (3) 調査項目に基づく調査結果..... | 176 |
| 2.19. 湾岸協力会議特許庁（GCCPO） | 188 |
| (1) 政策動向や情報発信方針に影響しうる背景..... | 188 |
| (2) 国際連携の状況..... | 188 |
| (3) 調査項目に基づく調査結果..... | 188 |
| 2.20. アフリカ広域知的財産機関（ARIPO） | 191 |
| (1) 政策動向や情報発信方針に影響しうる背景..... | 191 |
| (2) 国際連携の状況..... | 191 |
| (3) 調査項目に基づく調査結果..... | 192 |
| 2.21. アフリカ知的財産機関（OAPI） | 197 |
| (1) 政策動向や情報発信方針に影響しうる背景..... | 197 |
| (2) 国際連携の状況..... | 197 |
| (3) 調査項目に基づく調査結果..... | 198 |
| 2.22. 日本国特許庁（JPO） | 204 |
| (1) 調査項目に基づく調査結果..... | 204 |
| 3. 調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけに関する横断的分析 | 215 |
| 3.1. ニュースリリース・プレスリリースにみられる五大特許庁間の関係性 | 215 |
| 3.2. ニュースリリース・プレスリリースにみられる調査対象知財庁・機関の位置付け | 218 |
| 4. まとめ | 221 |
| (1) 各海外知財庁・機関のインターネット上の発信..... | 221 |
| (2) 調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけに関する横断的分析 | 222 |

1. 調査の背景・目的

各国・地域の知財庁・機関は、様々な海外知財庁・機関と国際連携を進めており、そのような国際的な取組は知財庁・機関ごとに異なっている。そして、このような状況において、日本国特許庁（以下、JPO）が戦略的に海外知財庁・機関との連携を進めていくためには、海外知財庁・機関がどのように国際連携を進めているか、特に海外知財庁・機関が日本国特許庁を国際連携先としてどのような位置づけとしているかを把握することが非常に重要である。

このため各国・地域の知財庁・機関がインターネット上で発信する国際的な取組に関する情報を収集し、その情報を分析することにより、海外知財庁・機関の国際連携の状況、特に海外知財庁・機関における JPO の位置づけを把握し、これらを JPO の今後の国際的な取組に反映していくことを目的として、本調査を実施した。

本調査の調査対象海外知財庁・機関は以下のとおりである。以下の知財庁・機関に加えて必要に乗じて世界知的所有権機関（WIPO）にも言及する。

- (1) 米国特許商標庁（USPTO）
- (2) 欧州特許庁（EPO）
- (3) 欧州連合知的財産庁（EUIPO）
- (4) ドイツ特許商標庁（DPMA）
- (5) カナダ知的財産庁（CIPO）
- (6) オーストラリア知的所有権保護局（IP Australia）
- (7) 中国国家知識産権局（SIPO）
- (8) 中国国家工商行政管理総局（SAIC）（中国商標局（CTMO）含む。）
- (9) 韓国特許庁（KIPO）
- (10) 台湾經濟部智慧財産局（TIPO）
- (11) シンガポール知的財産庁（IPOS）
- (12) タイ知的財産局（DIP）
- (13) インドネシア知的財産総局（DGIP）
- (14) マレーシア知的財産公社（MyIPO）
- (15) インド特許意匠商標総局（CGPDTM）
- (16) ロシア特許庁（ROSPATENT）
- (17) ブラジル産業財産庁（INPI）
- (18) 湾岸協力理事会（GCC）¹
- (19) アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）
- (20) アフリカ知的財産機関（OAPI）
- (21) 日本国特許庁（JPO）

以上の海外知財庁・機関のインターネット上での発信（年報や長の挨拶、ニュースリリース・プレスリリース等）をもとに、各海外知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置付けの比較およびその推移、マルチおよびバイの国際的な取組の内容、各海外知財庁・機関と JPO との関係について分析を行った。なお、調査対象期間は 2013 年以降とした。

本調査の報告書の構成は次のとおりである。第 2 章では、各海外知財庁・機関のインターネット情報の構成、国際的な取組に関する記事内容の傾向等を取りまとめた。第 3 章で我が国にとってとりわけ重要度の高い五大特許庁（以下、五庁）、すなわち、日本（JPO）、米国（USPTO）、EU（EPO）、中国（SIPO）、韓国（KIPO）の間の関係をニュースリリース・プレスリリースの情報から明らかにし、その後、関係性の分析の射程を上記の 21 機関に拡大し、それぞれの海外知財庁・機関のニュースリリース・プレスリリースにおける他の海外知財庁・機関の取り上げられる頻度を総括表として整理した。もとよりインターネット情報のみをもって海外知財庁・機関間の関係を完全に把握することは不可能であり、したがってこの分析は参考情報の域を超えるものではなく²、各知財庁・

¹ 同理事会の知財機関は湾岸協力会議特許庁（GCCPO）であるため、調査・分析対象は GCCPO とした。

² たとえば、本報告書の中で述べるとおり、そもそも途上国・新興国のみならず USPTO、EPO、KIPO といった五庁を構成する知財庁でさえも国際的な取組を取り上げるインターネット上の発信数が多くない

機関間の多様な関係の一側面を示したものであることに留意いただきたい。

2. 各知財庁・機関のインターネット上の発信

2.1. 米国特許商標局 (USPTO)

- ・ USPTO のインターネット上の発信は、①業績説明責任報告書 (Performance and Accountability Report)、②演説・証言 (Speeches/Testimony)、③プレスリリース (Press Release)、④ブログ (A Blog from USPTO 's Leadership) によって行われている。
- ・ プレスリリースの記事件数をみると、EPO、KIPO、JPO、SIPO が多く、五庁参加国に関する記事が多くなっている。特に EPO と KIPO に言及される記事数および両機関の記事中における登場回数が多いが、調査対象期間中、両機関と CPC の協力を進めていたためと考えられる (KIPO は EPO 以外で初の CPC を導入した海外知財庁である)。
- ・ USPTO と JPO のバイの取組のうち、実際に行われた会合について紹介した記事は、2017 年 11 月 6 日と 2015 年 5 月 21 日のプレスリリースであり、いずれも協働調査 (CSP) に関するものである。対応する記事は JPO (経済産業省ウェブサイトを含む) ウェブサイトでも確認できた。全体としてみると、記事数の差もあり、USPTO との会合に関して JPO ウェブサイトで公表されている記事に相当するものが USPTO ウェブサイトに掲載されていることは限られている。

(1) 政策動向や情報発信方針に影響しうる背景

米国の特許や商標の権利付与を所管するのは商務省に属する米国特許商標庁 (USPTO: U.S. Patent & Trademark Office) である。USPTO の長官は政治任用であり、政権の交代とともに長官も交代するのが常である。しかし、トランプ政権が 2017 年 1 月に発足しても新長官が任命されないまま時間が経過し、Michelle Lee 氏がオバマ政権期から引き続き長官 (商務省知財担当次官兼 USPTO 長官) を務めていたが、6 月 7 日、同氏は長官職を突然辞任し、後任として Joseph Matal 氏が指揮を執ることが発表された³。その後、8 月 25 日にトランプ政権は法律事務所の Irell & Manella LLP のマネージング・パートナーであった Andrei Iancu 氏を USPTO 長官ポストに指名⁴、上院での公聴会と承認手続きを経て、2018 年 2 月より正式に USPTO 長官としての職務を開始した⁵。

オバマ政権期は特許の一次審査未着手件数の削減等のため、人員・予算を大幅に増大してきたが、トランプ大統領が連邦政府職員採用の凍結を命じる大統領覚書に署名したため、採用凍結措置が長期化した場合、業務に従事する職員の数に十分に確保できず、特許出願審査の長期化や審査時間の短縮化といった質の低下などが危惧されている⁶。

トランプ政権で知財に関連する重要ポストに就いた人物と知財との関わりを見ると、以下のとおりとなっている⁷。

- ・ マイク・ペンス副大統領：インディアナ州知事や下院司法委員会委員を務めた際、特許重視の立場をとっていた。米国発明法 (AIA: America Invent Act) に賛成。
- ・ Ken Blackwell 政権移行チームの国内問題アドバイザー：特許権の強化を支持。行き過ぎた特許改革に反対。
- ・ Wibur Ross 商務長官：知財の窃盗は容赦しないと発言し、知財権のエンフォースメント強化を謳う。模倣品や営業秘密の流出に厳格に対処する方針を打ち出す。

トランプ大統領自身、国内外に多くの商標出願をしており、長男の Donald J. Trump Jr. 氏は特許のマネタイゼーションの会社を経営するなど、同氏および親族も知財に関係が深い。トランプ政権は

³ ジェトロ「Michelle K. Lee 氏、USPTO 長官を辞任」2017 年 6 月 8 日、
https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/us/2017/20170608.pdf

⁴ ジェトロ「トランプ大統領、Andrei Iancu 氏を USPTO 長官に指名」2017 年 8 月 28 日、
https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/us/2017/20170828.pdf

⁵ USPTO, “Andrei Iancu Begins Role as New Director of United States Patent and Trademark Office,” February 8, 2018,
<https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/andrei-iancu-begins-role-new-director-united-states-patent-and-trade-mark>.

⁶ 特許庁『特許行政年次報告書 2017 年版』246 頁。

⁷ 特許庁『特許行政年次報告書 2017 年版』246 頁。

強いアメリカを取り戻すために国内経済の発展が重要と主張するが、知財および知財制度がアメリカの成長に貢献してきたことから、米国の経済発展につながるような知財政策を推進すると目されている。

① 2017 年知的財産執行共同戦略計画

2017 年度から 2019 年度までを対象とした「2017 年知的財産執行共同戦略計画」が 2016 年 12 月に公表された⁸。計画では、①営業秘密不正取得および知的財産権侵害の経済的及び社会的影響に対する危機感を米国全体で高める、②オンラインにおける知的財産侵害活動を取り締まることで安全かつ確実なインターネット取引を振興する、③模倣品の流通を把握し、合法的な（正規品を使った）商取引を支援する、④効果的な知的財産執行に向けて国内、国際協調を高める、とされる。

② スペシャル 301 条報告書

米国通商代表部（USTR）は 2016 年 4 月に 2016 年版の「スペシャル 301 条報告書」を公表した。同レポートでは知的財産権保護が不十分な国や公正かつ公平な市場アクセスを認めない国を特定され、警戒レベルが高い順に「優先国」、「優先監視国」、「監視国」の三段階が設定されている。優先国に指定されると調査や相手国との協議が実施され、協議不調の場合は対抗措置として制裁の手続きが進められる⁹。2016 年報告書では優先国に指定された国はなく、次に警戒レベルが高い優先監視国として、中国やインド、ロシア等 11 か国、監視国に 23 か国が指定されている。その後、2017 年 8 月、USTR は 301 条に基づき中国の知財問題の調査を開始したと発表した¹⁰。

③ 米国特許法改正

米国の特許制度は、先発明主義、限定的な出願公開制度、後願排除効の言語差別（ヒルマードクトリン）等の特徴を持つ。2011 年の米国発明法の成立により、先願主義への意向、ヒルマードクトリンの撤廃、新たな行政上の特許取り消し手段（特許付与後レビュー）の導入等の大幅な改正が行われた¹¹。

④ USPTO の組織改革

2014 年 4 月に特許審査ハイウェイ（PPH: Patent Prosecution Highway）や共通特許分類、グローバル・ドシエ構想等の国際的な特許協力業務を強化するため、特許局長参加に、国際特許協力室（OPIC: Office of International Patent）が設置され、担当副局長が設置された¹²。また、2015 年 1 月には、特許品質施策を実行するため、特許品質担当副局長が新設され、Valencia Martin Wallace氏が任命された。

⑤ 2014 年-2018 年度の次期戦略計画

2014 年 3 月、USPTO は 2014 年から 2018 年度を対象にした 5 か年戦略計画（FY2014-2018 Strategic Plan）を発表した¹³。計画では、パテントトロール対策の啓発活動関連、ワークシェアリングの増大や審査処理能力の向上と特許審査に要する処理期間の最適化、適時性と高品質を提供するために特許審判部を増強する方向性が示されている。また、グローバルな知財保護の面で、中国を明示的に指定して、同国での知財保護執行を改善することとしている。

⁸ 特許庁『特許行政年次報告書 2017 年版』257 頁。

⁹ 特許庁『特許行政年次報告書 2017 年版』247 頁。

¹⁰ ジェトロ「米国通商代表、中国知的財産問題の調査を開始」2017 年 8 月 21 日、https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/us/2017/20170821.pdf。

¹¹ 特許庁『特許行政年次報告書 2017 年版』248 頁。

¹² 特許庁『特許行政年次報告書 2017 年版』253 頁。

¹³ 特許庁『特許行政年次報告書 2017 年版』253-254 頁。

(2) 国際連携の状況

① 主要国との連携状況

1) 日本

日本とは PPH、国際審査官協議等を通じて JPO と USPTO は緊密な協力関係を構築している。2015 年 7 月 1 日からは、米国が受理した特許協力条約 (PCT) 国際出願の一部について、国際調査・国際予備審査を日本が実施し、8 月 1 日からは日米共同調査試行プログラムが開始されている。

日米欧三極特許庁会合、日米欧中韓五大特許庁会合といった多国間の枠組みでも、制度調和など様々な分野で日米は連携をとっている。意匠分野でも、2016 年 2 月に、JPO と USPTO との間で意匠分類協力覚書を締結した。多国間枠組みでは、2015 年より日米欧中韓の意匠五庁 (ID5) が実施されている。商標では 2012 年から日米欧中韓の商標五庁 (TM5) の枠組みが創設された。

(3) 調査項目に基づく調査結果

① 「調査対象の知財庁・機関による発信情報を掲載したソースの調査」

USPTO のウェブサイトにおいて、情報発信は以下の方法によって実施されている。ニュース&アップデート (News & Updates) の小項目として国際的な取組 (International Initiatives) が設けられているが、海外知財庁との取組でありながら同項目に含まれていない記事もあるため、本調査ではニュース&アップデートのうちプレスリリース (Press Release) と演説・証言 (Speeches/Testimony) を対象とした。また、中国における知財 (IP in China) というページもあるが、Resources and documents で見られる最新の情報は 2014 年 9 月 10 日公開の当時の USPTO 副長官の挨拶で演説・証言に移動するため、本調査では独立した項目ではなく、プレスリリースまたは演説・証言の項目の中で取り扱うこととする。

図表 1 英語ウェブサイトにおけるソース

| | |
|--|---|
| ①業績説明責任報告書 (Performance and Accountability Report) | 1999 年版まで年報 (Annual Report) の名称であったが、2000 年から業績説明責任報告書に変更された。2017 年 11 月 15 日現在、1993 年から 2016 年版までが閲覧できる。 |
| ②演説・証言 (Speeches/Testimony) | ニュース&アップデートの一項目。2013 年から 2017 年 11 月 15 日までで国際的な取組について 17 件の記事。 |
| ③プレスリリース (Press Release) | ニュース&アップデートの一項目。2013 年から 2017 年 11 月 15 日までで国際的な取組について 21 件の記事。 |
| ④ブログ (A Blog from USPTO's Leadership) | 主に USPTO 長官によるブログ。2013 年から 2017 年 11 月 15 日までで国際的な取組について 19 件の記事。 |

② 「国際的な取組に関する情報 (文章等) の調査」

1) 業績説明責任報告書

1999 年版まで年報 (Annual Report) の名称であったが、2000 年から業績説明責任報告書に変更された。2017 年 11 月 15 日現在、1993 年から 2016 年版までが閲覧できるが、本調査では 2012 年版から 2016 年版の業績説明責任説明書を対象にした。

章構成は、年によって若干異なるものの、主に、①Message、②Introduction、③Management's Discussion and Analysis、④Performance Information、⑤Financial Section、⑥Other Information によって構成されている。国際的な取組については、「Strategic Goal 3: Provide Domestic and Global Leadership to Improve Intellectual Property Policy, Protection, and Enforcement Worldwide」の項目の中で扱われている。同項目は 2012 年版と 2013 年版では、Management's Discussion and Analysis 章、2014 年版は独立した章、2015 年版と 2016 年版では Performance Information 章の中で触れられている。

また、業績説明責任報告書は、国名や知財庁名を章や節等の見出しにする構成となっていない。

2) 演説・証言

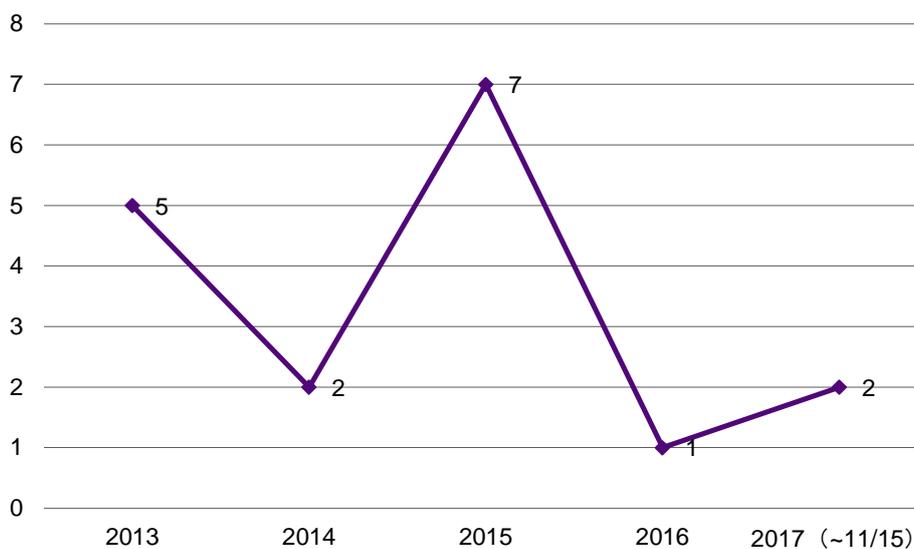
2013 年から 2017 年 11 月 15 日までで国際的な取組に関する記事は 17 件であった。

図表 2 国際交流に関する記事数

| | 英語 |
|---------------|----|
| 2013年 | 5 |
| 2014年 | 2 |
| 2015年 | 7 |
| 2016年 | 1 |
| 2017年(~11/15) | 2 |
| 5年間合計 | 17 |

出所：USPTO ウェブサイトより作成

図表 3 国際交流に関する記事数



出所：USPTO ウェブサイトより作成

バイの国際的な取組に関する記事に登場する国および機関は以下のとおりである。

- ・ 欧州：EPO
- ・ 北米：なし
- ・ 中南米：ブラジル、アルゼンチン
- ・ オセアニア：なし
- ・ 中東：なし
- ・ アジア：日本、中国 (SIPO)、韓国
- ・ アフリカ：なし
- ・ 国際機関・その他：WIPO

マルチの国際的な取組に関する記事に登場する機関は、WIPO、五庁、日米欧三極である。

図表 4 記事の単語数に関する情報

| | 英語 |
|-------|------|
| 最大文字数 | 6861 |
| 最小文字数 | 1065 |
| 中央値 | 1432 |

出所：USPTO ウェブサイトより作成

3) プレスリリース

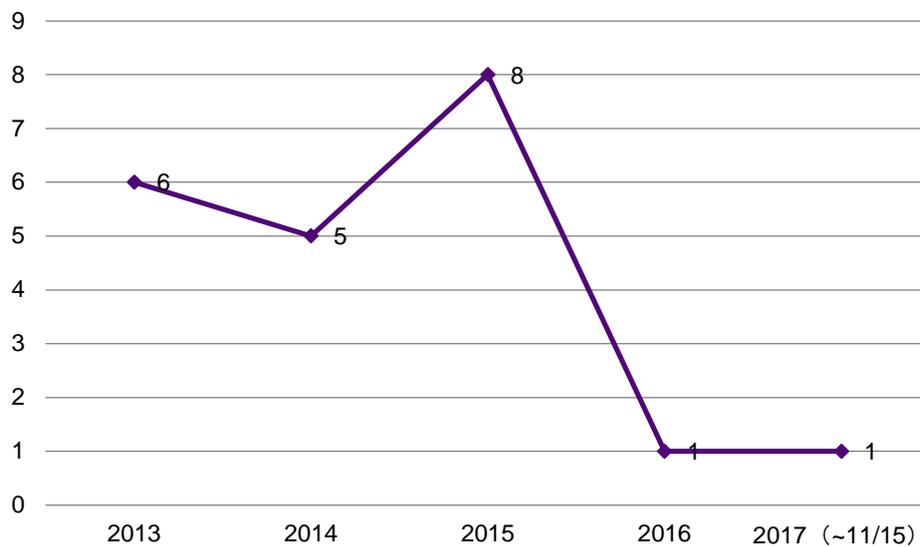
2013年から2017年11月15日までで国際的な取組に関する記事は21件であった。

図表 5 国際交流に関する記事件数

| 年 | 記事件数 |
|---------------|------|
| 2013年 | 6 |
| 2014年 | 5 |
| 2015年 | 8 |
| 2016年 | 1 |
| 2017年(~11/15) | 1 |
| 5年間合計 | 21 |

出所：USPTO ウェブサイトより作成

図表 6 国際交流に関する記事件数



出所：USPTO ウェブサイトより作成

バイの国際的な取組に関する記事に登場する国および機関は以下のとおりである。

- ・ 欧州：EPO
- ・ 北米：なし
- ・ 中南米：ブラジル
- ・ オセアニア：なし
- ・ 中東：イスラエル
- ・ アジア：日本、中国（SIPO）、韓国、シンガポール、フィリピン
- ・ アフリカ：なし
- ・ 国際機関・その他：なし

マルチの国際的な取組に関する記事に登場する機関は、WIPO、五庁、日米欧三極である。

図表 7 記事の単語数に関する情報

| | 英語 |
|-------|------|
| 最大文字数 | 3538 |
| 最小文字数 | 231 |
| 中央値 | 406 |

出所：USPTO ウェブサイトより作成

4) ブログ

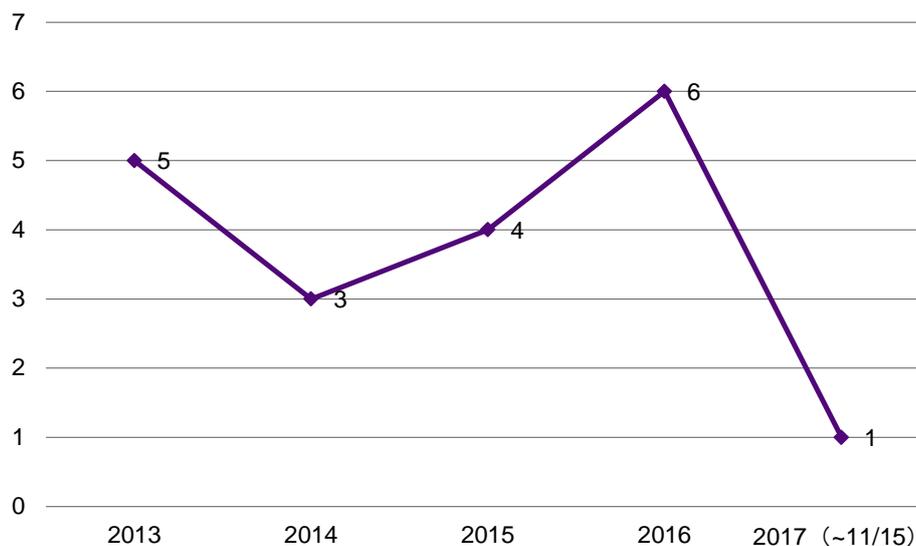
2013年から2017年11月15日までで国際的な取組に関する記事は19件であった。

図表 8 国際交流に関する記事数

| | 英語 |
|---------------|----|
| 2013年 | 5 |
| 2014年 | 3 |
| 2015年 | 4 |
| 2016年 | 6 |
| 2017年(~11/15) | 1 |
| 5年間合計 | 19 |

出所：USPTO ウェブサイトより作成

図表 9 国際交流に関する記事数



出所：USPTO ウェブサイトより作成

バイの国際的な取組に関する記事に登場する国および機関は以下のとおりである。

- ・ 欧州：EPO、EUIPO、英国
- ・ 北米：なし
- ・ 中南米：ブラジル、
- ・ オセアニア：なし
- ・ 中東：なし
- ・ アジア：日本、中国（SIPO、CTMO）
- ・ アフリカ：なし
- ・ 国際機関・その他：WIPO

マルチの国際的な取組に関する記事に登場する機関は、WIPO、五庁、意匠五庁である。

図表 10 記事の単語数に関する情報

| | 英語 |
|-------|------|
| 最大文字数 | 1794 |
| 最小文字数 | 241 |
| 中央値 | 499 |

出所：USPTO ウェブサイトにより作成

③ 「調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの比較調査」

プレスリリースの記事件数をみると、EPO、KIPO、JPO、SIPOが多く、五庁参加国に関する記事が多くなっている。特にEPOとKIPOに言及される記事数および両機関の記事中における登場回数が多いが、調査対象期間中、両機関とCPCの協力を進めていたためと考えられる（KIPOはEPO以外で初のCPCを導入した海外知財庁）¹⁴。KIPOとのCPC協力に関する記事の中で、CPCがEPOとの取組であると紹介されるため、EPOが登場する記事数および登場回数が増加する結果となっている。

図表 11 二国間（バイ）に関する情報における海外知財庁・機関等名が登場する記事件数（プレスリリース）

| | 2017年 (~11/15) | 2016年 | 2015年 | 2014年 | 2013年 | 5年間合計 |
|--------------------------|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| EPO | 0 | 1 | 2 | 4 | 4 | 11 |
| 欧州(EUIPO、OHIM) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ドイツ(DPMA) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| カナダ(CIPO) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| オーストラリア(IP Australia) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 韓国(KIPO) | 1 | 0 | 4 | 3 | 3 | 11 |
| 台湾(TIPO) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ロシア(ROSPATENT) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| シンガポール(IPOS) | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| タイ(DIP) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| インドネシア(DGIP) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| マレーシア(MyIPO) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| インド(CGPD TM) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中国(SIPO) | 0 | 0 | 3 | 2 | 2 | 7 |
| ブラジル(INPI) | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| GCC | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| アフリカ(OAPI) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| アフリカ(ARIPO) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| JPO(日本) | 1 | 0 | 5 | 1 | 2 | 9 |
| WIPO | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他合計 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |

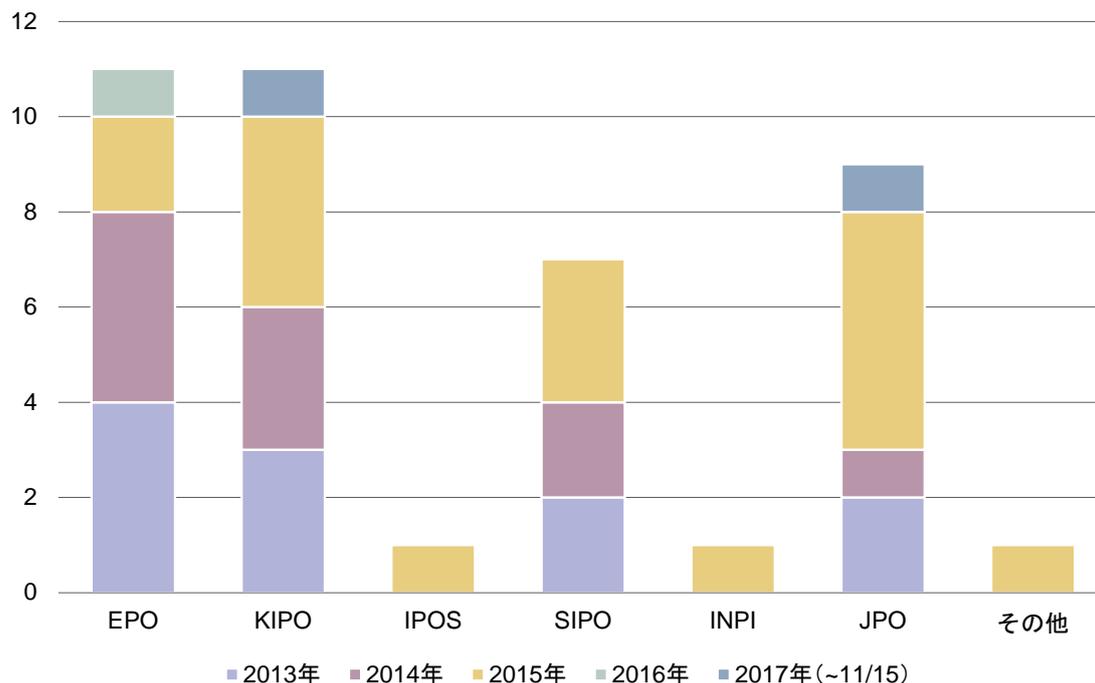
出所：USPTO ウェブサイトにより作成

④ 「調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの推移調査」

プレスリリースにおいて、2013年から2017年の5年間に毎年記事で取り上げられている海外知財庁はない。5年中4年の記事で取り上げられているのは、EPO、KIPO、JPOであり、3年はSIPOである。

¹⁴ USPTO, “USPTO and KIPO Announce Launch of Cooperative Patent Classification System Pilot,” June 5, 2013, <https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-and-kipo-announce-launch-cooperative-patent-classification-system-pilot>.

図表 12 二国間（バイ）に関する情報における海外知財庁・機関等名が登場する記事数（プレスリリース）



出所：USPTO ウェブサイトにより作成

⑤ 「国際的な取組に関する情報（写真等）からの上記③,④の位置づけの調査」

USPTOの記事では基本的に写真の掲載はなく、国際的な取組に関して写真が掲載されていたのは、2017年6月13日のブログのみである¹⁵。記事は同年5月にEPO主催でスペインのバルセロナで開催された商標五庁（TM5）の会合に関するもので、五庁代表の集合写真が掲載されている。USPTOからの参加者は商標局長（Commissioner for Trademarks）のMary Denison氏である。並び順は、Denison氏を中心に、中国と韓国の代表が並び、両脇がEPOおよびJPOとなっている。Denison氏が女性であり優先された等の理由が推測されるが、並び順の根拠は判断できない。

業績説明責任報告書の国際的な取組に関する該当ページには写真が掲載されている。

- ・ 2012年版：USPTOのDavid Kappos長官とEPO長官によるCPC声明の署名時の写真、およびUSPTO政策対外問題副局長（Deputy Administrator for Policy and External Affairs）とSIPO副長官との会合時の写真¹⁶。
- ・ 2013年版：海外知財庁との写真は、Teresa Stanek Rea次官代理（Deputy Under Secretary）とメキシコ産業財産庁との集合写真¹⁷。その他研修風景¹⁸やTeresa Stanek Rea氏と中国国家版權局および全国人民代表大会の使節との集合写真¹⁹等
- ・ 2014年版：Michelle K. Lee副局長（Deputy Director）と中国商務省および中国知財庁職員の訪

¹⁵ USPTO, “Update on Global Trademark Harmonization,” June 13, 2017, <https://www.uspto.gov/blog/director/?page=1>.

¹⁶ USPTO, Performance and Accountability Report fiscal year 2012, pp.43-44, <https://www.uspto.gov/about-us/performance-and-planning/uspto-annual-reports>.

¹⁷ USPTO, Performance and Accountability Report fiscal year 2013, p.46, <https://www.uspto.gov/about-us/performance-and-planning/uspto-annual-reports>.

¹⁸ USPTO, Performance and Accountability Report fiscal year 2013, p.40, <https://www.uspto.gov/about-us/performance-and-planning/uspto-annual-reports>.

¹⁹ USPTO, Performance and Accountability Report fiscal year 2013, p.44, <https://www.uspto.gov/about-us/performance-and-planning/uspto-annual-reports>.

間を受け入れている写真²⁰。米中通商貿易合同委員会知財作業部会（US-China Joint Commission on Commerce and Trade IP Working Group）会合の一コマの写真とされる。

- ・ 2015年版：海外知財庁との写真なし
- ・ 2016年版：意匠五庁フォーラム開会時で話すMichelle K. Lee長官の写真²¹。フォーラムに意匠五庁の各国代表も同席したとされるが、写真に写っているのはLee長官を含むUSPTO職員であり、他の海外知財庁の出席者は写っていない。

⑥ 「国際的な取組（マルチ）に関する情報に関する調査」

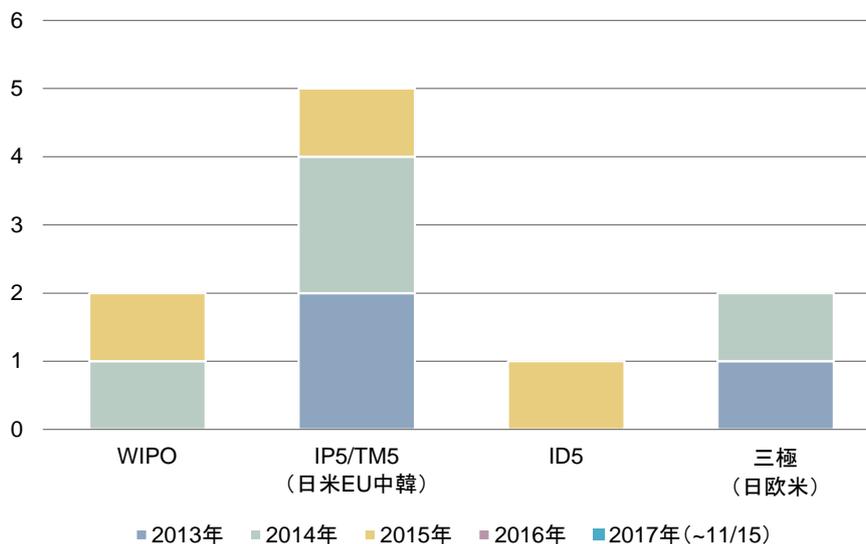
2017年のプレスリリースでは、国際的な取組に関する記事は1件のみであったため、マルチの取組に関する記事はなかったが、他の年のマルチの取組については、五庁および商標五庁に関する記事が最も多い。

図表 13 プレスリリースにおける国際的な取組（マルチ）に関する記事数

| | WIPO | IP5/TM5 (日米 EU 中韓) | ID5 | 三極 (日欧米) |
|---------------|------|--------------------------|-----|-------------|
| 2013年 | 0 | 2 | 0 | 1 |
| 2014年 | 1 | 2 | 0 | 1 |
| 2015年 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| 2016年 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2017年(~11/15) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 5年間合計 | 2 | 5 | 1 | 2 |

出所：USPTO ウェブサイトより作成

図表 14 プレスリリースにおける国際的な取組（マルチ）に関する記事数



出所：USPTO ウェブサイトより作成

²⁰ USPTO, Performance and Accountability Report fiscal year 2014, p.72, <https://www.uspto.gov/about-us/performance-and-planning/uspto-annual-reports>.

²¹ USPTO, Performance and Accountability Report fiscal year 2016, p.93, <https://www.uspto.gov/about-us/performance-and-planning/uspto-annual-reports>.

⑦ 「国際的な取組（バイ）に関する情報に関する比較調査」

1) 国際的な取組（バイ）に関する情報

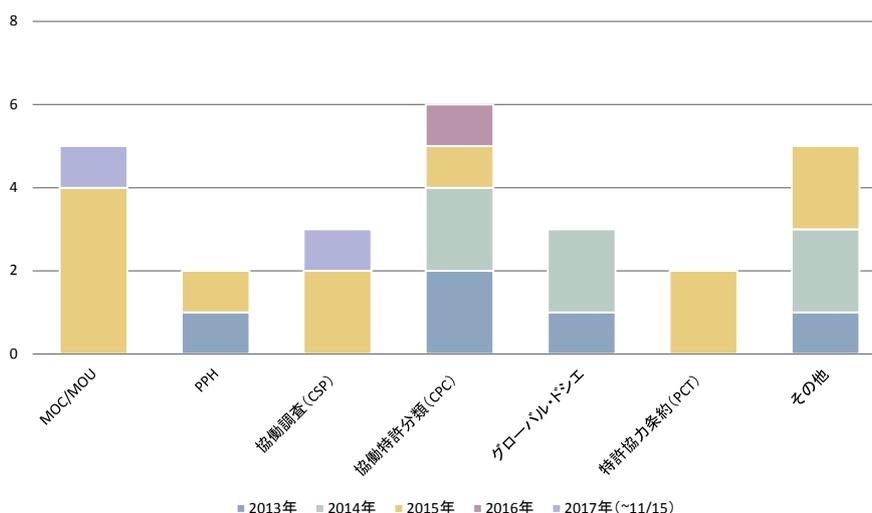
プレスリリースにおける国際連携の内容を見ると、協働特許分類（CPC）をEPOと進めていたことを反映して、CPCに関する記事が多くなっている。

図表 15 プレスリリースにおける年別の国際連携の形態（記事数）

| | MOU/MOC | PPH | 協働調査 (CSP) | 協働特許 分類 (CPC) | グローバ ル・ドシエ | 特許協力 条約 (PCT) | その他 |
|---------------|---------|-----|---------------|---------------------|---------------|---------------------|-----|
| 2013年 | 0 | 1 | 0 | 2 | 1 | 0 | 1 |
| 2014年 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 |
| 2015年 | 4 | 1 | 2 | 1 | 0 | 2 | 2 |
| 2016年 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 2017年(～11/15) | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 5年間合計 | 6 | 2 | 4 | 6 | 3 | 2 | 5 |

注) 一記事に複数の項目が含まれていることがあるため、合計数は記事数と一致しない
出所：USPTO ウェブサイトより作成

図表 16 プレスリリースにおける年別の国際連携の形態（記事数）



注) 一記事に複数の項目が含まれていることがあるため、合計数は記事数と一致しない
出所：USPTO ウェブサイトより作成

2) 日本との取組について

USPTO と JPO のバイの取組のうち、実際に行われた会合について紹介した記事は、2017年11月6日と2015年5月21日のプレスリリースであり、いずれも協働調査（CSP）に関するものである（英語ソースのみ、五庁や商標五庁等のマルチの会合は含めない）。

2017年11月6日のプレスリリースは、WIPO総会に並行して行われた会合で、2017年11月1日より新しい運用で日米協働調査の試行を再開することにJPOと合意した記事である²²。JPOのウェブサイトでもUSPTOとの会合については紹介され²³、同記事にリンク付けされている経済産業省のウェブサイトで協働調査の合意に関する記事が掲載されている。

²² USPTO, “Cooperation for an Expanded Collaborative Search Pilot with the JPO and KIPO,” November 6, 2017, <https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/cooperation-expanded-collaborative-search-pilot-jpo-and-kipto>.

²³ JPO, “JPO had Bilateral Meetings alongside WIPO Assemblies,” October 11, 2017, http://www.ipojp.gov/shoukai_e/soshiki_e/photo_gallery2017101101.htm.

2015年5月21日のプレスリリースは、中国の蘇州で開催された五庁会合に並行した行われた会合で、日米両国でCSPプログラムを開始することに合意したMOCに署名したという記事である²⁴。JPO側も2015年5月25日の五庁会合に関する記事の中で、USPTOと会合し、特許制度のハーモナイゼーションや審査協力について意見交換を行ったと述べている²⁵。

USPTO ウェブサイトに掲載されている JPO との二者間会合に関する記事は2件で、いずれについても JPO ウェブサイトでそれらに相当する記事が掲載されていた。全体としてみると、記事数の差もあり、USPTO との会合に関して JPO ウェブサイトで公表されている記事に相当するものが USPTO ウェブサイトに掲載されていることは限られている。

図表 17 JPO と USPTO 記事の対応関係（年報を除く）

| 日付 | JPO | USPTO |
|------------|--|---|
| 2015/1/14 | JPO Commissioner Visited the United States Patent and Trademark Office (USPTO) to Exchange Opinions | 該当なし |
| 2015/3/6 | Trilateral Heads of Offices Meeting was Held | 該当なし |
| 2015/3/25 | Meeting of IP5 Deputy Heads of Office was Held | 該当なし |
| 2015/5/27 | IP5 Heads of Office meeting was held in Suzhou, P.R. China. | (5/21)USPTO and JPO Sign Memorandum of Cooperation for Collaborative Search Pilot |
| 2015/6/15 | USPTO Deputy Commissioners Visited JPO for Exchanging Views | 該当なし |
| 2015/6/19 | Ceremonial Symposium on Accession to the Geneva Act Held | 該当なし |
| 2016/12/13 | USPTO Chief Administrative Patent Judge Ruschke Visited JPO | 該当なし |
| 2017/6/20 | Exchanged Opinions with the Patent Trial and Appeal Board of the United States Patent and Trademark Office | 該当なし |
| 2017/9/27 | JPO Commissioner Attended the Meeting with Attendees involved IP in the U.S. | 該当なし |
| 2017/10/11 | JPO had Bilateral Meetings alongside WIPO Assemblies | (11/6) Cooperation for an Expanded Collaborative Search Pilot with the JPO and KIPO |

出所：両知財庁ウェブサイトより作成

⑧ 「対内的な発信情報と対外的な発信情報の比較調査」

いずれのソースも英語のみのページであるため割愛。

²⁴ USPTO, “USPTO and JPO Sign Memorandum of Cooperation for Collaborative Search Pilot,” May 21, 2015, <https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-and-jpo-sign-memorandum-cooperation-collaborative-search-pilot>.

²⁵ JPO” IP5 Heads of Office meeting was held in Suzhou, P.R. China,” May 25, 2015, https://www.jpo.go.jp/shoukai_e/soshiki_e/photo_gallery2015052501.htm.

2.2. 欧州特許庁 (EPO)

- EPO のインターネット上の発信は、①年報 (Annual Reports)、②ブログ (President's blog)、③プレスリリース (Press Release)、④ニュース (News) によって行われている。
- 中国 (SIPO) との取組を紹介する記事が多い。EPO と SIPO は毎年会合を重ねており、いずれかのソースで会合の内容が毎年紹介されている。また、2015 年は、1985 年に両知財庁が協力を開始してから 30 周年の節目に当たったことも記事数が伸びた一因と考えられる。
- 共通特許分類 (CPC) を進めていたことから、米国 (USPTO) との取組を紹介した記事が SIPO に次いで多くなっているほか、近年のバリデーション合意を反映して、カンボジア、モルドバ、モロッコ、チュニジアの知財庁との取組を扱った記事も多く見られる。
- EPO と JPO のバイの取組のうち、実際に行われた会合について紹介した記事は、調査対象期間中 1 件であった。JPO 側に掲載されている、2017 年 5 月 16 日の EU 技術審判部 (Boards of Appeal) との会合、2017 年の WIPO 総会で EPO と会合をもった 等に相当する記事は EPO ウェブサイトには掲載されていなかった。

(1) 政策動向や情報発信方針に影響する背景

欧州特許庁 (EPO: European Patent Office) は、欧州特許条約によって設立された特許を所管する国際組織である。2018 年 3 月 12 日現在、38 の国が加盟している²⁶。

欧州内の複数の国で特許を取得するには、各国の知的財産庁に対して特許出願を行うほか、欧州特許条約 (EPC) に基づく出願を行うことが可能であり、EPO において出願および審査を一元的に行うことができる²⁷。EPC に基づく出願であれば、英語、ドイツ語、フランス語による手続きが可能であるが、各国で特許権を有効にするには、特許請求範囲と明細書を各国の言語に翻訳する必要がある。また、特許権行使に際しては、各国で訴訟を提起する必要がある。

こうした翻訳費用や訴訟費用といった出願人が負担しなければならない費用の削減を目的に、2012 年 12 月、欧州単一効特許 (以下、単一特許) を創設する規則が採択され、翌 2013 年の 2 月には、特許権成立後の侵害や有効性についての訴訟手続きの一元化のため統一特許裁判所を創設する協定が成立した。

単一特許規則および統一特許裁判所協定は同時に適用が開始されることになっている。統一特許裁判所協定の発効には、英独仏を含む 13 か国以上の批准が必要であるところ、2017 年 3 月時点では、オーストリア、フランス、スウェーデン、ベルギー、デンマーク、マルタ、ルクセンブルク、ポルトガル、フィンランド、ブルガリア、オランダ、イタリアの 12 か国が批准を完了している。2018 年 2 月 13 日現在、必須批准国の一つである英国が同協定の批准手続き中のため、単一特許制度はまだ稼働していない。EPO のウェブサイトでは 2018 年中の適用開始を念頭に参加国が作業中としている²⁸。

(2) 国際連携の状況

① 主要国との連携状況

1) 日本

特許分野において、JPO と EPO との間では、日米欧三極協力、日米欧中韓五大特許庁協力を通じて交流が行われている²⁹。商標分野では日米欧中韓音商標五庁 (TM5) 会合の場で意見交換がなされている。

2013 年 4 月から日欧経済連携協定 (EPA) 交渉がスタートし、2017 年 7 月に大枠合意、同年 12 月に交渉の妥結が発表された。日欧 EPA は世界の国内総生産の 3 割、貿易総額の 4 割を占めるメガ

²⁶ EPO, Member states of the European Patent Organization,

<https://www.epo.org/about-us/foundation/member-states.html>.

²⁷ 本項は特許庁『特許行政年次報告書 2017 年版』258-259 頁を参照。

²⁸ EPO, "When will the Unitary Patent System start?,"

<https://www.epo.org/law-practice/unitary/unitary-patent/start.html>.

²⁹ 本項は特許庁『特許行政年次報告書 2017 年版』258 頁を参照。

FTA であり、2018 年夏の署名、2019 年春の発効が目指されている。日欧 EPA 交渉では知的財産権分野についての議論も行われており、同 EPA を通じて日本と欧州のさらなる関係強化が期待されている。

2) CPC

2010 年、EPO は USPTO とともに、共通に用いる特許分類である CPC (Cooperative Patent Classification) を作成することを発表、2013 年 1 月に CPC が発効した。それを受けて、EPO は 2013 年 1 月から CPC の付与を開始、USPTO は 2015 年から CPC のみでの付与を開始した³⁰。

CPC の適用範囲はその後拡大し、2013 年 6 月に EPO と SIPO が、SIPO が CPC を使用することに合意する覚書の署名がなされた。2013 年 9 月にロシア特許庁と、2015 年 7 月にメキシコ産業財産庁と CPC 導入の合意がなされた。

② 機械翻訳

2010 年 11 月、EPO は Google と特許文献の多言語の機械翻訳に関する連携協定に合意し、2012 年 2 月から、機械翻訳サービス (Patent Translate) の提供を開始した。機械翻訳サービスでは、EPC 締約国の 28 公用語に加えて、日本語、中国語、韓国語、ロシア語の機械翻訳にも対応している³¹。

③ その他

EPO は欧州周辺国を中心に、欧州特許の認証や PPH 試行プログラムを進めている³²。2015 年 3 月からは、EPO で付与された欧州特許のモロッコにおける認証 (権利化) が可能となり、モロッコにおいて認証された欧州特許は、モロッコの法律に基づき、モロッコの国内特許と同様の法的効果を有するようになる。2015 年 11 月にはモルドバにおいても認証が可能となった。チュニジアとも 2014 年 7 月に欧州特許の認証について合意がなされ、2017 年 12 月から認証が可能となっている³³。さらには 2017 年 1 月にカンボジアとも欧州特許の認証が認める合意が締結されている。

PPH については、ロシア特許庁と 2017 年 1 月に PPH 試行プログラム開始について合意がなされた。EPO が PPH 合意を締結した相手は、五大特許庁、カナダ特許庁、メキシコ産業財産権庁、シンガポール知的財産庁、イスラエル特許庁、オーストラリア知的財産庁、コロンビア商工監督局でロシア特許庁を含めると合計 12 となっている。

(3) 調査項目に基づく調査結果

① 「調査対象の知財庁・機関による発信情報を掲載したソースの調査」

EPO のウェブサイトにおいて、情報発信は以下の方法によって実施されている。国際的な取組に特化したウェブページは設けられていない。ウェブサイトは英語、フランス語、ドイツ語によって構成されているが、本調査では英語版のみを調査対象とした。プレスリリース (Press Release) とニュース (News) を区別する基準は不明であり、一部同じ記事が掲載されている場合もある。また、EPO 加盟国との取組は本調査の対象から除外している。

³⁰ 特許庁『特許行政年次報告書 2017 年版』263-264 頁。

³¹ 特許庁『特許行政年次報告書 2017 年版』264 頁。

³² 本項は特許庁『特許行政年次報告書 2017 年版』260-261 頁を参照。

³³ EPO, “European patents in Tunisia: Validation agreement between EPO and Tunisia to enter into force on 1 December,” October 4, 2017, <http://www.epo.org/news-issues/press/releases/archive/2017/20171004.html>.

図表 18 英語ウェブサイトにおけるソース

| | |
|--------------------------|---|
| ① プレスリリース(Press Release) | 2013年から2017年10月10日まで国際的な取組に関する記事数は24件。2016年は国際的な取組に関する記事数は0件であった。 |
| ② ブログ(President's blog) | EPO長官によるブログ。2013年から2017年XX月XX日まで国際的な取組に関する記事数は30件(EPO加盟国内に関する記事は除外)。カテゴリー別に閲覧可能で、国際協力「International Cooperation」項目が設けられている。ただし、国際協力項目の中には欧州内での協力(たとえばPATLIB ³⁴)が一部含まれている。 |
| ③ ニュース(News) | 2013年から2017年10月10日まで、国際的な取組に関する記事数は58件。 |
| ④ 年報(Annual Reports) | 2018年2月2日現在、2004年から2016年までの年報がEPOウェブサイトにも収められている。国際的な取組に関する独立した章は設けられておらず、その年のハイライト(Highlight)の中に該当する活動が紹介されていることがある。 |

② 「国際的な取組に関する情報(文章等)の調査」

1) 年報

2018年2月2日現在、2004年から2016年までの年報がEPOウェブサイトにも収められている。国際的な取組に関する独立した章は設けられておらず、その年のハイライト(Highlight)等の中に該当する活動が紹介されていることがある。

2016年年次報告書は、ハイライトの中に「International co-operation」の項目が設けられており、グローバル・ドシエの改善(五庁、カナダ、WIPO)、CPCをロシア特許庁が使用開始、PPH試行プログラムの取組状況、バリデーション合意の拡大等が紹介されている。2015年版では、ハイライトの中の「An influential global partner」で、モロッコとモルドバとのバリデーション合意、グローバル・ドシエ、CPCといったハーモナイゼーションに関わる取組、SIPOとの協力開始30周年が国際的な取組として挙げられている。

2014年版では、ハイライトの中の「Asian data」で日中韓をはじめとしてアジア諸国からの特許出願が伸びていること、EPOの機械翻訳サービスが日本語、中国語、韓国語に対応していること、アジア諸国の知財庁と協力を進めていることが紹介され、「Single point of access」でグローバル・ドシエや共通引用文献(CCD)が挙げられている。

2013年版では、「Driving harmonization」の項目で、CPCや機械翻訳サービス、CCD、IP5等の協力が紹介されている。2012年版では、ハイライトの中でCPC、機械翻訳サービスが、「No more barriers」で中国、日本、韓国、ブラジル、ロシア等の知財庁と特許情報共有を進めることに合意したことが触れられている。

また、年報は、国名や知財庁名を章や節等の見出しにする構成となっていない。

2) プレスリリース

2013年から2017年10月10日までで国際的な取組に関連する記事は24件であった。

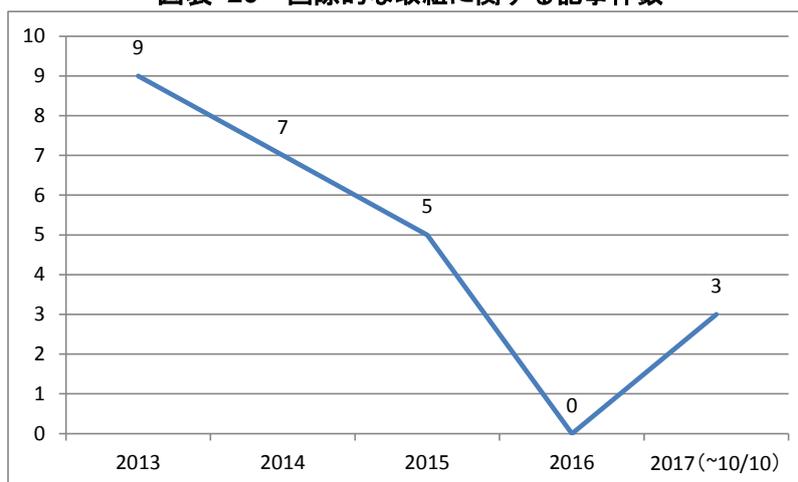
図表 19 国際的な取組に関する記事件数

| | 英語 |
|---------------|----|
| 2013年 | 9 |
| 2014年 | 7 |
| 2015年 | 5 |
| 2016年 | 0 |
| 2017年(~10/10) | 3 |
| 5年間合計 | 24 |

出所：EPOウェブサイトより作成

³⁴ PATLIBは、欧州の特許情報公衆閲覧施設をネットワーク化したもので、特許情報について国内および国際特許データベースを利用して検索可能。

図表 20 国際的な取組に関する記事数



出所：EPO ウェブサイトより作成

バイの国際的な取組に関する記事に登場する国および機関は以下のとおりである。

- ・ 欧州：モルドバ
- ・ 北米：米国、カナダ
- ・ 中南米：メキシコ
- ・ オセアニア：豪州
- ・ 中東：イスラエル
- ・ アジア：日本、中国（SIPO）、インド、シンガポール、韓国
- ・ アフリカ：チュニジア、モロッコ
- ・ 国際機関・その他：国際再生可能エネルギー機関（IRENA）、ASEAN、EAPO(Eurasian Patent Office)、IEC

マルチの国際的な取組に関する記事に登場する機関は、五庁である。

図表 21 記事の単語数に関する情報

| | 英語 |
|-------|------|
| 最大文字数 | 1010 |
| 最小文字数 | 167 |
| 中央値 | 420 |

出所：EPO ウェブサイトより作成

記事の例を挙げると、2017年6月1日の記事³⁵では、同日、マルタにて五庁会合が開催されたことが紹介されている。五庁協力の10周年が祝われ、協力の成果として、グローバル・ドシエ、PPH、特許協力条約（PCT）等が挙げられている。そのほか、①五庁間の実務・手続き面での調和を進める努力を継続する、②質の管理の最適化、③五庁間でのワークシェアリングの最大化、④特許情報サービスの向上について今後さらに協力を深化させることに合意するとともに、PCTのもと協働調査審査（Collaborative Search and Examination）の第3回試行プロジェクトを開始することに合意したことが触れられている。

二国間の記事では、チュニジアやモロッコ、モルドバとのバリデーション合意に関する記事³⁶や、

³⁵ EPO, “World’s five largest intellectual property offices celebrate ten years of co-operation,” June 1, 2017, <http://www.epo.org/news-issues/press/releases/archive/2017/20170601.html>.

³⁶ たとえば、EPO, “European patents in Tunisia: Validation agreement between EPO and Tunisia to enter into force on 1 December,” October 4, 2017, <http://www.epo.org/news-issues/press/releases/archive/2017/20171004.html>.

豪州、イスラエル、カナダ、メキシコ、シンガポールとのPPH合意³⁷、日本やロシアとの機械翻訳サービス提供に関する記事³⁸などがある。

3) ブログ

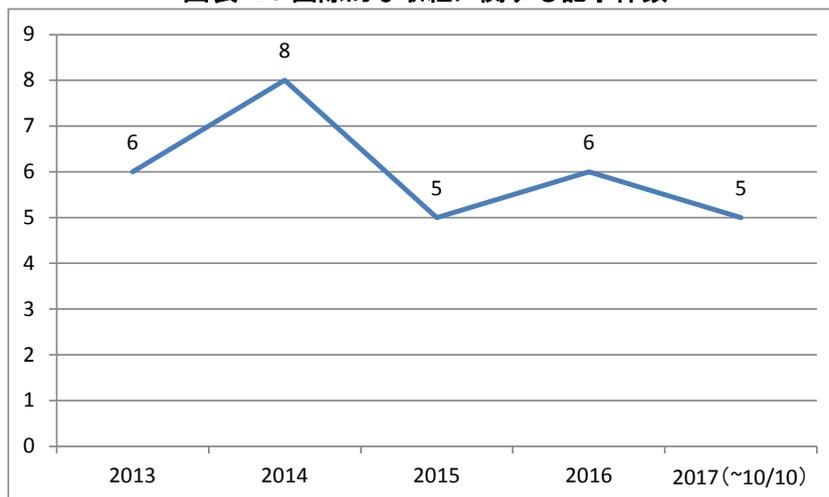
2013年から2017年10月10日までで国際的な取組に関連する記事は30件であった。

図表 22 国際的な取組に関する記事件数

| | 英語 |
|---------------|----|
| 2013年 | 6 |
| 2014年 | 8 |
| 2015年 | 5 |
| 2016年 | 6 |
| 2017年(～10/10) | 5 |
| 5年間合計 | 30 |

出所：EPO ウェブサイトより作成

図表 23 国際的な取組に関する記事件数



出所：EPO ウェブサイトより作成

バイの国際的な取組に関する記事に登場する国および機関は以下のとおりである。

- ・ 欧州：ロシア、モルドバ
- ・ 北米：米国、
- ・ 中南米：コロンビア、キューバ、メキシコ
- ・ オセアニア：豪州
- ・ 中東：
- ・ アジア：中国（SIPO）、韓国、インド
- ・ アフリカ：モロッコ
- ・ 国際機関・その他：WIPO、ユーラシア特許庁（EAPO: Eurasian Patent Office）、ASEAN

マルチの国際的な取組に関する記事に登場する機関は、WIPO、五庁、日米欧三極協力である。

³⁷ たとえば、EPO, "EPO and IP Australia sign Memorandum of Understanding on bilateral co-operation," October 7, 2015, <http://www.epo.org/news-issues/press/releases/archive/2015/20151007.html>.

³⁸ たとえば、EPO, "Japanese-English machine translation for patents goes live," June 5, 2013, <http://www.epo.org/news-issues/press/releases/archive/2013/20130605.html>.

後述するとおり、SIPOとの協力やバリデーション合意に関する記事が相対的に多く、たとえば2016年10月5日の記事では、SIPOとの協力の重要性について、毎年会合が開かれていること、欧州企業にとって中国が重要市場であること、共通特許分類（CPC）をはじめとしたハーモナイゼーションに取り組んでいること、中国からEPOへの出願数が多いことなどが書かれている³⁹。

バリデーションに関する記事では、たとえば、2016年5月20日の記事では、バリデーション合意の意義について、欧州の特許がモロッコで有効になり同国の特許法で保護されると同時に、モロッコにとってもモロッコ産業財産権庁（OMPIC）が特許審査を迅速に行えるといった利益を得られるとして、ウィンウィンな取組であると紹介している⁴⁰。

図表 24 記事の単語数に関する情報

| | 英語 |
|-------|-----|
| 最大文字数 | 961 |
| 最小文字数 | 353 |
| 中央値 | 546 |

出所：EPO ウェブサイトより作成

4) ニュース

2013年から2017年10月10日までで国際的な取組に関連する記事は58件であった。

図表 25 国際的な取組に関する記事件数

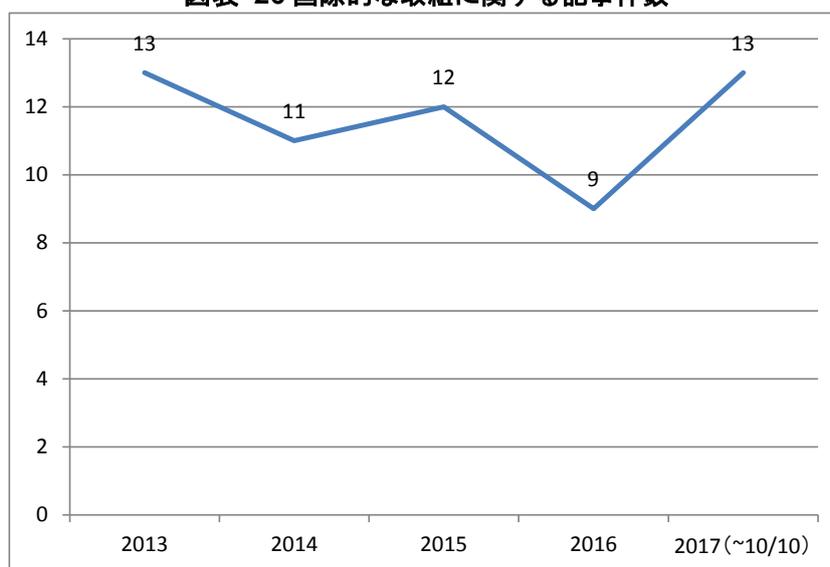
| | 英語 |
|---------------|----|
| 2013年 | 13 |
| 2014年 | 11 |
| 2015年 | 12 |
| 2016年 | 9 |
| 2017年（～10/10） | 13 |
| 5年間合計 | 58 |

出所：EPO ウェブサイトより作成

³⁹ EPO, “The Importance of EPO-SIPO Cooperation,” October 5, 2016, <https://blog.epo.org/international-co-operation/importance-epo-sipo-cooperation/>.

⁴⁰ EPO, “The Benefits of Validation,” May 20, 2016, <https://blog.epo.org/international-co-operation/the-benefits-of-validation/>.

図表 26 国際的な取組に関する記事件数



出所：EPO ウェブサイトより作成

バイの国際的な取組に関する記事に登場する国および機関は以下のとおりである。

- ・ 欧州：ロシア、モルドバ
- ・ 北米：米国、カナダ
- ・ 中南米：ブラジル、アルゼンチン、コロンビア、
- ・ オセアニア：豪州
- ・ 中東：イスラエル、
- ・ アジア：中国 (SIPO)、日本、韓国、フィリピン、マレーシア、カンボジア、シンガポール、インド
- ・ アフリカ：チュニジア、アンゴラ、モロッコ
- ・ 国際機関・その他：WIPO、OAPI、EAPO(Eurasian Patent Office)、ASEAN、IEC

マルチの国際的な取組に関する記事に登場する機関は、WIPO、五庁、日米欧三極協力である。

記事としては、中国との二国間関係⁴¹、モロッコやモルドバ、チュニジア等とのバリデーション合意⁴²、米国とのCPCに関するもの⁴³が見られる。

図表 27 記事の単語数に関する情報

| | 英語 |
|-------|-----|
| 最大文字数 | 775 |
| 最小文字数 | 117 |
| 中央値 | 331 |

出所：EPO ウェブサイトより作成

③ 「調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの比較調査」

EPOの記事では、近隣諸国(モロッコ、チュニジア、モルドバ、イスラエル等)に関する記事や、中国(SIPO)およびUSPTOとの交流に関する記事が多い。

⁴¹ たとえば、EPO, “EPO and SIPO further strengthen their co-operation,” June 1, 2016, <https://www.epo.org/news-issues/news/2017/20170601.html>.

⁴² たとえば、EPO, “EPO President visited Morocco,” May 18, 2016, <https://www.epo.org/news-issues/news/2016/20160518.html>.

⁴³ たとえば、EPO, “EPO and USPTO renew their commitment to joint classification scheme,” October 6, 2015, <https://www.epo.org/news-issues/news/2015/20151006.html>.

チュニジア、モロッコ、モルドバとはそれぞれバリデーション合意が締結されたこと、そして USPTO とは CPC に取り組んでいることが記事数増加につながっていると考えられる。

特筆すべきは SIPO との協力に関連する記事数の多さである。プレスリリースとニュースの合計で、SIPO との協力に何らかの言及がある記事は 9 件で最大である。EPO と SIPO とは年次会合を行っているが、年次会合についていずれかのソースで記事が公表されていること、1985 年に SIPO との協力が開始されて 2015 年が 30 周年の節目に当たったことなどが記事数を多くした要因と考えられる。

図表 28 二国間（バイ）に関する情報における海外知財庁・機関等名が登場する記事数（プレスリリース）

| | 2017 年 (~10/10) | 2016 年 | 2015 年 | 2014 年 | 2013 年 | 5 年間合計 |
|------------------------|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 米国 (USPTO) | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 3 |
| 欧州 (EUIPO、OHIM) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ドイツ (DPMA) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| カナダ (CIPO) | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| オーストラリア (IP Australia) | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 韓国 (KIPO) | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 台湾 (TIPO) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ロシア (ROSPATENT) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| シンガポール (IPOS) | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| タイ (DIP) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| インドネシア (DGIP) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| マレーシア (MyIPO) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| インド (CGPDTM) | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 中国 (SIPO) | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2 |
| ブラジル (INPI) | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| GCC | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| アフリカ (OAPI) | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| アフリカ (ARIPO) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| JPO (日本) | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2 |
| WIPO | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 |
| その他合計 | 2 | 0 | 2 | 4 | 4 | 12 |

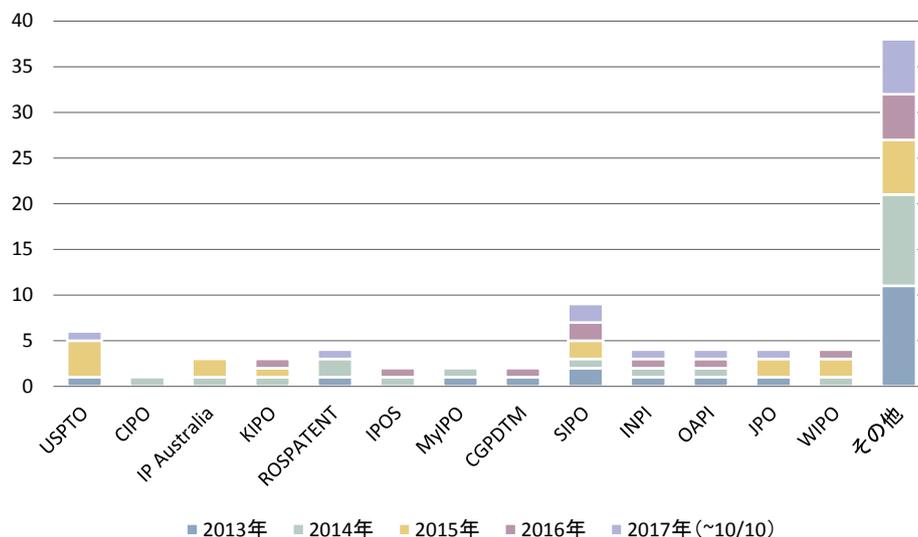
出所：EPO ウェブサイトにより作成

図表 29 二国間（バイ）に関する情報における海外知財庁・機関等名が登場する記事数（ニュース）

| | 2017年 (~10/10) | 2016年 | 2015年 | 2014年 | 2013年 | 5年間合計 |
|-----------------------|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 米国(USPTO) | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 3 |
| 欧州(EUIPO、OHIM) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ドイツ(DPMA) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| カナダ(CIPO) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| オーストラリア(IP Australia) | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 |
| 韓国(KIPO) | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 |
| 台湾(TIPO) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ロシア(ROSPATENT) | 1 | 2 | 0 | 0 | 1 | 4 |
| シンガポール(IPOS) | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| タイ(DIP) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| インドネシア(DGIP) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| マレーシア(MyIPO) | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| インド(CGPDTM) | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 中国(SIPO) | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 7 |
| ブラジル(INPI) | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| GCC | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| アフリカ(OAPI) | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| アフリカ(ARIPO) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| JPO(日本) | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2 |
| WIPO | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 |
| その他合計 | 7 | 6 | 4 | 5 | 4 | 26 |

出所：EPO ウェブサイトにより作成

図表 30 二国間（バイ）に関する情報における海外知財庁・機関等名が登場する記事数（プレスリリースとニュースの合計）



出所：EPO ウェブサイトにより作成

④ 「調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの推移調査」

図表 29 が示すとおり、プレスリリースおよびニュースにおいて 5 年間毎年取り上げられているのが中国（SIPO）である。その他を除き記事数の合計が最も多く、かつ取り上げられ方も継続的である。前述のとおりであるが、要因としては年次会合や 2015 年が EPO と SIPO の協力開始から 30 周年であったことが考えられる。その他では、モロッコやチュニジア、モルドバ、カンボジアと

いったバリデーション合意に関連する記事が取り上げられる傾向にあった。

⑤ 「国際的な取組に関する情報（写真等）からの上記③,④の位置づけの調査」

2013年から2017年10月10日現在で、国際的な取組に関する記事のうち写真が掲載されていたのは35件（プレスリリースとニュースの合計）であった。なお、ほとんどのブログ記事で写真が掲載されているものの、EPO長官が単身で写るものばかりで記事の内容と関連性がないため、本項では調査の対象外としている。

バイの取組に関する写真掲載記事では、以下の国・地域が挙げられていた。

- ・ 欧州：ロシア、モルドバ
- ・ 北米：カナダ
- ・ 中南米：メキシコ、ブラジル、アルゼンチン、コロンビア
- ・ オセアニア：なし
- ・ 中東：イスラエル
- ・ アジア：中国、シンガポール、カンボジア
- ・ アフリカ：チュニジア、アンゴラ、モロッコ
- ・ 国際機関・その他：WIPO、OAPI、EAPO、ASEAN

マルチの取組に関する写真掲載記事に登場する機関や取組は、WIPOや五庁、日米欧三極である。

⑥ 「国際的な取組（マルチ）に関する情報に関する調査」

図表31は、プレスリリースにおけるマルチの取組に関する記事件数を占めている。プレスリリースでは五庁を取り上げた記事数が多い。ニュースでも五庁に関する記事が最大であるが、WIPOと三極に言及する記事がある。

図表 31 プレスリリースにおける国際的な取組（マルチ）に関する記事件数

| | WIPO | IP5/TM5 | 三極 |
|---------------|------|---------|----|
| 2013年 | 0 | 2 | 0 |
| 2014年 | 0 | 1 | 0 |
| 2015年 | 0 | 0 | 0 |
| 2016年 | - | - | - |
| 2017年（～10/10） | 0 | 1 | 0 |
| 5年間合計 | 0 | 4 | 0 |

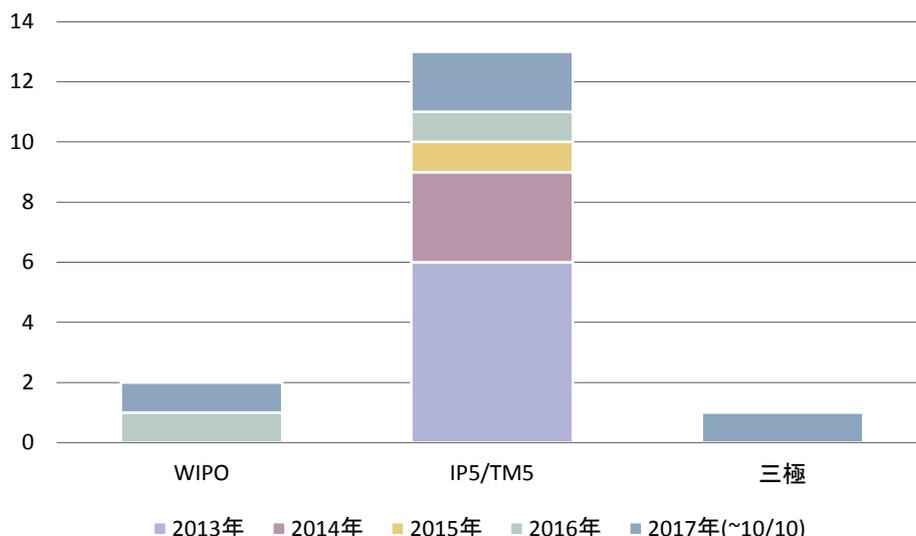
出所：EPOウェブサイトより作成

図表 32 ニュースにおける国際的な取組（マルチ）に関する記事件数

| | WIPO | IP5/TM5 | 三極 |
|---------------|------|---------|----|
| 2013年 | 0 | 4 | 0 |
| 2014年 | 0 | 2 | 0 |
| 2015年 | 0 | 1 | 0 |
| 2016年 | 1 | 1 | 0 |
| 2017年（～10/10） | 1 | 1 | 1 |
| 5年間合計 | 2 | 9 | 1 |

出所：EPOウェブサイトより作成

図表 33 ニュースにおける国際的な取組（マルチ）に関する記事数（プレスリリースとニュースの合計）



出所：EPO ウェブサイトより作成

⑦ 「国際的な取組（バイ）に関する情報に関する比較調査」

1) 国際的な取組（バイ）に関する情報の内容

プレスリリースおよびニュースの記事の内容は、会合や MOU/MOC、PPH、CPC に関連するものが多い。各連携の相手国は比較的ばらつきが見られるが、会合ではチュニジア、モルドバ、モロッコ等とのバリデーション合意、SIPO との協力に関する記事が多く、CPC では、米国との取組に加えて米国以外との海外知財庁（KIPO や ROSPATENT 等）とも CPC の協力を進めているため、記事数の伸びにつながっている。

図表 34 プレスリリースにおける年別の国際連携の形態（記事数）

| | 会合 | MOU/MOC | PPH | 協働調査 (CSP) | 協働特許分類 (CPC) | グローバル・ドシエ | 特許協力条約 (PCT) | その他 |
|-----------------|----|---------|-----|------------|--------------|-----------|--------------|-----|
| 2013 年 | 2 | 2 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 2 |
| 2014 年 | 1 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 2015 年 | 3 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 2016 年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2017 年 (~10/10) | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 5 年間合計 | 7 | 5 | 3 | 0 | 4 | 0 | 0 | 3 |

注）一記事に複数の項目が含まれていることがあるため、合計数は記事数と一致しない。

出所：EPO ウェブサイトより作成

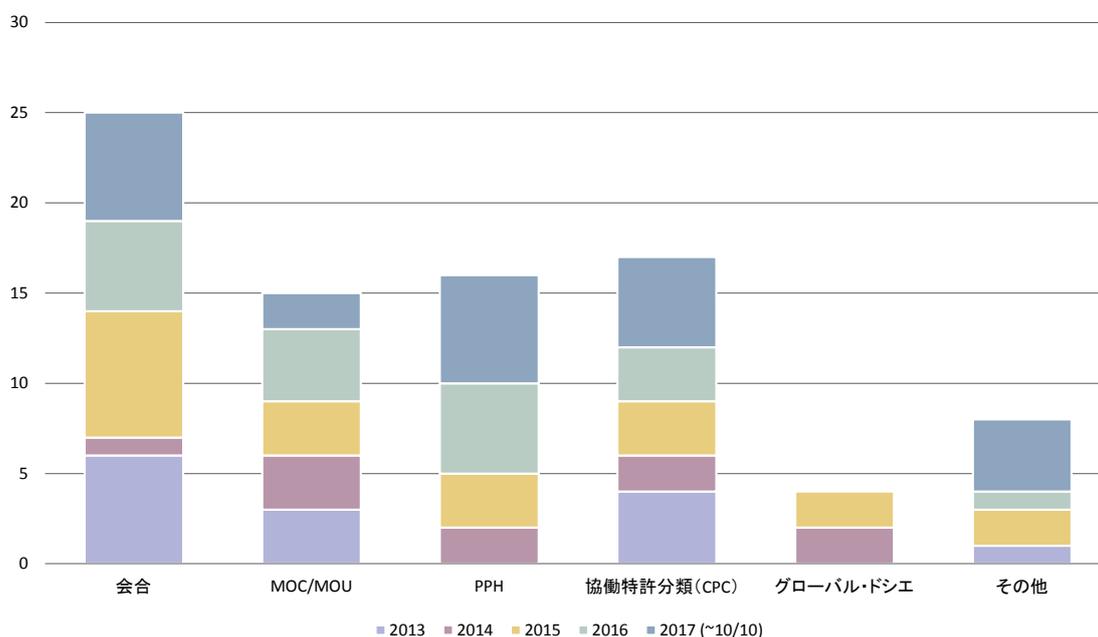
図表 35 ニュースにおける年別の国際連携の形態（記事数）

| | 会合 | MOU/MOC | PPH | 協働調査 (GSP) | 協働特許 分類 (CPC) | グローバル・ドシエ | 特許協力 条約 (PCT) | その他 |
|-------------------|----|---------|-----|---------------|---------------------|-----------|---------------------|-----|
| 2013年 | 5 | 2 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 1 |
| 2014年 | 1 | 3 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 |
| 2015年 | 4 | 3 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 |
| 2016年 | 4 | 2 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 2017年 (~10/10) | 4 | 0 | 6 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| 5年間合計 | 18 | 10 | 13 | 0 | 13 | 4 | 0 | 5 |

注) 一記事に複数の項目が含まれていることがあるため、合計数は記事数と一致しない。

出所：EPO ウェブサイトより作成

図表 36 プレスリリースとニュースにおける年別の国際連携の形態（記事数）



注) 一記事に複数の項目が含まれていることがあるため、合計数は記事数と一致しない

出所：EPO ウェブサイトより作成

2) JPO との取組について

EPOとJPOのバイの取組のうち、実際に行われた会合について紹介した記事は、調査対象期間中1件であった⁴⁴。その一件は、2014年3月3日の記事で、記事の内容の中心は、(一社)日本知的財産境界(JIPA: Japan Intellectual Property Association)の年次総会でEPO長官による講演およびJIPAとの意見交換に関するものである。記事中、JPOとの会合が行われたこと、および知財関連法の改革にJPOが取り組んでいることが触れられている⁴⁵。

JPO側に掲載されている、2017年5月16日のEU技術審判部(Boards of Appeal)との会合⁴⁶、2017年のWIPO総会でEPOと会合をもった⁴⁷等に相当する記事はEPOウェブサイトには掲載されてい

⁴⁴ IP5での取組や、機械翻訳サービスを紹介する記事(実際に両庁の会合が行われたわけではない記事)等はカウントしていない。

⁴⁵ EPO, "Forging closer ties with our Asian partners," March 3, 2014, <https://blog.epo.org/international-co-operation/forging-closer-ties-asian-partners/>.

⁴⁶ JPO, "Exchanged Opinions with the Boards of Appeal of the European Patent Office," May 26, 2017, http://www.ipj.go.jp/torikumi_e/t_torikumi_e/170516_european_boa_e.htm.

⁴⁷ JPO, "JPO had Bilateral Meetings alongside WIPO Assemblies" October 11, 2017, http://www.ipj.go.jp/shoukai_e/soshiki_e/photo_gallery2017101101.htm.

かった。

図表 37 JPO と EPO 記事の対応関係（年報を除く）

| | JPO | EPO |
|------------|--|---|
| 2014/3/3 | 該当なし | Forging closer ties with our Asian partners |
| 2015/2/18 | EPO Symposium on Harmonisation was Held in Munich, Germany | 該当なし |
| 2015/3/6 | Trilateral Heads of Offices Meeting was Held | 該当なし |
| 2015/3/13 | Results of the 33rd Meeting of the Trilateral Heads of Offices held in Yokohama. | 該当なし |
| 2015/5/27 | IP5 Heads of Office meeting was held in Suzhou, P.R. China. | 該当なし |
| 2017/5/26 | Exchanged Opinions with the Boards of Appeal of the European Patent Office, | 該当なし |
| 2017/10/11 | JPO had Bilateral Meetings alongside WIPO Assemblies | 該当なし |

出所：両知財庁ウェブサイトより作成

⑧ 「対内的な発信情報と対外的な発信情報の比較調査」

調査対象が英語のみのページであるため割愛。

2.3. 欧州連合知的財産庁 (EUIPO)

- EUIPO のインターネット上の発信は、①年報 (Annual Reports)、②プレスリリース (Press Release)、③ニュース (News) によって行われている。
- EUIPO の記事 (ニュース及びプレスリリース) においては、商標/意匠五庁に関するものが比較的多く見られるが、最も多く登場するのは USPTO である。次いで記事数の多いのが SIPO で、特徴的な記事として、中国に対する協力プロジェクト (IP Key Project) に関する報道がある。商標/意匠五丁以外では ARIPO・OAPI の両アフリカ機関の記事数が多く、JPO、KIPO と肩を並べる頻度である。
- EUIPO と JPO のバイの取組のうち、調査対象期間中に EUIPO が紹介した記事 (ニュース) は 2 件 (商標/意匠データベースへの参加)、他方、JPO 側に掲載されている EUIPO とのバイの取組は WIPO 総会における二国間会合 (2017 年 10 月) と第 7 回 JPO-EUIPO 商標専門家会合 (2017 年 9 月) の 2 件であり、両者の情報はいずれも対応していない。

(1) 政策動向や情報発信方針に影響しうる背景

EUでは1996年に、域内全域で効力を持つ「共同体商標 (Community Trade Mark : CTM)」が導入され、スペインに設置された欧州共同体商標意匠庁 (Office for Harmonization in the Internal Market : OHIM) による管理・運営が開始された。OHIMは2003年より「共同体登録意匠 (Registered Community Design : RCD)」も管轄し、さらに、2012年にはEU理事会によって「知的財産権の侵害に関する欧州監視部門 (European Observatory on Infringement of Intellectual Property Rights)」を委任され、EUにおけるあらゆる知的財産権の権利行使において重要な役割を担うこととなった。2016年3月に、共同体商標 (CTM) は「欧州連合商標 (EUTM)」に、欧州共同体商標意匠庁 (OHIM) は「欧州連合知的財産庁 (EUIPO: European Union Intellectual Property Office)」に改称された⁴⁸。

EUIPOは、2016年6月に2020年までの同庁の活動指針を定める「戦略計画2020 (Strategic Plan 2020)」を発表した。同計画は、2020年までの「ユーザー主導の欧州知的財産ネットワーク」の実現をビジョンに掲げ、その下に3つの戦略的目的と6つの行動方針を設定している。この中で、国際的な取組に関連する戦略的目的と行動方針は以下のものである。

戦略的目的 3. グローバルな影響を伴うネットワークの収束の構築 (Build network convergence with global impact)

行動方針 4. ネットワーク関与の強化 (Intensify network engagement)

具体的には、欧州委員会との協力のもとで、同庁の有する知財関連ツール (TMview、Designview 及びTMclass) をEU域外の展開し、特に中小企業をターゲットとしてより良い知財サービスを提供すること、知財権の執行にかかわる情報、ツール及びデータベースを提供していくこと等が想定されている。また、地域的スコープとして、アフリカ地域 (ARIPO及びOAPI) や、既に取組を実施している知財庁・機関に加えて、ラテンアメリカ及びASEANにおける23の新知財庁・機関が明示されている⁴⁹。

(2) 国際連携の状況

① 主要国との連携状況

1) 日本

商標及び意匠の分野において、JPO と EUIPO との間では、主に日米欧中韓の商標/意匠五庁 (TM5 / ID5) 会合や日欧専門家会合を通じて意見交換、協力を行っている。

⁴⁸ ジェトロ・ウェブサイト「EU 技術・工業および知的財産権供与に関わる制度」

(https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/invest_08.html)、および特許庁『特許行政年次報告書 2017 年版』264 頁。

⁴⁹ EUIPO の戦略計画 2020 の全体については右ウェブサイトを参照。

<https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/strategic-plan>。

2) 中国

中国に対しては、欧州委員会の指揮のもとでIP Keyプロジェクトを実施している。同プロジェクトの狙いは、特に欧州企業の利害を考慮に入れて、企業やイノベーターの中国市場へのアクセス円滑化を支援することにある。このため、欧州委員会は中国商務省をカウンターパートとして、知財執行制度の透明化と改善のために協力をを行うとともに、EU中国知財対話メカニズム（EU-China IP Dialogue Mechanism）を構築している。同プロジェクトは第1フェーズ（2014～17年）が終了し、2018年1月から第2フェーズが開始されている⁵⁰。EUIPO本部に専属チームを設置し、北京に専門家を常駐させる他、CPVOやEPO等他のEU知財機関からも短期専門家を動員することが予定されている⁵¹。

3) ASEAN

欧州委員会は、ASEANに対する知財保護協力プロジェクトとしてECAP I（1993-97年）、ECAP II（2000-2007年）を実施し、2013-17年にはECAP IIIを行った。同協力プロジェクトは「アセアン知的財産権行動計画」に沿ったもので、ASEAN地域における知的財産の想像、保護、管理、及び行使の観点から、ASEAN地域の統合を支援して制度の改善や調和を進めるものである。ECAP IIIはEUIPOによって運営され、ASEAN地域における商標、意匠、地理的表示（GI）及びそれに関連する知的財産権の保護及び行使、能力構築活動、法的・政策的枠組みの向上等を主要な分野として実施された。また、2017年2月17日のEUとASEANの会合において、2017年から2021年までの新たな協力プロジェクトについても議論が行われ、同年後半より開始されるとの見解が示された⁵²。

4) ラテンアメリカ

IP Key Latin Americaプロジェクトの実施に当たって、EUIPOは2017年9月から12月にかけて4つのファクト・ファインディング・ミッションを派遣した。この結果、プロジェクトの開始について関係者の正式な合意を得るとともに、現段階での主要な支援領域について、以下のように想定している⁵³。

- ・現在交渉中のいくつかのFTAの締結から生じる義務の履行に対する支援。さらに、商標に関するマドリッド議定書等の登録システムの実施に対する支援。
- ・各種知的財産の地域的な検査ガイドラインの改訂もしくは作成支援。
- ・EUの経験・優良事例の共有、知財権保護の重要性に関する意識向上
- ・知財権の執行支援（プラットフォーム、ツール、データベース構築等を含む）

(3) 調査項目に基づく調査結果

① 「調査対象の知財庁・機関による発信情報を掲載したソースの調査」

EUIPOのウェブサイトにおいて、国際的取組に関する情報発信は以下の方法によって実施されている。ウェブサイトは英語、フランス語、ドイツ語を含む23カ国語によって構成されているが、本調査では英語版のみを調査対象とした。国際的取組に特化したウェブページとして「International cooperation」というページがあり、そこではEUのファンドを用いた域外協力、二国間協力、多国間その他の国際協力の枠組み等が紹介されているものの、常時更新される情報発信のツールではないため、本調査の対象から除外した。また、EUIPO加盟国との取組も本調査の対象から除外してい

⁵⁰ IP Key China, <https://ipkey.eu/en/china>.

⁵¹ EUIPO, “Launch of IP Key China project to support EU firms doing business in China”, Press Release, 17 January 2017,

https://euipo.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/about_euipo/press_releases/Launch_of_IP_Key_China_en.pdf.

⁵² ジェトロ「欧州連合（EU）とアセアン（ASEAN）、知的財産権に係る協力プロジェクトを総括」2017年2月21日、「欧州委員会のアセアン知財保護協力プロジェクトが年次作業計画を承認」2014年3月6日。

⁵³ EUIPO, “Successful Conclusion of the Fact Finding Missions for IP Key Latin America”, March 2, 2018, <https://ipkey.eu/en/latin-america/news/successful-conclusion-fact-finding-missions-ip-key-latin-america>.

る。

図表 38 英語ウェブサイトにおけるソース

| | |
|------------------------------|---|
| ① 年報 (Annual Reports) | 2018年2月2日現在、1999年から2016年まで17本の年報が掲載されている。2013年以降の年報についてみると、「International Cooperation」のタイトルを付した一節を中心に国際的取組に関する情報が掲載されているが、その他の箇所でも国際的取組に関する記載は散見される。 |
| ② プレスリリース (Press Release) | 2011年9月から現在まで、数か月に1、2本の割合で発表されている。「ニュース」で取り上げられた情報をPDFでより詳しく紹介する形をとっている。ただし、国際的取組に言及したものはほとんどなく、本調査期間(2013年から2018年1月)では1件のみであった。 |
| ③ ニュース (News) | 2013年11月11日から現在までの記事が掲載されている。時系列順に全ての記事を開覧する以外に、いくつかのカテゴリ別にも閲覧することができ、その中に「International Partners」というカテゴリも設けられている。二国間や多国間(商標/意匠五庁を含む)の会合等の記事がまとめられているが、最新記事は2015年1月16日であり、それ以降の記事は未分類の様様。 |

② 「国際的な取組に関する情報（文章等）の調査」

1) 年報

2018年2月2日現在、1999年から2016年まで17本の年報が掲載されている。2013年以降の年報についてみると、「International Cooperation」のタイトルを付した一節を中心に、当該年の国際的取組を概括する記事が掲載されているが、その他の箇所でも国際的取組に関する記載は散見される。

2016年年次報告書は、国際協力の推進がEUIPOの知財戦略である「戦略計画2020 (SP2020)」の中心的な原則であること、それがとりわけ中小企業の利益になること、商標/意匠五庁の多国間協力の枠組みにおいて12の新プロジェクトを採択し、中国の商標データをEUIPOの商標データベースであるTMviewに統合するためのF/Sを実施したことなどを紹介している。また、EUの資金拠出プロジェクト (EU-Funded Projects) として、ASEAN、中国及びインドに対して技術協力を実施したこと、商標、意匠のデータベースであるTMview、Designview、および商標類別ツールTMclassの参加機関が各々56、54、62に拡大したことが紹介されている。

2015年版では、欧州商標・意匠ネットワーク (ETMDN) をグローバルに展開し、商標/意匠五庁との協力の下でTMview、Designview及びTMclassの利用範囲をASEAN、BRIC諸国を含む37の非EU機関に拡大したことが紹介されている。その他、EU-Funded Projects、WIPO、EPO、TM5&ID5のタイトルの下に、各々の活動が紹介されている。特に、WIPOとの関係についてはMoUを更新し、データ交換・収斂及び執行が実施作業計画として組み込まれた。

2014年版は、通常の「International Cooperation」以外に、ETMDNに関する国際協力に一節を割いて紹介を行っている。そこでは2国間協定の下でチュニジア、アイスランド、中国等10カ国がTMview、TMclassに参加したこと、OHIM Academyとして非EU諸国に技術協力を実施したこと、ASEAN10カ国を対象にEU-Funded Projectを行い、中国、ロシアにも提供準備を行ったこと、ASEANに対してはこれとは別にECAP IIIと呼ばれる技術支援のフェーズ2 (2013～15年) を実施していることを紹介している。さらに、中国に対する協力 (IP Key プロジェクト)、ロシアに対する協力についても個別に取り上げて記載をおこなっている。他方、Observatory章に設けられた国際協力の節においてもECAP III2、IP Key及びロシアに対する協力が言及されているほか、欧州委員会 (貿易総局) と共同で第三国における知財権執行に関する調査を実施したこと、この一環としてECAP IIIプログラムの下でワークショップを実施したことが紹介されている。

2013年版においてもETMDNに関する国際協力とObservatory/Academyにおける国際協力の二つの記載がある。前者については、クロアチア (2013年5月まで非加盟国)、メキシコ、ノルウェー等8カ国がTMview、TMclassに参加したこと、ASEAN10カ国と中国及びロシアを対象にEU-Funded Projectを行ったこと、中国に対してはIP Keyプロジェクトのために北京のEU代表部にIPアタシェを配置したことを紹介している。後者については、ECAP III、IP Key及びロシアに対する協力が簡潔に言及されている。

なお、2014年版では「ECAP III PHASE II」「IP KEY」「RUSSIA PROJET」の見出しのもとに、各々、

ASEAN、中国、ロシアに対する協力が記載されていたが、それらは2015年版からは「EU-FUNDED PROJECTS」の下にまとめて記載され、新たに「WIPO」「EPO」「TM5&ID5」の見出し記事が掲載されるようになっている。

2) ニュース（プレスリリースを含む）

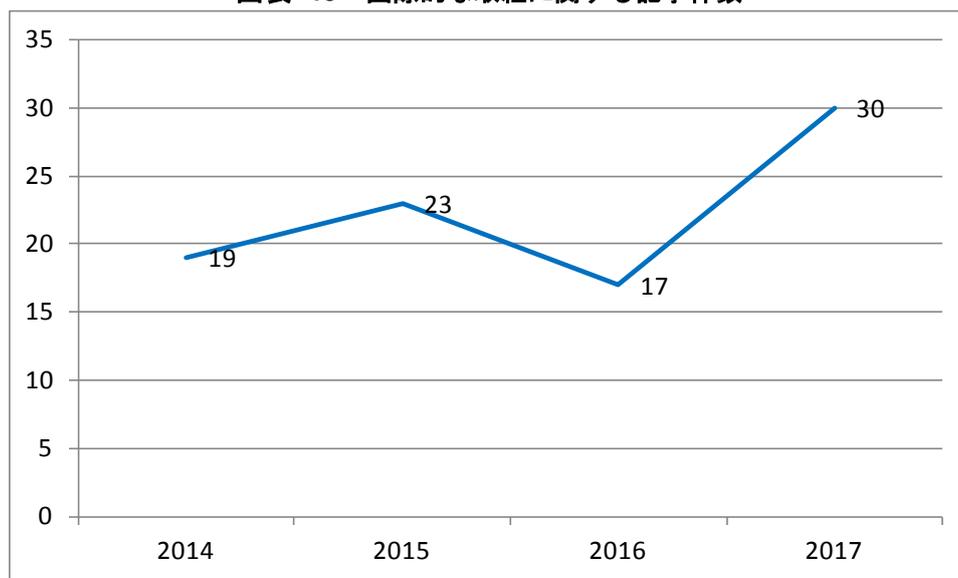
2013年から2018年1月23日までの期間、国際的取組に関連する記事は98件であった。

図表 39 国際的な取組に関する記事数

| | 英語 |
|---------------|----|
| 2013年(11/11～) | 5 |
| 2014年 | 19 |
| 2015年 | 23 |
| 2016年 | 17 |
| 2017年 | 30 |
| 2018年(～1/23) | 4 |
| 合計 | 98 |

出所：EUIPO ウェブサイトより作成

図表 40 国際的な取組に関する記事数



注：期間の短い2013年、2018年は除いた

出所：EUIPO ウェブサイトより作成

バイの国際的取組に関する記事に登場する国および機関は以下のとおりである。

- ・ 欧州： EPO、ロシア、スイス、ノルウェー、アイスランド、トルコ、アルバニア、ジョージア、サンマリノ、ボスニア、アルバニア、セルビア、マケドニア、モンテネグロ
- ・ 北米：米国、カナダ
- ・ 中南米：メキシコ、チリ、ブラジル、アルゼンチン、コロンビア、アンティグア・バーブーダ、キューバ
- ・ 中東：ヨルダン
- ・ アジア：日本、中国（SAIC、SIPO、SPP（最高人民検察院））、インド、韓国、ブルネイ
- ・ アフリカ：チュニジア、モロッコ、ARIPO、OAPI
- ・ 国際機関・その他： EAPO (Eurasian Patent Office)

マルチの国際的取組に関する記事に登場する機関は、WIPO、商標／意匠五庁、ASEAN、である。

図表 41 記事の単語数に関する情報

| | 英語 |
|----------------------|-----|
| 最大文字数 (プレスリリース含む) | 733 |
| 最大文字数 (ニュースのみ) | 389 |
| 最小文字数 | 61 |
| 中央値 (ニュースのみ) | 134 |

出所：EUIPO ウェブサイトより作成

バイの取組に関する記事については、TMview／Designview／TMclassへの参加を報じる記事が大半を占める他、外国知財機関の訪問を紹介する記事が多い。その他の特徴的な記事として、中国に対するIP Keyプロジェクトに関する報道がある。例えば、2018年1月17日のニュース記事(“IP Key China official launch”)において、新たなIP Key Chinaの新オフィスが北京に正式開設され、オープニングイベントにはEUIPO副長官と中国商務省長官、EU駐中国代表が出席したことを紹介し、同日のプレスリリース(“Launch of IP Key China project to support EU firms doing business in China”)では、同プロジェクトがEU企業の中国ビジネス支援のために実施されること、EUIPO本部に専属チームを設置し、北京に専門家を常駐させること、EPOを含む複数のEU知財機関からも短期専門家を動員すること等が紹介されている⁵⁴。

マルチの取組に関しては、商標／意匠五庁の年次会合に関する記事がほとんどであるが、その他としては、ASEANに対するECAP IIIを取り上げた記事(2017年3月3日)⁵⁵や、ASEANとのハイレベル会合(2014年5月30日)⁵⁶、中南米4カ国を対象とした地域ワークショップの実施(2017年12月20日)⁵⁷に関する記事がある。

③ 「調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの比較調査」

EUIPOの記事(ニュース及びプレスリリース)においては、商標／意匠五庁に関するものが比較的多く見られるが、最も多く登場するのはUSPTO(9件)である。五庁としての会合の他、Designviewへの参加、EUIPOとの共同研究等が記事として取り上げられている。USPTOに次いで記事数の多いのがSIPO(7件)であるが、五庁やDesignview関連の記事の他、バイの知財対話や協力プログラムについての報道が含まれている点の特徴的である。その他の五庁ではJPOとKIPOが各々5件、4件とほぼ同等の記事数に留まる。

商標／意匠五庁以外では、ARIPO、OAPIの両アフリカ機関の記事数が多く、JPO、KIPOと肩を並べる頻度であるが、内容的にはTMview／TMclassへの参加や会合・訪問等に関するものである。

⁵⁴ EUIPO, “Launch of IP Key China project to support EU firms doing business in China,” January 17, 2017, https://euiipo.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/about_euiipo/press_releases/Launch_of_IP_Key_China_en.pdf.

⁵⁵ EUIPO, “Closure of EU-ASEAN project on the Protection of Intellectual Property Rights,” March 3, 2017, https://euiipo.europa.eu/ohimportal/en/news?p_p_id=csnews_WAR_csnewsportlet&p_p_lifecycle=0&p_p_state=normal&p_p_mode=view&journalId=3480631&journalRelatedId>manual/.

⁵⁶ EUIPO, “OHIM/ASEAN heads meeting,” May 30, 2014, https://euiipo.europa.eu/ohimportal/en/news?p_p_id=csnews_WAR_csnewsportlet&p_p_lifecycle=0&p_p_state=normal&p_p_mode=view&journalId=1224055&journalRelatedId>manual/.

⁵⁷ EUIPO, “Regional workshops organised in Latin America to extend benefits of EUIPN tools to non-EU IP Offices” https://euiipo.europa.eu/ohimportal/en/news?p_p_id=csnews_WAR_csnewsportlet&p_p_lifecycle=0&p_p_state=normal&p_p_mode=view&journalId=3962568&journalRelatedId>manual/.

図表 42 二国間（バイ）に関する情報における海外知財庁・機関等名が登場する記事数（ニュース及びプレスリリース）

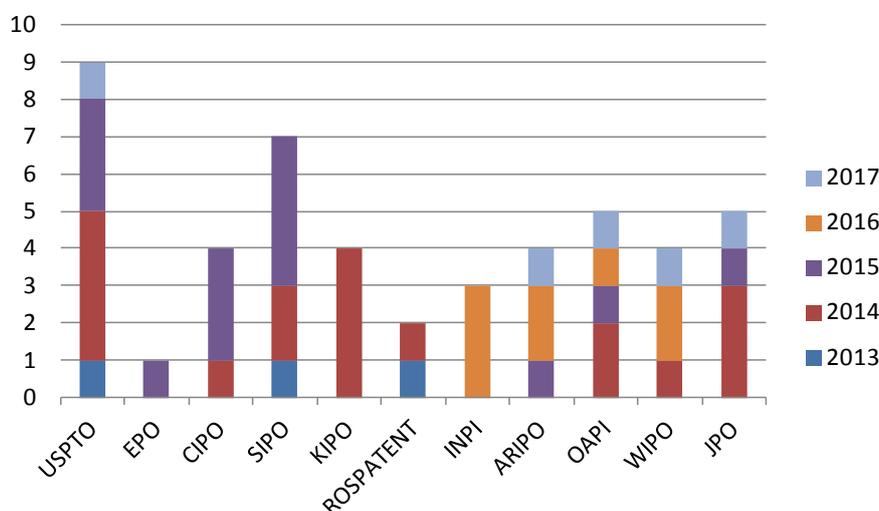
| | 2017年 | 2016年 | 2015年 | 2014年 | 2013年 (11/11~) | 5年間合計 |
|------------------------|-------|-------|-------|-------|-------------------|-------|
| 米国 (USPTO) | 1 | 0 | 3 | 4 | 1 | 9 |
| 欧州 (EPO) | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| カナダ (CIPO) | 0 | 0 | 3 | 1 | 0 | 4 |
| オーストラリア (IP Australia) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 韓国 (KIPO) | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 4 |
| 台湾 (TIPO) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ロシア (ROSPATENT) | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 |
| シンガポール (IPOS) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| タイ (DIP) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| インドネシア (DGIP) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| マレーシア (MyIPO) | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| インド (CGPDTM) | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 3 |
| 中国 (SIPO) | 0 | 0 | 4 | 2 | 1 | 7 |
| ブラジル (INPI) | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| GCC | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| アフリカ (OAPI) | 1 | 1 | 1 | 2 | 0 | 5 |
| アフリカ (ARIPO) | 1 | 2 | 1 | 0 | 0 | 4 |
| JPO (日本) | 1 | 0 | 1 | 3 | 0 | 5 |
| WIPO | 1 | 2 | 0 | 1 | 0 | 4 |

出所：EUIPO ウェブサイトにより作成

④ 「調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの推移調査」

各知財庁・機関の記事数の経年の変化に注目すると、毎年必ず言及される知財庁・機関は存在しないが、USPTO と OAPI は他知財庁に比べると多くの年にわたって登場している。SIPO は 2015 年までは年ごとに記事数が増加していたが、その後は記事が消滅した。ただし、SIPO への言及はないものの中国との取組（IP Key 等）を扱った記事は 2016 年から 2018 年にかけて 6 件あり、EUIPO にとって中国の重要度は増していると見られる。

図表 43 二国間（バイ）に関する情報における海外知財庁・機関等名が登場する記事数（ニュース及びプレスリリース）



出所：EUIPO ウェブサイトにより作成

⑤ 「国際的な取組に関する情報（写真等）からの上記③,④の位置づけの調査」

2013年から2018年1月23日までの国際的な取組に関する記事（ニュース及びプレスリリース）のうち、写真が掲載されていたのは14件のみであった。基本的に商標／意匠五庁の年次会合については見出し記事に写真を掲載しているが、その他では中国との会合や中国の代表団訪問を報じた記事（本文）に写真が掲載されている⁵⁸。中国の他に、バイの取組に関する写真掲載記事は見当たらない。

⑥ 「国際的な取組（マルチ）に関する情報に関する調査」

図表44は、ニュース及びプレスリリースにおけるマルチの取組に関する記事件数を示している。商標／意匠五庁を取り上げた記事数が多く、年次会合に関する記事は必ず掲載されている。その他としては、EUIPOの知財ツール（TMview、Designview等）に関するワークショップやWIPO、EPOとの協力（欧州協力プロジェクト、対中国協力）がある。

図表 44 ニュース及びプレスリリースにおける国際的な取組（マルチ）に関する記事件数

| | WIPO | 商標／ 意匠五庁 | 三極 | その他 |
|---------------|------|-------------|----|-----|
| 2013年(11/11~) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2014年 | 3 | 3 | 0 | 1 |
| 2015年 | 0 | 3 | 0 | 0 |
| 2016年 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| 2017年 | 1 | 4 | 0 | 3 |
| 2018年(~1/23) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 4 | 12 | 0 | 4 |

出所：EUIPOウェブサイトより作成

⑦ 「国際的な取組（バイ）に関する情報に関する比較調査」

国際連携の形態としては、その他を除けば会合が太宗を占め、MOU/MOCが4件ある（チリ、サンマリノ、モンテネグロ、モロッコ）。その他は、ほとんどがTMview/Designview/TMclassへの参加に関するものだが、IP KeyやECAP IIIといった協力プログラムも含まれている。

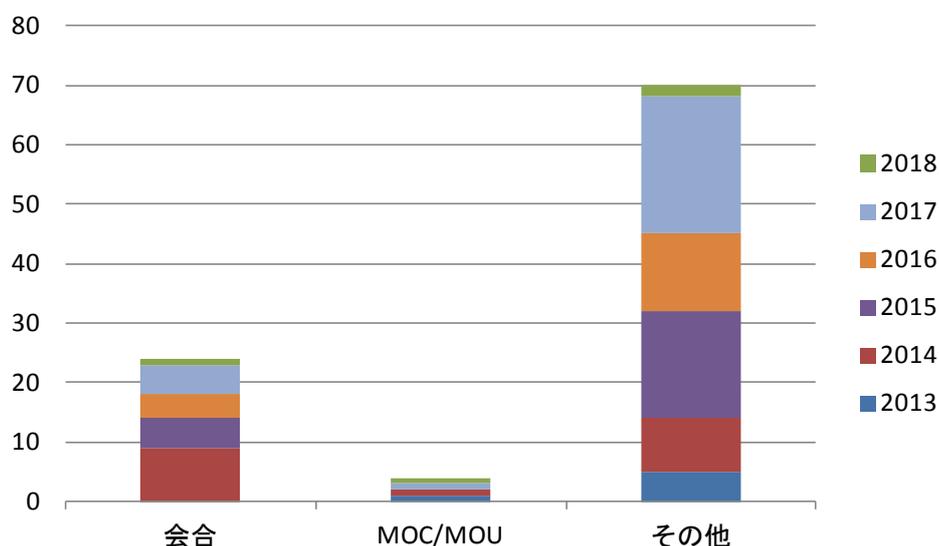
⁵⁸ たとえば以下。EUIPO, “EU-China IPR cooperation & bilateral meetings,” January 22, 2014, https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/news?p_p_id=csnews_WAR_csnewsportlet&p_p_lifecycle=0&p_p_state=normal&p_p_mode=view&journalId=743524&journalRelatedId=manual/;
EUIPO, “10 Year Anniversary of the EU-China IP Dialogue Mechanism,” July 07, 2015, https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/news?p_p_id=csnews_WAR_csnewsportlet&p_p_lifecycle=0&p_p_state=normal&p_p_mode=view&journalId=2235272&journalRelatedId=manual/;
EUIPO, “Visit of SIPO's Deputy Commissioner to OHIM,” July 08, 2015, https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/news?p_p_id=csnews_WAR_csnewsportlet&p_p_lifecycle=0&p_p_state=normal&p_p_mode=view&journalId=2235975&journalRelatedId=manual/.

図表 45 ニュース及びプレスリリースにおける年別の国際連携の形態（記事数）

| | 会合 | MOU/ MOC | PPH | 協働調査 (GSP) | 協働特許 分類 (CPC) | グローバ ル・ドシエ | 特許協 力条約 (PCT) | その他 |
|-------------------|----|-------------|-----|---------------|---------------------|---------------|---------------------|-----|
| 2013年 (11/11～) | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 2014年 | 9 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 |
| 2015年 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 18 |
| 2016年 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 13 |
| 2017年 | 5 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 23 |
| 2018年 (～1/23) | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 合計 | 24 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 70 |

注) 一記事に複数の項目が含まれていることがあるため、合計数は記事数と一致しない
出所: EUIPO ウェブサイトより作成

図表 46 ニュース及びプレスリリースにおける年別の国際連携の形態（記事数）



注) 一記事に複数の項目が含まれていることがあるため、合計数は記事数と一致しない
出所: EUIPO ウェブサイトより作成

1) JPO との取組について

EUIPO と JPO のバイの取組のうち、調査対象期間中に EUIPO が紹介した記事（ニュース）は、JPO の Designview への参加（2017年12月4日）と TMview への参加（2015年11月23日）の2件のみである。他方、JPO 側に掲載されている EUIPO とのバイの取組は、WIPO 総会における二国間会合（2017年10月30日）と第7回 JPO-EUIPO 商標専門家会合（2017年9月7日）の、やはり2件である。したがって、両者の情報はいずれも対応していない。

図表 47 JPO と EUIPO 記事の対応関係（年報を除く）

| 日付 | JPO | EUIPO |
|------------|--|------------------------|
| 2015/11/23 | 該当なし | Japan joins TMview |
| 2017/9/7 | The 7th JPO-EUIPO Trademark Experts Meeting | 該当なし |
| 2017/10/30 | JPO had Bilateral Meetings alongside WIPO Assemblies | 該当なし |
| 2017/12/4 | 該当なし | Japan joins Designview |

出所：両知財庁ウェブサイトより作成

⑧ 「対内的な発信情報と対外的な発信情報の比較調査」

調査対象が英語のみのページであるため割愛。

2.4. ドイツ特許商標庁 (DPMA)

- ・ DPMA のインターネット上の発信は、①年報 (Annual reports/ Jahresberichte)、②プレスリリース (press releases/ Pressemitteilungen) によって行われている。
- ・ 年報とプレスリリースはともにドイツ語版と英語版が用意されているが、プレスリリースの英語版は 2016 年以降のみで国際的な取組に関する記事も 3 件に過ぎない。英語版はドイツ語版の逐語訳であり内容は同一である。
- ・ ドイツ語版のプレスリリースでは、WIPO、JPO 及び IPOS に関する記事が複数回掲載されている。
- ・ DPMA と JPO のバイの取組のうち、実際に行われた会合について紹介した記事 (英語版のみ) は、JPO 長官の宗像直子氏とデータ交換に関する新たな合意に署名したことを紹介する 1 件であった。

(1) 政策動向や情報発信方針に影響しうる背景

ドイツの知的財産権を所管するのはドイツ特許商標庁 (DPMA: Deutsches Patent und Markenamt) である。同庁のウェブサイトによると、DPMAは現代的で目標志向的な組織に生まれ変わるべく⁵⁹、その目標の一環として「DPMA2020」戦略が 2015 年の年報の中ではじめて提示されている。

DPMA2020 において、知的財産権の審査機関として、革新性と経済の創造性を支援すること、および DPMA が国際的な知財制度における傑出した地位を占めることが謳われている。この目標を達成するため、「Vision of DPMA2020」が提示されているが、その中で 4 つの戦略的目標、すなわち、①効率的な手法で高質なサービスの提供、②顧客との対話および顧客からのフィードバックの取り入れ、③職員の能力とコミットメントの促進・確保、④欧州および国際的レベルにおける将来を志向した知財制度への貢献、が掲げられている⁶⁰。

(2) 調査項目に基づく調査結果

① 「調査対象の知財庁・機関による発信情報を掲載したソースの調査」

DPMA ウェブサイトの情報発信は以下の方法によって実施されている。発信言語はドイツの公用語であるドイツ語と英語で行われている。長官挨拶 (Mitteilungen der Präsidentin) がウェブサイトで閲覧できるが (ドイツ語のみ)、国際的な取組に該当する記事はなかったため、本調査の対象に含めていない。

図表 48 英語ウェブサイトにおけるソース

| | 英語 | ドイツ語 |
|--|---|---|
| ①年報 (Annual reports/ Jahresberichte) | 2017 年 12 月現在で、2006 年から 2016 年の年報が閲覧できる。2013 年から 206 年の年報では、(1)の国際協力 (International Cooperation) と(2)の出来事 (Events) で国際的な取組について扱われている。 | 2017 年 12 月現在で、2006 年から 2016 年の年報が閲覧できる。2013 年から 206 年の年報では、(1)の国際協力 (Internationale Kooperation) と(2)の出来事 (Rückblick) で国際的な取組について扱われている。 |
| ② プレスリリース (press releases/ Pressemitteilungen) | 2017 年 12 月現在で、2016 年から 2017 年のプレスリリースが閲覧できる。 | 2017 年 12 月現在で、2010 年から 2017 年のプレスリリースが閲覧できる。 |

⁵⁹ DPMA, “From 2001 to 2017: the DPMA becomes a service provider with a strategy,” https://www.dpma.de/english/our_office/publications/focus/140_years_patent_office/2001-2017/index.html.

⁶⁰ DPMA, Annual Report 2015, p.75, https://www.dpma.de/english/our_office/publications/annual_reports/index.html.

② 「国際的な取組に関する情報（文章等）の調査」

1) 年報

2017年12月現在、英語とドイツ語のいずれの年報も2006年から2016年までが閲覧可能で、(1)の国際協力(International Cooperation/ Internationale Kooperation)と(2)の出来事(Events/ Rückblick)の項目で国際的な取組が扱われている。

年報で記載されている内容は、PPH 試行プログラムや二国間協力深化に関するMOU合意、WIPOやEPO、テゲルンゼーグループ(Tegernsee Group)での協力状況が多く、また、ドイツはEPO加盟国であることから、欧州単一効特許や統一特許裁判所協定に関連する記事も見られる。

また、年報は、国名や知財庁名を章や節等の見出しにする構成となっていない。

2) プレスリリース

プレスリリースは英語とドイツ語が用意されているものの、英語版は2016年以降のみとなっている(ドイツ語版は2010年から)。英語版はドイツ語版の逐語訳であり内容に違いがないため、以下、ドイツ語の記事のみを扱う。

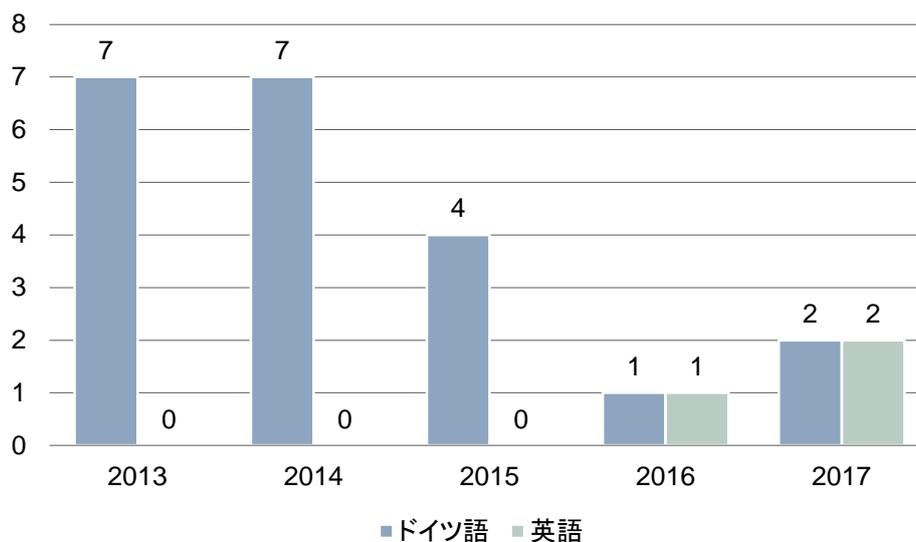
2013年以降68件のプレスリリースが公表されており、うち国際的な取組に関するものは21件である(ドイツ語)。

図表 49 国際的な取組に関する記事数

| | 英語 | ドイツ語 |
|-------|----|------|
| 2013年 | 0 | 7 |
| 2014年 | 0 | 7 |
| 2015年 | 0 | 4 |
| 2016年 | 1 | 1 |
| 2017年 | 2 | 2 |
| 5年間合計 | 3 | 21 |

出所：DPMA ウェブサイトより作成

図表 50 国際的な取組に関する記事数



出所：DPMA ウェブサイトより作成

バイの国際的な取組に関する記事に登場する国および機関は以下のとおりである(英語・ドイツ語共通)。

- ・ 欧州：EPO、英国、オーストリア、フィンランド
- ・ 北米：米国、カナダ
- ・ 中南米：ブラジル
- ・ オセアニア：
- ・ 中東：なし
- ・ アジア：日本、中国（SIPO）、韓国、シンガポール
- ・ アフリカ：なし
- ・ 国際機関・その他：なし

マルチの国際的な取組に関する記事に登場する機関は、WIPOである。

図表 51 記事の単語数に関する情報

| | 英語 |
|-------|------|
| 最大文字数 | 1010 |
| 最小文字数 | 167 |
| 中央値 | 420 |

出所：DPMA ウェブサイトより作成

③ 「調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの比較調査」

以下の表は、ニュースにおける国際的な取組（バイ）に関する発信状況（海外知財庁が登場する記事数）を示している。2016年にはバイの取組に関する記事はない。

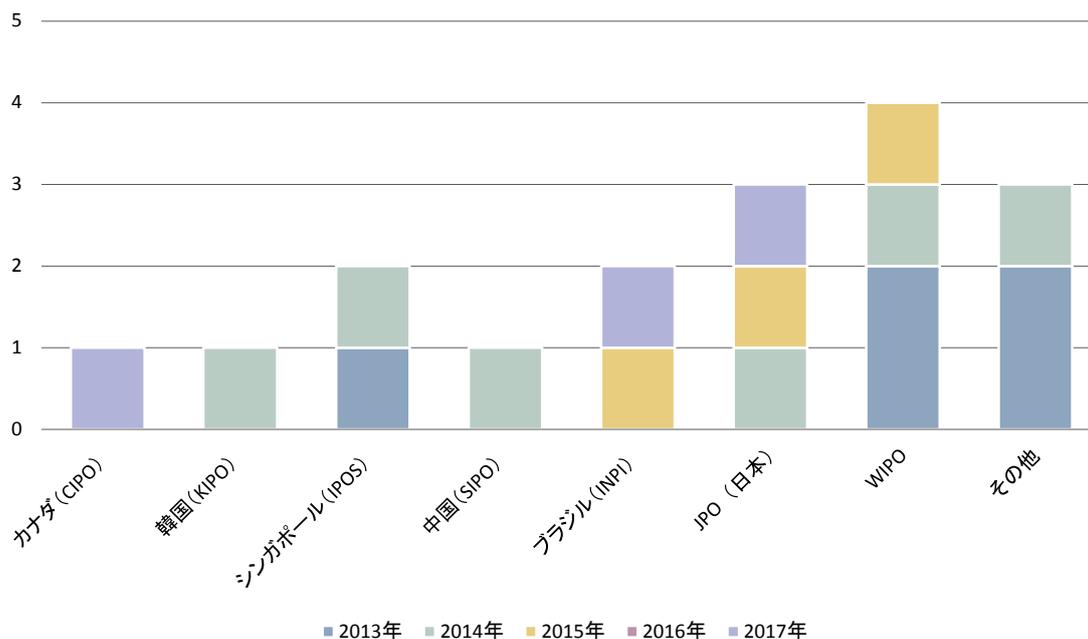
ドイツ語版の5年間合計では、韓国、シンガポール、中国（SIPO）、ブラジル、日本、WIPO、その他として英国、オーストリア、フィンランドとの取組に関する記事がみられる。ドイツ語版での記事の件数はWIPOが4件で、日本が3件、シンガポールが2件で、残りは1件ずつである。

図表 52 二国間（バイ）に関する情報における海外知財庁・機関等名が登場する記事数（プレスリリース）

| | | 2017年 | 2016年 | 2015年 | 2014年 | 2013年 | 5年間合計 |
|------------------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 米国 (USPTO) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 欧州 (EPO) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 欧州 (EUIPO、OHIM) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ロシア (Russia) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| カナダ (CIPO) | 現地語 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 英語 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| オーストラリア (IP Australia) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 韓国 (KIPO) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 台湾 (TIPO) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| シンガポール (IPOS) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| タイ (DIP) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| インドネシア (DGIP) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| マレーシア (MyIPO) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| インド (CGPDTM) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中国 (SIPO) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ブラジル (INPI) | 現地語 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 |
| | 英語 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| GCC | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| アフリカ (OAPI) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| アフリカ (ARIPO) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| JPO (日本) | 現地語 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 3 |
| | 英語 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| WIPO | 現地語 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 4 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他合計 | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 3 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

出所：DPMA ウェブサイトより作成。

図表 53 二国間（バイ）に関する情報における海外知財庁・機関等名が登場する記事数（プレスリリース）



出所：DPMA ウェブサイトより作成。

④ 「調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの推移調査」

上記の図表 53 をもとにプレスリリースにおける DPMA からみた海外知財庁・機関等の位置づけの推移をみると、(3) で挙げた海外知財庁・機関の中で 2013 年に WIPO との取組に関する記事が 1 年のうちに 2 件ある以外は、いずれの知財庁・機関についても 1 年間に 1 件である。5 年間のプレスリリースの記事数が少ないため、位置づけの推移を判断することは困難であるが、WIPO は 2013 年から 2015 年にかけて毎年 1 ないし 2 件、日本との取組については 2014 年、2015 年、2017 年に記事が掲載されている。

⑤ 「国際的な取組に関する情報（写真等）からの上記③,④の位置づけの調査」

2013 年から 2017 年のドイツ語版のプレスリリースで、国際的な取組に関する記事のうち写真が掲載されていたのは 9 件であった。

バイの取組に関する写真掲載記事では、以下の国・地域が挙げられていた。

- ・ 欧州：EPO、英国、オーストリア、フィンランド
- ・ 北米：米国、カナダ
- ・ 中南米：ブラジル
- ・ オセアニア：
- ・ 中東：なし
- ・ アジア：韓国、シンガポール
- ・ アフリカ：なし
- ・ 国際機関・その他：なし

プレスリリースで、マルチの取組に関する写真掲載記事はない。

基本的に写真は 1 記事に 1 枚である。2017 年 10 月 4 日の記事⁶¹には 2 枚の写真が掲載されているが、1 機関に充てられる写真は 1 枚（日本およびブラジル）となっている。ただし、同記事には

⁶¹ DPMA, “Generalversammlung der Weltorganisation für geistiges Eigentum: Deutsches Patent- und Markenamt (DPMA) besiegelt engere Kooperation mit Japan,” Oktober 4, 2017, <https://www.dpma.de/service/presse/pressemitteilungen/20171004.html>.

カナダとの会合についても言及されているが、カナダとの写真は掲載されていない。同記事はドイツ語版と英語版があるが、掲載写真は同一である。

9件中、日本、シンガポール、ブラジルはそれぞれ写真掲載記事が2件ずつ確認できる。写真は、署名時、握手、集合写真がほとんどであり、複数の国の知財庁・機関が一つの写真の中に同時に登場することはない（すべて二か国の写真のみ）⁶²。

⑥ 「国際的な取組（マルチ）に関する情報に関する調査」

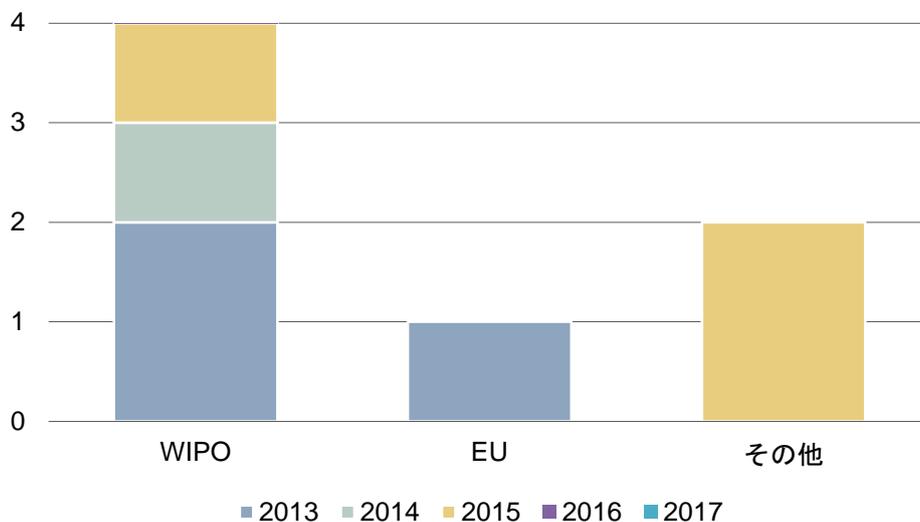
図表 54 はプレスリリースにおけるマルチの国際的な取組に関する記事数を示している。ほとんどが WIPO に関するものであり、その記事のほとんどは WIPO が制定した国際知的所有権の日を記念したイベント開催を扱ったもので、毎年掲載されている。

図表 54 プレスリリースにおける国際的な取組（マルチ）に関する記事数

| | WIPO | EU | その他 |
|--------|------|----|-----|
| 2013 年 | 2 | 1 | 0 |
| 2014 年 | 1 | 0 | 0 |
| 2015 年 | 1 | 0 | 2 |
| 2016 年 | 1 | 0 | 0 |
| 2017 年 | 2 | 0 | 0 |
| 5 年間合計 | 7 | 1 | 2 |

出所：DPMA ウェブサイトより作成

図表 55 プレスリリースにおける国際的な取組（マルチ）に関する記事数



出所：DPMA ウェブサイトより作成

⑦ 「国際的な取組（バイ）に関する情報に関する比較調査」

1) 国際的な取組（バイ）に関する情報

図表 56 は、プレスリリースにおける連携形態別のバイの国際的な取組を扱った記事数を示し

⁶² 2014 年 7 月 22 日のプレスリリースには、中国、フィンランド、日本、オーストリア、韓国、シンガポール、英国、米国の弁理士を交えたパネルディスカッションの写真があるが、知財庁の写真ではないため、本報告書では割愛する。DPMA, “Internationales Nutzerseminar zum Patent Prosecution Highway im Deutschen Patent- und Markenamt (DPMA) in München,” Juli 22, 2014, <https://www.dpma.de/service/presse/pressemitteilungen/archiv/2014/20140722.html>.

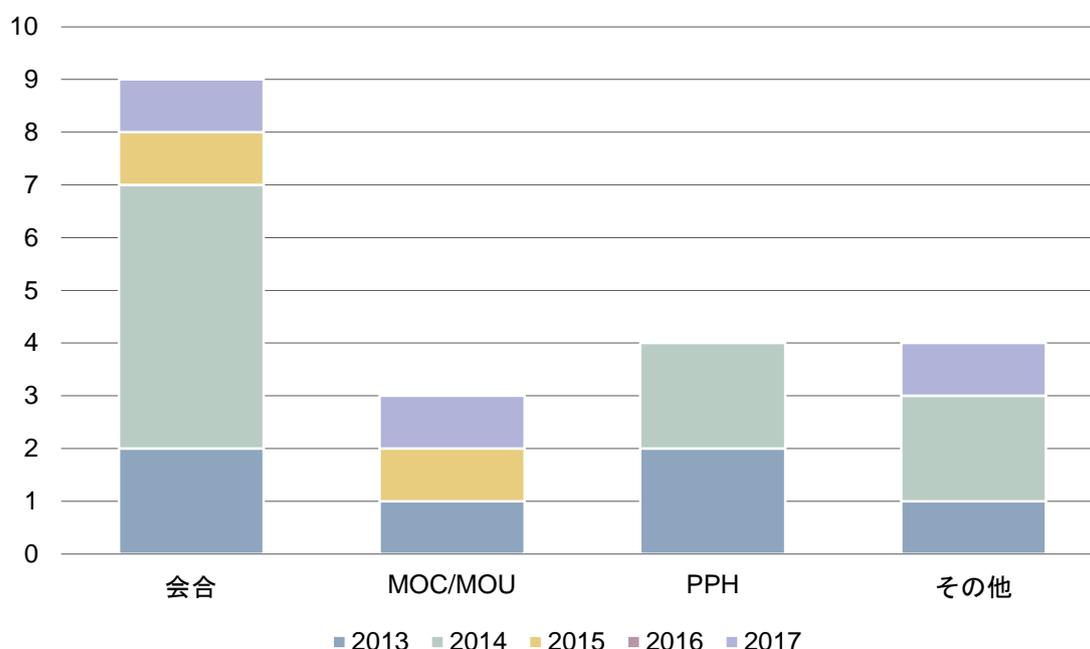
ているが、会合に関するものが最大で、PPH 試行プログラムがそれに続いている（複数の項目が含まれる記事もあるため、合計数は記事数を超える）。会合では二国間協力の深化や課題などが話し合われている。PPH 試行プログラムの合意（またはプログラム期間の延長）は、韓国、オーストラリア、フィンランド、英国との間のものである。

図表 56 プレスリリースにおける年別の国際連携の形態（記事数）

| | 会合 | MOU/MOC | PPH | その他 |
|------|----|---------|-----|-----|
| 2013 | 2 | 1 | 2 | 1 |
| 2014 | 5 | 0 | 2 | 2 |
| 2015 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 2016 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2017 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| 合計 | 9 | 3 | 4 | 4 |

出所：DPMA ウェブサイトより作成

図表 57 プレスリリースにおける年別の国際連携の形態（記事数）



出所：DPMA ウェブサイトより作成

2) 日本との取組について

英語版について、DPMAとJPOのバイの取組のうち、実際に行われた会合について紹介した記事は、調査対象期間中1件であった⁶³。記事は2017年10月4日のプレスリリースで、WIPO総会に付随して行われた会合で、JPO長官の宗像直子氏とデータ交換に関する新たな合意に署名したというものである⁶⁴（記事ではブラジルとカナダとの会合も紹介されている）。2015年10月28日の記事は、JPO長官らとDPMA長官の写真とともに、WIPO総会に付随して行われた会合について掲載されている。2015年10月10日の記事は、JPOのWhat's NewにてDPMAの副長官がJPOを訪問し、特許申請ハイウェイ等について意見が交わされたことが取り上げられている。

⁶³ 実際に両庁の会合が行われたわけではない記事はカウントしていない。

⁶⁴ DPMA, "General Assembly of the World Intellectual Property Organization: German Patent and Trade Mark Office (DPMA) seals closer cooperation with Japan," October 4, 2017, https://www.dpma.de/english/services/public_relations/press_releases/20171004.html.

図表 58 JPO と DPMA 記事の対応関係（年報を除く）

| | JPO | DPMA |
|------------|--|--|
| 2015/10/10 | DPMA Vice-President Schmitz Visited JPO | 該当なし |
| 2015/10/28 | Bilateral Meetings at WIPO Assemblies 2015 | 該当なし |
| 2017/10/4 | 該当なし | General Assembly of the World Intellectual Property Organization: German Patent and Trade Mark Office (DPMA) seals closer cooperation with Japan ⁶⁵ |

出所：両知財庁ウェブサイトより作成

⑧ 「対内的な発信情報と対外的な発信情報の比較調査」

DPMA のウェブサイトは英語とドイツ語によって構成されている。2017 年 12 月現在、年報はともに 2006 年から 2016 年のものが閲覧可能である。プレスリリースはドイツ語版が 2010 年以降、英語版は 2016 年以降のものが閲覧可能である。内容はいずれのソースについても英語版はドイツ語版の逐語訳であり、内容は同一である。2016 年以降英語版のプレスリリースの公表を開始したことは非ドイツ語圏のユーザーへの情報発信を強化したと解釈しうる。

⁶⁵ DPMA, “General Assembly of the World Intellectual Property Organization: German Patent and Trade Mark Office (DPMA) seals closer cooperation with Japan,” October 4, 2017, https://www.dpma.de/english/services/public_relations/press_releases/20171004.html.

2.5. カナダ知的財産庁（CIPO）

- ・ CIPO のインターネット上の発信は、①年報（Annual Report）とニュース（News）によって行われている。ウェブサイトは英語とフランス語によって構成されており、両言語で内容に差はない。
- ・ 2017年12月8日現在、閲覧できるニュースの記事がほぼ一年分に限られる。ニュース上はJPOとのパイの取組を紹介する記事は確認できなかったが、2015-2016年版の年報では審査の質、電子ファイリング、財政、料金体系に関する作業について協力していると記述されている。

(1) 政策動向や情報発信方針に影響しうる背景

カナダの知的財産権を所管するのがカナダ知的財産庁（CIPO: Canadian Intellectual Property Office）である。2017年から2022年までの5か年を対象としたCIPOの事業戦略（Five Year Business Strategy 2017-2022）が設けられている。現在のカナダの知財集約産業はGDP全体の25.1%（3320億カナダドル）を占めるとしたうえで、5か年戦略では以下の柱が設定されている⁶⁶。

図表 59 5か年戦略の柱

| 戦略の柱 | 取組内容 |
|------------------|--|
| イノベーションの促進 | グローバルに活動するビジネスを支援するため、カナダの知財制度を国際標準に調和させる カナダの利益促進のため、グローバルな協調を強化 カナダの知財枠組みにおけるイノベーションを促進するよう近代化 |
| 高質で時宜を得た知的財産権の提供 | 顧客の期待と市場のニーズを反映させ、公共の利益を尊重した知的財産権とサービスの提供 質に基づく組織として(CIPO が)認識されること CIPO の慣行、プロセス、手段の近代化 |
| 知財の意識向上および教育 | 知財に対する意識の向上および教育プログラムの提供 イノベーションに焦点を当てたネットワークおよびコミュニティにおける CIPO のプレゼンスおよび協力関係を拡大 |
| 近代的なサービスの提供 | 一貫し、かつ顧客中心的なサービスを提供 インターネット上の CIPO のプレゼンス強化、セルフサービスの促進、オンライン上の取引の向上 CIPO の知財データへのアクセスの向上 |
| 機敏性および組織の業績の向上 | スキルが高く積極的に関与する労働力の確保 仕事環境の最適化と新規ビジネスと技術的解決策との統合 管理の向上 |

(2) 調査項目に基づく調査結果

① 「調査対象の知財庁・機関による発信情報を掲載したソースの調査」

CIPO のウェブサイトにおいて、情報発信は以下の方法によって実施されている。発信言語はカナダの公用語である英語およびフランス語で行われており、いずれについても国際的な取組に特化したウェブページは設けられていない。ニュース（News）および年報（Annual Report）のいずれについても英語と仏語で内容に差はない。

⁶⁶ CIPO, “Canadian Intellectual Property Office Five-Year Business Strategy 2017-2022,” http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/h_wr04283.html.

図表 60 英語ウェブサイトにおけるソース

| | 英語 | 仏語 |
|--------------------|--|----|
| ①年報(Annual Report) | 2017年12月8日現在、2015-2016年版の年報が CIPO ウェブサイトに収められている。国際的な取組に関する独立した章は設けられていないが、実績(Performance)章の中に国際的な取組に関する記載がある。 | 同左 |
| ②ニュース(News) | 2017年12月8日現在、国際的な取組に関する記事は9件である。 | 同左 |

② 「国際的な取組に関する情報（文章等）の調査」

1) 年報

2017年12月8日現在、2015-2016年版の年報が CIPO ウェブサイトに収められている。年報は英語と仏語で作成されているが、内容は同一である。

国際的な取組に関する独立した章は設けられていないが、実績(Performance)章の中に国際的な取組として、カナダ産業界の国際的競争力を高めるために、マドリッド議定書、シンガポール条約、ニース合意、工業意匠に関するハーグ条約に加盟したこと、WIPO総会に参加したこと、メキシコと中国、および米国とPPHで協力すること、中国と知財分野の協力強化のためにMOUを締結したこと、審査の質向上のためJPOと協力していること等が挙げられている⁶⁷。

また、年報は、国名や知財庁名を章や節等の見出しにする構成となっていない。

2) ニュース

2013年から2017年12月8日までで国際的な取組に関連する記事は英語と仏語それぞれ9件であった。

図表 61 国際的な取組に関する記事件数

| | 英語 | 仏語 |
|--------------|----|----|
| 2016年 | 1 | 1 |
| 2017年(～12/8) | 8 | 8 |
| 2年間合計 | 9 | 9 |

出所：CIPO ウェブサイトより作成

バイの国際的な取組に関する記事に登場する国および機関は以下のとおりである（英語・仏語共通）。

- ・ 欧州：EPO、ポーランド
- ・ 北米：なし
- ・ 中南米：チリ、コロンビア
- ・ オセアニア：ニュージーランド
- ・ 中東：なし
- ・ アジア：なし
- ・ アフリカ：なし
- ・ 国際機関・その他：なし

マルチの国際的な取組に関する記事に登場する機関は、WIPOである。また、北米自由貿易協定

⁶⁷ CIPO, *CIPO Annual Report 2015-2016*, pp.2, 7-8,
[https://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/vwapi/annual-report-2015-2016-eng.pdf/\\$file/annual-report-2015-2016-eng.pdf](https://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/vwapi/annual-report-2015-2016-eng.pdf/$file/annual-report-2015-2016-eng.pdf).

(NAFTA) 再交渉について知財章の更新に関する意見聴取を告知する記事がある⁶⁸。

図表 62 記事の単語数に関する情報

| | 英語 | 仏語 |
|-------|-----|-----|
| 最大文字数 | 350 | 444 |
| 最小文字数 | 90 | 114 |
| 中央値 | 228 | 304 |

出所：CIPO ウェブサイトより作成

③ 「調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの比較調査」

以下の表は、ニュースにおける国際的な取組（バイ）に関する発信状況（海外知財庁が登場する記事数）を示している。2016年にはバイの取組に関する記事はなく、2017年はEPO、チリ、ポーランド、ニュージーランド、コロンビアとの取組に関する記事がウェブサイトに掲載されている。チリ、ポーランド、ニュージーランド、コロンビアはPPHの協力に関する記事で、EPOの欧州単一特許および統一特許裁判所に関する説明会の告知記事となっている。

⁶⁸ CIPO, “Government welcomes Canadians’ views on the North American Free Trade Agreement,” June 15, 2017, <http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr04262.html>.

図表 63 二国間（バイ）に関する情報における海外知財庁・機関等名が登場する記事数（ニュース）

| | | 2017年 (~12/8) | 2016年 | 2年間合計 |
|------------------------|----|------------------|-------|-------|
| 米国 (USPTO) | 仏語 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 |
| 欧州 (EPO) | 仏語 | 3 | 0 | 1 |
| | 英語 | 3 | 0 | 1 |
| 欧州 (EUIPO、OHIM) | 仏語 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 |
| ドイツ (DPMA) | 仏語 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 |
| ロシア (RUSSIA) | 仏語 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 |
| オーストラリア (IP Australia) | 仏語 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 |
| 韓国 (KIPO) | 仏語 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 |
| 台湾 (TIPO) | 仏語 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 |
| シンガポール (IPOS) | 仏語 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 |
| タイ (DIP) | 仏語 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 |
| インドネシア (DGIP) | 仏語 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 |
| マレーシア (MyIPO) | 仏語 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 |
| インド (CGPDTM) | 仏語 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 |
| 中国 (SIPO) | 仏語 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 |
| ブラジル (INPI) | 仏語 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 |
| GCC | 仏語 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 |
| アフリカ (OAPI) | 仏語 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 |
| アフリカ (ARIPO) | 仏語 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 |
| JPO (日本) | 仏語 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 |
| WIPO | 仏語 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 |
| その他合計 | 仏語 | 3 | 0 | 2 |
| | 英語 | 3 | 0 | 2 |

出所：CIPO ウェブサイトより作成

④ 「調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの推移調査」

2017年12月8日現在、閲覧できる記事がほぼ一年分に限られ、CIPO からみた海外知財庁・機関等の位置づけの推移を把握することは困難であるため、本調査項目は割愛する。

⑤ 「国際的な取組に関する情報（写真等）からの上記③,④の位置づけの調査」

国際的な取組に関するニュースの記事に写真が掲載されていたのは1件のみであった（英語・仏語共通）。記事は、欧州単一特許および統一特許裁判所に関する説明会の告知であり、講演者 (Margot

Fröhlinger, Principal Director for Unitary Patent, European and International Legal Affairs at the EPO) の写真が掲載されている⁶⁹。

⑥ 「国際的な取組（マルチ）に関する情報に関する調査」

1) 年報

2017年12月8日時点で閲覧できるのは2015-16年版の年報となっており、カナダ産業界の国際的競争力を高めるために、マドリッドプロトコル、シンガポール条約、ニース合意、工業意匠に関するハーグ条約に加盟していること、WIPO総会に参加したことが書かれている。

2) ニュース

以下の表は、ニュースにおける国際的な取組（マルチ）に関する記事数を示している（英語と仏語の内容は同一であるため、英語のみの記事数としている）。WIPOは、WIPO総会への出席およびPCTに関する記事の中で登場している。その他はNAFTA再交渉に伴う知財章の更新に関する意見聴取の告知である。

図表 64 国際的な取組（マルチ）に関する情報における海外知財庁・機関等名が登場する記事数（英語）

| | 2017(~12/8) | 2016 | 合計 |
|------|-------------|------|----|
| WIPO | 3 | 1 | 4 |
| その他 | 1 | 0 | 1 |

出所：CIPO ウェブサイトより作成

⑦ 「国際的な取組（バイ）に関する情報に関する比較調査」

1) 国際的な取組（バイ）に関する情報

2017年12月8日時点で閲覧できるのは2015-16年版の年報となっており、メキシコ、中国、米国PPH試行プログラムで協力していること、中国と知財分野の協力強化のためMOUを締結したこと、審査の質の向上等のためにJPOと協力していることなどが書かれているが、知財庁名が記載されているのはJPOのみである（その他の国との協力状況については知財庁名ではなく国名表記となっている）。

ニュース記事の内容では、PPHやその他(PCT等)が多く、ニュージーランドおよびコロンビア⁷⁰、チリ⁷¹、ポーランド⁷²とPPH実施合意が締結された記事などがある。

⁶⁹ CIPO, “Road show on the Unitary Patent and the Unified Patent Court, September 25 to 27, 2017” August 8, 2017, <http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr04290.html>.

⁷⁰ CIPO, “New Zealand and Colombia join the Global Patent Prosecution Highway,” July 5, 2017, <http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr04276.html>.

⁷¹ CIPO, “New Patent Prosecution Highway (PPH) pilot agreement between Canada and Chile,” January 4, 2017, <http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr04175.html>.

⁷² CIPO, “Poland joins the Global Patent Prosecution Highway,” January 6, 2017, <http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr04174.html>.

図表 65 ニュースにおける年別の国際連携の形態（記事数）

| | | 会合 | PPH | その他 |
|------------------|----|----|-----|-----|
| 2016年 | 仏語 | 0 | 0 | 1 |
| | 英語 | 0 | 0 | 1 |
| 2017年 (~12/8) | 仏語 | 1 | 4 | 4 |
| | 英語 | 1 | 4 | 4 |
| 2年間合 計 | 仏語 | 1 | 4 | 5 |
| | 英語 | 1 | 4 | 5 |

注) 一記事に複数の項目が含まれていることがあるため、合計数は記事数と一致しない。
CIPO ウェブサイトより作成

2) 日本との取組について

ニュースにはJPOとの取組に関する記事はなく、他方、2015-2016年版の年報に、審査の質、電子ファイリング、財政、料金体系に関する作業について協力していると記述されている⁷³。

他方、JPO ウェブサイトの英語版における CIPO と JPO のバイの取組のうち、実際に行われた会合について紹介した記事は、調査対象期間中 2 件であった。2 件とも、JPO の What's New として取り上げられている。2017年10月30日の記事では、10月2日から11日にかけてスイスのジュネーブにて開催された WIPO 総会に付随して会合が行われたことが取り上げられている。2015年10月28日の記事でも、スイスのジュネーブにて開催された WIPO 総会に付随して会合が行われたことが記載されている。

図表 66 JPO と CIPO 記事の対応関係（年報を除く）

| | JPO | CIPO |
|------------|--|------|
| 2015/10/28 | Bilateral Meetings at WIPO Assemblies 2015 | 該当なし |
| 2017/10/30 | JPO had Bilateral Meetings alongside WIPO Assemblies | 該当なし |

出所：両知財庁ウェブサイトより作成

⑧ 「対内的な発信情報と対外的な発信情報の比較調査」

CIPO のウェブサイトは英語と仏語によって構成されているが、内容は同一である。英語と仏語はともにカナダの公用語であり、分離主義的傾向のあるケベック州の州公用語が仏語であることもあり、公平性の観点から言語による内容の差をつけないようにしていると推測される。

⁷³ CIPO, *CIPO Annual Report 2015-2016*, p. 8,

[https://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/vwapi/annual-report-2015-2016-eng.pdf/\\$file/annual-report-2015-2016-eng.pdf](https://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/vwapi/annual-report-2015-2016-eng.pdf/$file/annual-report-2015-2016-eng.pdf)

2.6. オーストラリア知的所有権保護局 (IP Australia)

- ・ IP Australia の情報ソースは、①年報 (Annual Report) と②ニュース (News) に限定される。さらに、年報とニュースには写真が1枚も用いられていない。
- ・ ニュースは2015年からのものしか無く、現在までで国際的な取組に関するものは9件しかない。年報とニュースの限られたソースでの判断になるが、IP Australia では2015～2016年頃から中国に関する情報の発信が増えている。
- ・ IP Australia と JPO のバイの取組のうち、IP Australia のウェブサイトで紹介された調査対象期間中の記事は0件である。他方で、JPO の英語ウェブサイトでは、調査対象期間中の IP Australia との取組に関する記事は2件であった。

(1) 政策動向や情報発信方針に影響しうる背景⁷⁴

オーストラリア知的所有権保護局 (IP Australia) は、1904年にオーストラリア特許庁として設立され、1998年2月に旧称オーストラリア知的財産庁 (Australian Intellectual Property Office) から名称変更されて現在に至っている。革新産業科学研究省 (The Department of Innovation, Industry, Science and Research) の下部機関の1つで、特許部門、商標部門、意匠部門及び育成者権部門で構成された行政機関である。

(2) 調査項目に基づく調査結果

① 「調査対象の知財庁・機関による発信情報を掲載したソースの調査」

IP Australia のウェブサイトの情報発信は以下の方法によって実施されている。発信言語は英語のみで行われている。IP Australia のソースは年報とニュースに限られている。

図表 67 ウェブサイトにおけるソース (英語のみ)

| | 英語 |
|------------------------|--|
| ①年報 (Annual Report) | 「Annual Report」 2017年12月31日時点で、直近5年間である2012年から2016年の年報のすべてがウェブサイトから確認できる。 |
| ②ニュース (News) | 2017年12月31日時点で、国際的取組に関する記事は9件である。 |

② 「国際的な取組に関する情報 (文章等) の調査」

1) 年報

IP Australiaの年報は2012年から2016年も直近5年間のものを確認した限りでは、産業技術革新省 (Department of Industry, Innovation and Science)⁷⁵の年報の一部として構成されている。

IP Australia の年報において国際的な取組として項目が設けられているのは international engagement のパートで直近5年間の年報全てに設けられている。ただし、IP Australia の年報では international engagement の項目に限らず、その年の各トピックで国際的な取組に関わるものは都度言及されていく構造となっている。

2012年の年報⁷⁶では、例えばオーストラリアの主催したRPET (Regional patent examination training) プログラムの参加国であるマレーシア、フィリピン、インドネシア、ケニア、ARIPO等との知財庁の名前を挙げている。

⁷⁴ 特許庁、「オーストラリア連邦」、

https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_shouhyou/kokusai/pdf/modopro_syohyoseido/au.pdf

⁷⁵ 2015年9月21日から2017年12月20日までの組織名。2017年12月20日以降は Department of Jobs and Small Business 組織名を変更。

⁷⁶ Australian Government, “Annual Report 2012-2013,”

<https://industry.gov.au/AboutUs/CorporatePublications/AnnualReports/AnnualReport201213/outlook.html>

2013年の年報⁷⁷では、日本の他、カナダ、英国、中国、欧州、韓国、米国の知財庁との特許出願に関する検索と審査を管理するシステムのWIPO CASEに関する共同取組について紹介している。

2014年の年報⁷⁸では、特にニュージーランドとの単一市場化に際する知財制度の改定の動向についてある程度文量を割いて触れられている。

2015年の年報⁷⁹では、在中国オーストラリア大使館にIPカウンセラーを常駐させることについて項目を変えて3回言及している。

2016年の年報⁸⁰では、過去の年報でも扱ったニュージーランドとの単一市場化に伴う両国の弁護士・弁理士の共通化に関する取組、オーストラリア初の海外IPカウンセラーとなる中国大使館での例に関する事等、を扱っている。また、中国SIPOとのMOU締結等も紹介している。国際的な連携の中では、総じて中国知財庁との連携に関して積極的に紹介している。

また、年報は、国名や知財庁名を章や節等の見出しにする構成となっていない。

2) ニュース

IP Australiaにおけるニュースは英語のみで発信されており、最も古いニュースでも2015年1月8日のもので、それ以前のニュースは確認できない。そのような中で国際的な取組に関するものとして確認できたものは9件である。

図表 68 国際的な取組に関する記事数

| | 英語 |
|---------------|----|
| 2013年 | 0 |
| 2014年 | 0 |
| 2015年 | 2 |
| 2016年 | 5 |
| 2017年(～12/31) | 2 |
| 5年間合計 | 9 |

出所：IP Australia ウェブサイトより作成

⁷⁷ IP Australia, “IP Australia Director General’s review,” Annual Report 2013-2014, Chapter16, PART C,

<https://industry.gov.au/AboutUs/CorporatePublications/AnnualReports/Documents/13-14/Chapter-16-21.pdf>.

⁷⁸ IP Australia, “IP Australia Director General’s review,” Annual Report 2014-2015, Chapter 12, PART C,

<https://industry.gov.au/AboutUs/CorporatePublications/AnnualReports/AnnualReport201415/Annual-Report-Chapter12.pdf>;

IP Australia, “IP Australia report on performance,” Annual Report 2014-2015, Chapter 14, PART C,

<https://industry.gov.au/AboutUs/CorporatePublications/AnnualReports/AnnualReport201415/Annual-Report-Chapter14.pdf>.

⁷⁹ Department of Industry, Innovation and Science, “Annual Report 2015-2016,”

<https://www.ipaustralia.gov.au/sites/g/files/net856/f/annual-report-2015-16.pdf>.

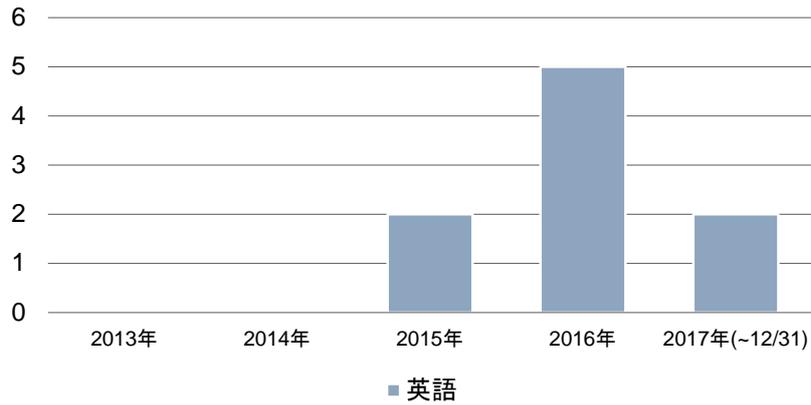
⁸⁰ IP Australia, “IP Australia Overview,” Annual Report 2016-2017, Chapter 11,

<https://industry.gov.au/AboutUs/CorporatePublications/AnnualReports/AnnualReport201617/Annual-Report-2016-17-Chapter-11.pdf>;

IP Australia, “IP Australia Report on Performance,” Annual Report 2016-2017, Chapter 12, September 15, 2017,

<https://industry.gov.au/AboutUs/CorporatePublications/AnnualReports/AnnualReport201617/Annual-Report-2016-17-Chapter-12.pdf>.

図表 69 国際的な取組に関する記事件数



出所：IP Australia ウェブサイトより作成

IP Australia の記事の最大単語数は 565 ワード、最小単語数は 89 ワード、中央値は 237 ワードであり、英語主体で発信をしている他の知財庁の比べるとやや分量は少ない。

図表 70 記事の単語数に関する情報

| | 英語 |
|-------|-----|
| 最大単語数 | 565 |
| 最小単語数 | 89 |
| 中央値 | 237 |

出所：IP Australia ウェブサイトより作成

③ 「調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの比較調査」

以下の表は、ニュースにおける国際的な取組（バイ）に関する発信状況（海外知財庁が登場する記事件数）を示している。

IP Australia のバイに関する記事件数の 5 年間の合計は 5 件である。その内訳を見てみると、中国が 3 件で一番多く、続いて EU (EPO) が 1 件、WIPO が 1 件、ニュージーランドが 1 件で続く。

図表 71 二国間（バイ）に関する情報における海外知財庁・機関等名が登場する記事数（ニュース）

| | | 2017年 （～12/31） | 2016年 | 2015年 | 2014年 | 2013年 | 5年間合計 |
|----------------|----|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 米国（USPTO） | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 欧州（EPO） | 英語 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 欧州（EUIPO、OHIM） | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ドイツ（DPMA） | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| カナダ（CIPO） | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ロシア（RUSSIA） | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 韓国（KIPO） | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 台湾（TIPO） | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| シンガポール（IPOS） | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| タイ（DIP） | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| インドネシア（DGIP） | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| マレーシア（MyIPO） | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| インド（CGPDTM） | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中国（SIPO） | 英語 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| ブラジル（INPI） | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| GCC | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| アフリカ（OAPI） | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| アフリカ（ARIPO） | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| JPO（日本） | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| WIPO | 英語 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| その他合計 | 英語 | 1 | 2 | 1 | 0 | 0 | 4 |

出所：IP Australia ウェブサイトより作成。

④ 「調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの推移調査」

IP Australia の場合、記事数が少ないことから海外知財庁・機関等の位置づけの推移を把握することは難しいが、中国については2016年、2017年と2年続けて記事として取り上げられていることから、年報における中国の扱い方と併せて、近年 IP Australia にとって中国の重要性が高まっていることが推測できる。

⑤ 「国際的な取組に関する情報（写真等）からの上記③、④の位置づけの調査」

1) 年報

IP Australia の2012年から2016年までの直近5年分の年報を確認する限り、写真は1枚も掲載されていない。

2) ニュース

IP Australia のニュースで国際的な取組に関する記事として取り扱われている9件の内、写真が掲載されている記事はなかった。

⑥ 「国際的な取組（マルチ）に関する情報に関する調査」

図表 72 はニュースにおけるマルチの国際的な取組に関する記事数を示している。記事の総数自体が少ないため断定的なことは言えないが、WIPO に関する記事が3件でやや多い。WIPO 以外で

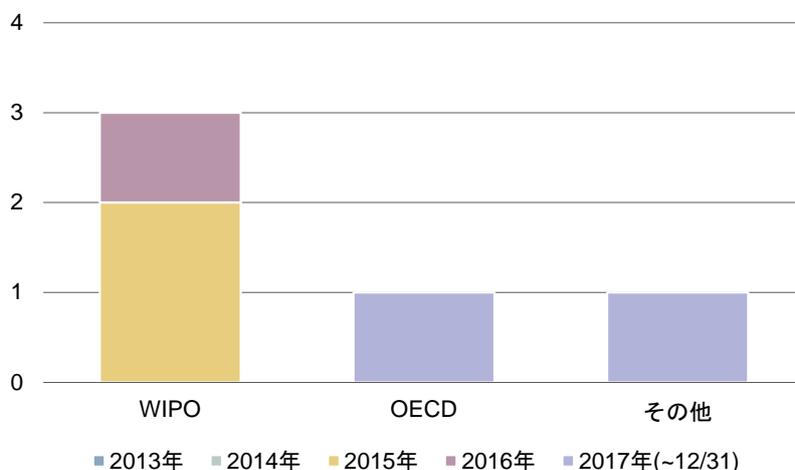
は OECD が 1 件、その他で IPSDM（知的財産統計会議）が 1 件あった。

図表 72 ニュースにおける国際的な取組（マルチ）に関する記事数

| | WIPO | OECD | その他 |
|----------------|------|------|-----|
| 2013 年 | 0 | 0 | 0 |
| 2014 年 | 0 | 0 | 0 |
| 2015 年 | 2 | 0 | 0 |
| 2016 年 | 1 | 0 | 0 |
| 2017 年(~12/31) | 0 | 1 | 1 |
| 5 年間合計 | 3 | 1 | 1 |

出所：IP Australia ウェブサイトより作成

図表 73 ニュースにおける国際的な取組（マルチ）に関する記事数（グラフ）



出所：IP Australia ウェブサイトより作成

⑦ 「国際的な取組（バイ）に関する情報に関する比較調査」

1) 国際的な取組（バイ）に関する情報

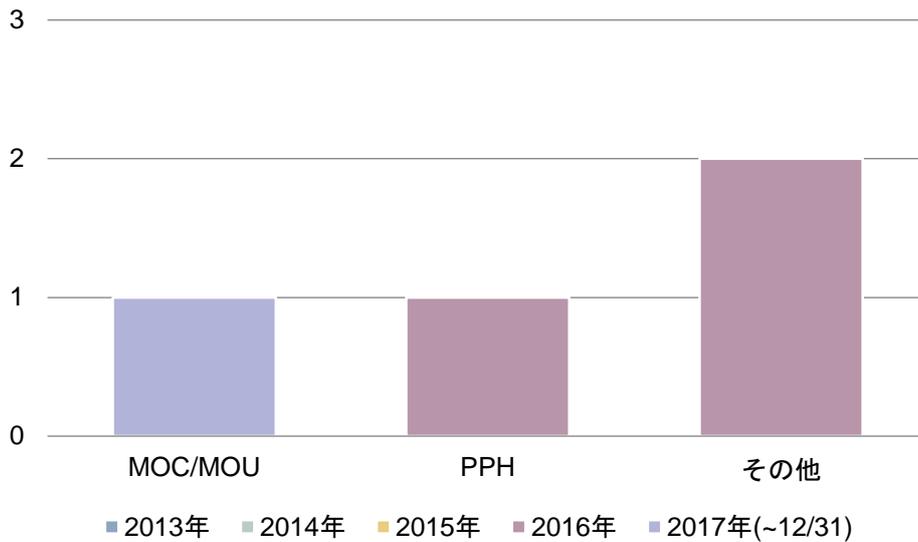
図表 74 は、ニュースにおける連携形態別のバイの国際的取組を扱った記事数を示している。国際連携の形態は MOU/MOC と PPH がそれぞれ 1 件ずつで、その他が 2016 年の 2 件である。その他の 2 件はそれぞれ、オーストラリアとニュージーランド共通の特許の単一申込制度の行方、在中国オーストラリア大使館に対豪企業向けの IP カウンセラーを常駐させることの決定に関する発表などである。

図表 74 ニュースにおける年別の国際連携の形態（記事数）

| | MOU/MOC | PPH | その他 |
|----------------|---------|-----|-----|
| 2013 年 | 0 | 0 | 0 |
| 2014 年 | 0 | 0 | 0 |
| 2015 年 | 0 | 0 | 0 |
| 2016 年 | 0 | 1 | 2 |
| 2017 年(~12/31) | 1 | 0 | 0 |
| 5 年間合計 | 1 | 1 | 2 |

出所：IP Australia ウェブサイトより作成

図表 75 ニュースにおける年別の国際連携の形態（記事数）、グラフ



出所：IP Australia ウェブサイトより作成

2) 日本との取組について

IP Australia と JPO のバイの取組のうち、国際交流について IP Australia のウェブサイトで紹介された調査対象期間中の記事は 0 件である。他方で、JPO の英語ウェブサイトでは、調査対象期間中の IP Australia との国際交流に関する記事は 2 件であった。

⑧ 「対内的な発信情報と対外的な発信情報の比較調査」

IP Australia のウェブサイトは英語のみで構成されているため、対内的な発信情報と対外的な発信情報の比較調査を行うことはできない。

2.7. 中国国家知的産権局（SIPO）

- ・ 知財庁の中でも国際的な取組の発信に最も熱心な国である。特に近年の発信力の強化の姿勢は目覚ましく、例えば英語による国際的な取組に関する記事の発信は2015年が11件だったのにも関わらず、2016年は58件に増加している。
- ・ ニュース・プレスリリースにおける記事数・知財庁名に注目すると、WIPOが抜きん出て多く、続いてEU、韓国、日本、米国が続く。
- ・ 2016年や2017年の知財庁の登場回数を見ると、ロシアとGCCが上位に登場している。
- ・ JPOとSIPOのバイの取組のうち、2014年から2017年の4年間の合計では、JPOがSIPOについて取り上げた記事は25件、SIPOがJPOを取り上げたのは15件であった。同一のトピックを扱ったのは2016年の3件である。

(1) 政策動向や情報発信方針に影響しうる背景

中国の知的財産主管官庁は、国家知識産権局（SIPO: State Intellectual Property Office of the People's Republic of China）で、国務院に属する。現局長は、申長雨（SHEN Changyu）である⁸¹。商標は、国家工商行政管理总局（SAIC）の下部機関である中国商標局（CTMO）が管轄する。

中国の知財戦略の根幹は、2008年に国務院より公布された「国家知的財産権戦略綱要」であり、同綱要で規定された目標達成のため、各省庁や地方等の様々なレベルで各種の計画が策定される⁸²。この綱要で定められた第1段階の5年間の目標は達成されたとして、さらなる国家知的財産戦略深化のため、2015年1月に国務院より「国家知的財産戦略を深化させて実施する行動計画（2014-2020年）」が公布された。同行動計画では、1万人当たりの発明専利保有数、専利出願の実質的審査平均期間等について主要予測指標が定められている⁸³。また、中国主導の経済圏構想である「一帯一路」イニシアチブでも知的財産権の尊重が謳われている。

しかし、国務院は、中国における知的財産活動は大きく進歩したとしながらも、知的財産の「量はあるが質は劣り、保護の厳格さに欠け、権利侵害事件が易発かつ多発であるため、革新や創業の意欲などの点に悪影響が及ぶといった問題にもなお直面」しているとの現状分析を行っている⁸⁴。

また、近年、SIPOは審査体制の強化、PPHの拡大、ウェブサイトによる情報発信の強化について力を入れている。

(2) 調査項目に基づく調査結果

① 「調査対象の知財庁・機関による発信情報を掲載したソースの調査」

調査項目の情報を収集整理するに際し、SIPO ウェブサイトを調査したところ、国際協調や国際的な取組を掲載している情報ソースとして、中国語と英語でそれぞれ以下のものが確認できた。

⁸¹ 特許庁ウェブサイト、https://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/sangyouzaisanken_gaiyou.htm。

⁸² 特許庁『特許行政年次報告書 2017年版』2017年、270頁。

⁸³ 特許庁『特許行政年次報告書 2017年版』2017年、271頁。

⁸⁴ 特許庁『特許行政年次報告書 2017年版』2017年、275頁。

図表 76 ウェブサイトにおけるソース（中国語・英語）

| | 中国語 | 英語 |
|---|---|--|
| ①年報 | ・「国家知识产权局年報」 ⁸⁵ 2017年10月20日現在、2000年から2016年の年報が確認できる。年報に収録される章のうち、国際協力に関連するのは「港澳台交流活動」(香港・マカオ・台湾交流活動)と「国际合作」(国際協力)である。 | ・「Annual Report」 ⁸⁶ 2017年10月20日現在、1999年から2016年の年報が確認できる。年報に収録される章のうち、国際協力に関連するのは「Communications with HKSAR, MSAR and Taiwan, China」と「International Cooperation」である。 |
| ②白書 | ・「知識産権白皮書」 ⁸⁷ 2017年10月20日現在、1998年から2016年の白書が確認できる。 | ・「White Paper」 ⁸⁸ 2017年10月20日現在、1998年から2016年の白書が確認できる。本調査に関連する章は「Publicity」と「International Cooperation」である。 |
| ③長の挨拶 | ・「重要講話」(重要スピーチ) ⁸⁹ 中国国家知識産権局(SIPO)における長の挨拶は、現在はWebサイト上の局長ページの「重要講話」において掲載されている。現在の申長兩局長は2013年12月から就任しており、2017年10月20日時点までで23本のスピーチが公表されている。 | なし |
| ④ニュース (News releases / Press releases) | ・「国际合作(国際協力)」ウェブページ ⁹⁰ 「国際往来」(国際交流)、「情況介绍」(制度・用語説明)、「合作项目」(協力プロジェクト)、「国外主要知識産権网站」(他国知財庁リンク)によって構成される。 | ・「News」ウェブページ ⁹¹ 「Official Information」、「Local IP Information」、「IPR Special」、「International IP Information」、「China IP News」によって構成される。特に「Official Information」に国際協力の取組について情報が掲載されている。「International IP Information」は、他国での知財関連のニュースであり、国際協力をフォーカスしたものではない。 |
| ⑤その他 | ・「專利审查高速路」(PPH)ウェブページ ⁹² (中国語・英語) PPHに関連する国際協力についてはこのウェブページに集約されており、特に「通知」ウェブページ ⁹³ に協力活動が紹介されている。2017年9月18日時点まででは、45の記事が掲載されている。 ・「Special Topic」(中国語・英語) 2016年7月21日に開催された一帯一路会議に関して特別ページが設けられている ⁹⁴ 。 | |

年報、白書は両言語で共通して発行されている。中国語では、PPHのウェブページが国際協力とは別途設けられているが、英語では分けられていない。

以上より情報ソースの有無を整理すると下表のようになる。

⁸⁵ SIPO ウェブサイト、<http://www.sipo.gov.cn/gk/ndbg/>。

⁸⁶ SIPO ウェブサイト、<http://english.sipo.gov.cn/laws/annualreports/>。

⁸⁷ SIPO ウェブサイト、<http://www.sipo.gov.cn/gk/zscqbps/>。

⁸⁸ SIPO ウェブサイト、<http://english.sipo.gov.cn/laws/whitepapers/>。

⁸⁹ SIPO ウェブサイト、<http://www.sipo.gov.cn/jldzz/scy/zyjh/>。

⁹⁰ SIPO ウェブサイト、<http://www.sipo.gov.cn/gjhz/>。

⁹¹ SIPO ウェブサイト、<http://english.sipo.gov.cn/news/>。

⁹² SIPO ウェブサイト、<http://www.sipo.gov.cn/ztzl/ywzt/pph/>。

⁹³ SIPO ウェブサイト、<http://www.sipo.gov.cn/ztzl/ywzt/pph/zxdt/>。

⁹⁴ SIPO ウェブサイト、<http://english.sipo.gov.cn/specialtopic/tbar/>。

図表 77 仕様書上で対象とされた情報ソースの有無

| | 年報 | 長の挨拶 | ニュースリリース、プレスリリース | その他 |
|----------|---------|------|------------------|-------------------------|
| 現地語(中国語) | ○、白書もあり | ○ | ○ | ○(PPHの特設ページ、一帯一路の特設ページ) |
| 英語 | ○、白書もあり | × | ○ | ○(PPHの特設ページ、一帯一路の特設ページ) |

出所：SIPO ウェブサイトより作成

SIPO ウェブサイト上の国際的な取組に関する情報は他の知財庁・機関に比べて豊富であり、現時点で長の挨拶を除いて現地語及び英語で対外的に発信がされていることが分かる。

次に各情報ソースについて、記載内容、国際的な取組についての記載の有無、その内容等について調査および整理を行った。

② 「国際的な取組に関する情報（文章等）の調査」

1) 年報

年報については、港澳台交流活動（香港・マカオ・台湾交流活動）」と「国际合作（国際協力）」の章で国際的な取組に関する情報が取り扱われており、原則中国語と英語の両言語で SIPO のウェブサイト上で情報が発信されている。ただし、2013 年英語版の「第 8 章国際協力」は 2012 年と同じ文章がウェブサイト上で公開されており、2013 年分の公開はない。これは掲載ミスと思われる。

図表 78 年報の年別の情報の有無

| | 現地語(中国語) | 英語 |
|--------|----------|----|
| 2012 年 | ○ | ○ |
| 2013 年 | ○ | |
| 2014 年 | ○ | ○ |
| 2015 年 | ○ | ○ |
| 2016 年 | ○ | ○ |

出所：SIPO ウェブサイトより作成

各年の年報の構成は次の通りである。国際的な取組に関する情報が「港澳台交流活動（香港・マカオ・台湾交流活動）」と「国际合作（国際協力）」の章によって扱われることは毎年変わらないが、年が新しくなるにつれ「国际合作（国際協力）」の章の中のセクション数が増えている。また個別に見ると、2014 年からマルチによる協力の中から WIPO との協力が別にセクションとして設けられたこと、また 2015 年から一帯一路に関するセクションが個別に作られていることも近年の SIPO の年報の特徴である。

a) 2016 年

2016 年の SIPO の年報（「中華人民共和国国家知識産権局 2016 年度報告」）の内、中国知財庁の国際的な取組に関する情報については、第 8 章「港澳台交流活動（香港・マカオ・台湾交流活動）」と第 9 章「国际合作（国際協力）」の章に記載がある。

「第 9 章 国際協力」は、「1. 涉外知識産権統籌協調（国際的な知財関連業務のコーディネーショ

ン)」、「2.参加机制性对话和磋商谈判(対話、相談、交渉メカニズムへの参加)」、「3.与 WIPO 的合作(世界知的所有権機関(WIPO)との協力)」、「4.多边合作(マルチによる協力)」、「5.双边合作(バイによる協力)」、「6. 与一带一路沿线国家的合作与交流(一带一路沿線国とのコミュニケーションと協力)」、「7.面向发展中国家的培训(開発途上国に対するトレーニング)」、「8.审查业务合作(特許審査への協力)」、「9.与知识产权业界和相关机构的交流(各知的財産協会と産業界とのコミュニケーション)」の9つの節から構成されている。

前年(2015年)報告書と比較すると「6. 面向发展中国家的培训与一带一路沿线国家的合作与交流(開発途上国に対するトレーニング及び一带一路沿線国とのコミュニケーションと協力)」から、「一带一路沿線国とのコミュニケーションと協力」の内容を独立させてひとつのセクションとしており、全体のセクション数が前年の8節から9節となっている。

同年報は「2016 SIPO ANNUAL REPORT」として英語版も SIPO のウェブページ上で公開されている。中国語版に対応して”Communications with HKSAR, MSAR and Taiwan, China(香港・マカオ・台湾交流活動)”と”International Cooperation(国際協力)”の章に記載がある。

国際協力の章は、「1.Cordination on International IP-Related Affairs(国際的な知財関連業務のコーディネーション)」、「2.Participation in Mechanisms of Dialogue, Consultation and Negotiation(対話、相談、交渉のメカニズムへの参加)」、「3.Communication and Cooperation with Countries along the “Belt and Road(一带一路沿線国とのコミュニケーションと協力)」、「4.Cooperation with the World Intellectual Property Organization(世界知的所有権機関(WIPO)との協力)」、「5.Multilateral Cooperation(マルチによる協力)」、「6.Bilateral Cooperation(バイによる協力)」、「7.Training for Developing Countries(開発途上国に対するトレーニング)」、「8.Cooperation on Patent Examination(特許審査への協力)」、「9.Communication with IP Associations and Industries(各知的財産協会と産業界とのコミュニケーション)」の9つの節から構成されている。

中国語版と英語版で9節の構成は同じだが、節の順番が入れ替わっているところがあり、調査項目⑧「対内的な発信情報と対外的な発信情報の比較調査」で後述する。全体を通して英語版は中国語版からの逐語翻訳となっており、各節ごとの記載内容は中国語と英語で基本的に一致している。

b) 2015年

2015年の年報(「中華人民共和國国家知識産権局2015年度報告」)の内、中国知財庁の国際的な取組に関する情報については、第8章「港澳台交流活动(香港・マカオ・台湾交流活動)」と第9章「国际合作(国際協力)」の章に記載があり2016年と同様である。

「第9章 国際協力」は、「1.涉外知识产权统筹协调(国際的な知財関連業務のコーディネーション)」、「2.参加机制性对话和磋商谈判(対話、相談、交渉メカニズムへの参加)」、「3.与世界知识产权组织的合作(世界知的所有権機関(WIPO)との協力)」、「4.多边合作(マルチによる協力)」、「5.双边合作(バイによる協力)」、「6. 面向发展中国家的培训与一带一路沿线国家的合作与交流(開発途上国に対するトレーニング及び一带一路沿線国とのコミュニケーションと協力)」、「7. 审查业务合作(特許審査への協力)」、「8.与知识产权业界和相关机构的交流(各知的財産協会と産業界とのコミュニケーション)」の8つの節から構成されている。

英語版の「2015 SIPO ANNUAL REPORT」は中国語版に対応して”Exchanges with Hong Kong SAR, MSAR SAR and Taiwan, China(香港・マカオ・台湾交流活動)”と”International Cooperation(国際協力)”の章に記載がある。香港・マカオ・台湾との「交流活動」が2016年は”Communications”、2015年は”Exchanges”で訳語に差異がある。

国際協力の章は「1.Comprehensive Cordination on Foreign-related IP Affairs(国際的な知財関連業務のコーディネーション)」、「2.Participation in Mechanisms of Dialogue, Consultation and Negotiation(対話、相談、交渉のメカニズムへの参加)」、「3.Cooperation with the World Intellectual Property Organization(世界知的所有権機関(WIPO)との協力)」、「4.Multilateral Cooperation(マルチによる協力)」、「5.Bilateral Cooperation(バイによる協力)」、「6.Training for Developing Countries and Cooperation with Belt and Road Countires(開発途上国に対するトレーニング及び一带一路沿線国とのコミュニケーションと協力)」、「7.Cooperation on Patent Examination(特許審査への協力)」、「8.Exchanges with IP related Industry and Organizations(各知的財産協会と産業界とのコミュニケーション)」の8つの節から構

成されており中国語版と一致している。

c) 2014 年

2014 年の年報（「中華人民共和国国家知識産権局 2014 年度報告」）の内、中国知財庁の国際的な取組に関する情報については、第 8 章「港澳台交流活動（香港・マカオ・台湾交流活動）」と第 9 章「国際合作（国際協力）」の章に記載がある。

「第 9 章 国際協力」は、「1. 涉外知識産権统筹协调（国際的な知財関連業務のコーディネーション）」、「2. 参加機制性対話と磋商談判（対話、相談、交渉メカニズムへの参加）」、「3. 与世界知識産権組織的合作（世界知的所有権機関（WIPO）との協力）」、「4. 五局合作（IP5 協力）」、「5. 区域合作（地域協力）」、「6. 双边合作（バイによる協力）」、「7. 審査業務合作（特許審査への協力）」、「8. 与知識産権業界和相关机构的交流（各知的財産協会と産業界とのコミュニケーション）」の 8 つの節から構成されている。「多邊合作（マルチによる協力）」のセクションがなく「IP5」及び「地域協力」に包括され、開発途上国に対するトレーニング協力や一帯一路協力も 2014 年の年報にはセクションとして設けられていなかった。

英語版の「2014 SIPO ANNUAL REPORT」は中国語版に対応して” Exchanges with Hong Kong SAR, MSAR SAR and Taiwan, China（香港・マカオ・台湾交流活動）”と”International Cooperation（国際協力）”の章に記載がある。

国際協力の章は「1. Comprehensive Cordination on Foreign-related IP Affairs（国際的な知財関連業務のコーディネーション）」、「2. Participation in Mechanisms of Dialogue, Consultation and Negotiation（対話、相談、交渉のメカニズムへの参加）」、「3. Cooperation with the World Intellectual Property Organization（世界知的所有権機関（WIPO）との協力）」、「4. Cooperation of the IP5（IP5 協力）」、「5. Regional Cooperation（地域協力）」、「6. Bilateral Cooperation（バイによる協力）」の 6 つの節となっており、中国語版の「7. 特許審査への協力」、「8. 各知的財産協会と産業界とのコミュニケーション」に対応するセクションが英語版では省略されている。

d) 2013 年

2013 年の年報（「中華人民共和国国家知識産権局 2013 年度報告」）の内、中国知財庁の国際的な取組に関する情報については、第 8 章「港澳台交流活動（香港・マカオ・台湾交流活動）」と第 9 章「国際合作（国際協力）」の章に記載がある。

「第 9 章 国際協力」は、「1. 多邊合作（マルチによる協力）」、「2. 双边合作（バイによる協力）」、「3. 其他交流合作（その他交流協力）」の 3 節から構成される。WIPO との協力や五庁、BRICS 等は「マルチによる協力」に包括されている。

英語版の「2013 SIPO ANNUAL REPORT」は中国語版に対応して” Exchanges with Hong Kong SAR, MSAR SAR and Taiwan, China（香港・マカオ・台湾交流活動）”と”International Cooperation（国際協力）”の章に記載がある。

英語版の「第 8 章国際協力」は 2013 年の年報のセクションに 2012 年の年報と同じ文章が貼り付けられておりウェブサイト上の掲載ミスと思われる。このため 2013 年度分の情報公開は欠落している。

e) 2012 年

2012 年の年報（「中華人民共和国国家知識産権局 2012 年度報告」）の内、中国知財庁の国際的な取組に関する情報については、第 8 章「港澳台交流活動（香港・マカオ・台湾交流活動）」と第 9 章「国際合作（国際協力）」の章に記載がある。

「第 9 章 国際協力」は、「1. 多邊合作（マルチによる協力）」、「2. 双边合作（バイによる協力）」、「3. 其他交流合作（その他交流協力）」の 3 節から構成され 2013 年度報告書と同様である。

英語版の「2012 SIPO ANNUAL REPORT」は中国語版に対応して” Communications and Exchanges with Hong Kong SAR, MSAR SAR and Taiwan, China（香港・マカオ・台湾交流活動）”と”International Cooperation（国際協力）”の章に記載がある。

国際協力の章は「1.Multilateral Cooperation (マルチによる協力)」、「2.Bilateral Cooperation (バイによる協力)」、「3.Other Cooperation Activities (その他交流協力)」の3節となっており中国語版と一致している。

最後に年報の国際連携を年ごとに整理すると次のようになる。過去5年間を見ると、MOU/MOC、PPH、人材教育審査員交流はおおよそ頻繁に取り上げられている。2015年については、一帯一路に関する国際連携が集中して特集されていたことが分かる。

図表 79 年別の国際連携の形態 (年報)

| | MOU/MOC | PPH | 協働調査 | 協働特許分類 (GPC) | グローバル・ドシエ | 一帯一路 | 人材教育審査員交流 | 共同取組み実施 | その他 |
|-------|---------|-----|------|--------------|-----------|------|-----------|---------|-----|
| 2012年 | 34 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 0 | 0 |
| 2013年 | 33 | 9 | 0 | 2 | 0 | 0 | 25 | 0 | 4 |
| 2014年 | 17 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 0 | 1 |
| 2015年 | 7 | 0 | 0 | 0 | 2 | 16 | 0 | 0 | 0 |
| 2016年 | 27 | 10 | 0 | 2 | 0 | 1 | 39 | 0 | 2 |
| 5年間合計 | 118 | 33 | 0 | 4 | 2 | 17 | 78 | 0 | 7 |

出所：SIPO ウェブサイトより作成

2) 白書

白書については、2013年までは中国語でしか作成されていなかったが、2014年からは中国語・英語の両言語でウェブサイト上に公表されている。

図表 80 白書の年別の情報の有無

| | 現地語(中国語) | 英語 |
|-------|----------|----|
| 2012年 | ○ | × |
| 2013年 | ○ | × |
| 2014年 | ○ | ○ |
| 2015年 | ○ | ○ |
| 2016年 | ○ | ○ |

出所：SIPO ウェブサイトより作成

国際的な取組に関する情報についての各年の白書の構成は次の通りである。過去5年間では構成に変化はない。

a) 2016年

SIPOは2016年の知識産権分野の状況に関する白書として「2016年中国知识产权保护状况(中国知識産権保護状况)」を公表している。同白書の内、中国知財庁の国際的な取組に関する情報については、「7.国际合作(国際協力)」の章に記載がある。

国際協力の章は、冒頭で2016年に中国が知的財産分野においてマルチ・バイの両面で国際協力の強化を進め、各知財庁・機関との関係を深化させたことが述べられている。続けて、マルチ・バイの国際的な取組の具体的な成果を述べた後、個別のテーマで商標、著作権、植物特許、税関・捜査機関との協力の分野における国際的な取組について記述されている。

同白書は「2016 Intellectual Property Rights Protection in China」として英語版もSIPOのウェブペー

ジ上で公開されている。”International Cooperation（国際協力）”の章に記載があり、英語版は中国語版をもとに段落ごとに対応した翻訳となっており内容は一致している。

b) 2015 年

「2015 年中国知识产权保护状况（中国知識産権保護状況）」の内、中国知財庁の国際的な取組に関する情報については「7.国际合作（国際協力）」の章に記載がある。

同白書の英語版である「2015 Intellectual Property Rights Protection in China」も SIPO のウェブページ上で公開されており、”International Cooperation（国際協力）”の章に記載がある。英語版は中国語版をもとに段落ごとに対応した翻訳となっており内容は一致している。

c) 2014 年

「2014 年中国知识产权保护状况（中国知識産権保護状況）」の内、中国知財庁の国際的な取組に関する情報については「7.国际合作（国際協力）」の章に記載がある。

同白書の英語版である「2014 Intellectual Property Rights Protection in China」も SIPO のウェブページ上で公開されており、”International Cooperation（国際協力）”の章に記載がある。英語版は中国語版をもとに段落ごとに対応した翻訳となっており内容は一致している。

d) 2013 年

「2013 年中国知识产权保护状况（中国知識産権保護状況）」の内、中国知財庁の国際的な取組に関する情報については「7.国际合作（国際協力）」の章に記載がある。

「中国知識産権保護状況」白書の英語版を公表している SIPO のウェブページには、「2013 Intellectual Property Rights Protection in China」は公表されていない。

e) 2012 年

「2012 年中国知识产权保护状况（中国知識産権保護状況）」の内、中国知財庁の国際的な取組に関する情報については「7.国际合作（国際協力）」の章に記載がある。

「中国知識産権保護状況」白書の英語版を公表している SIPO のウェブページには、「2012 Intellectual Property Rights Protection in China」は公表されていない。

最後に白書の国際連携を年ごとに整理すると次のようになる。過去5年間を見ると、年報と同じく MOU/MOC が最もよく取り上げられており、次に PPH、共同取締り実施など特集されている。

図表 81 年別の国際連携の形態（白書）

| | MOU/MOC | PPH | 協働調査 | 協働特許分類 (CPC) | グローバル・ドシエ | 一帯一路 | 人材教育 審査員交流 | 共同取締り 実施 | その他 |
|--------|---------|-----|------|--------------|-----------|------|---------------|-------------|-----|
| 2012 年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2013 年 | 16 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2014 年 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 2015 年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 2016 年 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| 5 年間合計 | 18 | 5 | 0 | 0 | 1 | 2 | 1 | 3 | 0 |

出所：SIPO ウェブサイトより作成

3) 国際交流（ニュースリリース）

SIPO のウェブページ上の「国際往来」に掲載されている SIPO の国際協調や国際的な取組等の情報は、2012 年 1 月分から調査日時点（2017 年 10 月 20 日）までで 296 件ある。

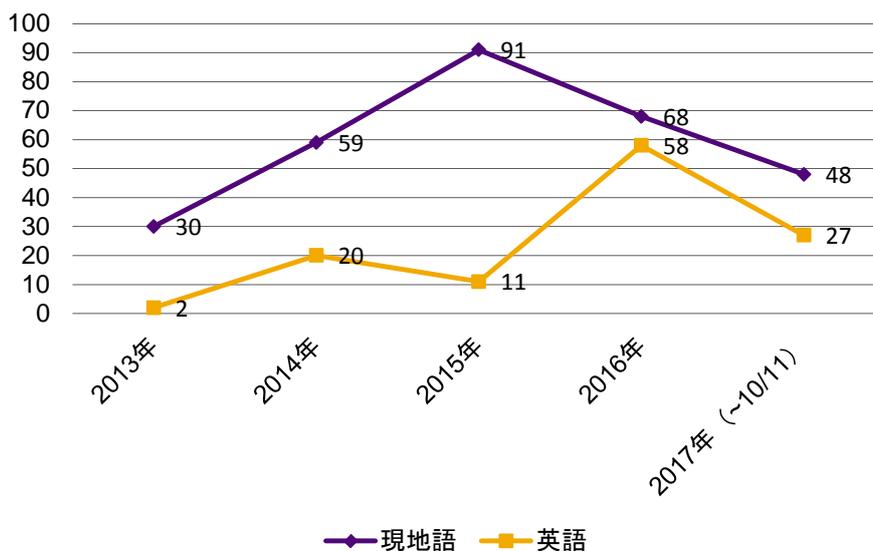
英語ウェブサイトの「Official Information」に SIPO の国際協力の取組についての情報が掲載されており、中国語ウェブサイトの「国際往来」に掲載されている 296 件のうち 118 件について対応する英語版ページが掲載されていた。

図表 82 国際的な取組に関する記事件数

| | 現地語 | 英語 |
|-----------------|-----|-----|
| 2013 年 | 30 | 2 |
| 2014 年 | 59 | 20 |
| 2015 年 | 91 | 11 |
| 2016 年 | 68 | 58 |
| 2017 年 (~10/20) | 48 | 27 |
| 5 年間合計 | 296 | 118 |

出所：SIPO ウェブサイトより作成

図表 83 国際交流に関する記事件数



出所：SIPO ウェブサイトより作成

上記のように、SIPO による英語記事の発信は 2015 年まで現地語（中国語）記事に比べて半分以下の数であったが 2016 年以降は記事数が急増しており、国際的な発信を強化しようとしている姿勢が読み取れる。

また、ニュースリリースに関する記事の文字数に関する情報は次の通りである。

図表 84 記事の文字数に関する情報

| | 現地語 | 英語 |
|-------|------|-----|
| 最大文字数 | 1670 | 908 |
| 最小文字数 | 82 | 44 |
| 中央値 | 443 | 213 |

出所：SIPO ウェブサイトより作成

記事の二国間(バイ)/マルチに関する情報数を5年間でまとめて整理すると次のような表となる。英語の記事数が近年急激に伸びてきたとはいえ、5年間合計で見ると現地語の記事の方が発信数が多い。また、現地語・英語ともに二国間(バイ)に関する記事数の方が多い。

図表 85 二国間(バイ)/マルチに関する情報数

| | | 記事件数 | 割合 |
|---------------|-----|------|-----|
| 二国間(バイ)に関する情報 | 現地語 | 242 | 82% |
| | 英語 | 91 | 77% |
| マルチに関する情報 | 現地語 | 63 | 21% |
| | 英語 | 31 | 26% |

出所：SIPO ウェブサイトより作成。

※二国間(バイ)とマルチが重複する記事があるため割合の合計は100%を超える。

最後に国際交流(ニュースリリース)の国際連携を年ごとに整理すると次のようになる。過去5年間を見ると、年報と同じくMOU/MOCが最もよく取り上げられている。また、近年では一帯一路に関する記事が特に頻繁に取り上げられている傾向も見て取れる。

図表 86 年別の国際連携の形態

| | | MOU/MOC | PPH | 協働調査 | 協働特許分類(CPC) | グローバル・ドシエ | 一帯一路 | 人材教育審査員交流 | その他 |
|-------------------|-----|---------|-----|------|-------------|-----------|------|-----------|-----|
| 2013年 | 現地語 | 8 | 6 | 0 | 3 | 1 | 0 | 5 | 1 |
| | 英語 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 2014年 | 現地語 | 18 | 10 | 0 | 3 | 2 | 0 | 14 | 5 |
| | 英語 | 9 | 6 | 0 | 1 | 2 | 0 | 4 | 3 |
| 2015年 | 現地語 | 38 | 16 | 3 | 5 | 1 | 7 | 32 | 1 |
| | 英語 | 4 | 1 | 0 | 2 | 1 | 0 | 2 | 0 |
| 2016年 | 現地語 | 16 | 12 | 0 | 4 | 4 | 14 | 16 | 1 |
| | 英語 | 14 | 11 | 0 | 4 | 4 | 9 | 13 | 1 |
| 2017年 (~10/20) | 現地語 | 23 | 9 | 0 | 0 | 2 | 18 | 7 | 0 |
| | 英語 | 14 | 5 | 0 | 0 | 1 | 11 | 2 | 0 |
| 5年間合計 | 現地語 | 103 | 53 | 3 | 15 | 10 | 39 | 74 | 8 |
| | 英語 | 41 | 24 | 0 | 8 | 9 | 20 | 21 | 4 |

出所：SIPO ウェブサイトより作成

4) 長の挨拶

SIPOのウェブページ上の「重要講話」に掲載されているSIPO局長の挨拶等の情報は、調査日時

点（2017年10月20日）において、現在の申長雨局長が就任した2014年1月以降の23件のスピーチが公表されている。年別には2017年7件、2016年5件、2015年7件、2014年4件となっている。言語は全て中国語である。長の挨拶の特徴としては、二国間（バイ）に関する情報よりもマルチに関する情報の方がやや割合として多い。

図表 87 二国間（バイ）/マルチに関する情報数

| | 二国間(バイ)に関する情報 | マルチに関する情報 |
|---------------|---------------|-----------|
| 2013年 | | |
| 2014年 | 2 | 2 |
| 2015年 | 4 | 3 |
| 2016年 | 1 | 4 |
| 2017年(~10/20) | 3 | 4 |

出所：SIPO ウェブサイトより作成

③ 「調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの比較調査」

以下の表は、ニュースにおける国際的な取組（バイ）に関する発信状況（記事内の海外知財庁名の登場回数）を示している。

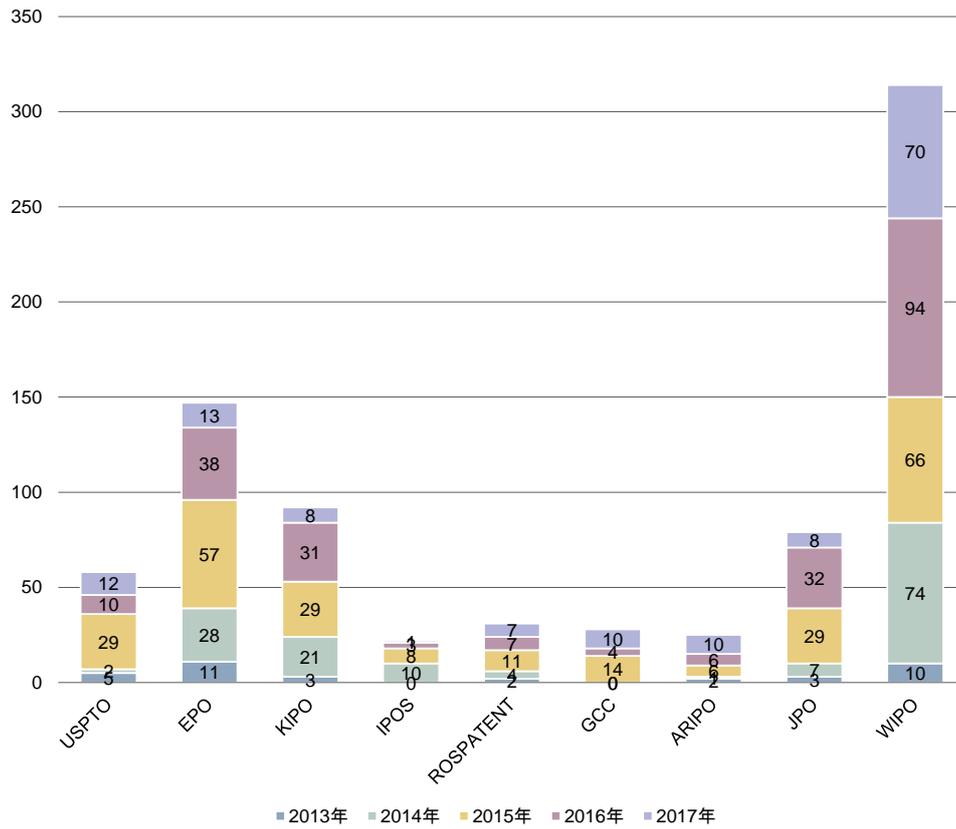
5年間の累計で見るとWIPOの登場回数が一番多く、続いて、韓国、EU、日本、米国の順に知財庁名が取り上げられている回数が多い。

図表 88 二国間（バイ）に関する情報における海外知財庁・機関等名が登場する記事数（プレスリリース）、（件数が多いもののみ）

| | | 2017年(~10/20) | 2016年 | 2015年 | 2014年 | 2013年 | 5年間合計 |
|-----------|-----|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| USPTO | 現地語 | 9 | 6 | 26 | 1 | 4 | 46 |
| | 英語 | 3 | 4 | 3 | 1 | 1 | 12 |
| EPO | 現地語 | 10 | 19 | 39 | 23 | 11 | 102 |
| | 英語 | 3 | 19 | 18 | 5 | 0 | 45 |
| KIPO | 現地語 | 5 | 10 | 20 | 15 | 3 | 53 |
| | 英語 | 3 | 21 | 9 | 6 | 0 | 39 |
| IPOS | 現地語 | 1 | 3 | 8 | 6 | 0 | 18 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 4 |
| ROSPATENT | 現地語 | 2 | 4 | 11 | 4 | 2 | 23 |
| | 英語 | 5 | 3 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| GCC | 現地語 | 6 | 3 | 14 | 0 | 0 | 23 |
| | 英語 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| ARIPO | 現地語 | 10 | 4 | 6 | 1 | 2 | 23 |
| | 英語 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| JPO | 現地語 | 5 | 13 | 23 | 7 | 3 | 51 |
| | 英語 | 3 | 19 | 6 | 0 | 0 | 28 |
| WIPO | 現地語 | 39 | 61 | 63 | 44 | 9 | 216 |
| | 英語 | 31 | 33 | 3 | 30 | 1 | 98 |

出所：SIPO ウェブサイトより作成。

図表 89 二国間（バイ）に関する情報における海外知財庁・機関等名の登場回数



出所：SIPO ウェブサイトより作成。

④ 「調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの推移調査」

ニュースにおける SIPO からみた海外知財庁・機関等の位置づけの推移を表にすると次のようになる。

図表 90 SIPO からみた海外知財庁・機関等の位置づけの推移表（知財庁名登場回数、英語）

| 調査対象の知財庁・機関 <SIPO> | 海外知財庁・機関等 | | | | | | | | | | | | | | | | | 備考 | | | | | |
|-----------------------|-----------|-----|-------|------|------|--------------|------|------|------|------|-----|------|------|--------|-----------|------|-----|----|-------|------|------|-----|--|
| | USPTO | EPO | EUIPO | DPMA | CIPO | IP Australia | SIPO | KIPO | TIPO | IPOS | DIP | DGIP | M/PO | CGPDTM | ROSPATENT | INPI | GCC | | ARIPO | OAPI | WIPO | JPO | |
| 2013 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | |
| 2014 | 1 | 5 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 30 | 0 | |
| 2015 | 3 | 18 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 6 | |
| 2016 | 4 | 19 | 3 | 0 | 3 | 3 | 0 | 21 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 3 | 2 | 1 | 2 | 0 | 0 | 33 | 19 | |
| 2017(10/11時点) | 3 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 5 | 2 | 4 | 0 | 0 | 0 | 31 | 3 | |

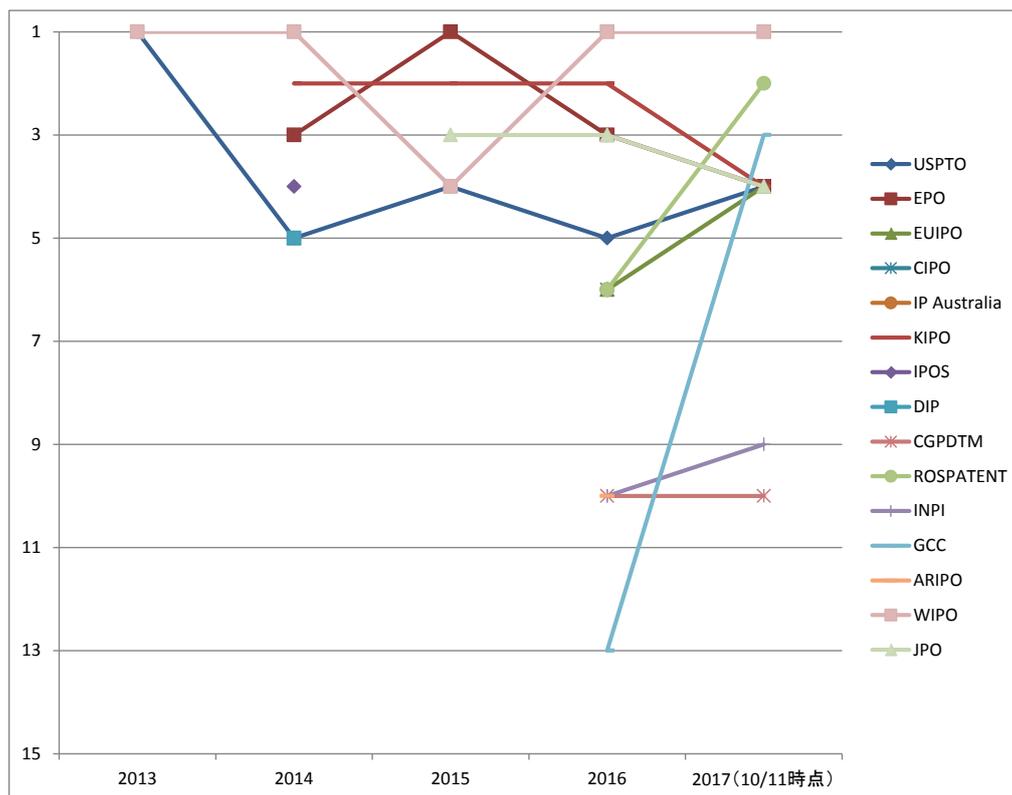
出所：SIPO ウェブサイトより作成。

さらに上記表において各年の登場回数を順位づけすると次のようになる。

図表 91 調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの推移表(直近5年、英語)、
登場回数、順位表

| 調査対象の 知財庁・機関 <SIPO> | 海外知財庁・機関等 | | | | | | | | | | | | | | | 備考 | | | | | | |
|---------------------------|-----------|-----|-------|------|------|--------------|------|------|------|------|-----|------|-------|--------|-----------|----|------|-----|-------|------|------|-----|
| | USPTO | EPO | EUIPO | DPMA | CIPO | IP Australia | SIPO | KIPO | TIPO | IPOS | DIP | DGIP | MyIPO | CGPDTM | ROSPATENT | | INPI | GCC | ARIPO | OAPI | WIPO | JPO |
| 2013 | 1 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 1 | - |
| 2014 | 5 | 3 | 5 | - | - | - | - | 2 | - | 4 | 5 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 1 | - |
| 2015 | 4 | 1 | - | - | - | - | - | 2 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 4 | 3 |
| 2016 | 5 | 3 | 6 | - | 6 | 6 | - | 2 | - | - | - | - | - | 10 | 6 | 10 | 13 | 10 | - | 1 | 3 | - |
| 2017(10/11時点) | 4 | 4 | 4 | - | - | - | - | 4 | - | - | - | - | - | 10 | 2 | 9 | 3 | - | - | 1 | 4 | - |

出所：SIPO ウェブサイトより作成。



出所：SIPO ウェブサイトより作成。

データの数に限りがあるため断定はできないが、直近5年間においてはWIPO、EU、日本、韓国、米国が上位に継続して位置しているが、2016年から2017年ではロシアやGCCが登場回数において上位に出現している。

⑤ 「国際的な取組に関する情報(写真等)から上記③、④の位置づけの調査」

1) 年報

a) 2016年

中国語：国際協力の章に掲載されている写真は、「SIPOとWIPOの局長会合」、「第9回五庁局長会議」、「第7回BRICS特許庁局長会議」、「南アジア・東南アジア・モンゴル・イラン特許庁長官会議」の4枚であった。これらの写真の大きさはほぼ同じであった。

「第7回BRICS特許庁局長会議」は中国語版のみに掲載されており英語版には掲載がない。

英語：国際協力の章に掲載されている写真は、「一帯一路国際協力ハイレベルフォーラム」、「SIPO

と WIPO の局長会合」、「第 9 回五庁局長会議」、「第 2 回意匠五庁会合」、「南アジア・東南アジア・モンゴル・イラン特許庁長官会議」の 5 枚であった。これらの写真の大きさはほぼ同じであった。

「第 2 回意匠五庁会合」、「一带一路国際協力ハイレベルフォーラム」は中国語版にはなく、英語版のみに掲載されていた。

b) 2015 年

中国語：国際協力の章に掲載されている写真は、「SIPO と WIPO の局長会合」、「第 1 回意匠五庁協力フォーラム」、「第 4 回 BRICS 特許庁局長会議」、「第 9 回 SIPO-EPO 局長会議」の 4 枚であった。これらの写真の大きさはほぼ同じであった。

英語：香港・マカオ・台湾との交流活動の章に英語版のみ「第 5 回 IP ビジネスフォーラム」、「兩岸 IP フォーラム」の 2 枚が掲載されている。

国際協力の章に掲載されている写真は、「SIPO と WIPO の局長会合」、「第 8 回五庁局長会議」、「第 1 回意匠五庁協力フォーラム」、「第 4 回 BRICS 特許庁局長会議」、「IP グローバルフォーラム」、「第 9 回 SIPO-EPO 局長会議」、「モンゴル特許庁を訪問」、「SIPO-EPO30 周年シンポジウム」、「OHIM を訪問」、「英国特許庁を訪問」、「USPTO 会談」、「オーストリア特許庁を訪問」、「GCC 向け IP 訓練会」、「南アフリカ特許庁を訪問」、「SIPO 春季 IP 訓練セミナー」の 15 枚であった。これらの写真の大きさはほぼ同じであった。

「第 8 回 IP5 局長会議」、「IP グローバルフォーラム」、「モンゴル特許庁を訪問」、「SIPO-EPO30 周年シンポジウム」、「OHIM を訪問」、「英国特許庁を訪問」、「USPTO 会談」、「オーストリア特許庁を訪問」、「GCC 向け IP 訓練会」、「南アフリカ特許庁を訪問」、「SIPO 春季 IP 訓練セミナー」の 11 枚は中国語版にはなく、英語版のみに掲載されていた。

c) 2014 年

中国語：国際協力の章に掲載されている写真は、「第 7 回五庁局長会合」、「EPO 副局長との会談」の 2 枚であった。これらの写真の大きさはほぼ同じであった。

英語：香港・マカオ・台湾との交流活動の章に英語版のみ「中国・香港・マカオ IP フォーラム」、「第 7 回兩岸 IP フォーラム」の 2 枚が掲載されている。

国際協力の章に掲載されている写真は、「第 7 回五庁局長会合」、「五庁副局長会合」、「EPO 局長との会談」、「EPO 副局長との会談」、「第 2 回中英 IP フォーラム」、「チリ特許庁へ訪問」、「GCC 特許庁を訪問」、「エチオピア特許庁を訪問」の 8 枚であった。これらの写真の大きさはほぼ同じであった。

「五庁副局長会合」、「EPO 局長との会談」、「第 2 回中英 IP フォーラム」、「チリ特許庁へ訪問」、「GCC 特許庁を訪問」、「エチオピア特許庁を訪問」の 6 枚は中国語版にはなく、英語版のみに掲載されていた。

d) 2013 年

中国語：国際協力の章に掲載されている写真は、「ドイツ特許庁との会談」の 1 枚であった。

英語：香港・マカオ・台湾との交流活動の章に英語版のみ「中国・香港・マカオ IP フォーラム」、「第 6 回兩岸 IP フォーラム」、「アジア IP ビジネスフォーラム」の 3 枚が掲載されている。

国際協力の章の本文は 2012 年の内容となっており掲載ミスと思われる。そのため、2013 年の国際協力の内容は公開されていない。

e) 2012 年

中国語：香港・マカオ・台湾との交流活動の章に「台湾地区 IP 代理人資格証授与式」、「香港特許庁の来訪」の 2 枚が掲載されている。「香港特許庁の来訪」の 1 枚は中国語版のみに掲載され、

英語版には掲載がなかった。

国際協力の章に掲載されている写真は、「WIPO との会談」、「第 6 回 SIPO-EPO 会議」、「デンマーク特許等と会談」、「ドイツ特許庁と会談」、「スイス特許庁を訪問」、「アイスランド特許庁を訪問」、「キルギスタン特許庁と会談」、「ブラジル特許庁と会談」、「SIPO-USPTO 局長会議」、「シンガポール特許庁と会談」、「アンゴラ特許庁と会談」、「中日韓 IP 専門家会合」の 12 枚であった。これらの写真の大きさはほぼ同じであった。

英語：香港・マカオ・台湾との交流活動の章に英語版のみ「第 5 回兩岸 IP フォーラム」の写真枚が掲載されている。

国際協力の章に掲載されている写真は、「WIPO との会談」（中国語版とは異なる構図の写真）、「ポーランド特許庁と会談」、「オーストリア特許庁と会談」、「ロシア特許庁と会談」、「韓国 KIPO との会談」、「中国 IP 文書セミナー」、「モンゴル特許庁来訪」、「日本ジェトロと会談」、「日本 IP 保護協会と会談」の 9 枚であった。

「WIPO との会談」のみ中国版と英語版の両方に写真掲載があるイベントで、これ以外の 7 枚すべて中国版と異なるイベントの写真が掲載されていた。

2) 白書

各年の「中国知識産権保護状況」白書には写真の掲載はない。

3) 国際交流ニュースリリース

国際交流ニュースリリース上で各記事の写真の掲載件数と割合をまとめたところ、以下のようになった。現地語・英語ともに写真の掲載されている記事の割合はほぼ同じである。

図表 92 国際的な取組に関する情報（写真等）

| | | 件数 | 割合 |
|--------------|-----|-----|-----|
| 写真が掲載されている記事 | 現地語 | 192 | 65% |
| | 英語 | 76 | 64% |

出所：SIPO ウェブサイトより作成。

⑥ 「国際的な取組（マルチ）に関する情報に関する調査」

1) 年報

a) 2016 年

国際的な取組（マルチ）に関する情報について、SIPO は WIPO との協力関係を継続的に深化させ、各国・各地の知財機関との友好的なパートナーシップ関係を不断に構築してきたことを強調している。2016 年に 36 件のマルチでの協力覚書等（MOU/MOC）を締結し、年末までに累計 168 件に達し、IP 分野での国際協力は順調な成果を挙げていると報告している。WIPO の枠組みの下での植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV）締約国会議等の国際会議のほか、2016 年 10 月の WIPO 第 56 回加盟国大会に申長雨 SIPO 局長が中国代表団を率いて参加したことが報告されている。

マルチによる協力の事例としては、2016 年 5 月に日本で開催された五庁会合、11 月に北京で開催された意匠五庁会合、6 月にモスクワで開催された第 6 回 BRICS 特許局局長会議への参加等が報告されている。このほか 11 月にクアラルンプールで開催された第 7 回中国 ASEAN 知識産権局長会議、12 月に日本の小田原で開催された第 16 回日中韓局長政策対話、9 月にウランバートルで開催された第 4 回中国・モンゴル・ロシア IP フォーラムへの参加が報告されている。

また、国際的な取組（マルチ）に関する情報として 2016 年 7 月に北京で「一带一路 IP ハイレベル会合」を開催し、「一带一路沿線国の IP 分野協力強化の共同イニシアチブ」が採択され一带一路

IP 協力の基本的枠組みが初歩的に構築されたとしている。

b) 2015 年

WIPO との協力関係を全面的に推進するとともに各国・各地の知財機関との友好的なパートナーシップ関係を不断に開拓し、2015 年に 42 件のマルチでの協力覚書等 (MOU/MOC) を締結し国際協力は順調な成果を挙げていると報告している。植物新品種の保護に関する国際条約 (UPOV) 締約国会議等の国際会議のほか、2015 年 10 月の WIPO 第 55 回加盟国大会に申長雨 SIPO 局長が中国代表団を率いて参加した。

マルチによる協力の事例としては、2015 年 5 月に蘇州で開催された第 8 回発明特許 IP5 局長会議、12 月の第 1 回外観設計五庁フォーラムによる意匠五庁対話メカニズムへの参加が 5 局協力の内容として掲載されている。6 月と 12 月には申長雨局長が第 4 回及び第 5 回 BRICS 特許局長会議に出席した。このほか 7 月に北京で開催された第 6 回中国 ASEAN 知識産権局長会議、11 月に広州で開催された第 15 回日中韓局長政策対話、8 月の第 3 回中国・モンゴル・ロシア IP フォーラムへの参加が報告されている。

また、発展途上国や一帯一路沿線国に対するマルチでの国際協力として、「2015 年発展途上国 SIPO 春季訓練会」や「中国 ASEAN IP 高級訓練会」を開催し、アジア、アフリカ、欧州、ラテンアメリカなど 30 カ国近くの特許庁から 100 名余りが参加している。

c) 2014 年

SIPO は WIPO との協力関係を構築することを軸として各国・各地の知財機関との友好的なパートナーシップ関係を不断に開拓し、国際協力はマルチとバイで順調な成果を挙げていると報告している。UPOV、WTO 等の国際会議等のほか、2014 年 9 月の WIPO 第 54 回加盟国大会に申長雨 SIPO 局長が中国代表団を率いて参加した。これに先立つ 2014 年 3 月には賀化副局長が第 69 回 WIPO 協調委員会会合、5 月には何志敏副局長が WIPO 第 53 回特別加盟国大会に出席した。

マルチによる協力の事例としては、2014 年 6 月の第 7 回 IP5 局長会議及び第 3 回 IP5 局長・産業界会議への参加が 5 局協力の内容として掲載されている。

日中韓では 11 月に申長雨局長が韓国で開催の第 14 回中日韓 3 局局長会議及び中日韓 IP フォーラムに出席した。BRICS 関係では 9 月の WIPO 総会に合せて開催された第 3 回 BRICS 特許局長会議に申長雨局長が出席したことが報告されている。

また、6 月には第 5 回中国-ASEAN 特許局長会議を開催し「中国 ASEAN2014-2015 協力計画 MOU」を署名するとともに「2014 中国-ASEAN 特許業務訓練会」を実施し、ASEAN10 カ国の 20 名の特許関係者が参加した。このほか、9 月に何志敏副局長が第 2 回中国・モンゴル・ロシア IP フォーラムに出席したことも報告されている。

d) 2013 年

SIPO は国際的な取組 (マルチ) に関する取組として WIPO、五庁、中日韓との協力をさらに深めながら全方位での国際的な IP 協力を推進し、アジア、アフリカ、中南米の諸国との協力関係が着実に進展したと全体状況を総括している。2013 年 9 月の WIPO 第 51 回加盟国大会に賀化副局長、12 月の WIPO 第 51 回加盟国大会に李玉光副局長が参加した。11 月には WIPO のガリ局長が北京を訪問、王勇国務委員と会談した。

マルチによる協力の事例としては、第 6 回 IP5 局長会議及び第 10 回五庁副局長会議への参加が 5 局協力の内容として掲載されている。日中韓では第 13 回中日韓 3 局局長会議、中日韓 IP 政策対話及び無錫での中日韓外観設計フォーラムが開催され日中韓の IP 協力が強化された旨が報告されている。BRICS 関係では第 1 回及び第 2 回 BRICS 特許局長会議が開催され BRICS の IP 協力の基本枠組みが合意された。

また、第 4 回中国-ASEAN 特許局長会議を開催し「中国 ASEAN2013-2014 協力計画 MOU」を署名するとともに北京と成都で「中国-ASEAN 各国特許制度報告会」を実施した。このほか、第 1 回中国・モンゴル・ロシア IP フォーラムが開催され、3 国協力のメカニズムが立ち上げられたことが報告されている。

e) 2012 年

国際的な取組（マルチ）に関する取組の総括は 2013 年と同様で、WIPO、五庁、中日韓との協力をさらに深めながら全方位での国際的な IP 協力を推進し、発展途上国との協力関係構築を進めたと報告している。2012 年 5 月に「WIPO 工業品外観設計国際登録ハーグ協定」MOU に署名したほか、10 月に田力普局長が WIPO 加盟国総会に出席した。

マルチによる協力の事例としては、第 5 回 IP5 局長会議及び第 7 回及び第 8 回 IP5 副局長会議への参加が 5 局協力の内容として掲載されている。

以上について、各国際的な取組（マルチ）の年別の登場回数をまとめると次のような表になる。WIPO との取組が最も多く扱われているが、それ以外の取組もバランスよく取り上げられている。

図表 93 各国際的な取組（マルチ）の年別の登場回数（年報）

| | WIPO | IP5/TM5 | 三極 | 日中韓 | ASEAN | BRICS | 中国・モンゴル・ロシア | その他 |
|--------|------|---------|----|-----|-------|-------|-------------|-----|
| 2012 年 | 2 | 2 | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 | 3 |
| 2013 年 | 1 | 1 | 0 | 2 | 2 | 1 | 1 | 2 |
| 2014 年 | 4 | 1 | 0 | 1 | 2 | 1 | 1 | 2 |
| 2015 年 | 2 | 3 | 0 | 1 | 2 | 1 | 1 | 2 |
| 2016 年 | 2 | 2 | 0 | 1 | 2 | 2 | 1 | 3 |
| 5 年間合計 | 11 | 9 | 0 | 8 | 9 | 5 | 4 | 12 |

出所：SIPO ウェブサイトより作成。

2) 白書

a) 2016 年

国際的な取組（マルチ）に関する情報について、SIPO としての一般的な国際協力として WIPO、「一帯一路」ハイレベル会合、I五庁⁹⁵、意匠五庁、BRICS、ASEAN、国・モンゴル・ロシア知的財産協力、日中韓が挙げられている。このほか各分野の国際協力として取り上げられている事項は以下のとおりであった。

商標分野：東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、GCC、日中韓、WIPO、ニース協定専門家委員会

著作権分野：WIPO、日中韓、RCEP

植物特許分野：植物新品種保護国際同盟（UPOV）、日中韓

税関・捜査機関分野：世界税関機構（WCO）、WIPO、国際刑事警察機構（ICPO）、欧州不正対策局（OLAF）

b) 2015 年

SIPO としての一般的なマルチでの国際協力として WIPO、五庁⁹⁶、日中韓、ASEAN、モンゴル・ロシア知的財産協力、BRICS、意匠五庁、「一帯一路」沿線国との協力が挙げられている。このほか各分野の国際協力として取り上げられている事項は以下のとおりであった。

商標分野：マドリッド国際商標フォーラム、ニース協定専門家委員会

著作権分野：WIPO、APEC、日中韓、RCEP

植物特許分野：植物新品種保護国際同盟（UPOV）、WTO、日中韓

⁹⁵中国、米国、EU、日本、韓国の順に掲載

⁹⁶中国、米国、EU、日本、韓国の順に掲載

税関・捜査機関分野：国際刑事警察機構（ICPO）

c) 2014年

SIPOとしての一般的なマルチでの国際協力としてWIPO、IP5⁹⁷、日中韓、BRICS、ASEAN、モンゴル・ロシア知的財産協力、湾岸協力理事会（GCC）、発展途上国との協力が挙げられている。このほか各分野の国際協力として取り上げられている事項は以下のとおりであった。

商標分野：WIPO、APEC、IP5

著作権分野：WIPO、APEC、WTO

植物特許分野：植物新品種保護国際同盟（UPOV）、日中韓

税関・捜査機関分野：国際刑事警察機構（ICPO）

d) 2013年

SIPOとしての一般的なマルチでの国際協力としてWIPO、IP5⁹⁸、日中韓、BRICS、ASEAN、モンゴル・ロシア知的財産協力、発展途上国との協力が挙げられている。

このほか各分野の国際協力として取り上げられている事項は以下のとおりであった。

商標分野：マルチに関する記載なし（米中戦略経済対話などバイでの取組を掲載）

著作権分野：WIPO、APEC、IP5、日中韓

植物特許分野：植物新品種保護国際同盟（UPOV）、日中韓

税関・捜査機関分野：世界税関機構（WCO）、WTO、WIPO、国際刑事警察機構（ICPO）

e) 2012年

SIPOとしての一般的なマルチでの国際協力としてWIPO、IP5⁹⁹、日中韓、BRICSとの会合の開催などが挙げられている。

このほか各分野の国際協力として取り上げられている事項は以下のとおりであった。

商標分野：WIPO、WTO、APEC、IP5

著作権分野：WIPO、APEC、IP5

植物特許分野：植物新品種保護国際同盟（UPOV）

税関・捜査機関分野：世界税関機構（WCO）、WIPO

以上について、各国際的な取組（マルチ）の年別の登場回数をまとめると次のような表になる。年報と同じくどの取組もバランスよく取り上げられているが、WIPOとの取組がやや少なく、IP5/TM5が最も多く取り上げられていること、また中国・モンゴル・ロシアとの取組が多く扱われている特徴がある。

⁹⁷中国、米国、EU、日本、韓国の順に掲載

⁹⁸中国、米国、EU、日本、韓国の順に掲載

⁹⁹中国、米国、EU、日本、韓国の順に掲載

図表 94 各国際的な取組（マルチ）の年別の登場回数（白書）

| | WIPO | IP5/TM5 | 三極 | 日中韓 | ASEAN | BRICS | 中国・モン ゴル・ロシア | その他 |
|-------|------|---------|----|-----|-------|-------|-----------------|-----|
| 2012年 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 2013年 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| 2014年 | 1 | 2 | 0 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 |
| 2015年 | 2 | 3 | 0 | 2 | 2 | 1 | 3 | 1 |
| 2016年 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| 5年間合計 | 4 | 8 | 0 | 7 | 6 | 6 | 7 | 2 |

出所：SIPO ウェブサイトより作成。

3) 国際交流ニュースリリース（マルチ）

2012年1月以降、調査日時点（2017年10月20日）までにおいて SIPO の「国際合作（日：国際交流）」に掲載されている 296 件の現地語の記事の内、マルチの国際的取組に関する記事は 63 件とおおよそ 2 割であった。各記事の文字数はおおよそ 100-1600 文字程度であり、記事の平均文字数は 680 字程度であった。

63 件の記事のうち約半分の 31 件が対応する英語ページが確認できた。英語ページは中国語からの翻訳となっており基本的に記載内容は一致していた。一部に英語ページにおいて中国語内容の省略や要約がされた部分がみられたが、内容的に中国当局の恣意的な意図を汲み取れるものはなかった。例えば、2016年8月31日付、「中日韓国際 IP フォーラムを北京で開催」の記事では英語は中国語ページの第 2 段落が省略されているが、内容は「IP 分野の問題について中日韓は政府間以外の民間のチャンネルでも交流と協力をを行い、相互理解を深め、相互の経験から学習してきた」との要旨であった。

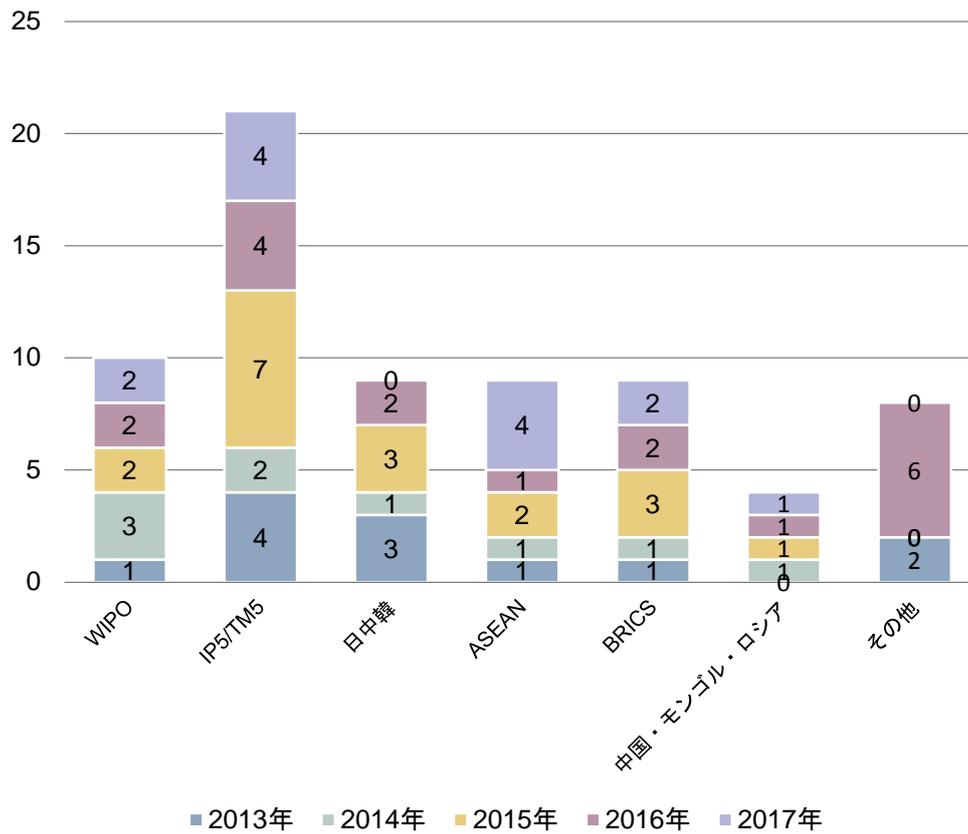
まれに英語ページの方が中国語よりも詳しい事例として、2016年7月20日付、「SIPO、WIPO 等が共催の「一带一路 IP ハイレベル会議が北京で開催」の記事では、「マレーシアや GCC 代表がテーマスピーチをした」等の中国語にはない情報が英語ページでは追加されており、また英語ページにだけ写真が掲載されている。これは「一带一路 IP ハイレベル会議」の開催による同イニシアチブ推進を国際的にアピールしたい SIPO の意図が窺える事例といえそうである。

図表 95 各国際的な取組（マルチ）の年別の登場回数（現地語）

| | WIPO | IP5/TM5 | 三極 | 日中韓 | ASEAN | BRICS | 中国・モン ゴル・ロシア | その他 |
|-------|------|---------|----|-----|-------|-------|-----------------|-----|
| 2013年 | 1 | 4 | 0 | 3 | 1 | 1 | 0 | 2 |
| 2014年 | 3 | 2 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| 2015年 | 2 | 7 | 0 | 3 | 2 | 3 | 1 | 0 |
| 2016年 | 2 | 4 | 0 | 2 | 1 | 2 | 1 | 6 |
| 2017年 | 2 | 4 | 0 | 0 | 4 | 2 | 1 | 0 |
| 5年間合計 | 10 | 21 | 0 | 9 | 9 | 9 | 4 | 8 |

出所：SIPO ウェブサイトより作成

図表 96 各国際的な取組（マルチ）の年別の登場回数（現地語）



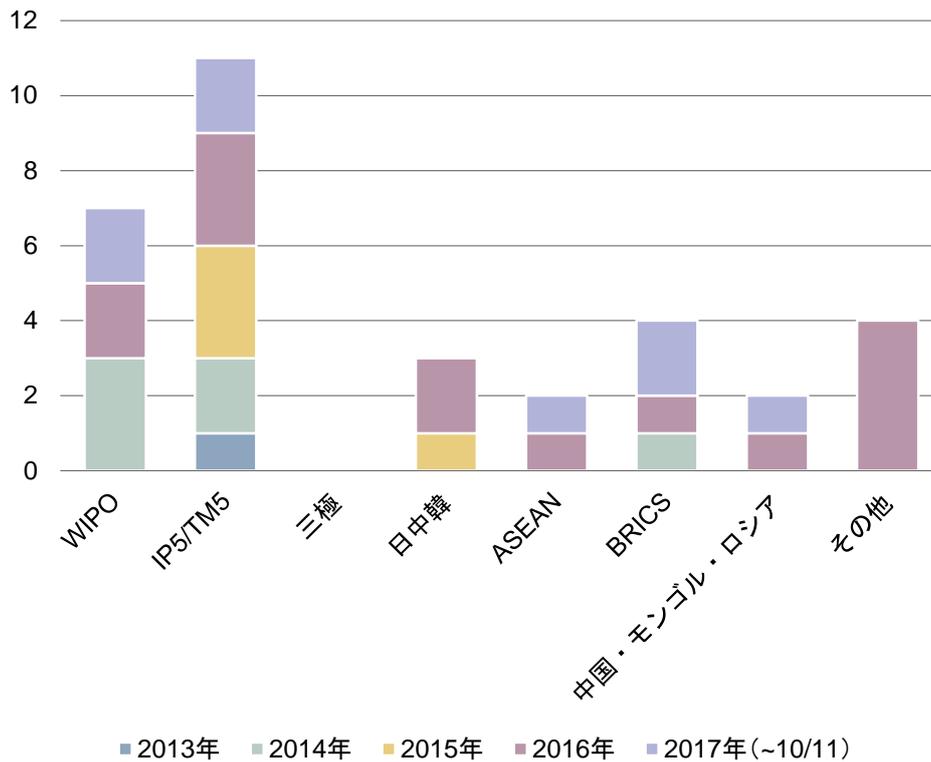
出所：SIPO ウェブサイトより作成

図表 97 各国際的な取組（マルチ）の年別の登場回数（英語）

| | WIPO | IP5/TM5 | 三極 | 日中韓 | ASEAN | BRICS | 中国・モン ゴル・ロシ ア | その他 |
|---------------|------|---------|----|-----|-------|-------|---------------------|-----|
| 2013年 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2014年 | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 2015年 | 0 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2016年 | 2 | 3 | 0 | 2 | 1 | 1 | 1 | 4 |
| 2017年(～10/20) | 2 | 2 | 0 | 0 | 1 | 2 | 1 | 0 |
| 5年間合計 | 7 | 11 | 0 | 3 | 2 | 4 | 2 | 4 |

出所：SIPO ウェブサイトより作成

図表 98 各国際的な取組（マルチ）の年別の登場回数（英語）



出所：SIPO ウェブサイトより作成

4) 長の挨拶

2014年1月以降の「重要講話」に掲載されている23件の長の挨拶の情報の詳細は以下の通りである。

2017年分は調査日時点（2017年10月20日）で7件ある。このうち1件は第57回WIPO加盟国大会での申長雨局長のスピーチで、4件が中国国内の会議、フォーラム等での報告や発言である。1件は国内メディアの中国日報のインタビューへの応答となっている。2017年分の申長雨局長の発言として目を引く内容として、2017年9月13日付の中国日報のインタビューの中で、中国は最近5年で知的財産権の保護に関して政策面での適切な対応を行い、法律法規の整備を進めるとともに違法行為に対して厳格な取締を実施するなど、知的財産権の保護制度の確立を積極的に推進してきており、知識産権の保護は中国社会においてすでに共通認識となっていると強調している。そのうえで、他国は中国の知財権保護の取組成果について、客観的に公正に評価すべきであって、アメリカのような先進国は保護貿易政策の口実を利用するべきでないとしてアメリカを名指しで言及している。国内メディアのインタビューであるが、逆に本音が出たように考えられる。

また、2017年9月6日付、「第8回中国特許年度会議（中国專利年会）」での申長雨局長の挨拶では、2017年から同会議の名称がこれまでの「中国專利信息年会」から「中国專利年会」へ改められたことに触れ、同会議の位置づけが中国国内の特許分野を発展させるための情報交流の会議から、中国を知識産権強国として立ち上げていくための戦略的な位置づけの会議とする意義があるとの趣旨のスピーチを行っている。スピーチの中で「一帯一路」を軸とした知識産権協力を強化して沿線の諸国の共同発展を実現することを特別に重視するとの発言もあり、本年度会議を「一帯一路」を中心とした周辺国の知識財産権の国際的プラットフォームとしたい狙いが感じられる。なお、申長雨局長は、中国をはじめとして、ドイツ、アメリカなど世界各国が製造業を重視する実体経済発展を重視する「製造業回帰」の方向へ進んでいると指摘したが、日本の製造業についての言及はなかった。

2016年分は5件掲載されている。2016年2月26日付の申長雨局長が人民日報のインタビューに応えた発言で、知識産権の文化は「舶来品」であり先進国とWIPOが主導して100年の歴史がある

が、中国はわずか 30 年の経験で知識産権強国となった IP 分野での取組成果を強調するとともに、これから中国の実情に合った知財文化を創っていく考えを示している。

また、2016 年 1 月 8 日付の全国知識産権局長会議での申長雨局長の報告では、マルチでの一帯一路ハイレベル会議や PPH の国際協力等の成果に言及し、中国の IP 強国建設の目標は「中国の特色のある世界水準」を実現することであると発言している。これに先立つ 2017 年の新年の挨拶では、重点産業に関する海外との IP 協力を強化し IP 分野の国際協力レベルを引き上げるとともに、「中国の夢、中華民族の偉大な復興」の実現のため中国の特色ある世界水準の IP 強国の建設に奮闘すべきことをスピーチしている。

一方で、2014 年 7 月 28 日付の人民日報の取材に対して、SIPO は世界一流の特許審査機関のひとつであり USPTO、EPO、JPO、KIPO とともに五庁として発言力と影響力をもつが、中国の IP 分野の規模は大きいものの核心的特許や著名なブランドが少なく、国際的な IP 領域での発言力や影響力は質の面でまだ不十分であるとの認識に言及している。

⑦ 「国際的な取組（バイ）に関する情報に関する調査」

1) 年報

過去 5 年間で年報が取り上げている各知財庁や機関名を見てみると、USPTO や EPO は毎年必ず言及されている。また、2016 年にはアジア諸国や東欧諸国への言及が増えており、これは一帯一路の影響によるものと考えられる。

a) 2016 年

国際的な取組（バイ）に関する情報については、欧州特許庁（EPO）、欧州連合知的財産庁（EUIPO）、欧州連合（EU）との協力関係について述べた後、地域別で協力関係にある国々の名前が挙げられている。

対話、相談、交渉メカニズムへの参加では、中米経済戦略対話、中米イノベーション対話、中欧知識産権対話、英・仏との経済財政金融政策対話、日中韓 FTA、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、中国-ジョージア FTA 及び中国ユーラシア経済連合との交渉に積極的に参加し、IP 分野での交渉を行った。

欧州：英国、フランス、ドイツ、スイス、デンマーク、ポーランド、ハンガリー、チェコ共和国、セルビア、ブルガリア、モルドバ、グルジア、ラトビア、リトアニア、ユーラシア（特許庁）、欧州特許庁（EPO）、欧州連合知的財産庁（EUIPO）、スイス、イタリア、ポーランド、チェコ共和国、英国、フランス、グルジア、アルバニア、ブルガリア、ポルトガル、ラトビア、リトアニア

米国：米国

南米：エクアドル、チリ、アルゼンチン

オセアニア：オーストラリア、ニュージーランド、その他オセアニア諸国

GCC：湾岸協力理事会（GCC）及び GCC 加盟国（サウジアラビアに言及）

アジア・アフリカ：インド、バングラデシュ、スリランカ、カタール、ブルネイ、カンボジア、マレーシア、インド、イラン、イスラエル、日本、韓国、シンガポール、トルコ、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、モロッコ、アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）、ナイジェリア、エチオピア

バイによる協力としては、「一帯一路」構想の周辺諸国を中心として知財分野での積極的な交流が行われている。欧州では、イギリス、フランス、ドイツ、スイス、デンマーク、ポーランド、ハンガリー、チェコ、セルビア、ブルガリア、モルドバ、ジョージア、ラトビア、リトアニア、ロシアの知財機関のトップ層と交流を行い、EPO、EUIPO、スイス、イタリア、ポーランド、チェコ、イギリス、フランス、ジョージア、アルバニア、ブルガリア等と協力協定書を締結した。このほか、2016 年に何志敏・副局長がアメリカ特許商標局と複数回の会談のほか第 7 回中米イノベーション対話会合への参加など協力関係を強化したとの報告がされている。中南米ではエクアドル、チリ、アルゼンチンへの訪問会合と MOU 締結、大洋州ではオーストラリア、ニュージーランドとの三国間協力の関係が継続的に深化されたとしている。アジアでも各国の特許当局のトップ層との交流を深

めたとして、ブルネイ、カンボジア、マレーシア、インド、イラン、イスラエル、日本、韓国、シンガポール、トルコ、モンゴル等の順序で記載されている。このほか協力文書等の署名案件として、カンボジア商務部及び工業部との「年度業務協力計画」、ウズベキスタン政府との「知識産権保護協力協定」、キルギスタン政府との「知識産権領域協力協議書」への署名が記載されている。さらにアフリカ諸国との協力として、モロッコとの特許審査及び PPH 等知識産権分野での戦略的協力の合意、ナイジェリア特許商標当局との訪問会合、エチオピア特許庁との「2017-2018 年行動計画」への共同署名を行ったことが報告されている。

b) 2015 年

国際的な取組（バイ）に関する情報については、2015 年は SIPO と EPO の正式な相互協力関係がスタートして 30 周年の節目であり、共同編集書籍「30 年協力パートナー」の中国語及び英語での出版事業や中国と欧州の両地での IP フォーラム開催、第 9 回 SIPO-EPO 局長会議の開催、王勇国務委員の EPO 局長との会談など両局の戦略パートナー関係を一層深化させたことを強調している。続いて、欧州連合商標意匠庁（OHIM）、欧州連合（EU）との協力関係について述べた後、地域別で協力関係にある国々の名前が挙げられている。

欧州：ロシア、英国、フランス、ドイツ、オーストリア、スイス、ハンガリー、チェコ、サルビア、デンマーク、スウェーデン、フィンランド、スペイン、マルタ、モルドバ、ジョージア

米国：米国

南米：ブラジル、メキシコ、ペルー

オセアニア：オーストラリア、ニュージーランド

GCC：湾岸協力理事会（GCC）、サウジアラビア

アジア・アフリカ：マレーシア、タイ、日本、シンガポール、イラン、モンゴル、モロッコ、エチオピア、アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）

欧州関係ではイギリス、チェコ、スイス、ハンガリー、ポーランド、マルタ、デンマーク、フランス、サルビア等 13 か国とバイによる協力協議を行い、イタリア特許庁との協力関係を回復した他、マルタ、サルビアと新規の協力関係を樹立したと報告している。

アメリカとは SIPO-USPTO のハイレベル交流を頻繁に行い、汪洋副総理が北京で USPTO 局長一行と会談し、「中米 IP 協力 MOU」及び「2015-2016 年度業務計画」に双方署名した。また、何志敏副局長が訪米し、「中米イノベーション対話」、「第 1 回 ID5 協力フォーラム」、「中米特許技術フォーラム」等に参加した。

その他、申長雨局長のブラジル、メキシコ及びペルー特許庁訪問と各国との IP 分野協力 MOU の署名と南米主要国との協力が進展した。オーストラリア特許庁局長と北京での会談と IP 協力 MOU 継続の署名、楊鉄軍副局長のオーストラリア特許庁訪問による交流、また申長雨局長が北京でニュージーランド特許庁局長と会談、MOU 継続署名するなどオセアニア諸国との協力も継続している。

アジアでは、第 21 回中韓局長会議や第 22 回中日局長会議に申長雨局長が出席した他、マレーシア、イラン、モロッコの特許庁と協力 MOU を結び正式な相互協力関係を樹立した。

また、モンゴル、タイ、アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）と「2015-2016 年行動計画」を共同署名した。

c) 2014 年

国際的な取組（バイ）に関する情報については、欧州特許庁（EPO）、欧州連合商標意匠庁（OHIM）、欧州連合（EU）との協力関係について述べられた後、地域別で協力関係にある国々の名前が挙げられている。

欧州：ドイツ、英国、フランス、オーストリア、スイス、チェコ、スロバキア、ハンガリー

米国：米国

南米：チリ、メキシコ

オセアニア：ニュージーランド

GCC：湾岸協力理事会（GCC）、サウジアラビア、カタール

アジア・アフリカ：韓国、シンガポール、カンボジア、イラン、モロッコ、北朝鮮、カザフスタン、タイ、エチオピア、モンゴル

欧州関係ではイギリス、ドイツ、フランス、スイス、アイスランド等 14 か国とバイによる協力協議を行い、ハンガリー特許庁との協力関係を回復した他、チェコ、スロバキアと新規の協力関係を樹立した。「第 2 回中英 IP フォーラム」、「第 1 回 SIPO-スイス特許庁 IP ビジネス円卓会議」、「中国-ロシア IP フォーラム」の開催や「第 1 回 SIPO-フランス特許庁共同・中仏 IP 団体イノベーション賞」の実施等の取組が報告されている。

アメリカとは引き続き特許審査や PPH を含む情報化面での協力を進め、申長雨局長の USPTO 訪問、「特許優先権交換 MOU」署名が行われた。また、廖涛副局長がチリとニュージーランド特許庁を訪問、「中国-チリ データ交換 MOU」署名及び「中国-ニュージーランド協力枠組み MOU」に署名した。メキシコ特許庁とも PPH プロジェクト無期限延長に合意した。

アジア関係では、申長雨局長の第 20 回中韓局長会議への出席、何志敏副局長の第 1 回中日副局長会議への出席が報告されている。また、楊鉄軍副局長が GCC 特許庁、サウジアラビア特許庁、カタール特許庁を訪問し交流を行った。

d) 2013 年

国際的な取組（バイ）に関する情報については、欧州特許庁（EPO）、欧州連合商標意匠庁（OHIM）との協力関係について述べた後、地域別で協力関係にある国々の名前が挙げられている。

欧州：ドイツ、フランス、オーストリア、英国、スイス、スペイン、ポルトガル、ポーランド、アイスランド、ジョージア、ロシア、タジキスタン、ウクライナ、カザフスタン

米国：米国、カナダ

南米：ブラジル、キューバ、エクアドル、アルゼンチン、チリ、コスタリカ、ペルー、メキシコ

オセアニア：オーストラリア

GCC：サウジアラビア、湾岸協力理事会（GCC）

アジア・アフリカ：韓国、タイ、日本、モンゴル、インドネシア、イスラエル、エジプト、ナイジェリア、トルコ、キルギスタン、タジキスタン、シンガポール、カンボジア、エチオピア、北朝鮮

欧州関係では EPO、OHIM、スイス、ドイツ、ポーランド、ジョージア、ロシア、スペイン、ポルトガル、英国等と 19 件のバイによる協力 MOU 及び業務計画を署名した。スペイン特許庁との協力関係を回復した他、タジキスタン、ジョージア及びポルトガル等との新規の協力関係を樹立した。また IP 分野の協力のためウクライナ、カザフスタン両国の特許庁との接触を行ったことが報告されている。また、「第 1 回中国-ヴィシエグラード・グループ IP フォーラム」を開催し、ポーランドと PPH 協力 MOU に署名した。

アメリカとは「PPH プロジェクト協力 MOU」署名、「中米 IP ワーキンググループ会合」、「中米 IP フォーラム」、「イノベーション対話」の実施など多くのチャンネルで交流し引き続き協力関係が深化した旨報告されている。また、ブラジル、チリ、エクアドル、コスタリカ、ペルー、メキシコ、キューバ等の発展途上国の特許庁の IP 分野の業務人材のため北京で育成訓練会を開催した。

アジア・アフリカ関係では、第 19 回中韓局長会議、第 20 回中日局長会議への出席が報告されている他、「中韓 IP フォーラム」、「中国-イスラエル IP フォーラム」等が開催され、韓国、トルコ、日本、キルギスタン、エジプト、タジキスタン、インドネシア、モンゴル、シンガポール、タイ等 19 件の IP 分野の協力 MOU が結ばれた。

e) 2012 年

国際的な取組（バイ）に関する情報については、欧州特許庁（EPO）、欧州連合商標意匠庁（OHIM）との協力関係について述べた後、地域別で協力関係にある国々の名前が挙げられている。

欧州：ドイツ、フランス、オーストリア、スイス、英国、ポーランド、フィンランド、デンマー

ク、アイスランド、ロシア、モルドバ、キルギスタン

米国：米国

南米：ブラジル、ペルー、チリ、メキシコ、アルゼンチン、キューバ

オセアニア：記載なし

GCC：サウジアラビア

アジア・アフリカ：日本、韓国、タイ、モンゴル、シンガポール、エチオピア、アンゴラ、ナイジェリア、インドネシア

欧州関係では EPO、OHIM、ドイツ、フランス、オーストリア、スイス、フィンランド、デンマーク、アイスランド、ロシア、モルドバ、キルギスタン等と 17 件のバイによる協力 MOU 及び業務計画を署名した。このうち、フィンランド、アイスランド、スイス及びモルドバの各国特許庁と新規の協力関係を樹立した。またロシア、デンマーク、フィンランド、オーストリアの特許庁と PPH 協力 MOU を締結した。この他、EPO と共同で「欧州 IP 制度巡回フォーラム」や「欧州特許情報及びサービスモデル検討フォーラム」を実施したことが報告されている。

アメリカとは実用新型特許、外観設計特許、バイオ技術利用特許等の分野の業務交流を通じてパートナー関係が強化されたとしている。また、ブラジル、ペルー、チリ、メキシコの各特許庁と協力 MOU を署名した。

アジア・アフリカ関係では、第 19 回中日局長会議、第 18 回中韓局長会議、中国-タイ局長会議、中国-シンガポール局長会議へ SIPO 代表が出席し、日本、韓国、タイ、シンガポール、アンゴラ、ナイジェリア、サウジアラビア等 9 件の協力 MOU を署名したことが報告されている。このうちアンゴラ、ナイジェリアは初めての協力 MOU の締結であり、アフリカ諸国との相互交流を広げていくとしている。

以上の二国間（バイ）に関する情報について、海外知財庁・機関等名の登場回数でまとめると次の表のようになる。過去 5 年間の合計登場回数を見ると、WIPO、EPO が飛びぬけて多く、その次に JPO、KIPO、USPTO 等が続く。その他合計の中では香港・マカオが多い。KIPO や JPO は現地語ではあまり取り上げられていないが、英語では頻繁に取り上げられている傾向がある。

図表 99 二国間（バイ）に関する情報における海外知財庁・機関等名の登場回数（年報）

| | | 2016年 | 2015年 | 2014年 | 2013年 | 2012年 | 5年間合計 |
|------------------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 米国 (USPTO) | 現地語 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 6 |
| | 英語 | 2 | 4 | 2 | 2 | 2 | 12 |
| 欧州 (EPO) | 現地語 | 5 | 4 | 3 | 3 | 4 | 19 |
| | 英語 | 8 | 7 | 7 | 5 | 5 | 32 |
| 欧州 (EUIPO、OHIM) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ドイツ (DPMA) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| カナダ (CIPO) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| オーストラリア (IP Australia) | 現地語 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 英語 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 韓国 (KIPO) | 現地語 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| | 英語 | 2 | 4 | 2 | 6 | 6 | 20 |
| 台湾 (TIPO) | 現地語 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 7 |
| | 英語 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 |
| シンガポール (IPOS) | 現地語 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 英語 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 3 |
| タイ (DIP) | 現地語 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 英語 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 3 |
| インドネシア (DGIP) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| マレーシア (MyIPO) | 現地語 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 英語 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| インド (CGPDTM) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ロシア (ROSPATENT) | 現地語 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 英語 | 2 | 2 | 1 | 0 | 0 | 5 |
| ブラジル (INPI) | 現地語 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| | 英語 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 3 |
| GCC | 現地語 | 4 | 2 | 2 | 1 | 0 | 9 |
| | 英語 | 5 | 2 | 1 | 0 | 0 | 8 |
| アフリカ (OAPI) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| アフリカ (ARIPO) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| JPO (日本) | 現地語 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| | 英語 | 4 | 4 | 2 | 6 | 6 | 22 |
| WIPO | 現地語 | 10 | 8 | 12 | 13 | 9 | 52 |
| | 英語 | 8 | 8 | 14 | 9 | 9 | 48 |
| その他合計 | 現地語 | 11 | 9 | 9 | 6 | 12 | 47 |
| | 英語 | 22 | 10 | 8 | 10 | 10 | 60 |

出所：SIPO ウェブサイトより作成

※知財庁・機関の登場回数については、英語版・中国語版とも WIPO 等、略語で記載されている箇所のほか、「the European Patent Office」、「欧洲专利局（欧州專利局）」など特定国・地域の特許庁機関を記載している箇所についてカウントしている。中国語と英語でカウント数が異なる要因として、それぞれの言語表現の相違による表記回数の違いであり記載内容に基本的な違いはない。例えば、JPO について 2013 年報は英語版で 6 カ所に JPO または Japan Patent Office の記載があるが、中国語版では「中欧美日韩五局」や「中日两局」等、JPO の機関名称を示す表記となっていない箇所についてはカウント対象外としている。

2) 白書

a) 2016年

国際的な取組（バイ）に関する情報について、**SIPO** としての一般的な国際協力として、米国、EU、イタリア、スイス、ロシア、ブラジル、韓国、ジョージアが挙げられている。商標分野の国際協力として、ジョージア、ユーラシア経済連合（EAEU）、米国、韓国が挙げられていた。

著作権分野の国際協力として、米国、EU、ロシア、パキスタン、韓国、ジョージア、米国、EU、ユーラシア経済連合（EAEU）が挙げられていた。また、植物特許分野の国際協力として、EU、日本、米国が挙げられていた。

税関・捜査機関分野の国際協力として、米国、EU、日本、韓国、ロシア、アフリカ諸国、アラブ諸国、南アメリカ諸国、米国、カンボジア、スイス、米国、オーストラリア、ロシア、EU が挙げられていた。

バイによる国際協力としては、中米経済戦略対話、中米イノベーション対話等のアメリカとの政府間対話メカニズムが深まったことを最初に挙げている。次いで、欧州特許庁（EPO）との知識産権対話及びイギリス、フランスとの経済財政金融対話による政策面での成果、またイタリア、スイス、ロシア、ブラジルとの知財分野の会合等の対話メカニズムを通じた交流、中日韓 FTA、中国-ジョージア FTA の自由貿易協定及び中国ユーラシア経済連合との経済貿易協力協議を通じて年間に 36 件の知識産権分野の協力協議書、共同声明、業務計画、MOU 等が署名されたと報告されている。

b) 2015年

国際的な取組（バイ）として、**SIPO-USPTO** 「中米協力 MOU」及び「2015-2016 年業務計画」への共同署名、**SIPO** と **EPO** との協力関係樹立 30 周年の一連の活動を挙げている。

また、第 21 回中韓局長会議及び第 22 回中日局長会議への参加を報告書に取り上げている。

c) 2014年

WIPO の北京事務所の設立により同機関との協力をさらに促進していくことが記載されている。国際的な取組（バイ）に関する取組として、アメリカ、日本、韓国、シンガポール、カンボジア、タイ、ドイツ、イギリス、フランス、カナダ、メキシコ、チリ、ニュージーランド、サウジアラビア、カタール、湾岸協力理事会（GCC）等との **IP** 分野のハイレベル交流が行われた旨報告している。

チェコ及びスロバキア特許庁と相互協力関係を新規に樹立し、ハンガリーと協力関係を回復したほか、「米中特許事務フォーラム」、「第 2 回中英 **IP** フォーラム」、「第 2 回中国-スイス産業円卓会議開催」、「中国-ロシア **IP** フォーラム」等を開催するとともに発展途上国との協力推進のため人材訓練会を積極実施したことが報告されている。

d) 2013年

国際的な取組（バイ）として全方位において積極的な **IP** 分野での関係強化を展開したとしている。アメリカ、日本、韓国、シンガポール、タイ、インドネシア、モンゴル、トルコ、ドイツ、フランス、イギリス、**EPO** 等と協力 **MOU** や業務計画を署名した。

また、アメリカ、カナダ、ポーランド、メキシコ等と **PPH** 協議書を署名し、「欧州特許制度巡回フォーラム」、「フィンランド **IP** フォーラム」、「中国-イスラエル **IP** フォーラム」等を共同開催し各国との協力関係を強化した旨を報告している。

e) 2012年

IP 分野のバイ関係での協力パートナーの開拓に積極的に取組、アンゴラ、ナイジェリア、フィンランド、アイスランド、スイス、モルドバと新たに協力関係を樹立した。また、**OHIM** との協力関係が戦略協力パートナーの関係へと深化したと報告している。

以上の二国間（バイ）に関する情報について、海外知財庁・機関等名の登場回数でまとめると次の表のようになる。年報に比べると各知財庁・機関の全体の登場回数は少ないが、WIPO は飛びぬけて多い。白書の場合は、USPTO、EPO にくらべて JPO、KIPO の登場回数は少ない。

図表 100 二国間（バイ）に関する情報における海外知財庁・機関等名の登場回数（白書）

| | | 2016年 | 2015年 | 2014年 | 2013年 | 2012年 | 5年間合計 |
|------------------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 米国 (USPTO) | 現地語 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | 英語 | 1 | 2 | 1 | - | - | 4 |
| 欧州 (EPO) | 現地語 | 0 | 1 | 0 | 2 | 1 | 4 |
| | 英語 | 0 | 1 | 1 | - | - | 2 |
| 欧州 (EUIPO、OHIM) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 |
| ドイツ (DPMA) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 |
| カナダ (CIPO) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 |
| オーストラリア (IP Australia) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 |
| 韓国 (KIPO) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 1 | 1 | - | - | 2 |
| 台湾 (TIPO) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 |
| シンガポール (IPOS) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 |
| タイ (DIP) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 |
| インドネシア (DGIP) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 |
| マレーシア (MyIPO) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 |
| インド (CGPDTM) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 |
| ロシア (ROSPATENT) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 |
| ブラジル (INPI) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 |
| GCC | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 |
| アフリカ (OAPI) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 |
| アフリカ (ARIPO) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 |
| JPO (日本) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 2 | 1 | - | - | 3 |
| WIPO | 現地語 | 8 | 6 | 7 | 7 | 6 | 34 |
| | 英語 | 8 | 5 | 8 | - | - | 21 |
| その他合計 | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 |

出所：SIPO ウェブサイトより作成

3) 国際交流ニュースリリース（バイ）

2012年1月以降、調査日時点（2017年10月20日）までにおいて SIPO の「国際合作（日：国際交流）」に掲載されている 296 件の記事の内、バイの国際的取組に関する記事は 242 件とおおよそ 8 割であった。各記事の文字数は 100-1400 文字程度であり、記事の平均文字数は 460 字程度であった。

242 件の記事のうち 91 件が対応する英語ページが確認できた。英語ページは中国語からの翻訳となっており基本的に記載内容は一致していた。一部に英語ページにおいて中国語内容の省略や要約がされた部分がみられたが、内容的に中国当局の恣意的な意図を汲み取れるものは基本的にはなかった。

例えば、2015 年 4 月 30 日付、「SIPO 申長雨局長が北京でマレーシア国内貿易部長一行を迎え会談」の記事は中国語で記載されている「申局長は、マレーシアは ASEAN-中国の関係の中で重要であり両国関係を重視していると述べた」の部分が英語ページでは省略されている。また、2016 年 4 月 20 日付、「SIPO 何志敏副局長はイタリア、スイス、ブルガリアの各特許庁を訪問会談」の記事は中国語で記載されている「SIPO とブルガリア特許庁の双方が一带一路の戦略枠組みを更に深めて新たな協力 MOU 締結に向け協議することで一致した」旨の記述が英語ページでは省略されている。これらは、国内向けの報告と英語での海外向けの情報公開で何らかの意図ないし背景により記述のニュアンスに差をつけている可能性がある。なお、JPO を取り上げた記事で中国と英語の記載内容に相違のあるものは調査した範囲では確認されなかった。

以上の二国間（バイ）に関する情報について、海外知財庁・機関等名の登場回数でまとめると次の表のようになる。年報と傾向は似ており、WIPO,EPO が多く、次に KIPO,JPO,USPTO が続く。全体に現地語よりも英語の登場回数が少ないが、これは SIPO のニュースリリース上の英語での発信が 2016 年から強化され、それまでは少なかったのが要因であるため、今後はその差は縮まっていくものと思われる。

図表 101 二国間（バイ）に関する情報における海外知財庁・機関等名の登場回数（ニュース）

| | | 2017年(’10/20) | 2016年 | 2015年 | 2014年 | 2013年 | 5年間合計 |
|-----------------------|-----|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 米国(USPTO) | 現地語 | 9 | 6 | 26 | 1 | 4 | 46 |
| | 英語 | 3 | 4 | 3 | 1 | 1 | 12 |
| 欧州(EPO) | 現地語 | 10 | 19 | 39 | 23 | 11 | 102 |
| | 英語 | 3 | 19 | 18 | 5 | 0 | 45 |
| 欧州(EUIPO、OHIM) | 現地語 | 7 | 4 | 5 | 4 | 2 | 22 |
| | 英語 | 3 | 3 | 0 | 1 | 0 | 7 |
| ドイツ(DPMA) | 現地語 | 1 | 0 | 4 | 13 | 5 | 23 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| カナダ(CIPO) | 現地語 | 0 | 2 | 1 | 0 | 3 | 6 |
| | 英語 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| オーストラリア(IP Australia) | 現地語 | 1 | 1 | 7 | 0 | 4 | 13 |
| | 英語 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 韓国(KIPO) | 現地語 | 5 | 10 | 20 | 15 | 3 | 53 |
| | 英語 | 3 | 21 | 9 | 6 | 0 | 39 |
| 台湾(TIPO) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| シンガポール(IPOS) | 現地語 | 1 | 3 | 8 | 6 | 0 | 18 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 4 |
| タイ(DIP) | 現地語 | 0 | 0 | 1 | 2 | 1 | 4 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| インドネシア(DGIP) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 4 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| マレーシア(MyIPO) | 現地語 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 4 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| インド(CGPTM) | 現地語 | 1 | 2 | 5 | 0 | 0 | 8 |
| | 英語 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| ロシア(ROSPATENT) | 現地語 | 2 | 4 | 11 | 4 | 2 | 23 |
| | 英語 | 5 | 3 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| ブラジル(INPI) | 現地語 | 3 | 2 | 7 | 0 | 3 | 15 |
| | 英語 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| GCC | 現地語 | 6 | 3 | 14 | 0 | 0 | 23 |
| | 英語 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| アフリカ(OAPI) | 現地語 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| アフリカ(ARIPO) | 現地語 | 10 | 4 | 6 | 1 | 2 | 23 |
| | 英語 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| JPO(日本) | 現地語 | 5 | 13 | 23 | 7 | 3 | 51 |
| | 英語 | 3 | 19 | 6 | 0 | 0 | 28 |
| WIPO | 現地語 | 39 | 61 | 63 | 44 | 9 | 216 |
| | 英語 | 31 | 33 | 3 | 30 | 1 | 98 |
| その他合計 | 現地語 | 55 | 75 | 81 | 82 | 25 | 318 |
| | 英語 | 39 | 61 | 3 | 27 | 0 | 130 |

出所：SIPO ウェブサイトより作成

4) 長の挨拶

「重要講話」に掲載されている 23 件の長の挨拶の情報は、マルチでの国際交流に関するものが多いが、各種会議や会合のスピーチの中でバイ関係の内容にも言及されている。

2017年1月13日付、SIPOの共産党中央政治局拡大会議への報告の中では申長雨局長が「一带一路」IP会議開催等とともにウズベキスタン、キルギスタンとのIP協力MOU署名について言及している。2017年1月9日のSIPO全国会議の報告の中でもWIPOとの協力状況、ID5年度会議、各国とのPPHの継続推進、「一带一路」IP会議の開催とともに、ウズベキスタン、キルギスタンとのIP協力MOU署名に言及した。

2015年1月16日付け、SIPO全国会議での業務活動報告では近年、アメリカ、欧州、日本等の国と地域に向けた中国からの特許申請件数が増加している旨報告があった。また、特定の国を明示してはいないが、2015年の新年挨拶の中で、IP分野の国際交流と協力をさらに進める方針を示すとともに、IP分野の国際化対応を強力に進めることは中国の「走出去」輸出拡大戦略を促進させるための重要な課題であると述べている。

以上の二国間（バイ）に関する情報について、海外知財庁・機関等名の登場回数でまとめると次の表のようになる。長の挨拶の場合は件数が少なく傾向を読み取るのは難しいが、それでも WIPO の件数が飛びぬけて多いのは見て取れる。

図表 102 二国間（バイ）に関する情報における海外知財庁・機関等名の登場回数（長の挨拶）

| | 2017 年(10/20) | 2016 年 | 2015 年 | 2014 年 |
|------------------------|---------------|--------|--------|--------|
| 米国 (USPTO) | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 欧州 (EPO) | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 欧州 (EUIPO、OHIM) | 0 | 0 | 0 | 1 |
| ドイツ (DPMA) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| カナダ (CIPO) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| オーストラリア (IP Australia) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 韓国 (KIPO) | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 台湾 (TIPO) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| シンガポール (IPOS) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| タイ (DIP) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| インドネシア (DGIP) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| マレーシア (MyIPO) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| インド (CGPDTM) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ロシア (ROSPATENT) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ブラジル (INPI) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| GCC | 0 | 0 | 0 | 0 |
| アフリカ (OAPI) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| アフリカ (ARIPO) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| JPO (日本) | 0 | 0 | 0 | 1 |
| WIPO | 15 | 15 | 26 | 18 |
| その他合計 | 1 | 1 | 1 | 1 |

出所：SIPO ウェブサイトより作成

5) PPH

SIPOのウェブサイトでは、PPHが国際協力とは別ページに設けられている¹⁰⁰。PPHの拡大は国務院が重要課題の一つとして位置付けており、別ページとされることで、PPHが重視されていることが窺われる。英語ウェブサイトでは独立したページにはなっておらず、「News」の「Official Information」の中に含まれている。

2012年1月以降、調査日時点（2017年10月20日）まででPPH特設サイトには45件の記事が掲載されていた。このうち、英語ウェブサイトに対応するページが確認できたものが10件であった。英語ページが確認できたものについては、掲載内容は中国語と一致していた。

40件のうち写真が掲載されているものは2件のみで、基本的にはPPHプロジェクトの相手国とのMOU新規締結、期限満了によるPPHプロジェクト延長等のファクトを掲載する内容となっている。

¹⁰⁰ SIPO ウェブサイト、<http://www.sipo.gov.cn/ztzl/ywzt/pph/>。

図表 103 二国間（バイ）に関する情報における海外知財庁・機関等名の登場回数（PPH）

| | | 2017年(～9/18) | 2016年 | 2015年 | 2014年 | 2013年 |
|-----------------------|-----|--------------|-------|-------|-------|-------|
| 米国(USPTO) | 現地語 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 |
| | 英語 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 欧州(EPO) | 現地語 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | 英語 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 欧州(EUIPO、OHIM) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ドイツ(DPMA) | 現地語 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| カナダ(CIPO) | 現地語 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| オーストラリア(IP Australia) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 韓国(KIPO) | 現地語 | 1 | 2 | 0 | 0 | 5 |
| | 英語 | 1 | 3 | 0 | 1 | 0 |
| 台湾(TIPO) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| シンガポール(IPOS) | 現地語 | 2 | 0 | 2 | 0 | 1 |
| | 英語 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| タイ(DIP) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| インドネシア(DGIP) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| マレーシア(MyIPO) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| インド(CGPDTM) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ロシア(ROSPATENT) | 現地語 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ブラジル(INPI) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| GCC | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| アフリカ(OAPI) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| アフリカ(ARIPO) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| JPO(日本) | 現地語 | 1 | 1 | 2 | 0 | 3 |
| | 英語 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| WIPO | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他合計 | 現地語 | 7 | 10 | 5 | 0 | 9 |
| | 英語 | 2 | 21 | 0 | 0 | 2 |

出所：SIPO ウェブサイトより作成

6) 日本との取組について

JPO と SIPO のバイの取組のうち、調査対象期間中の互いの国際交流について対応関係を調べた。

2017 年は、JPO の英語ウェブサイトでは SIPO が登場する記事は 4 件、SIPO の英語ウェブサイトでは JPO が登場する記事は 2 件であった。この中で、同じトピックを扱う記事は無かった。

2016 年では、JPO の英語ウェブサイトでは SIPO が登場する記事は 11 件、SIPO の英語ウェブサイトでは JPO が登場する記事は 8 件であった。この中で、同じトピックを扱う記事は 3 件で、日本で開催された第 15 回 IP5 副局長会議（3 月）、東京開催の第 9 回五庁長官会合（6 月）、第 16 回日中韓特許庁長官会合（12 月）である。3 件のトピックについて記事のあり方について比べてみると、第 15 回 IP5 副局長会議（3 月）については、JPO 側の記事が 170 文字、写真 1 枚であったのに対して、

SIPO 側の記事は 334 文字、写真 0 枚であった。第 9 回五庁長官会合（6 月）については、JPO 側の記事が 840 文字、写真 2 枚であったのに対して、SIPO 側の記事は 287 文字、写真 1 枚であった。第 16 回日中韓特許庁長官会合（12 月）については、JPO 側の記事が 153 文字、写真 6 枚であったのに対して、SIPO 側の記事は 417 文字、写真 1 枚であった。

2015 年は、JPO の英語ウェブサイトでは SIPO が登場する記事は 5 件、SIPO の英語ウェブサイトでは JPO が登場する記事は 4 件であった。この中で、同じトピックを扱う記事は無かった。

2014 年は、JPO の英語ウェブサイトでは SIPO が登場する記事は 5 件、SIPO の英語ウェブサイトでは JPO が登場する記事は 1 件であった。この中で、同じトピックを扱う記事は無かった。

（※JPO 側の SIPO の記事に関する数え方は、記事内容の比較のため、SIPO の知財庁名だけが出てくるような記事は除いている。そのため、3.横断的分析とは数字は異なる）

図表 104 JPO と SIPO 記事の対応関係（ニュース）

| 日付 | JPO | SIPO |
|------------|--|--|
| 2014/7/9 | 該当なし | 7th Meeting of IP5 Heads and Deputy Heads of Offices Held in South Korea |
| 2014/10/27 | Further Strengthening of Cooperation in the IP Field with China | 該当なし |
| 2014/10/27 | Further Strengthening of Cooperation in the IP field with China -The results of the JPO-SIPO Deputy Commissioners Meeting- | 該当なし |
| 2014/11/12 | Further Strengthening of Cooperation in the IP Field among Japan, China and Korea -Results of the 14th Trilateral Policy Dialogue Meeting among the JPO, SIPO and KIPO- | 該当なし |
| 2014/11/12 | Further Strengthening of Cooperation in the IP Field among Japan, China and Korea | 該当なし |
| 2014/12/5 | The Third TM5 Annual Meeting was Held | 該当なし |
| 2015/1/29 | 該当なし | The 9th IP5 Working Group 2 (WG2) Meeting & the 2nd Global Dossier Task Force Meeting Held in Suzhou |
| 2015/2/27 | Cooperation in the Examination Process: Establishment of an Advanced Industrial Property Network (AIPN) | 該当なし |
| 2015/3/13 | Results of the 33rd Meeting of the Trilateral Heads of Offices held in Yokohama. | 該当なし |
| 2015/3/16 | Use of the linkage system for dossier information exchange between IP5 OPD and WIPO-CASE as a pilot case | 該当なし |
| 2015/3/31 | Publication of Japan-Korea Concordance List of Similar Group Codes (Corresponding to the TM5 ID list) | 該当なし |
| 2015/3/31 | Patent Prosecution Highway (PPH) | 該当なし |
| 2015/5/21 | 該当なし | The 14th Meeting of IP5 Deputy Heads of Office Held in Suzhou |
| 2015/5/25 | 該当なし | Joint Statement of the IP5 Offices |
| 2015/11/20 | 該当なし | The 15th IP Policy Meeting among SIPO, JPO and KIPO Held in Guangzhou |
| 2016/3/25 | JPO の 2016/3/30 記事と同トピック。 | The 15th Meeting of IP5 Deputy Heads of Office Held in Japan |
| 2016/3/30 | Meeting of IP5 Deputy Heads of Office Held | SIPO の 2016/3/25 記事と同トピック。 |
| 2016/4/11 | Information on Foreign Industrial Property Systems | 該当なし |
| 2016/4/14 | JPO Compiles the JPO Status Report 2016 | 該当なし |
| 2016/5/19 | 該当なし | He Zhimin Meets with Head of Canon's |

| 日付 | JPO | SIPO |
|------------|---|--|
| | | Corporate Intellectual Property & Legal Headquarters |
| 2016/5/25 | The Deputy Commissioner of the Patent Office of SIPO Visited JPO | 該当なし |
| 2016/6/3 | IP5 Offices Agreed on the IP5 Joint Statement in Tokyo 2016 (Tokyo Statement) | SIPO の 2016/6/12 記事と同トピック。 |
| 2016/6/12 | JPO の 2016/6/3 記事と同トピック。 | The 9th Meeting of IP5 Heads of Office Held in Japan |
| 2016/9/6 | 該当なし | China-Japan-Korea International Symposium on Intellectual Property Held in Beijing |
| 2016/9/7 | KIPO-SIPO-JPO Trilateral Conference on IP Trials Held | 該当なし |
| 2016/11/2 | 該当なし | 2016 ID5 Joint Statement |
| 2016/11/9 | The 8th Meeting of JPO-SIPO-KIPO Joint Experts Group of Patent Examination Held | 該当なし |
| 2016/11/9 | The 2nd Industrial Design Forum (ID5) Annual Meeting Held Launching International Cooperation in the Industrial Design Field | 該当なし |
| 2016/11/25 | JPO-SIPO and JPO-KIPO-SIPO Information Technology Experts Meetings Held | 該当なし |
| 2016/12/9 | 該当なし | The 23rd SIPO-JPO Heads Meeting Held in Japan |
| 2016/12/9 | 該当なし | The 22nd SIPO-KIPO Heads Meeting Held in Japan |
| 2016/12/13 | The 16th Trilateral Policy Dialogue Meeting among the JPO, SIPO and KIPO | SIPO の 2016/12/26 記事と同トピック。 |
| 2016/12/14 | Japan-Korea-China IP Symposium Held | 該当なし |
| 2016/12/26 | JPO の 2016/12/13 記事と同トピック。 | The 16th Trilateral Policy Dialogue Meeting among the SIPO, the JPO and the KIPO Held in Japan |
| 2017/1/13 | 該当なし | IP5 PPH Pilot Program Extended for Three Years as from January 6, 2017 |
| 2017/3/15 | Comparative Study on Examination Practices among JPO, KIPO and SIPO | 該当なし |
| 2017/6/13 | 該当なし | Shen Changyu Leads a Delegation to the Tenth Meeting of IP5 Heads of Office |
| 2017/7/27 | The 3rd JPO-SIPO Trial and Appeal Experts Meeting Held | 該当なし |
| 2017/9/4 | The 7th JPO-SIPO Design Experts' Meeting Held | 該当なし |
| 2017/10/26 | Deputy Commissioner of SIPO Visited JPO | 該当なし |

出所：両知財庁ウェブサイトより作成

⑧ 「対内的な発信情報と対外的な発信情報の比較調査」

SIPO ウェブサイトの英語記事の内容は中国語からの翻訳となっており基本的に記載内容は一致していた。一部に英語ページにおいて中国語内容の省略や要約がされた部分がみられたが、内容的に中国当局の恣意的な意図を汲み取れるものはなかった。

2012年1月分から調査日時点（2017年10月20日）までの掲載情報の中で、もっとも中国語版と英語版の相違が明確でSIPOの背景的意図を感じるのは2016年年報における「一帯一路」の取扱いである。「第9章 国際協力」が9のセクションから構成されていることは中国語版も英語版も同じであるが、中国語版の「6.一帯一路沿線国との協力交流」が英語版では「3.Communication and Cooperation with Countries along the “Belt and Road”」として3番目に順に繰り上がっている。ちなみ

に、前年の 2015 年年報では中国版・英語版とも 9 つのセクションから構成され、「一带一路」は中国語版「6. 面向发展中国家的培训与一带一路沿线国家的合作与交流（開発途上国に対するトレーニング及び一带一路沿線国とのコミュニケーションと協力）」また英語版は「6. Training for Developing Countries and Cooperation with Belt and Road Countries」とセクションタイトルと掲載順及び記事内容は一致していた。

また、2016 年年報の英語版には中国語版にはない「一带一路 知財権ハイレベル会議」の写真が掲載されている。中国政府の国家戦略である「一带一路」国際協力イニシアティブを IP 分野でも国際的に広く発信してアピールしたい姿勢が窺える。

年報において 2012 年から 2016 年のすべてにおいて、中国語版にはない写真が英語ページにのみ掲載されている事例が数件ずつある。マルチでの国際会合への参加やバイでの各国特許庁、とくに開発途上国との会談の様子や MOU 署名などの写真が多く、国内向けよりも国際社会に向けて SIPO の特許分野での国際貢献をアピールしたい意図が読み取れる。

2.8. 中国商標局（CTMO）

- SAIC や CTMO は独自の年報や白書を作成していないため、SIPO とは別の情報ソースを見るには各機関のニュースを確認する必要がある。SAIC もニュースは中国語でしか発信されていないが、CTMO のニュースは中国語・英語の両方で発信されている。
- CTMO のニュースの記事数は 2017 年は特に減少している。SAIC や SIPO にニュースの内容が統合されている可能性がある。

(1) 調査項目に基づく調査結果

① 「調査対象の知財庁・機関による発信情報を掲載したソースの調査」

調査項目の情報を収集整理するに際し、CTMO ウェブサイトを調査したところ、国際協調や国際的な取組を掲載している情報ソースとして、中国語と英語でそれぞれ以下のものが確認できた。

図表 105 ウェブサイトにおけるソース（中国語・英語）

| | 中国語 | 英語 |
|---|---|--|
| ①ニュース (News releases/Press releases) | 「国際交流」 ¹⁰¹ (国際交流ニュース) 2017 年 11 月 17 日現在、2012 年分以降の約 180 件のニュースリリース記事が掲載されている。このうち CTMO の国際協力に関連する記事は 121 件あった。 | 「International Cooperation」ウェブページ ¹⁰² 「International Cooperation」には 2012 年分以降の約 130 件の記事掲載されている。このうち CTMO の国際協力に関連する記事は 73 件あった。 |

SIPO が毎年発行している中国 IP 分野の白書である「中国知識産権保護状況」には、中国商標局（CTMO）の活動状況を含めて報告されており、CTMO のウェブサイトには独自の年報や白書は掲載されていない。

このため中国語ウェブサイトの「国際交流」（国際交流ニュース）及び英語版ウェブサイトの「International Cooperation」に掲載の記事について記載内容、国際的な取組についての記載の有無、その内容等について調査を行い、整理を行った。

② 「国際的な取組に関する情報（文章等）の調査」

調査日（2017 年 11 月 17 日）現在、2012 年 3 月から 2017 年のニュースリリースのうち国際協力に関連する記事は 144 件あった。内容的にはマルチに関するものが 6 件、バイに関するものが 138 件で、二国間での交流に関する記事が大半を占めている。情報量は中国語でおよそ 50 文字から 540 文字の間で平均は 108 文字であった。SIPO や SAIC のニュースリリース記事と比較すると CTMO の掲載記事は簡潔で要点のみの掲載となっている。なお、144 件の記事に写真が掲載されている記事は 1 件もなかった。

図表 106 国際的な取組に関する記事数

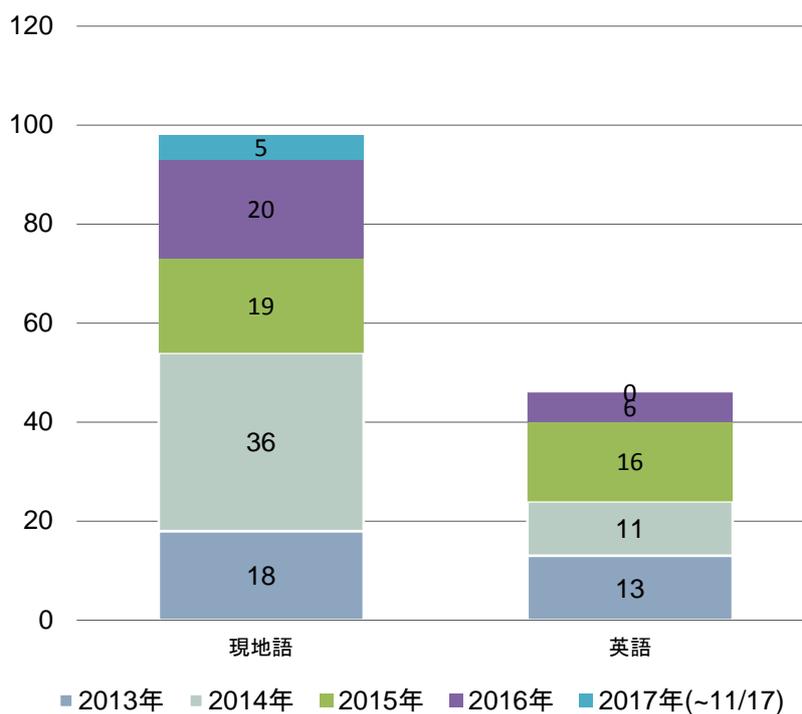
| | 現地語 | 英語 |
|---------------|-----|----|
| 2013 年 | 18 | 13 |
| 2014 年 | 36 | 11 |
| 2015 年 | 19 | 16 |
| 2016 年 | 20 | 6 |
| 2017 年(11/17) | 5 | 0 |
| 5 年間合計 | 98 | 46 |

出所：CTMO ウェブサイトより作成

¹⁰¹ CTMO ウェブサイト、<http://sbj.saic.gov.cn/gjil/>。

¹⁰² CTMO ウェブサイト、<http://www.saic.gov.cn/sbj/sbjEnglish/InternationalCooperation/>。

図表 107 国際的な取組に関する記事数



出所：CTMO ウェブサイトより作成

図表 108 記事の単語数に関する情報

| | 現地語 | 英語 |
|-------|-----|-----|
| 最大文字数 | 539 | 156 |
| 最小文字数 | 51 | 28 |
| 中央値 | 85 | 48 |

出所：CTMO ウェブサイトより作成

③ 「調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの比較調査」

以下の表は、ニュースにおける国際的な取組（バイ）に関する発信状況（海外知財庁が登場する記事数）を示している。

CTMO の 5 年間合計では、米国が一番多く、続いて WIPO、韓国が続く。SAIC と同様にその他の知財庁の記事数も多く、CTMO の場合はイギリス、フィンランド、デンマーク、スイス等、欧州の国々に関する記事が比較的多い。

図表 109 二国間（バイ）に関する情報における海外知財庁・機関等名が登場する記事数（ニュース）

| | | 2017年 (~11/17) | 2016年 | 2015年 | 2014年 | 2013年 | 5年間合計 |
|---------------------------|-----|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 米国 (USPTO) | 現地語 | 0 | 1 | 3 | 5 | 5 | 14 |
| | 英語 | 0 | 0 | 2 | 1 | 4 | 7 |
| 欧州(EPO) | 現地語 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 欧州(EUIPO、 OHIM) | 現地語 | 0 | 0 | 1 | 4 | 0 | 5 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| ドイツ(DPMA) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| カナダ(CIPO) | 現地語 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| オーストラリア (IP Australia) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 韓国(KIPO) | 現地語 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 4 |
| | 英語 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 3 |
| 台湾(TIPO) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| シンガポール (IPOS) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| タイ(DIP) | 現地語 | 0 | 0 | 1 | 3 | 0 | 4 |
| | 英語 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| インドネシア (DGIP) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| マレーシア (MyIPO) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| インド (CGPDTM) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ロシア (RUSSIA) | 現地語 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| | 英語 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| ブラジル (INPI) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| GCC | 現地語 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | 英語 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| アフリカ (OAPI) | 現地語 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| アフリカ (ARIPO) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| JPO(日本) | 現地語 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| WIPO | 現地語 | 0 | 1 | 0 | 3 | 1 | 5 |
| | 英語 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 3 |
| その他合計 | 現地語 | 3 | 13 | 10 | 13 | 7 | 46 |
| | 英語 | 0 | 5 | 9 | 5 | 4 | 23 |

出所：CTMO ウェブサイトより作成。

④ 「調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの推移調査」

上記の図表 109 をもとにニュースにおける CTMO からみた海外知財庁・機関等の位置づけの推移をみると、まず全体の記事数が 2017 年は減っている。また記事数が 1 番多い米国も 2013 年が一番多く、年を経るにつれ減少しており 2017 年の記事数は 0 である。同様に WIPO も 2015 年、2016 年が 1 件で、2017 年が 0 件である。CTMO からのニュースの発信を SIPO サイトからのニュースの発信に統合しようとしている可能性がある。

⑤ 「国際的な取組に関する情報（写真等）からの上記③,④の位置づけの調査」

CTMO の中国語ウェブサイトの「国際交流」（国際交流ニュース）及び英語版ウェブサイトの「International Cooperation」に掲載の記事の 144 件の記事に写真が掲載されている記事は 1 件もなかった。

⑥ 「国際的な取組（マルチ）に関する情報に関する調査」

マルチに関する記事 6 件は、五庁/意匠五庁/商標五庁関係が 4 件、OHIM（EU 内部市場協調局）が 1 件、アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）1 件が確認された。五庁関係は、2016 年 五庁商標中期専門家会議、2015 年商五庁商品・サービス専門家会合、2014 年商標五庁分類専門家技術会議がそれぞれ北京で開催されたこと、また「商標五庁商品・サービスリスト（ID List）」のオンライン提供が正式に開始されたことに関する記事であった。

OHIM（EU 内部市場協調局）は、SAIC と OHIM が北京で共同開催した中欧 IP Key 枠組みによる「2016 中欧商標ベストプラクティスフォーラム」の実施に関するもので、アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）関係は、やはり北京で開催された「2016 年アフリカ英語国家 IP 担当官研修会」及び「2016 年発展途上国 IP 担当官研修会」に関する記事であった。「2016 中欧商標ベストプラクティスフォーラム」には EU 各国の在華公館やモンゴルなど一帯一路沿線諸国から商標分野の関係者約 80 名が参加したとされている。

⑦ 「国際的な取組（バイ）に関する情報に関する比較調査」

バイでの国際交流の内容を含む 138 件のうち知財庁の登場回数の多い順に機関、国名を挙げるとアメリカが 18 件と最多であった。欧州機関は EU が 14 件、OHIM が 5 件、EPO が 2 件あり、これらの合計では 21 件となる。次いでイギリス 10 件、韓国 7 件、日本 6 件、WIPO 6 件、フランス 5 件、タイ 5 件、スイス 4 件、ニュージーランド 3 件、ロシア 2 件、デンマーク 2 件、オーストリア 2 件、香港 2 件などとなっている。

日本関係が掲載された 6 件の記事は、JPO 及び日本国際知的財産保護協会が CTMO を訪問（2017 年 4 月）、JPO より 2 名の審査員を迎えて商標登録等の実務交流（2012 年 11 月）、CTMO 呉群副巡視員が日本経済産業大臣政務官と会談（2012 年 9 月）、CTMO 呂志華副局長が JPO 審査業務部長と会談（2012 年 9 月）、日本国際貿易促進協会の来訪を受け会談（2012 年 4 月）、CTMO 許瑞表局長が在華日本大使一行と会談（2012 年 3 月）の内容であった。

CTMO（中国商標局）は SAIC（国家工商行政管理総局）の下部機関であるため、重要な来賓への対応は SAIC 局長または副局長クラスが主として対応し、CTMO 副局長クラスが会談に同席したという形で記事にまとめられている場合が多い。

また、外国より訪問を受け入れる形のほかに、外国の在華公館の知財商標担当者等が CTMO を訪問しての会談が活発に行われている。この場合、表敬訪問というよりも、当該国企業の商標をめぐっての懸案事項があり、その個別の案件についての実務折衝的な内容の会談が多いとみられる。記事の中にも在華イギリス公使が BP 社に関する商標問題を CTMO 法律部署と協議したことや、在華フランス公使がラコステ社の商標保護について協議した等の企業名が含まれている記事も比較的多く目に付く。

CTMO の国際交流は外国の商標所管機関等が中国（北京）へ来訪しての会談の形で行われているものがほとんどで、CTMO が外国を訪問して相手国で会談を実施した記事は調査範囲において 1 件もなかった。また、CTMO のバイによる国際交流の記事の中に MOU 署名についての具体的な記述

は基本的になく、SIPO 及び SAIC が商標関連を含めた IP 分野の協力 MOU 署名の対外管掌窓口となっているためであると考えられる。

バイによる商標分野の国際交流の取組の一環として商標関連のセミナーを中国国内で積極的に開催している。CTMO と米国 USPTO の共同開催による「中米地理表示保護フォーラム」の四川省での実施、CTMO と OHIM（欧州内部市場協調局）の共同開催による「中欧共同商標巡回フォーラム」の遼寧省瀋陽市及び黒竜江省ハルビン市での実施、SAIC とイギリス特許庁の共同開催による「北京商標フォーラム」に CTMO 呉群副巡視員が出席するなどの共同取組が行われている。

⑧ 「対内的な発信情報と対外的な発信情報の比較調査」

英語ウェブサイトの「International Cooperation」に掲載の 2012 年分以降の 46 件の記事は、すべて中国語ページとの対応が確認できた。英語ページは中国語ページの逐語対訳となっており記載内容は一致していた。

英語ページの公表日付は中国語版の日付より 1 週間から 10 日ほど遅れて掲載されているものが多いが、2 カ月から 3 カ月ほど遅れた日付で掲載されている英語記事も相当程度散見される。また、調査日（2017 年 11 月 17 日）時点で、2016 年 6 月分以降の記事について対応する英語ページが 1 件も掲載されていなかった。CTMO の中国語版「国際交流ニュース」及び英語版の「International Cooperation」に掲載の記事のいずれにも写真を掲載したものが 1 件もなく、SIPO や SAIC のウェブサイトと比較すると、CTMO のウェブサイトは対外的な情報発信をそれほど重視していない印象を受ける。

2.9. 中国国家工商行政管理総局（SAIC）

2.8 の中国商標局（CTMO）を参照。

(1) 調査項目に基づく調査結果

① 「調査対象の知財庁・機関による発信情報を掲載したソースの調査」

調査項目の情報を収集整理するに際し、SAIC ウェブサイトを調査したところ、国際協調や国際的な取組を掲載している情報ソースとして、中国語と英語でそれぞれ以下のものが確認できた。

図表 110 ウェブサイトにおけるソース（中国語・英語）

| | 中国語 | 英語 |
|---|---|----|
| ①ニュース (News releases/Press releases) | 「总局要闻」 ¹⁰³ (総局ニュース) 2017年11月17日現在、2016年10月から2017年のニュースリリース約500件が掲載されている。このうち国際協力に関連する記事は38件あった。 | なし |
| ②その他 | 「Activities & Speeches」ウェブページ ¹⁰⁴ (英語) 「Activities」には2007年の記事が5件、「Speeches」には2006年の記事が5件掲載されているだけで、それ以降の更新管理はされていないと思われる。最近5年分の国際交流や長の挨拶等の英語版の記事はアップされていない。 | |

SIPO が毎年発行している中国 IP 分野の白書である「中国知識産権保護状況」には、国家工商行政管理総局（SAIC）の活動状況を含めて報告されており、SAIC のウェブサイトには独自の年報や白書は掲載されていない。

したがって、中国語ウェブサイトの「总局要闻」（総局ニュース）に掲載の記事について記載内容、国際的な取組についての記載の有無、その内容等について調査を行い、整理を行った。

② 「国際的な取組に関する情報（文章等）の調査」

調査日（2017年11月17日）現在、2016年10月から2017年のニュースリリースのうち国際協力に関連する記事は38件あった。内容的にはマルチに関するものが7件、バイに関するものが32件、両方の内容を含むものが1件あった。情報量は中国語でおよそ350文字から1400文字程の間で中央値は778文字であった。

図表 111 国際交流に関する記事件数

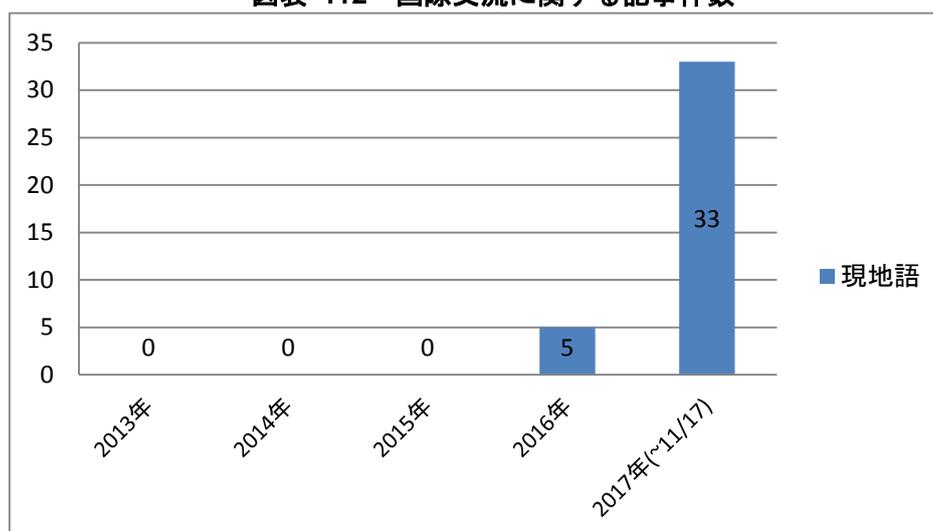
| | 現地語 | 英語 |
|---------------|-----|----|
| 2013年 | 0 | 0 |
| 2014年 | 0 | 0 |
| 2015年 | 0 | 0 |
| 2016年 | 5 | 0 |
| 2017年(~11/17) | 33 | 0 |
| 5年間合計 | 38 | 0 |

出所：SAIC ウェブサイトより作成

¹⁰³ SAIC ウェブサイト、<http://www.saic.gov.cn/xw/yw/zj/>.

¹⁰⁴ SAIC ウェブサイト、<http://www.saic.gov.cn/english/ActivitiesSpeeches/>.

図表 112 国際交流に関する記事数



出所：SAIC ウェブサイトより作成

図表 113 記事の単語数に関する情報

| | 現地語 | 英語 |
|-------|------|----|
| 最大文字数 | 1428 | 0 |
| 最小文字数 | 351 | 0 |
| 中央値 | 778 | 0 |

出所：SAIC ウェブサイトより作成

③ 「調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの比較調査」

以下の表は、ニュースにおける国際的な取組（バイ）に関する発信状況（海外知財庁が登場する記事数）を示している。英語の記事はない。

SAIC のニュースの 5 年間合計では、単独では WIPO が多いが、カテゴリではその他が一番多い。その他の内訳を見ると、イギリスとネパールがそれぞれ 3 件の記事があり、最も SAIC のニュースで取り上げられた知財庁であった。

図表 114 二国間（バイ）に関する情報における海外知財庁・機関等名が登場する記事数（プレスリリース）

| | | 2017年 (~11/17) | 2016年 | 2015年 | 2014年 | 2013年 | 5年間合計 |
|------------------------------|-----|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 米国 (USPTO) | 現地語 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 欧州(EPO) | 現地語 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 欧州 (EUIPO、 OHIM) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ドイツ (DPMA) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| カナダ (CIPO) | 現地語 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| オーストラ リア(IP Australia) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 韓国 (KIPO) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 台湾 (TIPO) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| シンガポ ール(IPOS) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| タイ(DIP) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| インドネシ ア(DGIP) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| マレーシア (MyIPO) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| インド (CGPDTM) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ロシア (RUSSIA) | 現地語 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ブラジル (INPI) | 現地語 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| GCC | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| アフリカ (OAPI) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| アフリカ (ARIPO) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| JPO(日本) | 現地語 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| WIPO | 現地語 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他合計 | 現地語 | 21 | 5 | 0 | 0 | 0 | 26 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

出所：SAIC ウェブサイトより作成。

④ 「調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの推移調査」

SAIC の場合には、ニュースが存在するのが 2016 年と 2017 年だけで、かつ 2016 年の記事は 5 件のみであるため推移を見るのは難しい。2107 年に関しては、特定の知財庁が多く取り上げられているというより、米国、WIPO、日本のみならず、アジア、中東欧、南米諸国まで幅広い国の知財庁の記事が取り上げられている。

⑤ 「国際的な取組に関する情報（写真等）からの上記③、④の位置づけの調査」

写真が掲載されている記事は 38 件のうち 10 件あった。10 件の内、9 件は SAIC 張茅局長と相手知財庁との対談写真であり、残りの 1 枚は SAIC 張茅局長のスピーチの写真であった。

⑥ 「国際的な取組（マルチ）に関する情報に関する調査」

マルチに関する記事 7 件は、WIPO 関係が 3 件、BRICS 関係が 1 件、その他として「一带一路」イニシアティブによる多国間交流が 3 件確認された。WIPO の 3 件の記事は 2016 年 6 月 29 日に SAIC と WIPO が江蘇省揚州市で共同開催した「世界地理表示大会」に関するものである。一带一路沿線の 20 カ国を含む約 60 の国と地域から 300 名余りの参加者があったと紹介している。BRISC 関係の 1 件は 2017 年 11 月に SAIC 王江平副局長一行がブラジルで開催された「第 5 回 BRICS 国際競争大会」に出席した記事が掲載されている。

「一带一路」イニシアティブによる多国間交流の 3 件の記事は、湖南省長沙市で開催された中国広告協会主催の「一带一路広告フォーラム」と「2017 国際イノベーションマクロ発展サミットフォーラム」及び「第 24 回中国国際広告ウィーク」の開催に関する記事で、「一带一路」イニシアティブの枠組みのもとで実施され、それぞれ 20 余りの一带一路沿線国より商標関連機関、広告業界団体、著名ブランド企業、メディア等から多くの参加者があったと伝えている。

マルチ関係の 7 件の記事のうち、写真が掲載されていた 1 件は SAIC と WIPO 共催の「世界地理表示大会」で SAIC 張茅局長が開会挨拶で李克強総理のメッセージを代読する写真であった。

⑦ 「国際的な取組（バイ）に関する情報に関する比較調査」

バイでの国際交流の内容を含む 32 件のうち登場回数の多い順に機関、国名を挙げると WIPO が 5 件、イギリスとネパールが 3 件、アメリカとイスラエルが 2 件で、その他は各 1 回であった（ブラジル、チリ、ミャンマー、カンボジア、サウジアラビア、キルギスタン、ロシア、モロッコ、カメルーン、ジンバブエ、デンマーク、香港・マカオ、台湾、シンガポール、ジョージア等）。日本、韓国に関する 2 国間国際交流に関する記事はなかった。

SAIC と相手国カウンターパートとの MOU 署名に言及した記事は 12 件が確認できた。MOU の内容は、独占・トラスト等の反不正競争の取組や消費者保護、商標保護に関する協力が主となっている。ブラジル、チリとの公正競争協力 MOU、SAIC-カザフスタン経済部競争領域 MOU、SAIC-大ブリテン及び北アイルランド市場競争管理局協力 MOU、SAIC-ネパール消費者保護協力 MOU 等に関する記事が掲載されていた。SAIC はアメリカ、EU、ロシア等 24 の国・地域と公正競争領域の協力 MOU を署名済みとの記述があった。

イニシアティブによる沿線途上国に対する関係強化の動きである。例えば、SAIC はミャンマー教育部と商標分野の協力 MOU、サウジアラビア商業投資大臣と MOU 意向書への署名、キルギスタン司法部と商標保護分野の協力に向けての会談を行うとともに各国と一带一路イニシアティブの枠組下での経済発展支援を強調している。また、カンボジア商務部と商標ブランド分野での MOU を署名するとともに、開発区の整備等のインフラ建設のほか旅行業、農業等の分野での一带一路イニシアティブによる WIN-WIN 協力を強調している。

⑧ 「対内的な発信情報と対外的な発信情報の比較調査」

SAIC のウェブサイトは中国語版しかないため、対内的な発信情報と対外的な発信情報の比較をすることができない。

2.10. 韓国特許庁 (KIPO)

- ・ 韓国の情報ソースは①年報 (Annual Report) と②ニュース (News) である。
- ・ ニュース記事の現地語と英語記事の数の比較では直近 5 年間合計でそれぞれ 46 件と 16 件であり、英語での発信が弱い。
- ・ ニュース記事での取扱い知財庁を見てみると、WIPO が最も多く、次に中国やロシアが続く。
- ・ KIPO ウェブサイトにおいて、KIPO と JPO のバイの取組について紹介した記事は、調査対象期間中 3 件であった。他方、JPO ウェブサイトでは、KIPO と JPO のバイの取組について紹介した記事は、調査対象期間中 9 件であった。
- ・ また KIPO ウェブサイトにおいて、日中韓の取組に関する記事は、調査期間中 1 件であった。他方、JPO ウェブサイトでは、調査期間中 13 件であった。

(1) 政策動向や情報発信方針に影響しうる背景¹⁰⁵

韓国特許庁 (KIPO: Korean Intellectual Property Office) は、特許、実用新案、意匠、商標、半導体集積回路、及び営業秘密を所管する、産業通商資源部の外局である。知的財産の動向を見ると、韓国政府は、2011 年 7 月の「知識財産基本法」の施行に伴い、「国家知識財産委員会」を設置するとともに、第 1 次国家知識財産基本計画 (2012-2016) を策定し、知識財産の創出・保護・活用の好循環体系の構築を通じた「知識財産強国、豊かな未来」の実現に向けた取組を行った。第 1 次基本計画の終了を受けて、2016 年末に第 2 次知識財産基本計画 (2017-2021) を策定し、第 2 次計画では「第 4 次産業革命を先導する IP 国家競争力確保」を目指した取組を行うとしている。近年では、韓国政府の政策三本柱の一つである「創造経済」の実現に向け、KIPO は 2013 年 6 月、「知識財産基盤の創造経済の実現戦略」を発表した。これは、知的財産を基盤とする創造経済を実現するための 5 か年戦略を定めたもので、「創造と挑戦を通じて国民の幸せを実現」、「知的財産と共に成長する企業」、「創意努力を尊重する創造文化社会」を目標としている。

日本国特許庁 (JPO: Japan Patent Office) と KIPO とは、1983 年に第 1 回日韓特許庁長官会合を開催して以降、意匠、商標、審判、機械化に関する各種専門家会合や、人材育成機関間の会合等を開催し、二国間の課題について意見交換を行っている。また、両庁における国際審査官協議も積極的に行われており、特許審査についての相互信頼の醸成を図っている。

(2) 調査項目に基づく調査結果

① 「調査対象の知財庁・機関による発信情報を掲載したソースの調査」

調査項目の情報を収集整理するに際し、KIPO ウェブサイトを調査したところ、国際協調や国際的な取組を掲載している情報ソースとして、韓国語と英語でそれぞれ以下のものが確認できた。

¹⁰⁵特許庁『特許行政年次報告書 2017 年版』277-278 頁。

図表 115 ウェブサイトにおけるソース（韓国語・英語）

| | 韓国語 | 英語 |
|---|--|---|
| ①年報 (Annual Report) | 「知識財産白書」(年報) ¹⁰⁶ 2017年12月10日現在、2003年から2016年の年報が確認できる。直近5年間の年報に収録された章のうち、国際協力に関連するのは以下の通りである。 ・2012年：第2編の第3章「글로벌지식재산협력확대(グローバル知識財産協力拡大)」 ・2013年～2014年：第6編の第2章「글로벌지식재산협력 확대(グローバル知識財産協力拡大)」 ・2015年～2016年：第4編の第3章「지식재산분야의 글로벌 리더쉽 강화(知識財産分野のグローバルリーダーシップ強化)」 | 「Annual Report」 ¹⁰⁷ 2017年12月10日現在、2000年から2016年の年報が確認できる。「Global IP Cooperation」の章にKIPOの国際交流に関する記載がある。 |
| ②ニュース (News releases / Press releases) | 「報道資料」(ニュースリリース) ¹⁰⁸ 2017年12月10日現在、2013年以降掲載されているKIPOのニュースリリース記事のうち国際交流に関するものは46件であった。 | 「News」ウェブページ ¹⁰⁹ 2017年12月10日現在、2013年から2017年まで84件のニュース記事が掲載されている。このうちKIPOの国際交流に関する記事は16件あった。 |

年報は両言語とも共通する。韓国語版と英語版の冒頭に「Highlight」という主要な動向をピックアップしたセクションがあり、「Highlight」のセクションで年度別の主な国際交流の動向ニュースを確認することができる。KIPOの韓国語ウェブサイトでは「MOU¹¹⁰」というセクションがある。また、英語ウェブサイトでは「International Affairs¹¹¹」というセクションがあるが、これらはKIPOの国際交流の動向ニュースではなく、関連アーカイブ情報の公開ページの内容となっている。

② 「国際的な取組に関する情報（文章等）の調査」

1) 年報

a) 2016年

2016年のKIPOの年報（「2016知識財産白書」）の内、国際的な取組に関する情報については、第4編の第3章「지식재산분야의 글로벌리더쉽 강화(知識財産分野のグローバルリーダーシップ強化)」に記載がある。同章は5つのセクションで構成されている。同章の1節には2016年のKIPOの国際協力の概況として、2016年に東京で開催した第9次五庁長官会合などの報告や国際的な相互交流・成果、国際動向及び対応などを記載している。2節は「5か国協力体制(五庁、商標五庁、意匠五庁)」、3節は「各国とのPPH及びPCT-PPH、MOU等の推進内容及び成果」、4節は「グローバル特許行政情報化の推進内容及び成果」、5節は「最貧・開発途上国への知識財産シェアリング」の構成となっている。

同年報は「ANNUAL REPORT 2016」として英語版もKIPOのウェブページ上で公開されている。韓国版に対応して「Global IP Cooperation」の章に国際協力に関する記載がある。同章は「1. Multilateral

¹⁰⁶ KIPO ウェブサイト、
http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.html.HtmlApp&c=3072&catmenu=m04_02_03.

¹⁰⁷ KIPO ウェブサイト、
http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15.

¹⁰⁸ KIPO ウェブサイト、
http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.news.press1.BoardApp&board_id=press&catmenu=m03_05_01.

¹⁰⁹ KIPO ウェブサイト、
http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.board.BoardApp&board_id=kiponews&c=1001&catmenu=ek06_01_01.

¹¹⁰ KIPO ウェブサイト、
http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=admin.sil_kuk.mou.MinBoardApp&c=1001&catmenu=m04_07_01.

¹¹¹ KIPO ウェブサイト、
http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=100010&catmenu=ek02_02_01.

Cooperation and FTA]、「2. Sharing IP]、「3. Bilateral Cooperation]、「4. International IT Cooperation]、「5. International Seminars and Training Courses」の5つのセクションで構成されている。英語版は韓国語版からの逐語翻訳となっており、記載内容は韓国語と英語で一致していた。

b) 2015 年

2015 年の KIPO の年報（「2015 知識財産白書」）の内、国際的な取組に関する情報については、第 4 編の第 3 章「지식재산분야의 글로벌리더쉽 강화(知識財産分野のグローバルリーダーシップ強化)」に記載がある。同章の 1 節には 2015 年の KIPO の国際協力の概況として、2015 年に中国で開催された第 8 次五庁長官会合の報告やアメリカとの共同調査プログラム(CSP)の示範実施のための MOU 締結などを成果として記載している。同章は 2016 年と同じ構成になっている。

同年報は「ANNUAL REPORT 2015」として英語版も KIPO のウェブページ上で公開されている。韓国版に対応して「Global IP Cooperation」の章に国際協力に関する記載がある。同章は「1. Multilateral Cooperation and FTA]、「2. Sharing IP]、「3. International Cooperation]、「4. International IT Cooperation]、「5. International Seminars and Training Courses」の5つのセクションで構成されている。英語版は韓国語版からの逐語翻訳となっており、記載内容は韓国語と英語で一致していた。

c) 2014 年

2014 年の KIPO の年報（「2014 知識財産白書」）の内、国際的な取組に関する情報については第 6 編の第 2 章「글로벌지식재산협력 확대(グローバル知識財産協力拡大)」に記載がある。

同章は 6 つのセクションで構成されている。同章の 1 節には 2014 年の KIPO の国際協力の概況として、2014 年の五庁議長国として韓国が開催した五庁関連主要会議や 2014 年 6 月に韓国の釜山で開催した第 7 次五庁長官会合の成果などを記載している。また、開発途上国との協力拡大、特許行政サービスの輸出拡大も成果として記載している。

2 節は「五庁体制」、3 節は「商標五庁体制」、4 節は「各国との PPH 及び MOU 等の推進内容及び成果」、5 節は「グローバル特許行政情報化の推進内容及び成果」、6 節は「最貧・開発途上国への知識財産シェアリング」の構成で内容を記載している。

同年報の英語版である「ANNUAL REPORT 2014」は KIPO のウェブページ上で公開されている。韓国版に対応して「Global IP Cooperation」の章に国際協力に関する記載があり、同章は「1. Multilateral Cooperation and FTA]、「2. Sharing IP]、「3. International Cooperation]、「4. International IT Cooperation]、「5. International Seminars and Training Courses」の5つのセクションで構成されている。英語版は韓国語版からの逐語翻訳となっており、記載内容は韓国語と英語で一致していた。

d) 2013 年

2013 年の KIPO の年報（「2013 知識財産白書」）の内、国際的な取組に関する情報については第 6 編の第 2 章「글로벌지식재산협력 확대(グローバル知識財産協力拡大)」に記載がある。

同章は 6 つのセクションで構成されている。同章の 1 節には 2013 年の KIPO の国際協力の概況として、2013 年の 6 月にアメリカで開催された第 6 次五庁長官会合の成果や韓国で開催された商標五庁会議などを記載している。同章は 2014 年と同じ構成になっている。

同年報の英語版である「ANNUAL REPORT 2013」は KIPO のウェブページ上で公開されている。韓国版に対応して「Global IP Cooperation」の章に国際協力に関する記載があり、同章は「1. Lead role in multilateral fora]、「2. FTA Negotiations on IP]、「3. Sharing IP]、「4. Examination Cooperation]、「5. International IP Cooperation]、「6. International Seminars and Training Courses」の6つのセクションで構成されている。

英語版は韓国語版からの逐語翻訳となっており、記載内容は韓国語と英語で一致していた。

e) 2012 年

2012 年の KIPO の年報（「2012 知識財産白書」）の内、国際的な取組に関する情報については第 2 編の第 3 章「글로벌지식재산협력 확대(グローバル知識財産協力拡大)」に記載がある。同章は 5 つ

のセクションで構成されている。同章の1節には2012年のKIPOの国際協力の概況として、2012年10月に開催された韓・ブラジル特許庁長会議の報告や第5次五庁長官会合の成果、国際動向及び対応などを記載している。

2節は「五庁体制」、3節は「商標五庁体制」、4節は「各国とのPPH及びMOU等の推進内容及び成果」、5節は「最貧・開発途上国への知識財産シェアリング」の構成で内容を記載している。

同年報の英語版である「ANNUAL REPORT 2012」はKIPOのウェブページ上で公開されている。韓国版に対応して「Global IP Cooperation」の章に国際協力に関する記載があり、同章は「1. Examination Cooperation」、「2. International IT Cooperation」、「3. Sharing IP」、「4. International Seminars and Training Courses」の4つのセクションで構成されている。

英語版は韓国語版からの逐語翻訳となっており、記載内容は韓国語と英語で一致していた。

2) 報道資料（ニュースリリース）

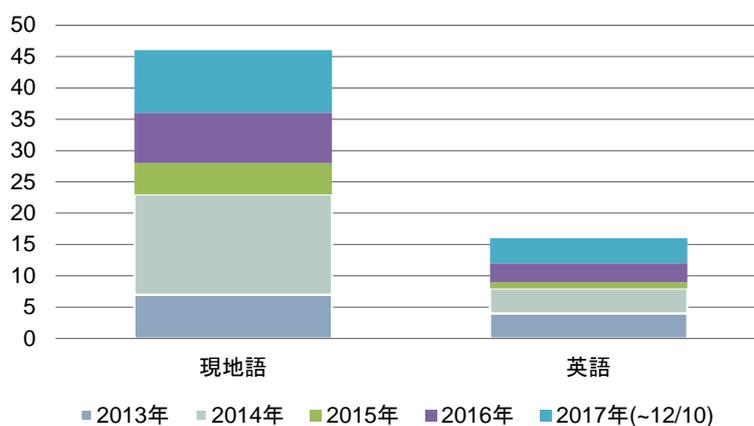
KIPOのニュースリリース記事のうち国際交流に関するものは、2013年から2017年12月10日現在までで現地語が46件、英語が16件確認できた。

図表 116 国際的な取組に関する記事件数

| | 現地語 | 英語 |
|---------------|-----|----|
| 2013年 | 7 | 4 |
| 2014年 | 16 | 4 |
| 2015年 | 5 | 1 |
| 2016年 | 8 | 3 |
| 2017年(~12/10) | 10 | 4 |
| 5年間合計 | 46 | 16 |

出所：KIPO ウェブサイトより作成

図表 117 国際的な取組に関する記事件数



出所：KIPO ウェブサイトより作成

記事の文字数は、最大で503字、最小が170字であり、JPOやSIPOと比べると一記事あたり分量はそれほど多くないと言える。

図表 118 記事の単語数に関する情報

| | 現地語 | 英語 |
|-------|-----|-----|
| 最大文字数 | 503 | 521 |
| 最小文字数 | 170 | 211 |
| 中央値 | 272 | 334 |

出所：KIPO ウェブサイトより作成

3) 「News」 ウェブページ (英語)

2017年12月10日現在、2013年から2017年まで84件のニュース記事が掲載されている。このうちKIPOの国際交流に関する記事は16件あった。また、上記の韓国語版ニュースリリース記事の英語版として対応関係が確認できたものは14件だった。その他の英語版「News」ウェブページに掲載の2件の記事は韓国語「報道資料」には掲載されていない英語のみの記事となっている。

③ 「調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの比較調査」

以下の表は、ニュースにおける国際的な取組（バイ）に関する発信状況（海外知財庁が登場する記事件数）を示している。

KIPOのニュース記事数を5年間合計で見ると、WIPOが最も多く、次に中国やロシアが続くが、それ以外の個別の国では5年間で1件のみや記事がそもそも扱われていない国も多い。その他では、フィリピンが3件、ベトナムが3件、イギリスが2件、ウガンダが2件等である。

図表 119 二国間（バイ）に関する情報における海外知財庁・機関等名が登場する記事数（ニュースリリース）

| | | 2017年(～12/10) | 2016年 | 2015年 | 2014年 | 2013年 | 5年間合計 |
|---------------------------|-----|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 米 国 (USPTO) | 現地語 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | 英語 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 欧州(EPO) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| カ ナ ダ (CIPO) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| オーストラリア (IP Australia) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ロ シ ア (RUSSIA) | 現地語 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 台湾(TIPO) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| シンガポール (IPOS) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| タイ(DIP) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| インドネシア (DGIP) | 現地語 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 英語 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| マレーシア (MyIPO) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| イ ン ド (CGPDTM) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中国 (SIPO) | 現地語 | 1 | 0 | 0 | 1 | 2 | 4 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| ブ ラ ジ ル (INPI) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| GCC | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ア フ リ カ (OAPI) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ア フ リ カ (ARIPO) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| JPO(日本) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| WIPO | 現地語 | 1 | 3 | 0 | 3 | 0 | 7 |
| | 英語 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 | 3 |
| その他合計 | 現地語 | 8 | 3 | 4 | 10 | 5 | 30 |
| | 英語 | 4 | 0 | 0 | 2 | 3 | 9 |

④ 「調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの推移調査」

韓国の場合は「その他合計」の記事数に占める割合が最も多く、対象知財庁にかかる記事数が少ないため、それらの5年間の推移を見るのは難しい。「その他合計」の記事数は年ごとに変動が見られるが、2017年が2014年以来最大の記事数になっている。内訳としてはUAE、フィリピン、ウガンダ、WIPO、エルサルバドル、ドミニカ、パナマ、コスタリカ、インドネシアといった国々を扱っている。

⑤ 「国際的な取組に関する情報（写真等）からの上記③,④の位置づけの調査」

1) 年報

a) 2016 年

韓国語：国際的な取組に関する写真は、「2016Highlight」欄と「第4編の第3章」に掲載している。2016年には「韓国 KIPO-欧州特許庁長会談」、「2016 韓国世界女性発明大会・女性発明品博覧会」、「Global IP-Sharing Korea」、「第12回国際特許博覧会」、「ベトナム、下水オイル分離装置」、「インドネシア patchouli オイル研究センター開所式」、「Global IP-Sharing Korea」の7枚の写真があった。

英語：英語版は「2016Highlight」欄と、「Global IP Cooperation」の章に写真が掲載されているが、掲載写真のタイトルが無い。写真の大きさを含めて韓国版と同じとなっている。

b) 2015 年

韓国語：国際的な取組に関する写真は、年報の「2015Highlight」欄と「第4編の第3章」に掲載している。2015年には、「アフリカ地域の知識財産機構に韓国型特許情報システムを開通」、「適正技術ランドシンポジウムの開催」、「第15回日・中・韓特許庁長会談」の3枚の写真があった。

英語：英語版は「2015Highlight」欄と「Global IP Cooperation」の章に写真が掲載されているが、写真のタイトルが省略されている。写真の大きさを含めて韓国版と同じとなっている。

c) 2014 年

韓国語：国際的な取組に関する写真は、年報の「2014Highlight」欄と「第6編の第2章」に掲載している。2014年には、「韓国特許審査サービスを UAE に輸出」、「UAE と特許審査代行契約を締結」、「5庁特許庁長会議開催」、「IP 金融国際 Conference を開催」、「韓国 KIPO-ザンビア特許庁長会議」、「ドイツのフランクフルトに IP-DESK を開所」、「韓・ドイツ特許庁長会談開催」、「韓国-OHIM 特許庁長会談」、「韓国女性発明大会及び発明品博覧会開催」など9枚の写真があった。

英語：英語版は「2014Highlight」と「Global IP Cooperation」の章に写真が掲載されているが、掲載写真のタイトルが無い。写真の大きさを含めて韓国版と同じとなっている。

d) 2013 年

韓国語：国際的な取組に関する写真は、年報の「2013Highlight」欄と「第6編の第2章」に掲載している。2013年には「韓・中特許庁長会談」、「韓・米知識財産権訴訟 Conference」、「APEC と共同で適正技術開発：オイル抽出機」、「APEC と共同で適正技術開発：自転車ウォーターポンプ」など4枚の写真があった。

英語：英語版は「2013Highlight」と「Global IP Cooperation」の章に写真が掲載されているが、掲載写真のタイトルが無い。写真の大きさを含めて韓国版と同じとなっている。

e) 2012 年

韓国語：国際的な取組に関する写真は、年報の「2012Highlight」欄と「第2編の第3章」に掲載している。2012年には「LA IP-DESK 開所」、「SIPO と業務協約を締結」、「韓・米特許庁長会談」、「日・中・韓特許庁長会談」など4枚の写真があった。

英語：英語版は「2012Highlight」と「Global IP Cooperation」の章に写真が掲載されているが、掲載写真のタイトルが無い。写真の大きさを含めて韓国版と同じとなっている。

⑥ 「国際的な取組（マルチ）に関する情報に関する調査」

1) 年報

a) 2016 年

国際的な取組（マルチ）に関する情報について、第 56 回 WIPO 総会で行った KIPO 庁長の代表演説を報告している。また、2016 年 8 月、韓国を訪問した WIPO 事務総長との「韓・WIPO 事務総長会談」において、WIPO 地域事務所誘致などを論議したことを成果として挙げている。さらに、APEC 基金を活用して中小企業革新のための「IP ビジネスマニュアル」開発事業を行ったこと等を報告している。

b) 2015 年

国際的な取組（マルチ）に関する情報として、第 55 回 WIPO 総会で行った KIPO 庁長の代表演説を報告している。

また、2015 年 8 月に北京で開催された第 13 回「日・中・韓専門家会議」において、各国の情報化推進状況及び計画の共有・協力に合意したことを報告している。

c) 2014 年

国際的な取組（マルチ）に関する情報として、第 54 回 WIPO 総会で行った KIPO 庁長の代表演説を報告している。また、2014 年は五庁議長国として韓国が開催した五庁関連主要会議や 2014 年 6 月に韓国の釜山で開催された第 7 回五庁長官会合などを記載している。五庁長官会合ではアメリカ、EU、中国、日本と共に OPD (ONE PORTAL DOSSIER)の今後の日程を発表し、五庁間の work-sharing 政策について合意したことを成果として記載している。

d) 2013 年

国際的な取組（マルチ）に関する情報について、第 51 回 WIPO 総会で行った KIPO 庁長の代表演説を報告している。2013 年に KIPO が商標五庁議長国として開催した 2013 年中間会議や年次会議の報告、また 2013 年に開催された WIPO IGC 会議ではロシア、EU など「共同勧告案」に対する新たな支持国家を確保したことを掲載している。

e) 2012 年

国際的な取組（マルチ）に関する情報について、第 50 回 WIPO 総会で行った KIPO 庁長の代表演説を報告している。また、2012 年に開催された 34 回・35 回 APEC 知識財産権専門家会議(IPEG)において、2011 年に採択された「APEC1 村 1 ブランド事業」の推進状況の報告及び評価などが掲載されている。

2) 国際交流ニュースリリース（マルチ）

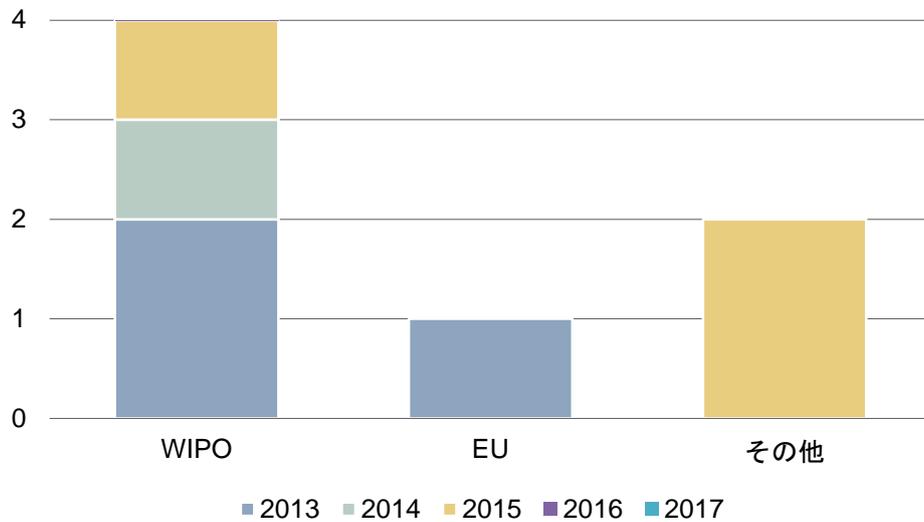
2013 年 1 月以降、調査日時点（2017 年 12 月 10 日）までにおいて KIPO の「報道資料」（ニュースリリース）及び「News」（英語ウェブページ）に掲載されている 48 件の記事の内、マルチの国際的な取組に関する記事と判断されるものは 18 件あった。このうち 2 件に写真の掲載があった。記事は「14 回日・中・韓特許庁長会談の開催」、KIPO 代表が参加した「2015 年 WIPO アジア・太平洋地域の知識財産権セミナー」のほか、KIPO と WIPO が共同で開催した AICC（Advanced International Certificate Course）に関する記事などがある。

図表 120 各国際的な取組（マルチ）の年別の登場回数

| | | WIPO | IP/TM5 | 三極 | 日中韓 | ASEAN | BRICS | 中国・モンゴル・ロシア | その他 |
|---------------|-----|------|--------|----|-----|-------|-------|-------------|-----|
| 2017年(～12/10) | 現地語 | 3 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 |
| | 英語 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 2016年 | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2015年 | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 2014年 | 現地語 | 0 | 1 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2013年 | 現地語 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 英語 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 5年間合計 | 現地語 | 4 | 3 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 3 |
| | 英語 | 2 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 4 |

出所：KIPO ウェブサイトより作成

図表 121 プレスリリースにおける国際的な取組（マルチ）に関する記事数



出所：KIPO ウェブサイトより作成

⑦ 「国際的な取組（パイ）に関する情報に関する比較調査」

1) 年報

a) 2016 年

国際的な取組（パイ）に関する情報については、アメリカ、中国、日本、EU、トルコ、ベトナムなどの交流について記載されている。

KIPO は 2016 年に中国、日本、欧州など主要国と両国会談を開催し、持続的な協力関係確認する一方で開発途上国との協力も拡大し、ASEAN・中東・アフリカ・中南米などの国と協力関係を築くために両国会談を持続的に開催した。ベトナムとは商標保護や中小企業 IP 支援政策などの協力計画に署名した。また、トルコとは特許協力条約交際機関承認を支援するためのコンサルティングに合意、UAE とは特許情報システム輸出関連 MOU 締結、スウェーデンとはデータ交換 MOU を締結した。

b) 2015 年

国際的な取組（パイ）に関する情報については、アメリカ、中国、日本、EU、香港、スウェーデンなどとの交流について記載されている。

KIPO は 2015 年にアメリカ、中国、日本、欧州と二国間会談を開催し、持続的な協力関係を確認

したと掲載している。特に、アメリカとは特許合同審査覚書 MOU を締結したことでアメリカ特許取得時の手数料や時間短縮が可能になったと評価している。2015 年には中国特許庁(SIPO)と北京で韓・中大学知識財産権強化合同セミナーを共同開催した。また、日本とは特許庁長会議で両国の審査官交流プログラムの持続的な開催などに合意した。OHIM とは個人情報保護 MOU を締結した。さらに、香港と知識財産分野の業務協約を、スウェーデンと特許情報提供のための MOU を締結した。

c) 2014 年

国際的な取組（バイ）に関する情報については、アメリカ、日本、中国、EU、ドイツ、ロシア、チリなどとの交流について記載されている。

KIPO は 2014 年の 1 年間、アメリカ、中国、日本、欧州、オーストラリアなどと 30 回以上の会談を開催したと掲載している。2014 年は、アメリカとは特許分類協力を強化して特許文献再分類事業の推進、共通特許分類示範事業の技術分野への拡大、特許分類協力 MOU 締結などに合意した。日本とは特許庁長会議で PPH 共同セミナーの開催、両国間データ交換拡大の MOU 締結に合意した。OHIM とはデザインデータ交換に関する MOU を締結し、OHIM の検索システムである「Designview」に韓国データを提供して韓国語による検索機能を具現化したことを評価している。

UAE とは知識財産権の MOU 締結、ロシアとは知識財産権の協力業務 MOU を締結、チリとは知識財産権の共同セミナーを開催した。また、ドイツのフランクフルトに IP-DESK を開所したことが掲載されている。

d) 2013 年

国際的な取組（バイ）に関する情報については、アメリカ、日本、中国、シンガポール、ハンガリー、オーストリアなどとの交流について記載されている。

アメリカについては 2013 年 10 月に開催した韓・米知識財産権訴訟 Conference やニューヨーク地域 IP-DESK 開所式などについて記載している。中国とは、中国の広東省と知的財産権協力に関する MOU の締結、日本とは PPH 及び特許分類などの協力について掲載している。2014 年は PPH 拡大に関する内容があり、シンガポール、ハンガリー、オーストリアとの PPH 新規施行が掲載されている。また、ウガンダ、スーダン、モザンビーク、ザンビアなどとの実務会議を行ったことも掲載している。

e) 2012 年

国際的な取組（バイ）に関する情報については、日本、EU、中国、スペイン、オーストラリア、メキシコ等との交流について記載されている。

2012 年には中国、日本、オーストラリアなどと共同先行技術調査事業が施行された。また、12 月には「韓・EPO 庁長会談」及び「韓・オーストラリア庁長会談」で EPO 及びオーストラリア特許庁と共同先行技術調査施行に合意した。

KIPO は 2012 年をアジア、中東、南米、アフリカ地域へ知識財産権の協力拡大のため努力した年として位置づけ、ベトナムと知識財産権保護強化の協力を合意したこと、韓・UAE 経済共同委員会及び実務会議開催、GCCPO の特許審査官研修に協力、メキシコとの PPH 施行の MOU を締結したことなどを掲載している。

2) 国際交流ニュースリリース（バイ）

2013 年 1 月以降、調査日時点（2017 年 12 月 10 日）までにおいて KIPO の「報道資料」（ニュースリリース）及び「News」（英語ウェブページ）に掲載されている 48 件の記事の内、バイでの国際的取組に関する記事と判断されるものは 20 件あった。20 件のうち 9 件に写真の掲載があった。

3) 日本との取組について

KIPO の英語ウェブサイトにおいて、KIPO と JPO のバイの国際交流について紹介した記事は、

調査対象期間中 3 件であった。他方、JPO の英語ウェブサイトでは、KIPO と JPO のバイの取組のうち、国際交流について紹介した記事は、調査対象期間中 9 件であった。

また KIPO の英語ウェブサイトにおいて、日中韓の取組に関する記事は、調査期間中 1 件であった。他方、JPO の英語ウェブサイトでは、調査期間中 13 件であった。KIPO ウェブサイトで掲載されている記事の半数以上が韓国語であるため、韓国語記事を含めた場合、日中韓の取組に関する記事は 4 件である。

4) PPH

2016 年の白書には PPH について、IP5 PPH 及びグローバル PPH(22 カ国の特許庁が参加)などに参加して、2016 年現在、26 カ国の特許庁と PPH を施行していると掲載されている。

また、KIPO ウェブサイトの「報道資料」(ニュースリリース)及び「News」(英語ウェブページ)に掲載されている 48 件の記事の内、PPH に関する内容を含むものは 2 件確認された。記事は「IP5-PPH」施行に関する内容とロシアとの PCT-PPH に関する内容である。

⑧ 「対内的な発信情報と対外的な発信情報の比較調査」

KIPO ウェブサイトの英語記事の内容は韓国語記載の情報と基本的に一致していた。KIPO の国際交流に関するニュースリリース記事は韓国語ページのみで掲載されているものが 32 件、韓国語・英語両方のページは 14 件、英語ページのみで掲載されているのが 2 件あり、KIPO は英語による国外への発信よりも韓国語による国内向けの発信を重視しているように思われる。

また、白書の英語版は韓国語版からの逐語翻訳となっており、記載内容は韓国語と英語で一致していた。

2.11. 台湾經濟部智慧財産局（TIPO）

- ・ 台湾の情報ソースは①年報（Annual Report）と②ニュース（News）である。
- ・ ニュースでの国際交流に関する記事は現地語が 41 件、英語が 10 件であった。また、2016 年と 2017 年の英語ニュースの発信が 0 件である等、英語での発信には力を入れている。
- ・ ニュース記事の 5 年間合計でのバイの発信の記事数を見ると、日本が最も多く、続いて中国、米国、韓国が続く。台湾は WIPO 加盟国ではないため、他国では登場回数が上位であることが多い WIPO は台湾のニュースでは 5 年間で一度も登場していない。
- ・ TIPO ウェブサイトにおいて、JPO とのバイの取組に関する記事は、調査対象期間中 7 件であった。他方、JPO ウェブサイトでは、TIPO とのバイの取組について紹介した記事は、調査対象期間中 5 件であった。

(1) 政策動向や情報発信方針に影響しうる背景¹¹²

台湾經濟部智慧財産局（TIPO: Taiwan Intellectual Property Office）は、特許、実用新案、意匠、商標、著作権、半導体集積回路及び営業秘密を所管する、台湾經濟部の外局である。知的財産政策の動向を見ると、2002 年の WTO 加盟及び「知的財産権の保護貫徹行動計画」策定、2004 年 11 月の保護智慧財産権警察大隊（2014 年 1 月に刑事警察大隊に組織変更）の発足、2008 年 7 月の智慧財産法院の設立等、知的財産の保護が着実に強化されている。近年では、喫緊の課題とされている一次審査未着手件数の削減に取り組む一方で、発明専利加速審査作業方案（AEP）や、内外ユーザーの要望を反映した専利法及び商標法の大規模改正、我が国や米国、韓国との間で PPH を実施するなど、知的財産制度の利便性向上にも注力している。

我が国と台湾は経済的な関係が強く、日本から台湾への特許出願件数についても、2016 年には 12,006 件と、日本から海外への出願では五大特許庁に次ぐ規模となっている。また、台湾における国籍別出願件数を見ると、外国籍では、日本からの出願が最も多い（台湾が同年に受理した特許出願総件数 43,836 件の 27.4%に相当）。

(2) 調査項目に基づく調査結果

① 「調査対象の知財庁・機関による発信情報を掲載したソースの調査」

調査項目の情報を収集整理するに際し、TIPO ウェブサイトを調査したところ、国際協調や国際的な取組を掲載している情報ソースとして、中国語と英語でそれぞれ以下のものが確認できた。

¹¹²特許庁『特許行政年次報告書 2017 年版』284-285 頁。

図表 122 ウェブサイトにおけるソース（中国語・英語）

| | 中国語 | 英語 |
|---|---|---|
| ①年報 (Annual Report) | 「經濟部智慧財産局年報」(年報) ¹¹³ 2017年10月20日現在、2002年から2016年の年報が確認できる。年報に収録された章のうち、国際協力に関連するのは「国際与兩岸交流合作」(国際及び兩岸交流協力)である。 | 「Annual Report」 ¹¹⁴ 2017年10月20日現在、2002年から2016年の年報が確認できる。 「International and Cross-strait Exchange and Cooperation」の章にTIPOの国際交流に関する記載がある。 |
| ②ニュース (News releases/Press releases) | 「新聞稿」(ニュースリリース) ¹¹⁵ 2017年10月20日現在、2008年以降の82件のTIPOのニュースリリース記事が掲載されている。このうち国際交流に関するものは10件であった。 | 「News」ウェブページ ¹¹⁶ 2017年10月20日現在、2012年から2017年まで177件のニュース記事が掲載されている。このうちTIPOの国際交流に関する記事は42件あった。 |
| ③その他 | 「国際動態(国際動向) ¹¹⁷ 」(中国語) 上記「ニュースリリース」とは別に「国際動態」(国際動向)のセクションがあり、2017年10月20日現在、2013年以降の86件の記事の掲載がある。ただし、世界の特許動向ニュースを掲載したものでTIPOが関係するものは含まれていない。 | |

年報は両言語とも共通する。中国語では「国際事務」¹¹⁸というセクションにTIPOが参加したWTOやAPEC等の議事録やTIPOが署名したIP関連のMOU等の文書のPDFが貼り付けられている。また、「政府資訊公開」(政府情報公開)のセクションの「対外関係文書」¹¹⁹には、各国とのPPH協定書やMOU等の英文原本のコピーがPDFで貼付けられているが、これらはTIPOの国際交流の動向ニュースではなく、関連アーカイブ情報の公開ページの内容となっている。

② 「国際的な取組に関する情報（文章等）の調査」

1) 年報

a) 2016年

2016年のTIPOの年報（「2016智慧産権局年報」）の内、国際的な取組に関する情報については、第6章「国際与兩岸交流合作（国際及び兩岸交流協力）」に記載がある。同章は冒頭に2016年のTIPOの国際協力の概況として、TIPO特許審査員の国際的な相互交流、特許優先権証明文書電子交換（PDX）の進展、各種フォーラムや会議への参加等を国際交流の成果として記載している。その後、「1. 国際交流合作（国際交流協力）」、「2. 兩岸交流合作（兩岸交流協力）」の2つの節で構成して内容を報告している。

同年報は「TIPO ANNUAL REPORT 2016」として英語版もTIPOのウェブページ上で公開されている。中国語版に対応して「International and Cross-strait Exchange and Cooperation（国際及び兩岸交流協力）」の章に国際協力に関する記載がある。国際協力の章は、「1. International Cooperation（国際協力）」、「2. Cross -Strait Exchange（兩岸交流）」の2つの節から構成されている。

英語版は中国語版からの逐語翻訳となっており、報告書全体の章及び各節ごとの構成、掲載されている写真を含めて、記載内容は中国語と英語で一致していた。

b) 2015年

2015年のTIPOの年報（「2015智慧産権局年報」）の内、国際的な取組に関する情報については、第6章「国際交流与合作（国際交流と協力）」に記載がある。2016年年報と比較すると「兩岸交流」

¹¹³ TIPO ウェブサイト、<https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=483190&ctNode=6950&mp=1>。

¹¹⁴ TIPO ウェブサイト、<https://www.tipo.gov.tw/lp.asp?ctNode=6841&CtUnit=3359&BaseDSD=7&mp=2>。

¹¹⁵ TIPO ウェブサイト、<https://www.tipo.gov.tw/lp.asp?CtNode=7123&CtUnit=3195&BaseDSD=7&mp=1>。

¹¹⁶ TIPO ウェブサイト、<https://www.tipo.gov.tw/lp.asp?CtNode=6687&CtUnit=3199&BaseDSD=7&mp=2>。

¹¹⁷ TIPO ウェブサイト、<https://www.tipo.gov.tw/lp.asp?CtNode=7124&CtUnit=3195&BaseDSD=7&mp=1&nowPage=1&pagesize=10>。

¹¹⁸ TIPO ウェブサイト、<https://www.tipo.gov.tw/np.asp?ctNode=6758&mp=1>。

¹¹⁹ TIPO ウェブサイト、<https://www.tipo.gov.tw/lp.asp?CtNode=6862&CtUnit=3274&BaseDSD=7&mp=1>。

が章のタイトルに含まれず、章の構成として「1.審査合作（審査協力）」、「2. 国際合作（国際協力）」、「3. 両岸交流」の3節の構成となっている。国際協力の章は、冒頭に2015年のTIPOの国際協力の概況として、韓国KIPOとのPPHプログラム開始及び優先権文書電子交換の2件のMOU署名、TIPOとアメリカUSPTOの特許審査員の相互交流が初めて実施されたこと、日本JPOとの生物材料の寄託に関する相互協力MOUへの署名を国際交流の成果として記載している。

同年報は「TIPO ANNUAL REPORT 2015」として英語版もTIPOのウェブページ上で公開されている。中国語版に対応して” International Exchange and Cooperation（国際交流と協力）”の章に国際協力に関する記載があり、同章は、「1.Cooperation in Examination（審査協力）」、「2.International Cooperation（国際協力）」、「3.Cross-strait Exchanges（両岸交流）」の3つの節から構成されている。

英語版は中国語版からの逐語翻訳となっており、報告書全体の章及び各節ごとの構成、掲載されている写真を含めて、記載内容は中国語と英語で一致していた。

c) 2014年

2014年のTIPOの年報（「2014 智慧産権局年報」）の内、国際的な取組に関する情報については、第6章「国際交流与合作（国際交流と協力）」に記載がある。章の構成は「1.審査合作（審査協力）」、「2. 国際合作（国際協力）」、「3. 両岸交流」の3節の構成となっている。国際協力の章は、冒頭に2014年のTIPOの国際協力の概況として、日本JPOとのPPH試行プログラムの成果が良好で双方が3年間の延長に合意するとともに「PPH MOTTAINAI」に取組内容が深化したこと、同じくJPOと生物材料の寄託に関する相互協力MOU署名、アメリカやEU、中国大陸との各種フォーラムや会議に参加したこと等を国際交流の成果として記載している。

同年報は「TIPO ANNUAL REPORT 2014」として英語版もTIPOのウェブページ上で公開されている。中国語版に対応して” International Exchange and Cooperation（国際交流と協力）”の章に国際協力に関する記載があり、同章は、「1.Cooperation in Examination（審査協力）」、「2.International Cooperation（国際協力）」、「3.Cross-strait Exchanges（両岸交流）」の3つの節から構成されている。

英語版は中国語版からの逐語翻訳となっており、報告書全体の章及び各節ごとの構成、掲載されている写真を含めて、記載内容は中国語と英語で一致している。

d) 2013年

2013年のTIPOの年報（「2013 智慧産権局年報」）の内、国際的な取組に関する情報については、第6章「多元的国際交流与合作（多元的な国際交流と協力）」に記載がある。章の構成は「1.審査合作（審査協力）」、「2. 国際合作（国際協力）」、「3. 両岸交流」の3節の構成となっている。国際協力の章は、冒頭に2013年のTIPOの国際協力の概況として、TIPOとイギリスUKIPOとのIP分野協力MOU、スペイン特許庁とのPPH試行MOU、日本JPOとの優先証明権文書電子交換巨力MOUへの署名を掲載している。また、イタリア特許庁、フランス工業財産局とのIP分野の会議を開催したことを国際交流の成果として記載している。

同年報は「TIPO ANNUAL REPORT 2013」として英語版もTIPOのウェブページ上で公開されている。中国語版に対応して” Diverse International Exchange and Cooperation（多元的な国際交流と協力）”の章に国際協力に関する記載があり、同章は、「1.Examination Cooperation（審査協力）」、「2.International Cooperation（国際協力）」、「3.Cross-strait Exchanges（両岸交流）」の3つの節から構成されている。

英語版は中国語版からの逐語翻訳となっており、報告書全体の章及び各節ごとの構成、掲載されている写真を含めて、記載内容は中国語と英語で一致している。

e) 2012年

2013年のTIPOの年報（「2012 智慧産権局年報」）の内、国際的な取組に関する情報については、第4章「国際与両岸智慧財産合作（国際及び両岸のIP協力）」に記載がある。章の内容は「審査合作（審査協力）」、「審査人員交流」、「国際合作（国際協力）」、「両岸智慧財産権交流成果」、「訓練課程」の5つのセクション構成となっている。国際協力の章は、冒頭に2012年のTIPOの国際協力の概況として、アメリカ、日本、EU等の特許庁との良好な交流と協力を行うとともに、中国と「海

峡兩岸 IP 保護協力協議書 MOU」の署名後、特許関連の政府及び民間機関の交流が活発となっていることを国際交流の成果として記載している。

同年報は「TIPO ANNUAL REPORT 2012」として英語版も TIPO のウェブページ上で公開されている。中国語版に対応して” International and Cross-strait IPR Cooperation (国際及び兩岸の IP 協力)”の章に国際協力に関する記載があり、同章は「1.Cooperation in Examination (審査協力)」、「Exchange of Examiners (審査人員交流)」、「International Cooperation (国際協力)」、「Cross-strait IPR Exchanges (兩岸智慧財産権交流成果)」、「Training Programs (訓練課程)」の5つのセクション構成となっている。

英語版は中国語版からの逐語翻訳となっており、報告書全体の章及び各節ごとの構成、掲載されている写真を含めて、記載内容は中国語と英語で一致していた。

2) 新聞稿 (ニュースリリース)

2017年10月20日現在、2008年以降の82件のTIPOのニュースリリース記事が掲載されている。このうち国際交流に関するものは10件であった。

3) 「News」ウェブページ (英語)

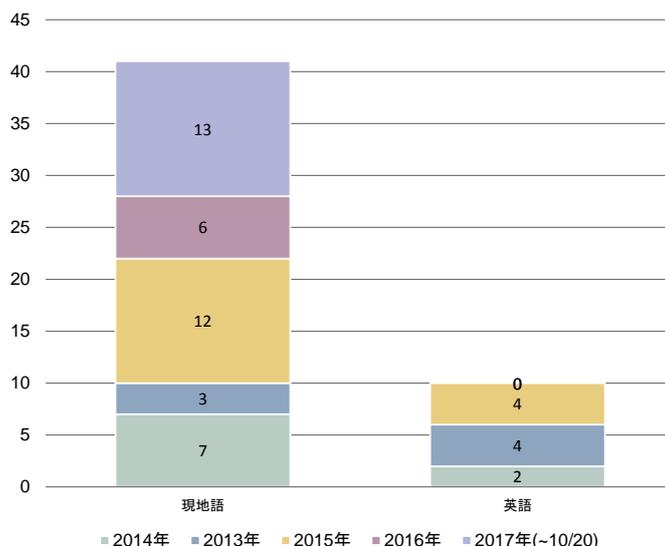
2017年10月20日現在、2013年から2017年まで176件のニュース記事が掲載されている。このうちTIPOの国際交流に関する記事は41件あった。また、上記の中国語版ニュースリリース記事の英語版として対応関係が確認できたものは5件だった。その他の英語版「News」ウェブページに掲載の36件の記事は中国語「新聞稿」には掲載されていない英語のみの記事となっている。

図表 123 国際的な取組に関する記事件数

| | 現地語 | 英語 |
|--------------|-----|----|
| 2013年 | 3 | 4 |
| 2014年 | 7 | 2 |
| 2015年 | 12 | 4 |
| 2016年 | 6 | 0 |
| 2017年(10/20) | 13 | 0 |
| 5年間合計 | 41 | 10 |

出所：TIPO ウェブサイトより作成

図表 124 国際的な取組に関する記事件数



出所：TIPO ウェブサイトより作成

台湾におけるニュースリリース記事の最大文字数は 1358 字、最小文字数は 509 字、中央値は 808 字であった。このことから台湾のニュースリリースは一記事あたりの分量が比較的多いことが分かる。

図表 125 記事の単語数に関する情報

| | 現地語 | 英語 |
|-------|------|-----|
| 最大文字数 | 1358 | 410 |
| 最小文字数 | 509 | 34 |
| 中央値 | 808 | 186 |

出所：TIPO ウェブサイトより作成

③ 「調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの比較調査」

以下の表は、ニュースにおける国際的な取組（バイ）に関する発信状況（海外知財庁が登場する記事件数）を示している。

台湾のニュースの 5 年間合計では、日本が最も多く、続いて中国、米国、韓国が続く。他国では登場回数が上位であることが多い WIPO は、台湾が加入をしていないためニュースの中では 5 年間で一度も登場していない。

図表 126 二国間（バイ）に関する情報における海外知財庁・機関等名が登場する記事数（ニュースリリース）

| | | 2017年 (~10/20) | 2016年 | 2015年 | 2014年 | 2013年 | 5年間合計 |
|------------------------------|-----|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 米国 (USPTO) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| | 英語 | 1 | 1 | 1 | 2 | 0 | 5 |
| 欧州(EPO) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 欧州 (EUIPO、 OHIM) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ドイツ (DPMA) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| カナダ (CIPO) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| オーストラ リア(IP Australia) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 韓国 (KIPO) | 現地語 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 |
| ロシア (RUSSIA) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| シンガポ ール(IPOS) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| タイ(DIP) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| インドネ シア(DGIP) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| マレーシ ア(MyIPO) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| インド (CGPDTM) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中国 (SIPO) | 現地語 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 |
| | 英語 | 2 | 2 | 3 | 0 | 0 | 7 |
| ブラジル (INPI) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| GCC | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| アフリカ (OAPI) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| アフリカ (ARIPO) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| JPO(日本) | 現地語 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 3 |
| | 英語 | 5 | 1 | 3 | 1 | 1 | 11 |
| WIPO | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他合計 | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 |
| | 英語 | 5 | 2 | 3 | 4 | 2 | 16 |

出所：TIPO ウェブサイトより作成。

④ 「調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの推移調査」

調査項目③で挙げられた記事件数が多かった上位国（日本、中国、米国、韓国）について、5年間の件数の推移を見てみると次のようになる。日本は2013-2014年が現地語・英語がそれぞれ1件ずつであったが、2014年は英語記事が3件に増えた。2016年は英語記事1件のみであったが、2017年には一気に5件に増えた。この2017年の増加が5年間合計で日本が一番になった理由である。中国の場合は2013-2014年は0件であったが、2015年は現地語・英語併せて4件となっている。その後、2016-2017年は毎年英語記事2件で取り上げられている。米国の場合は、2013年に現地語で1件、2014年に英語で2件取り上げられた後は毎年英語で1件取り上げられるペースである。韓国は2013年に英語で2件、2015年に現地語で2件の記事があった後は、2016-2017年は0件である。

⑤ 「国際的な取組に関する情報（写真等）からの上記③,④の位置づけの調査」

1) 年報

a) 2016年

中国語：国際協力の章に掲載されている写真は、「台米デジタル海賊版防止検討会」、「2016台湾営業秘密検討会」、「第9回兩岸IPフォーラム」の3枚であった。「第9回兩岸IPフォーラム」は会議に参加したTIPO及びSIPO等関係者等の集合写真で1ページの3分の1を占め、他の2枚より大きく掲載されていた。

英語：英語版年報は掲載写真の大きさを含めて中国語版と同じとなっている。

b) 2015年

中国語：国際協力の章に掲載されている写真は、「台湾-韓国PPHのMOU署名現場」、「アメリカUSPTO高級顧問がTIPO来訪」、「台湾-EUインターネット著作権保護フォーラム」、「台湾-シンガポールIPウィーク・フォーラム」、「2015海峡兩岸商標フォーラム」、「2015兩岸著作権交流座談会」の6枚であった。これらの写真の大きさはほぼ同じであった。

英語：英語版年報は掲載写真の大きさを含めて中国語版と同じとなっている。

c) 2014年

中国語：国際協力の章に掲載されている写真は、「WTOよりRoger Kampf IP参事官来訪」、「台湾-JPO微生物特許資料デポジット相互承認MOU署名」、「第1回台湾-韓国IPRワーキンググループ会議」、「兩岸IPフォーラム集合写真」の4枚であった。これらの写真の大きさはほぼ同じであった。

英語：英語版年報は掲載写真の大きさを含めて中国語版と同じとなっている。

d) 2013年

中国語：国際協力の章に掲載されている写真は、「台湾-スペインPPH MOU署名」、「台湾-日本優先権証明文書電子交換MOU署名」、「王局長がイギリスUKIPO John Alty局長と在英台湾大使沈呂巡のMOU署名に立ち会い」、「海峡兩岸商標フォーラムで王局長がスピーチ」の4枚であった。これらの写真の大きさはほぼ同じであった。

英語：英語版年報は掲載写真の大きさを含めて中国語版と同じとなっている。

e) 2012年

中国語：国際協力の章に掲載されている写真は、「JPO倉持俊輔審査官がTIPO来訪し日本特許分類と検索方法を解説」、「TIPO王局長が訪日、日本知的財産協会（JIPA）と面会」、「アメリカIP法律協会（AIPLA）が来訪」、「TIPO王局長が兩岸専IPフォーラム開幕式でスピーチ」の4枚が掲載されている。これらの写真の大きさはほぼ同じであった。

英語：英語版年報は掲載写真の大きさを含めて中国語版と同じとなっている。

⑥ 「国際的な取組（マルチ）に関する情報に関する調査」

1) 年報

a) 2016 年

国際的な取組（マルチ）に関する情報について、TIPO が WTO ドーハ・ラウンドの第 11 回会議に参加して E コマース分野や中小企業における IP 保護について議論し、具体的な成果があったとしている。また、第 3 回 TRIPS 理事会で「知財権とイノベーション」をテーマとする会議開催を共同提案し、台湾の電子商取引分野の模倣品対策等の経験を共有したと記載されている。

さらに TIPO 代表が第 42 回及び 43 回 APEC の IPEG (Intellectual Property Rights Experts Group) 会合に参加し、アメリカ、日本、韓国、フィリピン、シンガポール、タイ、メキシコの IP 関係者と交流を深めたと報告している。

WIPO 等の国際 IP 機関のメンバー国として承認されていないため、台湾 (TIPO) のマルチにおける国際交流は WTO 及び APEC の IP 関連ワーキンググループ会議が主要な場となっている。

b) 2015 年

WTO の第 3 回 TRIPS 例会に参加し、アメリカ、EU、オーストラリア等と共同で「知財権とイノベーション」のテーマで「企業家精神と新技術」について台湾の経験の発表を行った。また、TRIPS 協定について低開発国家 (LDC) の同協定加盟国に対する医薬品等の特許過渡期間の延長への同意を表明したことが報告されている。

第 40 回及び 41 回 APEC の IPEG 会合に参加し、アメリカ、日本、韓国、フィリピン、シンガポール、タイ、韓国、メキシコの IP 関係者と交流を深めたと報告している。

c) 2014 年

TIPO が WTO の第 3 回貿易政策レビュー会合に参加するとともに、TRIPS 協定にもとづき国内の IP 分野の法令改定等の報告義務を忠実に履行したことを報告している。WTO の IP 事務局の局長 (Mr. Roger Kampf) が TIPO を訪問し交流するとともに同氏より台湾に対して、マラケシュ協定に対応して著作権改定を速やかに実施した世界で最初の国であるとして賛辞が送られたと記載している。

TRIPS 協定加盟国との交流を引き続き深め、ワイン及び蒸留酒類の地理表示に関するマルチでの通知及び登録制度についての対話を継続して実施した。また、TIPO 王局長は WTO 主催の「ポスト・バリ時代の WTO 交渉の将来」セミナーに出席し、TRIPS 加盟国と関連問題について議論した。

さらに第 38 回及び 39 回 APEC の IPEG 会合に参加し、孤児著作権問題やデジタル時代の IP 保護と制限等のテーマで参加各国の IP 専門家と台湾の経験を共有したと報告されている。

d) 2013 年

TIPO は WTO 及び TRIPS 協定加盟国との交流を継続した。ワイン及び蒸留酒類の地理表示に関するマルチでの通知及び登録制度について TRIPS 枠組みでの進展は見られなかったが、TIPO は引き続き同問題についての議論に積極的に関与していく方針を示している。

また、第 36 回及び 37 回 APEC の IPEG 会合に参加し、「設計特許保護の範囲拡大」、「営業秘密法の改定」等のテーマについて参加各国の IP 専門家と台湾の経験を共有した。

e) 2012 年

TIPO 代表一行が TRIPS 理事会の定例会合の他、その他の IP 関連のセミナーやワークショップに参加するなどマルチ交流を行い、ワイン及び蒸留酒類の地理表示に関するマルチでの通知及び登録制度について継続的に議論に参加した。

また、第 34 回及び 35 回 APEC の IPEG 会合に参加し、商標法の改正や発明特許の快速審査措置等について参加各国の IP 専門家と台湾の経験を共有した。

2) 国際交流ニュースリリース（マルチ）

2012年1月以降、調査日時点（2017年10月20日）までにおいて TIPO の「新聞稿」（ニュースリリース）及び「News」（英語ウェブページ）に掲載されている 51 件の記事の内、マルチの国際的取組に関する記事と判断されるものは 3 件で、いずれも英語ウェブページの「News」に掲載された記事であった。3 件の記事のうち 1 件に写真の掲載があった。本「第 44 回 APEC/IPEG 会合への TIPO 代表団の参加」の記事のほか、TIPO が台湾大学等と共同で開催した 2015 年と 2016 年の「アジア太平洋 IP フォーラム」がマルチでの国際交流としてニュースリリース記事として掲載されていた。なお、TIPO 主催の同 IP フォーラムは台北で開催され、2 日間で台湾政府関係者のほかアメリカ、中国、韓国、日本より IP 分野の専門家等延べ 300 人余りが参加したと紹介されている。

⑦ 「国際的な取組（パイ）に関する情報に関する比較調査」

1) 年報

a) 2016 年

国際的な取組（パイ）に関する情報については、アメリカ、日本、EU、韓国、スペイン、チェコ、イギリス、シンガポールとの交流について記載されている。

アメリカとは米国特許商標局（USPTO）へ審査人員を派遣、台米貿易投資フレームワーク第 10 回会議をワシントンで開始、米国特許商標局執行協調事務局（IPEC）を招待して台米デジタル海賊版防止検討会を開催の各取組が記載されている。日本とは JPO との審査員の相互訪問による特許審査実務交流、TIPO 王局長が日台交流協会の招きで訪日、台日経済貿易関係会議 IP 分会が東京と台北で開催、台日相互承認のバイオ特許材料デポジットに関する相互承認 MOU 署名などが記載されていた。

また、初めて韓国 KIPO へ特許審査人員を派遣し特許政策や実務の経験交流を実施した。EU 関係では、EU 経済貿易事務局（EETO）を招き「2016 台湾 EU 営業秘密フォーラム」を開催し、デンマーク、イギリスより IP 分野専門家が出席し合計 250 程度が同フォーラムに参加したと報告されている。この他、スペイン（SPTO）と PPH Mottainai 協力 MOU を署名、チェコ工業財産局と IP 協力 MOU 締結について基本合意、在台湾イギリス経済部代表が TIPO を訪問、生物材料分野 IP 相互承認の MOU につき討議したこと等が記載されている。

中国との兩岸関係での協力としては、相互に複数回にわたり審査人員を派遣して実務交流や討論会を実施したほか、中国四川省で「第 9 回兩岸著作権フォーラム」、台湾で「第 9 回兩岸特許権フォーラム」を実施したこと等が掲載されている。台湾開催の「第 9 回兩岸特許権フォーラム」は延べ 380 人を超える参加者があったと報告している。

b) 2015 年

国際的な取組（パイ）に関する情報については、アメリカ、日本、EU、イギリス、韓国、シンガポールとの交流について記載されている。アメリカとは、USPTO 特許専門家の来台、TIPO 代表が台米貿易投資協定（TIFA）会議に出席、「台米デジタル経済フォーラム」、「第 9 回台米貿易投資協定（TIFA）会議」に出席したこと等が記載されている。

日本とは、TIPO 王局長の JPO 訪問、台日間の「微生物特許に関する協力 MOU」の発効、日本知財権協会（JIPA）の来台、「第 40 回台日経済貿易会議」IP 分会の会合に参加等の記事があった。

EU 関係は、EU と共同で「台欧経済貿易ワーキンググループ会議」や「2015 台欧インターネット著作件保護フォーラム」を開催したことや EPO アジア特許サービス部門の専門家の来台、イギリス UKIPO 専門家が来台し「台英 IPR 会議」を開催し、「TIPO-UKIPO 生物材料相互承認 MOU」を署名などが掲載されている。

また、TIPO 王局長が韓国 KIPO を訪問し、「台韓 PPH 協力計画 MOU」、「工業データ交換優先権協力 MOU」を署名。同局長は「シンガポール IP ウィーク・フォーラム」に参加し、台湾シンガポール PPH 協力 MOU について交渉した。

中国との兩岸関係での協力としては、TIPO 王局長らが「第 10 回海峡兩岸商標フォーラム」、「第 8 回海峡兩岸著作権フォーラム」及び「第 8 回海峡兩岸特許フォーラム」に参加した。

c) 2014 年

国際的な取組（バイ）に関する情報については、アメリカ、日本、EU、イギリス、韓国、フィリピンとの交流について記載されている。アメリカとは、USPTO 国際部長の来台、米連邦調査局等と共同で「台米営業秘密検討フォーラム」の開催、ワシントンで開催の「台米貿易投資協定(TIFA) 会議」への出席が報告されている。

日本とは、台日 PPH 試行プログラムが満了し3年延長に合意、JPO と TIPO 相互で特許審査官の実務交流訪問などの他、TIPO 王局長の JPO 訪問と日本産業界との IP 分野意見交換、「微生物特許に関する協力 MOU」署名、日本弁理士会、日本知財権協会（JIPA）が来台し研修と交流を実施したことなどが盛り込まれていた。

EU 関係では、「台欧経済貿易ワーキンググループ会議」や「2014 台欧特許制度フォーラム」の共同開催や「第 5 回台英 IP テレビ会議」実施の記載があり、韓国とは KIPO と「第 7 回台韓経済貿易会議」を開催し、韓国 KIPO より専門家を受け入れ「第 1 回台韓 IPR ワーキンググループ会議」を実施したことが報告されている。また、「台湾フィリピン IPR 協力」MOU のもと、マニラで開催の「IP 発明フォーラム」に台湾知財法院審判長が参加した。

中国との兩岸関係での協力としては、TIPO 代表団が「2014 海峡兩岸商標フォーラム」、「2014 海峡兩岸著作権フォーラム」及び「2014 海峡兩岸特許フォーラム」に参加したことが記載されている。

d) 2013 年

国際的な取組（バイ）に関する情報については、アメリカ、日本、EU、イギリス、フランス、イタリア、チェコ、シンガポール、ニュージーランドとの交流について記載されている。アメリカとは、USPTO より設計特許専門家を招いての研修会開催、台米貿易投資協定（TIFA）の IP ワーキンググループ会議の開催があった。日本とは、相互に特許審査官を派遣しての実務交流の他、TIPO 王局長の JPO 訪問並びに日本産業界と IP 分野交流、JPO 代表の「第 37 回台日経済貿易会議」への参加と TIPO 訪問、「台日優先権証明電子交換協力 MOU」の共同署名が記載されていた。

EU 関係では、「台欧経済貿易ワーキンググループ会議」の開催、EU 貿易委員会一行の TIPO 訪問、第 4 回台英 IP テレビ会議の開催、TIPO 王局長がイギリス UKIPO を訪問しての「台英 IP 協力 MOU」への共同署名、フランスで開催の「第 10 回台仏工業 IP 会議」に TIPO 王局長が出席、TIPO 主催の「第 2 回台伊 IP 協力会議」にイタリア特許庁代表が来台しての交流実施、「台湾チェコ IP 協力 MOU」が署名されたこと等が記載されている。

このほか、「台湾シンガポール経済協力パートナー協議書」への署名、「台湾ニュージーランド経済協力パートナー協議書」が 12 月より発効したことも記載されていた。

中国との兩岸関係での協力としては、「2013 海峡兩岸商標フォーラム」、「第 6 回兩岸著作権交流フォーラム」、「閩台地理表示商標フォーラム」、「第 6 回兩岸 IP フォーラム」等の会合の共同開催や TIPO 代表らの参加があったことが報告されている。

e) 2012 年

国際的な取組（バイ）に関する情報については、アメリカ、日本、EU、イギリス、フランス、フィリピンとの交流について記載されている。アメリカとは、「台湾-アメリカ PPH 試行プログラム」の開始、USPTO から商標審査官が来台し実務訓練会を開催、台米貿易投資協定（TIFA）の IP ワーキンググループ会議の開催等の記事があった。

日本とは、TIPO 王局長の JPO 訪問、「台日 PPH 協力 MOU」署名、TIPO 派遣員が台日経済貿易会議期間中に JPO を訪問、JPO 派遣員が台日経済貿易会議期間中に TIPO を訪問などの記事が掲載されている。

EU 関係では、TIPO から 7 名の審査官を EPO 特許トレーニングコースへ派遣、EPO が TIPO へ審査官を派遣しトレーニング実施、第 3 回台英 IP テレビ会議の開催の他、TIPO とフランス税関総局が共同で「台仏反模倣交流フォーラム」を開催したことが挙げられている。またフィリピン特許庁とは「台湾フィリピン第 18 回経済協力会議」で IP 問題を討議したことが記載されている。

中国との兩岸関係での協力としては、兩岸 IP 保護協力 MOU のもと「特許商標ワーキンググループ会議」の実施の他、「2012 第 5 回海峡兩岸 IP フォーラム」、「第 1 回兩岸特許代理実務交流協

カフォーラム」、「2012 海峽兩岸著作権フォーラム」、「2012 海峽兩岸商標フォーラム」等の会合に TIPO 代表らが参加したことが報告されている。

2) 国際交流ニュースリリース (バイ)

2012 年 1 月以降、調査日時点 (2017 年 10 月 20 日) までにおいて TIPO の「新聞稿」(ニュースリリース) 及び「News」(英語ウェブページ) に掲載されている 51 件の記事の内、バイでの国際的取組に関する記事と判断されるものは 48 件で、中国語による「新聞稿」(ニュースリリース) の掲載分が 10 件、「News」(英語ウェブページ) の掲載分が 38 件であった。

中国語ページと英語ページを合せて 51 件中の過半数の 27 件に写真の掲載があり、TIPO ウェブサイトは国際交流の取組の情報発信に写真を重視しているように思われる。3 件の記事が複数の写真を掲載しているが、とりわけ「TIPO と JPO が特許優先権証明文書電子交換計画 MOU に署名」の記事は 5 枚の写真を掲載しており目を引くページであった。

3) 日本との取組について

TIPO と JPO のバイの取組のうち、国際交流について調査対象期間中に TIPO の英語ウェブサイトで紹介された記事は 11 件であり、他方、JPO の英語ウェブサイトでは、TIPO と JPO のバイの取組に関する記事は 5 件であった。

図表 127 JPO と TIPO 記事の対応関係（ニュース）

| 日付 | JPO | TIPO |
|------------|--|--|
| 2017/10/31 | 該当なし | The Taiwan-Japan Trademark Examiner Exchange Program takes place during September 11-15, 2017 |
| 2017/7/20 | 該当なし | The PPH Mottainai pilot program between Taiwan and Japan has been extended for three more years, starting from May 1, 2017 |
| 2017/5/1 | JPO の 2017/5/1 と同じテーマ。 | TIPO-JPO PPH MOTTAINAI pilot program extended for three years from May 1, 2017 |
| 2017/4/3 | 該当なし | TIPO hosts a Taiwan-Japan examiner exchange program |
| 2017/3/2 | 該当なし | Information Session on Japan's Regional Collective Trademark System |
| 2016/8/8 | 該当なし | Taiwan-Japan examiners exchange on extending patent terms of pharmaceuticals |
| 2015/12/14 | 該当なし | 2015 TIPO-JPO APJ Exchange |
| 2015/12/14 | 該当なし | 2015 TIPO-JPO Trademark Examiner Exchange |
| 2015/6/22 | 該当なし | TIPO-JPO Cooperative Program on Mutual Recognition of Deposit of Biological Materials for the Purpose of Patent Procedure Officially Launched on June 18 |
| 2014/5/1 | 該当なし | TIPO and JPO to Modify Current PPH and Pilot Run PPH Mottainai for Three Extended Years |
| 2013/11/27 | 該当なし | TIPO and JPO to Implement the "Priority Document Exchange" (PDX) Program |
| 2017/5/1 | PPH pilot program between the Japan Patent Office (JPO) and the Taiwan Intellectual Property Office (TIPO) | 該当なし |
| 2016/1/15 | Publication of Japan-Taiwan Concordance List of Similar Group Codes (Corresponding to Nice Classification 10th edition, version 2016 (NCL10-2016)) | 該当なし |
| 2016/4/11 | Information on Foreign Industrial Property Systems | 該当なし |
| 2015/3/31 | Patent Prosecution Highway (PPH) | 該当なし |
| 2015/2/27 | Cooperation in the Examination Process: Establishment of an Advanced Industrial Property Network (AIPN) | 該当なし |

出所：両知財庁ウェブサイトより作成

4) PPH

TIPO ウェブサイトの「新聞稿」（ニュースリリース）及び「News」（英語ウェブページ）に掲載されている 52 件の記事の内、PPH に関する内容を含むものは 13 件確認された。国別の記事数は、日本が 4 件と最も多く、韓国、イギリス、ポーランドが各 2 件、スペイン、アメリカ、中国が各 1 件であった。

⑧ 「対内的な発信情報と対外的な発信情報の比較調査」

TIPO ウェブサイトの英語記事の内容は中国語からの忠実な逐語翻訳ではないが記載情報は基本的に一致していた。今回調査で把握した限りにおいて、TIPO の国際交流に関するニュースリリース記事は英語ページのみで掲載されているものが 37 件あり、TIPO は中国語による国内向けの発信よりも英語による国外への発信を重視しているように思われる。

また、一部の英語ページにおいて中国語にない追加がされている部分がある。例えば、2015年6月22日付、「台日特許プロセス生物材料寄存相互協力 MOU が 2016年6月18日より正式発効」の記事の中で、英語版のみ「台湾はブダペスト条約の非加盟国であるが JPO がこのように非加盟国と同種の MOU を結んだ最初のケースである」との記載が追加されていた。WIPO 等の国際的な IP 機関や条約等の枠組みから承認されることが難しい立場の TIPO であるが、海外に向けて JPO との強固な協力関係を訴求したい考えが背景にある可能性がある。

2.12. シンガポール知的財産庁 (IPOS)

- ・ IPOS のインターネット上の発信は、①年報 (Annual Report)、②スピーチ (Speeches)、③プレスリリース (Press Release)、④出来事 (Happenings) で行われている。
- ・ 海外知財庁・機関のうち、取り上げられる記事数に著しい片寄は見られないが、その中でも比較的多く取り上げられているのが、中国、ASEAN、WIPO である。日本、カンボジア、EPO、英国がそれに続く。中国が取り上げられる要因として考えられるのが、中国・シンガポール広州知識城 (SSGKC: Sino-Singapore Guangzhou Knowledge City) や、IPOS は、中国以外で PCT 出願の情報を中国語で見られる数少ない知財庁であることのアピールという意味合いもあると考えられる。
- ・ IPOS と JPO のバイの取組のうち、実際に行われた会合について紹介した記事は 3 件であった。IPOS 長官および高官が JPO に訪問した場合、JPO ウェブサイトではそれを紹介する記事が掲載されているが、IPOS ウェブサイトではそれに対応する記事は確認できなかった。

(1) 政策動向や情報発信方針に影響しうる背景

シンガポールの知的財産分野を所管するのは、シンガポール知的財産庁 (IPOS: Intellectual Property Office of Singapore) である。

シンガポールは、世界経済フォーラム (WEF: World Economic Forum) の 2016-2017 年版世界競争力レポート (Global Competitiveness Report) で、知的財産保護水準が世界第 4 位になったことが示すとおり¹²⁰、知的財産制度の保護水準が非常に高い。

シンガポール未来経済委員会 (The Committee on the Future Economy)¹²¹の報告書において、知的財産は経済成長の重要な動因とされ、同報告書の指摘に基づき、イノベーションのエコシステム強化および企業のイノベーション力構築のため、政府としても、2013 年 3 月に同国法務局の知的財産運営委員会が公表した「知的財産ハブ基本計画」(IP Hub Master Plan)において、シンガポールが①知的財産取引・管理のハブ、②質の高い知的財産出願のハブ、③知的財産紛争解決のハブを通じて、アジアでのグローバルな知的財産ハブになることが戦略目標として掲げられている¹²²。

2017 年に更新された基本計画のなかで、今後 5 年間で知財専門家を現在の 2 倍の 1000 人にする数字目標等が盛り込まれた。また、同基本計画の一環として、強い知財とビジネスモデルを有する高成長企業を対象に IPOS と民間の投資会社マカラ・キャピタル (Makara Capital) によって官民ファンドマカラ・イノベーション・ファンド (MIF: Makara Innovation Fund) を創設することが発表された¹²³。ファンドの規模は 10 億シンガポールドル (約 840 億円)¹²⁴とされる。

シンガポールでは、日本および米国・欧州特許庁等 8 か国・機関を所定特許庁とする修正実体審査制度 (MSE: Modified Substantive Examination) が採用されている。同制度により、日本等の対応特許出願、対応国際特許出願または関連国内段階移行出願での調査および実体審査の最終結果を提出して補充審査を請求できる「外国ルート」という特許審査ルートを利用できる¹²⁵。

(2) 国際連携の状況

① 条約や国際協定への参加状況

シンガポール知的財産庁は、2009 年から JPO との間で PPH プログラムが実施され、2014 年 11 月

¹²⁰ World Economic Forum, *The Global Competitiveness Report 2016-2017*, p.319, <https://www.weforum.org/reports/the-global-competitiveness-report-2016-2017-1>.

¹²¹121 リー・シェンロン首相により設立された委員会。将来の経済のあり方や戦略について政府に提言を行う。

¹²² 特許庁『特許行政年次報告書 2017 年版』292 頁。

¹²³ IPOS, “One-billion dollar innovation fund launched in Singapore to drive enterprise growth for our future economy,” April 26, 2017,

<https://www.ipos.gov.sg/media-events/press-releases/ViewDetails/one-billion-dollar-innovation-fund-launched-in-singapore-to-drive-enterprise-growth-for-our-future-economy/>.

¹²⁴ 2017 年 10 月 24 日のシンガポールドル・円為替レート (1SGD = 84.14JPY) で換算。

¹²⁵ ただし、シンガポール知的財産庁は、特許審査官の採用を開始して自ら実体審査を行う体制整備を進めており、この外国ルートは 2020 年 1 月に廃止される予定となっている。特許庁『特許行政年次報告書 2017 年版』293 頁。

からはグローバルPPHにも参加している¹²⁶。

② 主要国との連携状況

1) 日本

シンガポール知的財産庁とJPOは、2012年7月に、知的財産に関する協力覚書を締結した。同覚書に基づき、2012年12月から、シンガポール知的財産庁が受理したPCT国際出願に対する国際調査・国際予備審査を、JPOが管轄している。2014年8月には、さらなる協力強化のため、審査官協議による実体審査能力の向上や特許審査官の育成支援等を含む新たな協力覚書が合意された。同覚書に基づき、2016年度には、電気・情報分野についての特許実務指導を実施した¹²⁷。

2016年8月には、シンガポールで開催されたシンガポール知的財産庁主催の知的財産セミナーに出席し、JPOのグローバルな取組や企業の知的財産戦略をテーマにした特別セッションを開催した。

2) ASEAN

シンガポール知的財産庁は、ASEAN諸国の知的財産庁としてはじめて、2015年9月より国際調査機関（ISA）と国際予備審査機関（IPEA）として稼働を開始した。2016年4月以降、JPOを受理官庁としてなされた英語によるPCT国際出願は、出願人がシンガポール知的財産庁をISAおよびIPEAとして選択が可能となっている¹²⁸。

(3) 調査項目に基づく調査結果

① 「調査対象の知財庁・機関による発信情報を掲載したソースの調査」

IPOS のウェブサイトにおいて、情報発信は以下の方法によって実施されている。国際的取組に特化したウェブページは設けられていない。公用語は、英語、マレー語、中国語、タミル語であるが、ウェブサイトは英語のみによって構成されている。また、いずれのソースも国際的取組と国内向け情報発信とが分けられていない。また、プレスリリースと出来事のいずれに所蔵するかに関する分類基準は不明である。

図表 128 英語ウェブサイトにおけるソース

| | |
|-------------------------|--|
| ①年報(Annual Report) | 2017年10月24日現在、2011/12年から2016/17年までの年報がIPOSウェブサイトにも収められている。国際的取組に関する独立した章は設けられていない。 |
| ②スピーチ(Speeches) | WIPO 総会や知財関連イベントにおける開会挨拶、歓迎挨拶、基調講演等が掲載されている。IPOS および他省庁の大臣・長官・高級職員のスピーチが所蔵されている。2013年から2017年10月24日までで合計29件の記事数(国際的取組および国内的取組を含む)。うち国際的な取組に関する記事は16件。 |
| ③プレスリリース(Press Release) | 2013年から2017年10月24日までで合計71件の記事数(国際的取組および国内的取組を含む)。うち国際的取組に関する記事でバイの取組に関する36件 |
| ④出来事(Happenings) | 2013年から2017年10月24日までで合計67件の記事数(国際的取組および国内的取組を含む)。うち国際的取組に関する記事は26件 |

② 「国際的な取組に関する情報（文章等）の調査」

1) 年報

章のタイトルは年度によって異なるものの、年報の基本的な構成は、長官の挨拶、組織図、年度内の活動報告、統計の順番となっている。

¹²⁶ 特許庁『特許行政年次報告書 2017年版』293頁。

¹²⁷ 特許庁『特許行政年次報告書 2017年版』293頁。

¹²⁸ 特許庁『特許行政年次報告書 2017年版』293頁。

本事業の調査対象期間（2012/13 年報以降）のいずれの年報についても国際的取組に関する独立した章は設けられていない。ただし、2014/15 年報に掲載されている年度の活動スケジュールは、国内向け活動と国際的な活動で段が分けられている。また、翌年の 2015/16 年報では、「Our Partners」章の中の節として「International Community」という項目が設けられ、国際的な取組についてまとめられている。節として国際的取組をまとめる傾向は翌年度にも踏襲され、2016/17 年報の「Commercialise」章の「Advancing International IP Cooperation & Connectivity」節に国際的な取組がまとめられている。2018 年 1 月 19 日現在で入手できる最新の 2016/17 年報でも国際的取組に独立した章は充てられていないものの、年度を経るにつれて国際的な取組を独立に扱う傾向が出ている。年報においてバイの国際的取組に関する記事に登場する国および機関は以下のとおりである。

- ・ 欧州：EPO、英国、フランス、ドイツ、ロシア
- ・ 北米：なし
- ・ 中南米：なし
- ・ オセアニア：なし
- ・ 中東：なし
- ・ アジア：中国（SIPO、SAIC）、日本、韓国、タイ、カンボジア、ベトナム
- ・ アフリカ：なし
- ・ 国際機関・その他：WIPO

マルチの国際的取組に関する記事に登場する主な機関は、WIPO と ASEAN であり、そのほか OECD、RCEP や TPP 等の自由貿易協定（FTA）に関連する記事が確認できる。また、年報は、国名や知財庁名を章や節等の見出しにする構成となっていない。

2) スピーチ

2013 年から 2017 年 10 月 24 日までで合計 29 件の記事数で、うち国際的取組に関連する記事は 16 件であった。

バイの国際的取組に関する記事に登場する国および機関は以下のとおりである。

- ・ 欧州：EPO、英国、フランス
- ・ 北米：米国
- ・ 中南米：なし
- ・ オセアニア：なし
- ・ 中東：なし
- ・ アジア：中国（SIPO）、日本、タイ、カンボジア、ベトナム
- ・ アフリカ：なし
- ・ 国際機関・その他：WIPO

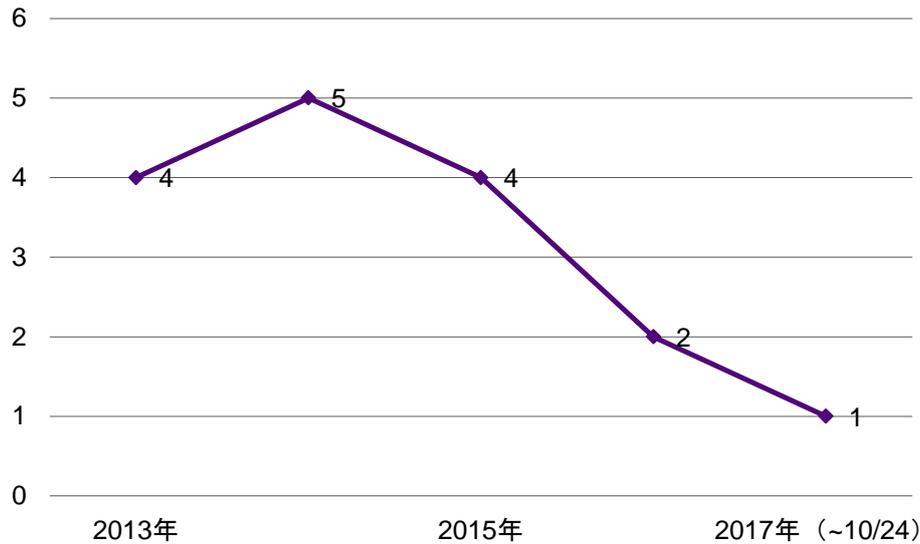
マルチの国際的取組に関する記事に登場する機関は、WIPO と ASEAN である。

図表 129 国際的な取組に関する記事数

| | 英語 |
|-----------------|----|
| 2017 年 (~10/24) | 1 |
| 2016 年 | 2 |
| 2015 年 | 4 |
| 2014 年 | 5 |
| 2013 年 | 4 |
| 5 年間合計 | 16 |

出所：IPOS ウェブサイトより作成

図表 130 国際的な取組に関する記事数



出所：IPOS ウェブサイトより作成

図表 131 記事の単語数に関する情報

| | 英語 |
|-------|--------|
| 最大文字数 | 3782 |
| 最小文字数 | 551 |
| 中央値 | 1195.5 |

出所：IPOS ウェブサイトより作成

記事の例を挙げると、2017年8月29日の記事では¹²⁹、第6回シンガポール知財週間イベントにおけるIPOS長官の歓迎スピーチが取り上げられている。イノベーションを活用するにつれてアジアにおける無形財産の価値が著しく増大するが、シンガポールはまさにその中心に位置すること、2012年に知財週間を導入した際は、知財保護や執行といった技術的側面が重視されていたが、現在の関心は知財の商業利用（commercialization）を含めるようになったこと等が指摘されている。知財週間イベントには40か国から3000人が参加しているが、スピーチ冒頭では、Cham Prasidhカンボジア工業手工芸省上級大臣（Senior Minister）、Zakariya Hamed Al Saddiオマーン総領事、高木善幸WIPO事務局長補の順番で名指しされている。

3) プレスリリース

2013年から2017年10月24日までで合計71件の記事数があり、うち国際的取組に関連する記事は36件であった。

バイの国際的取組に関する記事に登場する国および機関は以下のとおりである。

- ・ 欧州：EPO、英国、ドイツ、フランス、ロシア
- ・ 北米：米国
- ・ 中南米：メキシコ、ブラジル
- ・ オセアニア：なし
- ・ 中東：なし
- ・ アジア：中国（SIPO、SAIC）、日本、タイ、カンボジア、インドネシア
- ・ アフリカ：なし
- ・ 国際機関・その他：WIPO

¹²⁹ IPOS, “Welcome Remarks by Chief Executive, IPOS, at IP Week @ SG 2017,” August 29, 2017, <https://www.ipos.gov.sg/media-events/speeches/ViewDetails/welcome-remarks-by-chief-executive-ipos-at-ip-week@-sg-2017/>.

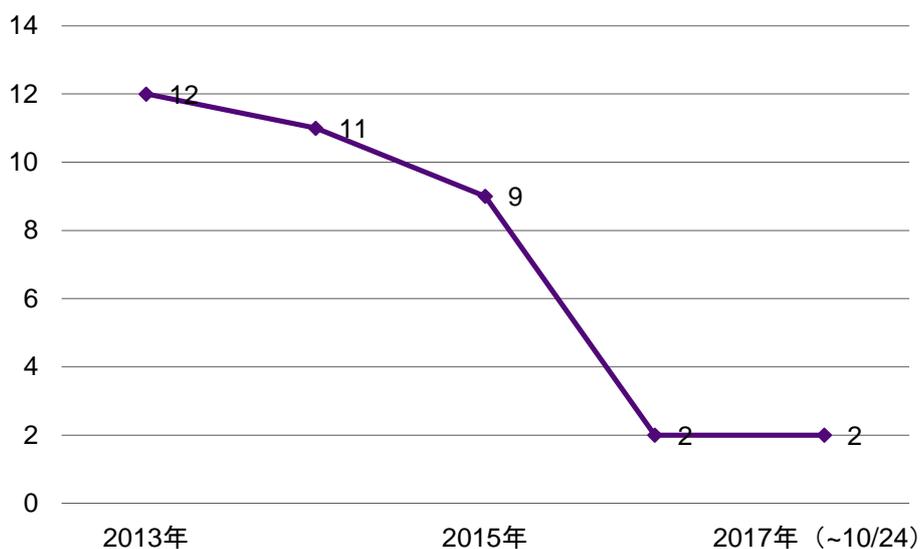
マルチの国際的取組に関する記事に登場する機関は、WIPO と ASEAN である。

図表 132 国際的な取組に関する記事件数

| | 英語 |
|---------------|----|
| 2017年(～10/24) | 2 |
| 2016年 | 2 |
| 2015年 | 9 |
| 2014年 | 11 |
| 2013年 | 12 |
| 5年間合計 | 36 |

出所：IPOS ウェブサイトより作成

図表 133 国際的な取組に関する記事件数



出所：IPOS ウェブサイトより作成

図表 134 記事の単語数に関する情報

| | 英語 |
|-------|-------|
| 最大文字数 | 1040 |
| 最小文字数 | 236 |
| 中央値 | 468.5 |

出所：IPOS ウェブサイトより作成

記事の例を挙げると、2017年2月27日の記事では¹³⁰、中国・シンガポール広州知識城（SSGKC: Sino-Singapore Guangzhou Knowledge City¹³¹）に関する協力加速についてIPOS、SIPO、広東省政府との間で覚書に署名されたことが紹介されている。覚書は、SSGKCをシンガポールと中国の産業界が知財の保護、促進、実用化のための実演場所とするための協力に関するもので、IPOSはシンガポー

¹³⁰ IPOS, “Singapore and China strengthen ties between their innovation and intellectual property communities,” February 27, 2017, <https://www.ipos.gov.sg/media-events/press-releases/ViewDetails/singapore-and-china-strengthen-ties-between-their-innovation-and-intellectual-property-communities/>.

¹³¹ SSGKC は、広州市中心部から約 35 キロに位置し、研究開発や教育、ヘルスケア、IT、バイオテクノロジー、新エネルギー・環境技術といった知識集約型産業の企業・機関を世界中から誘致・集積し、新たなビジネス創出を促進することをコンセプトとしている。「日立が『広州知識城』建設に参加、都市インフラの運営も」『日本経済新聞』2011年3月7日。

ルの知財サービス事業者と中国の革新的な企業との結び付け、知財に関する会議の開催、知財管理の研修を行うとしている。

2016年4月5日の記事では¹³²、WIPO報告書が紹介されており（PCT出願の増加、PCT出願数1位が米国、2位が日本、3位が中国、シンガポールではIP関連産業は同国のGDPの約半分を占める。2016年4月1日以降、IPOSは日本および米国向け特許出願の国際調査機関（ISA）および国際予備審査機関（IPEA）として活動している）。また、2016年は日シンガポール外交関係樹立50周年であり、日ASEAN・日シンガポールのビジネス拡大を支援するため知的財産権の課題対処を両国でしっかりやっていくとする当時の伊藤仁特許庁長官のコメントが紹介されている。

4) 出来事 (Happenings)

2013年から2017年10月24日までで合計67件の記事数で、うち国際的取組に関連する記事は26件であった。

バイの国際的取組に関する記事に登場する国および機関は以下のとおりである。

- ・ 欧州：EPO、英国、フランス、ドイツ、ハンガリー、イスラエル
- ・ 北米：米国
- ・ 中南米：なし
- ・ オセアニア：なし
- ・ 中東：なし
- ・ アジア：中国（SIPO、SAIC）、日本、韓国、タイ、カンボジア、ベトナム、マレーシア、フィリピン、ラオス、インドネシア、
- ・ アフリカ：なし
- ・ 国際機関・その他：WIPO

マルチの国際的取組に関する記事に登場する主な機関は、WIPO と ASEAN であり、そのほか OECD や RCEP に関連する記事が確認できる。

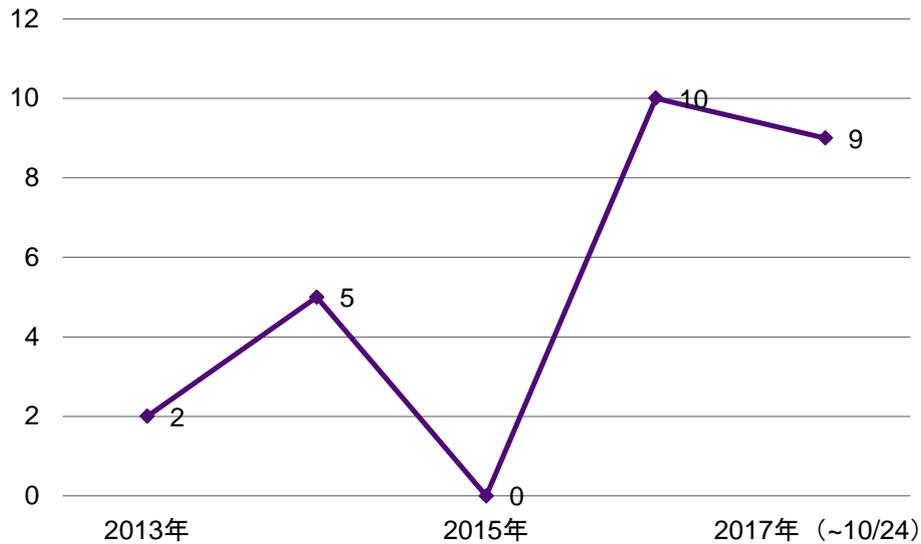
図表 135 国際的な取組に関する記事数

| | 英語 |
|---------------|----|
| 2017年(~10/24) | 9 |
| 2016年 | 10 |
| 2015年 | 0 |
| 2014年 | 5 |
| 2013年 | 2 |
| 5年間合計 | 26 |

出所：IPOS ウェブサイトより作成

¹³² IPOS, “Record strong growth in global IP filings,” April 5, 2016, <https://www.ipos.gov.sg/media-events/press-releases/ViewDetails/record-strong-growth-in-global-ip-filings/>.

図表 136 国際的な取組に関する記事数



出所：IPOS ウェブサイトより作成

図表 137 記事の単語数に関する情報

| | 英語 |
|-------|-----|
| 最大文字数 | 746 |
| 最小文字数 | 97 |
| 中央値 | 172 |

出所：IPOS ウェブサイトより作成

記事の例を挙げると、2017年8月23日の記事では¹³³、2017年8月22日に中国広州で開催された第8回シンガポール広東協力会議（Singapore-Guangdong Collaboration Council）が扱われている。シンガポールと中国の企業、団体、その他利害関係者間の知財およびイノベーション促進のための協力を目的として、IPOS、中国・シンガポール広州知識城投資開発有限公司（GKC Co: the Sino-Singapore Guangzhou Knowledge City Investment and Development Co Ltd）、通商中国（Business China Singapore）¹³⁴の三者によるMOUが締結された。

③ 「調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの比較調査」

海外知財庁・機関のうち、取り上げられる記事数に著しい片寄は見受けられないが、その中でも比較的多く取り上げられているのが、中国、ASEAN、WIPOである¹³⁵。日本、カンボジア、EPO、英国がそれに続く。

中国が取り上げられる要因として考えられるのが、上述した中国・シンガポール広州知識城（SSGKC: Sino-Singapore Guangzhou Knowledge City）である。中国について何らか言及されている記事の多くで広州知識城に関する協力について言及されており、同枠組みに基づく中国との関係強化をシンガポールが重視していることがうかがわれる。また、2016年10月1日の記事が、IPOSは中国以外でPCT出願の情報を中国語で見られるISAおよびIPEAである点を強調していることが示す

¹³³ IPOS, “IPOS signs tripartite agreement to encourage innovation and promote cooperation between Singapore and China’s enterprises,” August 23, 2017, <https://www.ipos.gov.sg/media-events/happenings/ViewDetails/ipos-signs-tripartite-agreement-to-encourage-innovation-and-promote-cooperation-between-singapore-and-china's-enterprises/>.

¹³⁴ リー・クアンユー元首相により2007年に創設された組織。世界および中国との文化的・経済的関係強化と多文化的伝統の維持のため、中国語を通じたバイリンガル・バイカルチュラルなシンガポール人の涵養を目的に掲げる。Business China Singapore ウェブサイト、<http://www.businesschina.org.sg/en.php/about>。

¹³⁵ IPOSの各ソースの記事数は少ないため、以下の記述はプレスリリース（Press Release）、スピーチ（Speech）、出来事（Happenings）、年報のすべてを合わせた傾向とする。

とおりの¹³⁶、中国との結びつきの強さを示すのは、中国語から翻訳する必要のないことを中国市場に関心ある企業に対してアピールする意味合いもあると考えられる。

ASEAN に関する記事は例年一定数見られるが、これはアジアの知財ハブを目指すシンガポールの戦略を考慮すれば予想される点であり、ASEAN 知財協力作業部会については毎年いずれかのソースで紹介されている。

WIPO については例年の総会での IPOS 長官の声明がスピーチの中で取り上げられている。その他、毎年開催されるシンガポール知財週間等の各種イベントで WIPO 関係者が招待されており、結果、WIPO に言及される記事数が一定数見られるものと考えられる。また、WIPO 調停仲裁センターがシンガポールに設立されており、センターと協力したイベント開催も行われている。同センターはジュネーブ以外では唯一シンガポールに設立されており、シンガポールが世界の知財ハブとして重視されていることを示す象徴の一つでもある。そのため、WIPO との取組を取り上げる記事が一定数存在する要因と考えられる。

2013 年から 2017 年 10 月 24 日現在の 4 つのソースのうち、何らかのかたちで日本について言及されていた記事は 7 件であった。うち 3 件は年報である。記事数では上記 3 か国・機関よりは少ないものの、それらに準ずる記事数が存在し、中国を除く主要国の中では日本への言及が多くなっている¹³⁷。

複数の国が記載されている場合、多くはアルファベット順であるが、一部例外がある。SIPO と英国特許庁 (UKIPO) はアルファベット順では SIPO が先であるが、2014 年 9 月 24 日の記事¹³⁸では UKIPO が先になっている。英国はシンガポールも所属する英連邦の国のためとも推測されるが結論を出すに十分な記事数がない。また、UKIPO に言及された記事も 7 件と比較的多く、英連邦としての結びつきがうかがわれる。

PPH に関連する記事の中にも国の記載順がアルファベット順になっていないものがある。2014 年 8 月 26 日の記事¹³⁹では、米国、中国、日本、韓国、メキシコの順番となり、同年 4 月 8 日の記事¹⁴⁰では、米国、日本、韓国、中国、メキシコ、2013 年 8 月 27 日の記事¹⁴¹では米国、中国、日本、韓国となっている。しかし、順番を変えた特段の意図を推定する材料は記事からは判断できなかった。

¹³⁶ IPOS, "IPOS – Your IP partner of choice for international searching services in Chinese," October 1, 2016, <https://www.ipos.gov.sg/media-events/happenings/ViewDetails/ipos-your-ip-partner-of-choice-for-international-searching-services-in-chinese/>.

¹³⁷ なお、知財庁との交流でないため、本調査の対象からは除外したが、日本弁理士会との合同セミナーやジェットロとの意見交換、日本弁護士協会と弁護士知財ネットの IPOS 訪問が紹介された記事も確認できた。

¹³⁸ IPOS, "Opening Address for IP Financing Forum by Mr Tan Yih San, Chief Executive of IPOS," September 24, 2014, <https://www.ipos.gov.sg/media-events/speeches/ViewDetails/opening-address-for-ip-financing-forum-by-mr-tan-yih-san-chief-executive-of-ipos/>.

¹³⁹ IPOS, "Singapore Continues Stride Towards Becoming an Intellectual Property Hub of Asia, Launches First-Ever IP Management and Value Lab," August 26, 2014.

¹⁴⁰ IPOS, "Speech by Ms Indraneel Rajah, Senior Minister of State for Ministry of Education and Law, at the Official Opening of IP 101," April 8, 2014.

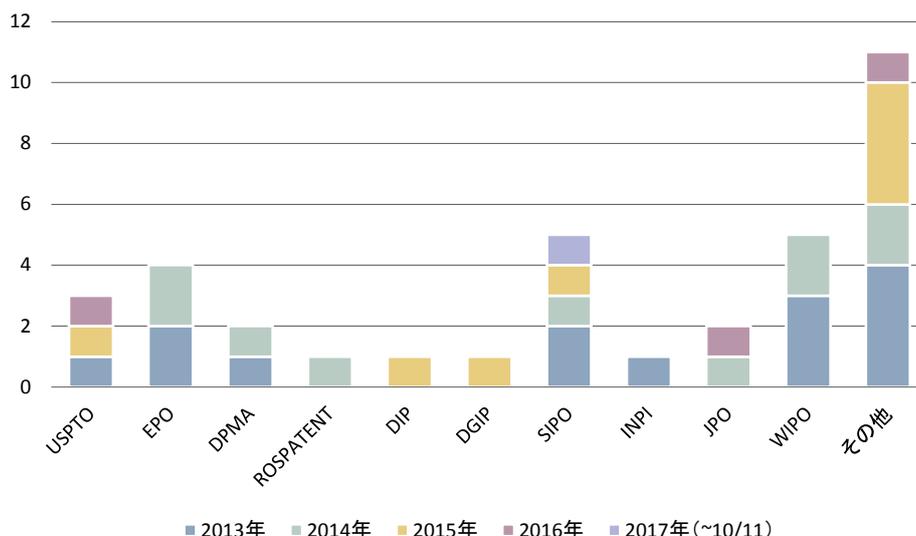
¹⁴¹ IPOS, "Opening Address for Mr Teo Chee Hean, Deputy Prime Minister, Coordinating Minister for National Security, Minister for Home Affairs, Chairman, National Research Foundation, at the Global Forum for Intellectual," August 27, 2013.

図表 138 二国間（バイ）に関する情報における海外知財庁・機関等名が登場する記事数（プレスリリース）

| | 2017年 ('10/11) | 2016年 | 2015年 | 2014年 | 2013年 | 5年間合計 |
|------------------------------|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 米国 (USPTO) | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 3 |
| 欧州(EPO) | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 4 |
| 欧州 (EUIPO、 OHIM) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ドイツ (DPMA) | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 |
| カナダ (CIPO) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| オーストラ リア(IP Australia) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 韓国 (KIPO) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 台湾 (TIPO) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ロシア (RUSSIA) | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| タイ(DIP) | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| インドネシ ア(DGIP) | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| マレーシア (MyIPO) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| インド (CGPDTM) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中国 (SIPO) | 1 | 0 | 1 | 1 | 2 | 5 |
| ブラジル (INPI) | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| GCC | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| アフリカ (OAPI) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| アフリカ (ARIPO) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| JPO(日本) | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 |
| WIPO | 0 | 0 | 0 | 2 | 3 | 5 |
| その他合計 | 0 | 1 | 4 | 2 | 4 | 11 |

出所：IPOS ウェブサイトにより作成

図表 139 二国間（バイ）に関する情報における海外知財庁・機関等名が登場する記事数（プレスリリース）



出所：IPOS ウェブサイトにより作成

④ 「調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの推移調査」

図表 139 で示されているとおり、③で挙げた国のうち、中国は 2016 年を除き毎年プレスリリースで記事が掲載されており、安定した関係が構築されているものと推測される。

⑤ 「国際的な取組に関する情報（写真等）からの上記③、④の位置づけの調査」

2013 年から 2017 年 10 月 24 日現在で、国際的な取組に関する記事のうち写真が掲載されていたのは 19 件（プレスリリースと出来事の合計）であった。スピーチ記事に写真が掲載されたものは 1 点もなかった。

写真のほとんどはバイの取組に関するものである。記事の内容をみると、MOU/MOC 合意に関するものが多く、署名中、MOU/MOC の手交、握手をする一幕を収めた写真が掲載されている。その他の記事では、視察先での記念品手交、会合での合同写真、セミナーでのディスカッション風景を収めた写真などがある。

一記事あたりの写真掲載数は 1 点ないし 2 点がほとんどであるが、2014 年 8 月 26 日の知財週間（IP Week）イベントに関する記事では、同イベント中とみられる写真が 36 点掲載されており、群を抜いた掲載数となっている。知財週間イベントは知財管理と商業利用化（commercialisation）について議論する場として捉えられており¹⁴²、IPOS として同イベントを重視する姿勢の表れとも推測されるが、同イベントは毎年開催されるにもかかわらず写真が掲載されない年もあり、2014 年の同記事のみ写真掲載数が圧倒的に多い理由は不明である。同記事を除くと 2017 年 4 月 5 日のイスラエルとドイツの研究所を視察した記事の写真数が 6 点で最大であり、それ以外のほとんどの記事は 1 点ないし 2 点の写真掲載数である。

また、写真掲載記事では、以下の国・地域が挙げられていた。

- ・ 欧州：EU（EPO）、イスラエル、ドイツ
- ・ 北米：米国
- ・ 中南米：メキシコ
- ・ オセアニア：なし
- ・ 中東：なし

¹⁴² IPOS, “Opening Address By Mr Lim Hng Kiang, Minister For Trade and Industry At Intellectual Property Management For C-Suite Seminar (IPMCS),” July 12, 2012, <https://www.ipos.gov.sg/media-events/speeches/ViewDetails/opening-address-by-mr-lim-hng-kiang-minister-for-trade-and-industry-at-intellectual-property-management-for-c-suite-seminar-ipmcs/>.

- ・ アジア：中国（SIPO、SAIC）、日本、韓国、タイ、カンボジア、インドネシア
- ・ アフリカ：なし
- ・ 国際機関・その他：WIPO

複数の記事で写真が掲載されている国・機関は、WIPO、中国（SIPO）、日本、米国、メキシコ、EPOである。

⑥ 「国際的な取組（マルチ）に関する情報に関する調査」

国際的な取組（マルチ）に関する情報のほとんどが WIPO または ASEAN である。マルチの取組に関する記事のほとんどは WIPO または ASEAN を対象にしたものであるが、そのほか、OECD や東アジア地域包括的経済連携（RCEP）がわずかに見られる。

図表 140 プレスリリースにおける国際的な取組(マルチ)の年別の記事数

| | WIPO | ASEAN | その他 |
|-------|------|-------|-----|
| 2017年 | 1 | 0 | 0 |
| 2016年 | 1 | 0 | 0 |
| 2015年 | 1 | 2 | 0 |
| 2014年 | 2 | 3 | 0 |
| 2013年 | 1 | 2 | 0 |
| 5年間合計 | 6 | 7 | 0 |

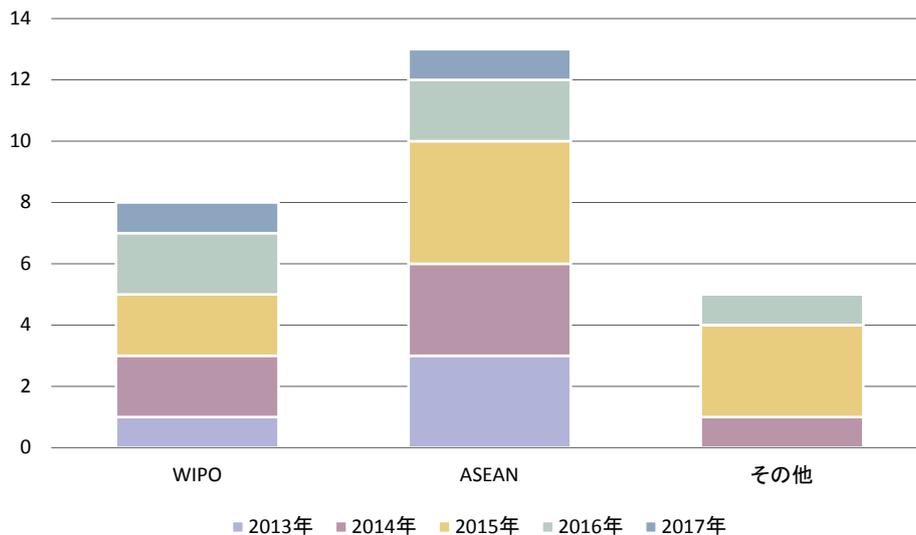
出所：IPOS ウェブサイトにより作成

図表 141 出来事における各国際的な取組(マルチ)の年別の記事数

| | WIPO | ASEAN | その他 |
|-------|------|-------|-----|
| 2017年 | 0 | 1 | 0 |
| 2016年 | 1 | 2 | 1 |
| 2015年 | 1 | 2 | 3 |
| 2014年 | 0 | 0 | 1 |
| 2013年 | 0 | 1 | 0 |
| 5年間合計 | 2 | 6 | 5 |

出所：IPOS ウェブサイトにより作成

図表 142 国際的な取組(マルチ)の年別の記事数(プレスリリースと出来事の合計)



出所：IPOS ウェブサイトにより作成

すべての発信形態について、記事で取り上げられる相手国によって単語数の扱いが変わるといった差異はみられない。

⑦ 「国際的な取組（バイ）に関する情報に関する比較調査」

1) 国際的な取組（バイ）に関する情報の内容

プレスリリースや出来事における記事の内容は、会合や MOU/MOC に関連するものが多く、PPH 試行プログラムやその他が続く。会合の記事は意見交換や IPOS 長官が海外知財庁に訪問したという内容が多い。相手国は様々で、WIPO や中国、ベトナム、インドネシア、ラオス、カンボジア、英国等である。MOU/MOC の記事では、協力深化や PPH 試行プログラムに関するものが多くなっている。

図表 143 プレスリリースにおける国際連携の形態に関する記事数

| | 会合 | MOU/MOC | PPH | 協働調査 | 協働特許分類 (CPC) | 特許協力条約 (PCT) | その他 |
|-------|----|---------|-----|------|--------------|--------------|-----|
| 2017年 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2016年 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| 2015年 | 1 | 5 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 |
| 2014年 | 1 | 4 | 3 | 0 | 0 | 1 | 5 |
| 2013年 | 4 | 7 | 4 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 5年間合計 | 7 | 18 | 7 | 0 | 0 | 5 | 10 |

注) 一記事に複数の項目が含まれていることがあるため、合計数は記事数と一致しない。

出所：IPOS ウェブサイトにより作成

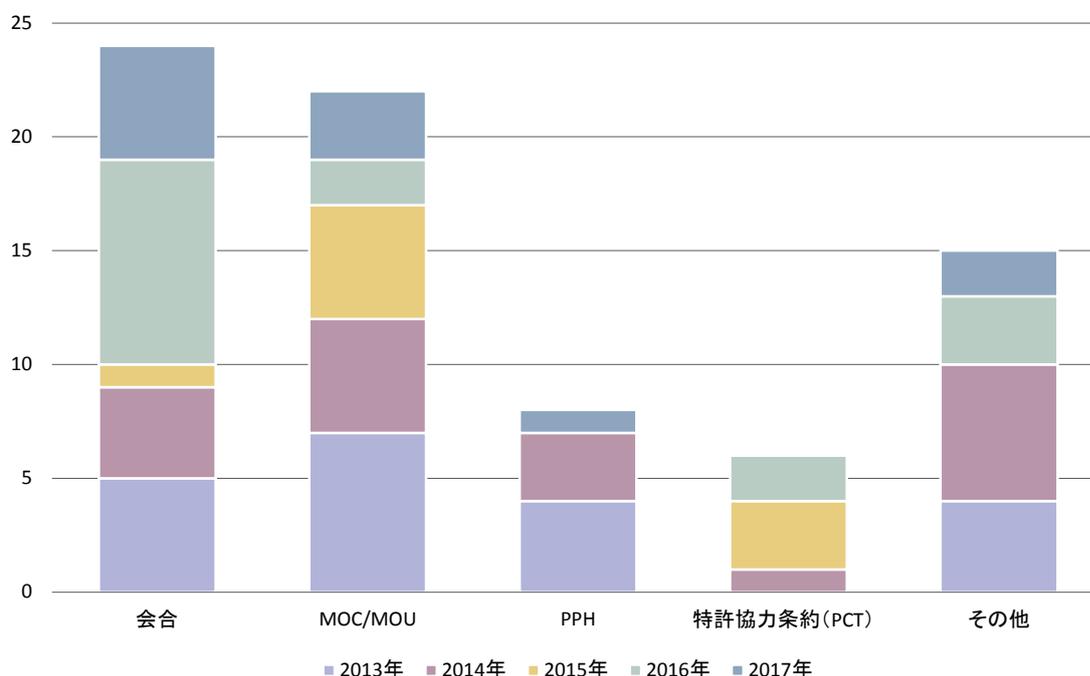
図表 144 出来事における国際連携の形態に関する記事数

| | 会合 | MOU/MOC | PPH | 協働調査 | 協働特許分類(CPC) | 特許協力条約(PCT) | その他 |
|-------|----|---------|-----|------|-------------|-------------|-----|
| 2017年 | 4 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 2016年 | 9 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 2015年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2014年 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 2013年 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 5年間合計 | 17 | 4 | 1 | 0 | 0 | 1 | 5 |

注) 一記事に複数の項目が含まれていることがあるため、合計数は記事数と一致しない。

出所: IPOS ウェブサイトにより作成

図表 145 国際連携の形態に関する記事数(プレスリリースと出来事の合計)



注) 一記事に複数の項目が含まれていることがあるため、合計数は記事数と一致しない。

出所: IPOS ウェブサイトにより作成

2) JPO との取組について

日本との国際的取組に関する記事について、IPOS と JPO との掲載内容を比較について、記事掲載数は IPOS が 3 件、JPO が 6 件であった（実際に IPOS と JPO との間で会合等の接触がなされた記事に限る）。

下記は JPO と IPOS の取組に言及した両知財庁の記事の対応関係である。IPOS 長官および高官が JPO に訪問した場合、JPO ウェブサイトではそれを紹介する記事が掲載されているが、IPOS ウェブサイトではそれに対応する記事は確認できなかった。反対に 2014 年 8 月 26 日の IPOS のプレスリリースで JPO と協力強化のための MOC 合意が取り上げられているが、対応する記事を JPO ウェブサイトでは確認できなかった¹⁴³。

¹⁴³ JPO ウェブサイトの What's New の 2014 年 8 月 28 日に「About JPO-Pickup News-Photo Gallery The JPO and the ASEAN Member States (Philippines, Myanmar, Singapore, and Indonesia) Strengthen Cooperation in Intellectual Property」という記事があるが、リンクがないため記事の中身は確認できなかった。

図表 146 JPO と IPOS 記事の対応関係（年報を除く）

| | JPO | IPOS |
|------------|---|---|
| 2017/9/20 | JPO Deputy Commissioner Visited ASEAN Member States (Brunei, Singapore and Thailand) to Exchange Opinions on Intellectual Property | 該当なし |
| 2017/3/21 | 該当なし | IPOS strengthens cooperation in patent worksharing with ASEAN IP offices |
| 2016/11/8 | IPOS Chief Executive Visited JPO | 該当なし ¹⁴⁴ |
| 2016/2/12 | Japan Singapore Intellectual Property Symposium | 該当なし |
| 2015/12/10 | IPOS's Assistant Chief Executive Ng Visited JPO | 該当なし |
| 2015/10/10 | JPO Further Increases Its Competence to Act in the Capacity as an International Searching Authority (ISA) and International Preliminary Examining Authority (IPEA) for PCT International Applications | 該当なし |
| 2015/8/31 | IP Week 2015 in Singapore | 該当なし |
| 2014/8/26 | 該当なし ¹⁴⁵ | Singapore Continues Stride Towards Becoming an Intellectual Property Hub of Asia, Launches First-Ever IP Management and Value Lab |
| 2013/4/19 | 該当なし ¹⁴⁶ | Keynote Address by BG (NS) Tan Yih San, Chief Executive of IPOS, at the inaugural Singapore IP Seminar in Tokyo |

出所：両知財庁ウェブサイトより作成

日本を含め、すべての発信形態について、記事で取り上げられる相手国によって単語数の扱いが変わるといった差異はみられない。

⑧ 「対内的な発信情報と対外的な発信情報の比較調査」

いずれのソースも英語のみのページであるため割愛。

¹⁴⁴ シンガポールにおける日本弁護士協会と弁護士知財ネットとの会合に関する記事（出来事）はあるが、JPO との会合の有無は記事から確認できなかった。IPOS, “IPOS welcomes Japan delegation to Singapore for IP knowledge exchange,” November 10, 2016,

<https://www.ipos.gov.sg/media-events/happenings/ViewDetails/ipos-welcomes-japan-delegation-to-singapore-for-ip-knowledge-exchange/>.

¹⁴⁵ JPO ウェブサイトの What's New に”About JPO-Pickup News-Photo Gallery: The JPO and the ASEAN Member States (Philippines, Myanmar, Singapore, and Indonesia) Strengthen Cooperation in Intellectual Property”という記事があり、IPOS 記事に対応する記事がある可能性があるが、2018 年 2 月 27 日現在、リンクがないため確認はできていない。JPO, ”About JPO-Pickup News-Photo Gallery: The JPO and the ASEAN Member States (Philippines, Myanmar, Singapore, and Indonesia) Strengthen Cooperation in Intellectual Property,” August 28, 2014, https://www.jpo.go.jp/rireki_e/whate_old/whate_2014.htm.

¹⁴⁶ JPO ウェブサイトは 2014 年以降の記事の掲載のため、2013 年については確認できない。

2.13. タイ知的財産局 (DIP)

- ・ DIP のインターネット上の発信は、①年報 (Annual Reports)、②長の挨拶 (Director greetings)、③プレスリリース (Press Release)、④白書 (White papers) によって行われている。
- ・ 年報や長の挨拶、白書については、一部英語で併記されており、内容は同一であるが、プレスリリースやウェブサイト上に掲載されている文書についてはタイ語のみとなっており、情報の大半はタイ語で発信されている。
- ・ 日本 (JPO) との取組を紹介する記事が最も多く、登場する知財庁のうち、日本 (JPO) の記事は 7 件である一方、米国 (USPTO) は 2 件、韓国 (KIPO) とシンガポール (IPOS) は 1 件ずつとなっている。また、マルチの国際的取組に関する記事に多く登場する機関は WIPO と ASEAN である。
- ・ DIP ウェブサイトのプレスリリースでは、DPI と JPO のバイの取組のうち、実際に行われた会合について紹介した記事は計 7 件であり、JPO ウェブサイトでは計 10 件であったことから、ほぼ同程度掲載されている。DIP ウェブサイトで掲載された 7 件中 2 件は JPO が提供する研修プログラム (JPO Training Program) に関するものであった。

(1) 政策動向や情報発信方針に影響しうる背景¹⁴⁷

タイ知的財産局 (DIP: Department of Intellectual Property) は、タイの国家経済・社会の「安全保障、繁栄、持続可能性 (“Security, Prosperity, Sustainability”）」を牽引する知的財産の強化や保護を図る中核的機関として位置づけられている。

DIP では、2017 年から 2021 年までの 5 か年を対象とした国家計画「第 12 次国家経済社会開発計画」及び長期国家戦略「the 20-Year (2017 – 2036) National Strategy」と密接に連携しながら、効率的且つ国際水準の知財システムの構築をミッションに掲げている。

DIP が策定した「国家知的財産システム向上に向けた 20 年ロードマップ (20- year roadmap for the development of the national IP system)」における具体的な施策 (その進捗が公開されている項目も含む) の具体例としては、以下のとおり。

図表 147 DIP 「国家知的財産システム向上に向けた 20 年ロードマップ」における具体的な施策

| | |
|--------------------|--|
| 職員の増強 | |
| | 【目標】 3 年間 (2016 年～2018 年) で 120 人の職員を採用・増強する。 【進捗】 2016 年 10 月から 2017 年 2 月までに、82 名の職員を採用・雇用。その他、特許審査官や商標登録機関・関連機関職員の能力強化が実施された。 |
| IT システムの更新・向上 | |
| | 【目標】 システム更新により IP 登録プロセスの効率性と適時性の向上し、光学文字認識 (Optical character recognition : OCR) や商標検索システム (trademark image search system) 等の電子政府モジュール (E-government) との連動性を確保する。 |
| 国際的基準への適応に向けた法律の改正 | |
| | 【目標】 マドリッド議定書等へ加盟するため、商標法や特許法の見直し及び改正作業を進める。 |
| IP 知識の普及 | |
| | 【目標】 「知的財産 イノベーションエンタープライズセンター (Intellectual Property Innovation Driven Enterprise Center)」を通じた知的財産の商業的活用を促進し、市場の需要に合致した知的財産の創造を推進する。 |
| 知的財産権侵害の保護と関連法の改正 | |
| | 【目標】 知的財産の侵害に法的保護システムの向上と法執行の効率性を高める。 |

出所：DIP 『Annual Report 2016』より作成

¹⁴⁷ DIP の 2016 年版年報 (Annual Report 2016) に記載されている事項をもとに記載。

DIP, Annual Report 2016 <http://www.ipthailand.go.th/th/วิสัยทัศน์/วิสัยทัศน์/item/วิสัยทัศน์-2560.html>

(2) 調査項目に基づく調査結果

① 「調査対象の知財庁・機関による発信情報を掲載したソースの調査」

タイのウェブサイトにおいて、情報発信は以下の方法によって実施されている。発信言語はタイの公用語であるタイ語及び英語で行われているが、プレスリリース（News releases／Press releases）については、タイ語のみの発信となっている。なお、年報や白書、長の挨拶については、いずれも英語とタイ語で内容に差はない。

図表 148 ウェブサイトにおけるソース（英語・タイ語）

| | 英語 | タイ語 |
|---|--|--|
| ①年報 (Annual Report) | 2013 年から 2016 年までの年報が掲載され、英語及びタイ語(タイ語)で併記されている。他国知財庁との会議、知財に関する ASEAN ワーキンググループ、協力協定等、多国間および二国間措置に関する情報が掲載されている。 | 同左 |
| ②長の挨拶 (Director greetings) | 各年度の年報(2013 年、2014 年、2015 年、2016 年)の中に長の挨拶が設けられている。ただ、国際的取組に関連する内容は 2015 年と 2016 年の挨拶のみである。 | 同左 |
| ③プレスリリース (News releases / Press releases) | 英語の記事は設けられていない。 | 2015 年～2017 年の 3 年分のプレスリリースが掲載されている。他国知財庁との二国間(バイ)での取組の他、ASEAN や WIPO との会合など国際的な取組(マルチ)に関する情報が発信されている。 |
| ④白書 (White papers) | 「ASEAN 知的財産権行動計画 2016—2025 (ASEAN Intellectual Property Rights Action Plan 2016 - 2025)」が収められている。 | 同左 |

② 「国際的な取組に関する情報（文章等）の調査」

1) 年報

2017 年 12 月 8 日現在、2013 年版～2016 年版の年報が DIP ウェブサイトに収められている。年報はタイ語で作成されているが、全て英語でも併記され、内容は同一である。

また、年報は、国名や知財庁名を章や節等の見出しにする構成となっていない。

2) 長の挨拶

2013 年版～2016 年版の年報に、長の挨拶が掲載されているが、国際的取組に関する記述は、2015 年版と 2016 年版の年報のみである。マドリッド議定書と意匠の国際登録に関する協定への参加について言及がされ、知財政策の発展及び近代化に向けた展望が述べられている。

3) プレスリリース

2015 年から 2017 年 12 月 8 日までで国際的取組に関連する記事は、計 32 件（英語の記事はないため、タイ語のみ）であった。

図表 149 国際的な取組に関する記事件数

| | 英語 | タイ語 |
|----------------|----|-----|
| 2017 年 (~12/8) | 0 | 12 |
| 2016 年 | 0 | 6 |
| 2015 年 | 0 | 14 |
| 3 年間合計 | 0 | 32 |

出所：DIP ウェブサイトより作成

バイの国際的取組に関する記事に登場する国および機関は以下のとおりである。

- ・ 欧州：デンマーク
- ・ 北米：米国
- ・ 中南米：なし
- ・ オセアニア：なし
- ・ 中東：なし
- ・ アジア：日本、韓国、シンガポール
- ・ アフリカ：なし
- ・ 国際機関・その他：なし

なお、マルチの国際的取組に関する記事に多く登場する機関は、WIPO と ASEAN である。記事の内容は、会合や MOU、また、PPH や協働調査などに関する記事が多く掲載されている。

図表 150 記事の単語数に関する情報

| | タイ語 |
|-------|-------|
| 最大文字数 | 4,990 |
| 最小文字数 | 74 |
| 中央値 | 129 |

出所：DIP ウェブサイトより作成

4) 白書

「ASEAN 知的財産権行動計画 2016-2025 (ASEAN Intellectual Property Rights Action Plan 2016-2025)」が収められており、タイ語と英語の 2 言語で記載されている。

③ 「調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの比較調査」

以下の表は、プレスリリースにおける二国間の取組（バイ）に関する発信状況（海外知財庁の登場する記事数）を示している（英語の記事がないため、タイ語のみの記事数としている）。

調査対象期間中、登場する海外知財庁は、米国 (USPTO)、韓国 (KIPO)、シンガポール (IPOS)、日本 (JPO) であり、登場回数は米国 (USPTO) が 2 件、韓国 (KIPO) が 1 件、シンガポール (IPOS) が 1 件、日本 (JPO) が 7 件となっており、日本が最も多くなっている。

図表 151 二国間（バイ）に関する情報における海外知財庁・機関等名が登場する記事数（プレスリリース）

| | | 2017年 (~10/11) | 2016年 | 2015年 | 2014年 | 2013年 | 5年間合計 |
|------------------------|-----|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 米国 (USPTO) | タイ語 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 欧州 (EPO) | タイ語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 欧州 (EUIPO、OHIM) | タイ語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ドイツ (DPMA) | タイ語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| カナダ (CIPO) | タイ語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| オーストラリア (IP Australia) | タイ語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 韓国 (KIPO) | タイ語 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 台湾 (TIPO) | タイ語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| シンガポール (IPOS) | タイ語 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ロシア (ROSPATENT) | タイ語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| インドネシア (DGIP) | タイ語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| マレーシア (MyIPO) | タイ語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| インド (CGPDTM) | タイ語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中国 (SIPO) | タイ語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ブラジル (INPI) | タイ語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| GCC | タイ語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| アフリカ (OAPI) | タイ語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| アフリカ (ARIPO) | タイ語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| JPO (日本) | タイ語 | 2 | 3 | 2 | 0 | 0 | 7 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| WIPO | タイ語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他合計 | タイ語 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

出所：DIP ウェブサイトより作成。

④ 「調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの推移調査」

2015年からの3年間における二国間の取組（バイ）に関する発信状況（海外知財庁の登場する記

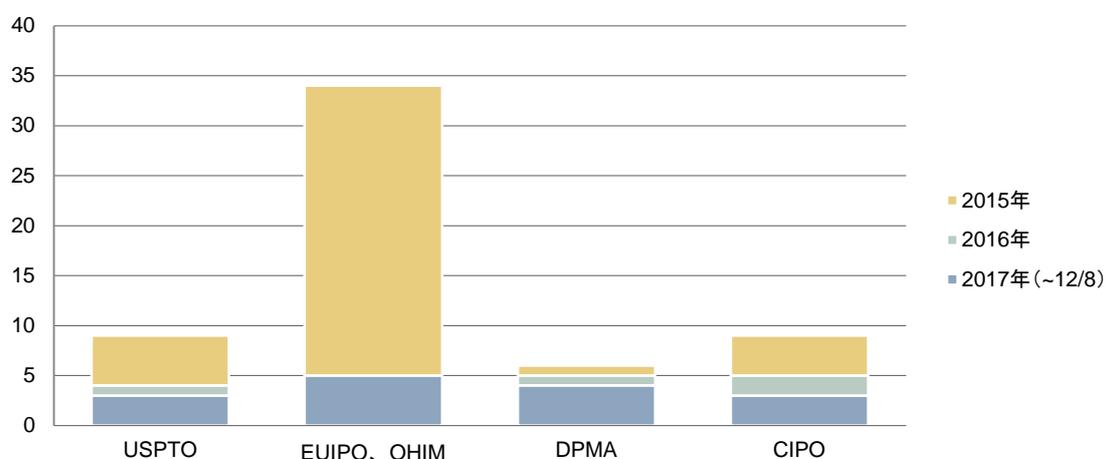
事件数)の推移は以下のとおりである。日本(JPO)については、毎年2件~3件の記事が継続して掲載されている。

図表 152 二国間(バイ)に関する情報における海外知財庁・機関等名が登場する記事数(タイ語)

| | 2017年(～12/8) | 2016年 | 2015年 | 合計 |
|--------------|--------------|-------|-------|----|
| 米国(USPTO) | 2 | 0 | 0 | 2 |
| 韓国(KIPO) | 0 | 0 | 1 | 1 |
| シンガポール(IPOS) | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 日本(JPO) | 2 | 3 | 2 | 7 |

出所：DIPウェブサイトより作成

図表 153 二国間(バイ)に関する情報における海外知財庁・機関等名が登場する記事数(プレスリリース)



出所：DIPウェブサイトより作成。

⑤ 「国際的な取組に関する情報(写真等)からの上記③,④の位置づけの調査」

ウェブサイトにおけるソースのうち、年報(Annual Report)及びプレスリリース(News releases/Press releases)には国際的な取組に関する写真が掲載されている。

年報については、写真の説明(キャプション)が含まれていないが、プレスリリースに掲載されている写真は全て写真の説明(キャプション)が併記されている。

国際的な取組に関するプレスリリースの記事(タイ語の記事のみ)に写真が掲載されていたのは、32件中(3年間)で27件であり、約84%の割合で写真が掲載されている。

バイの取組に関する写真掲載記事では、以下の国・地域が挙げられていた(計8カ国)。

- ・ 欧州：デンマーク
- ・ 北米：米国
- ・ 中南米：なし
- ・ オセアニア：なし
- ・ 中東：なし
- ・ アジア：日本、韓国、シンガポール
- ・ アフリカ：なし
- ・ 国際機関・その他：なし

写真は1記事に複数枚が掲載され、写真の説明(キャプション)は記載されていない。例えば、

2017年9月21日の記事¹⁴⁸では、デンマーク大使館と協働で開催した模倣品対策に係るセミナーについて取り上げ、計9枚の写真が掲載されている。集合写真に続き、セミナーでの様子が8枚掲載されている。

また、マルチの取組に関しては、例えば、2017年8月9日の記事¹⁴⁹では、ASEAN諸国における知財協力に関する会合について取り上げ、集合写真を中心に計7枚の写真が掲載されている。マルチの取組に関する写真は集合写真がほとんどであり、複数の国の知財庁・機関が一つの写真の中に同時に登場しているが、特定の知財庁や機関が中央に配置される等、並び順の傾向は確認できない。

⑥ 「国際的な取組（マルチ）に関する情報に関する調査」

1) 年報

2013年版～2016年版の年報には、国際的な取組（マルチ）に関する取組が記載されており、2014年を除き、MOU/MOCやPPH、協働調査（CSP）、協働特許分類（CPC）、グローバル・ドシエ、研修／人材交流に関する取組が記述されている。

2) 長の挨拶

2015年および2016年の年報では、長の挨拶として、マドリッド議定書と意匠の国際登録に関する協定への参加について言及がされ、知財政策の発展及び近代化に向けた展望が述べられている。

3) プレスリリース

以下の表は、プレスリリースにおける国際的な取組（マルチ）に関する記事件数を示している（前述のとおり英語の記事はないため、タイ語のみの記事件数としている）。

マルチの国際的な取組に関する記事に多く登場する機関は、WIPOとASEANであり、WIPOについては、WIPO会合やワークショップ等の出席やASEAN知的財産ワーキンググループ（AWGIPC）に関する記事の中で登場している。記事数としては以下のとおり、WIPOが3年間で13件、ASEANが9件、その他（BRICs）が1件となっている。

図表 154 プレスリリースにおける国際的な取組（マルチ）に関する記事件数

| | WIPO | ASEAN | その他 |
|-------|------|-------|-----|
| 2017年 | 6 | 3 | 0 |
| 2016年 | 0 | 3 | 0 |
| 2015年 | 7 | 3 | 1 |
| 3年間合計 | 13 | 9 | 1 |

注：1つの記事で複数の機関名が登場しているものもあるため、記事数と一致しない。

出所：DIPウェブサイトより作成

4) 白書

「ASEAN知的財産権行動計画 2016-2025（ASEAN Intellectual Property Rights Action Plan 2016-2025）」では、知財が貧困削減や教育、産業開発、また、貿易等を含む社会経済開発戦略と関連していることに触れ、ASEAN経済共同体の今後10年間の発展という広い視点で、ASEAN加盟国とASEANが知財の連携シナリオを描く重要性について記述されている¹⁵⁰。

¹⁴⁸ DIP, “การสัมมนา เรื่อง “How to Identify Copyright Violations and Distinguish Counterfeit Products” in cooperation with the Royal Denmark Embassy in Thailand,” September 21, 2017, <https://www.dpma.de/service/presse/pressemitteilungen/20171004.html>.

¹⁴⁹ DIP, “พาณิชย์ไทยเข้าร่วมเป็นภาคีมาตรฐานสินค้าเครื่องหมายความการค้าในไทยสู่ครองทั่วโลก,” August 9, 2017, <http://www.ipthailand.go.th/th/dip-news/item/ให้การต้อนรับ-mr-kunihiko-shimano-deputy-commissioner-ของสำนักงานสิทธิบัตรญี่ปุ่น-jpo-และคณะ.html>

¹⁵⁰ DIP, *The ASEAN Intellectual Property Rights Action Plan 2016-2025*, <http://www.ipthailand.go.th/th/dip-news/item/หนังสือแผนปฏิบัติการทรัพย์สินทางปัญญาอาเซียน-ปี-2016-2025.html>

⑦ 「国際的な取組（バイ）に関する情報に関する比較調査」

1) 年報

2013年版～2016年版の年報では、韓国、中国、米国とのMOUやワークショップに関する記事が取り上げられ、具体的には、韓国知財庁との著作権保護に関するMOU締結式（2013年11月）や中国とのソフトウェアの著作権保護に係る協力などが書かれている。なお、知財庁名ではなく国名表記で登場する国としては、米国、韓国、中国、日本、ベトナム、ラオス、カンボジアが挙げられるが、国際的な取組としての記述は、主に韓国、中国、米国との協力関係について言及されている。

2) 長の挨拶

二国間（バイ）に関する国際的取組の記述は含まれていない。

3) プレスリリース

以下の表は、プレスリリースにおける国際的な取組（バイ）に関する発信状況（海外知財庁の登場する記事数）を示している（英語の記事はないため、タイ語のみの記事数としている）。

登場する海外知財庁としては、米国、韓国、シンガポール、日本であり、日本は2015年から3年連続で2件以上の記事が掲載されている。なお、韓国やシンガポールについては2015年に1件の記事があったのみであり、米国は2017年に2件掲載されている。

図表 155 二国間（バイ）に関する情報における海外知財庁・機関等名が登場する記事数（タイ語）
（3年間の推移）（再掲）

| | 2017年（～12/8） | 2016年 | 2015年 | 合計 |
|--------------|--------------|-------|-------|----|
| 米国（USPTO） | 2 | 0 | 0 | 2 |
| 韓国（KIPO） | 0 | 0 | 1 | 1 |
| シンガポール（IPOS） | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 日本（JPO） | 2 | 3 | 2 | 7 |

出所：DIPウェブサイトより作成

また、記事の内容は、会合とPPHがほぼ同数となっており、内訳は以下のとおりである。

図表 156 プレスリリースにおける年別の国際連携の形態（記事数）

| | 会合 | MOU/MOC | PPH | 協働調査 （GSP） | 共通特許 分類 （GPC） | グローバ ル・ドシエ | 特許協力 条約（PCT） |
|------------------|----|---------|-----|---------------|---------------------|---------------|-----------------|
| 2017年 （～12/8） | 4 | 3 | 3 | 4 | 4 | 3 | 5 |
| 2016年 | 3 | 0 | 3 | 2 | 3 | 2 | 1 |
| 2015年 | 4 | 2 | 4 | 4 | 3 | 3 | 2 |
| 5年間合計 | 11 | 5 | 10 | 10 | 10 | 8 | 8 |

出所：DIPウェブサイトより作成

注：一記事に複数の項目が含まれていることがあるため、合計数は記事数と一致しない。

4) 白書

二国間（バイ）に関する国際的取組の記述は含まれていない。

5) 日本との取組について

プレスリリース（News releases／Press releases）（タイ語）にはJPOとの取組に関する記事が計7

件掲載されており、7件中2件はJPOが提供する研修プログラム（JPO Training Program）に関するものであった。具体的には、JPOが提供する研修プログラム（JPO Training Program）に関する記事（2017年4月24日の記事¹⁵¹）やJPOの要人の訪問に関する記事が掲載されている。

他方、JPO ウェブサイトの英語版におけるDIPとJPOのバイの取組のうち、実際に行われた会合について紹介した記事は、調査対象期間中10件であり、両知財庁のウェブサイトでの記事を比較すると以下のとおりである。

図表 157 JPO と DIP 記事の対応関係（プレスリリース）

| 日付 | JPO | DIP |
|------------|--|---|
| 2017/9/20 | JPO Deputy Commissioner Visited ASEAN Member States (Brunei, Singapore and Thailand) to Exchange Opinions on Intellectual Property | 該当なし |
| 2017/9/4 | ASEAN 各国（ブルネイ、シンガポール、タイ）を訪問し、知的財産に関する意見交換を行いました | 該当なし |
| 2017/8/9 | 該当なし | ให้การต้อนรับ Mr. Kunihiko SHIMONO, Deputy Commissioner ของสำนักงานสิทธิบัตรญี่ปุ่น (JPO) และคณะฯ |
| 2017/5/19 | アセアン特許庁シンポジウム 2017 等を開催しました | 該当なし |
| 2017/4/24 | 該当なし | กรมทรัพย์สินทางปัญญา เปิดรับสมัครทุนฝึกอบรมทรัพย์สินทางปัญญา ประจำปี 2560 (JPO/IPR 2017) ณ กรุงโตเกียว ประเทศญี่ปุ่น |
| 2016/10/26 | タイの新人特許審査官を日本の特許審査官が指導しています！ | ให้การต้อนรับคณะผู้แทนจากสมาคมทรัพย์สินทางปัญญาญี่ปุ่น (Japan Intellectual Property Association : JIPA) |
| 2016/8/15 | 該当なし | นางนันทวัลย์ ศกุนตนาค อธิบดีกรมทรัพย์สินทางปัญญา ให้การต้อนรับ Mr. Hitoshi Ito JPO Commissioner และคณะ |
| 2016/5/10 | カンボジア、タイとの協力を強化します。 | 該当なし |
| 2016/4/27 | 該当なし | ทุนฝึกอบรมทรัพย์สินทางปัญญา ประจำปี 2559 |
| 2015/11/17 | 該当なし | ให้การต้อนรับคณะผู้แทนจาก JAMA |
| 2015/7/2 | 南アジア及び東南アジア諸国知財庁長官会合が開催されました | 該当なし |
| 2015/6/10 | 該当なし | สัมมนาสิทธิบัตร ญี่ปุ่น-ไทย ประจำปี 2558 (2015 Japan-Thailand Copyright Forum) ในหัวข้อ "The Role of Copyright to Protect Future Books" |
| 2015/5/27 | 第 5 回日アセアン特許庁長官会合が奈良市で開催されました | 該当なし |
| 2015/3/31 | Patent Prosecution Highway (PPH) | 該当なし |
| 2014/12/25 | JPO Commissioner Visited Thailand and Vietnam to Exchange Opinions on Intellectual Property. | 該当なし |
| 2014/12/24 | "タイ及びベトナムを訪問し、知的財産に関する意見交換を行いました" | 該当なし |

出所：両知財庁ウェブサイトより作成

⑧ 「対内的な発信情報と対外的な発信情報の比較調査」

DIP のウェブサイトはタイ語と英語によって構成されており、前述のとおり、年報や長の挨拶、白書については、一部英語で併記されており、内容は同一となっている。

¹⁵¹ DIP, “กรมทรัพย์สินทางปัญญา เปิดรับสมัครทุนฝึกอบรมทรัพย์สินทางปัญญา ประจำปี 2560 (JPO/IPR 2017) ณ กรุงโตเกียว ประเทศญี่ปุ่น”, April 24, 2017, <http://www.ipthailand.go.th/th/dip-news/item/กรมทรัพย์สินทางปัญญาเปิดรับสมัครทุนฝึกอบรมทรัพย์สินทางปัญญาประจำปี-2560-jpo-ipr-2017-ณกรุงโตเกียวประเทศญี่ปุ่น.html>

その他、ウェブサイトにおけるDIP e-Services¹⁵²や著作権侵害対策に関するページ¹⁵³については、タイ語の他、英語のページが設けられ、両言語で発信されている。

他方、プレスリリース (News releases/Press releases) やウェブサイト上に掲載されている文書についてはタイ語のみとなっており、情報の大半はタイ語で発信されている。可能な限り、言語による内容の差をつけないよう英語での発信が図られているが、文書やプレスリリースなど詳細の情報や頻繁に更新されるページについては、タイ語のみの発信となっていることが推察される。

¹⁵² DIP ウェブサイトの「e-Services」に関する英語のページ

<http://www.ipthailand.go.th/en/home-eng.html>

¹⁵³ DIP ウェブサイトの著作権侵害対策に関する英語のページ

<http://www.ipthailand.go.th/en/ipr-enforcement-operation/5.html>

2.14. インドネシア知的財産総局（DGIP）

- DGIP のインターネット上の発信は、①年報（Annual Reports）と②ニュース（News）によって行われている（ただしニュースは 2016～17 年のみ）。言語は、年報については一部（2013 年版のみ）を除きインドネシア語のみ、ニュースについてはインドネシア語と英語で構成されている（ただし、英語ニュースは 2017 年のみ）。全体として、インドネシア語による発信情報に比べて英語による発信情報は極めて限られている。
- ニュース記事においては日本に関する言及が最も多く、内容は JICA との協力（会合、PPH、職員研修／交換（セミナー、ワークショップ等）に関する記事がほとんどである。
- しかし、JPO に言及したものは 1 件のみ（2016 年 8 月の PPH に関するセミナー）であり、他方、JPO によるインドネシアに対する取組記事（2016 年 9 件、2017 年 5 件）について、DGIP がニュース記事で取り上げているものは上述の 1 件のみ。年報においては、JPO において発表されているいくつかの取組について紹介されている（例えば、日インドネシア IP フォーラム、PPH パイロット・プログラム）。

(1) 政策動向や情報発信方針に影響しうる背景

インドネシア知的財産総局（DGIP: Directorate General of Intellectual Property Rights）は特許（実用新案に相当する簡易特許を含む）、産業意匠、商標、著作権の出願受付、登録業務を行うほか、営業秘密、半導体集積回路配置の登録業務も所管する。

特許、産業意匠、商標はいずれも実体審査を経て登録されるが、審査能力に不十分な点が多く、往々にして審査結果が裁判に持ち込まれているという。特許については、ほとんどの出願は優先権主張を伴うか、特許協力条約(PCT) 経由の出願であるため、他国の審査結果に追随する形で実体審査を行っている。産業意匠と商標については、独自に審査をしなければならないため、審査の質が度々問題にされている¹⁵⁴

(2) 国際連携の状況

① 主要国との連携状況

1) 日本¹⁵⁵

日本との間では 2011 年 4 月から 2015 年 4 月まで、JICA と協力した「知的財産権保護強化プロジェクト」が実施され、2015 年 12 月からはこれを拡充する形で「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」が開始された。JPO としても長期・短期専門家の派遣、研修生の受入れ等、積極的な協力を行い、DGIP における審査官育成計画の策定、審査基準の制定、知財エンフォースメント関連機関の連携強化等を支援している。

2014 年 8 月に両機関で締結した協力覚書に基づき、2016 年度には JPO からの特許審査官の派遣や GDIP からの訪問団を受入れてのマドリッド協定議定書加盟を含む商標制度に関する意見交換等を実施、更に 2015 年及び 2016 年には日インドネシア知財フォーラムを実施している（開催地は 2015 年ジャカルタ、2016 年東京）。

また、2013 年 6 月から開始した JPO との PPH の試行プログラムを 2016 年 7 月より更に 3 年間延長、JPO は DGIP に対して PPH 専門家を延べ 7 名派遣して、その円滑な運営のための支援を行っている。

2) EU¹⁵⁶

欧州委員会は、ASEAN に対する知財保護協力プロジェクトとして ECAPI (1993-97 年)、ECAP II (2000-2007 年) を実施し、2013-17 年には ECAP III を行った。同協力プロジェクトは「アセアン

¹⁵⁴ ジェトロ「模倣対策マニュアル インドネシア編 2008 年 3 月」4 頁。

¹⁵⁵ 特許庁『特許行政年次報告書 2017 年版』291-292 頁。

¹⁵⁶ ジェトロ「欧州連合（EU）とアセアン（ASEAN）、知的財産権に係る協力プロジェクトを総括」2017 年 2 月 21 日、「欧州委員会のアセアン知財保護協力プロジェクトが年次作業計画を承認」2014 年 3 月 6 日。

知的財産権行動計画」に沿ったもので、ASEAN 地域における知的財産の想像、保護、管理、及び行使の観点から、ASEAN 地域の統合を支援して制度の改善や調和を進めるものである。ECAP III は欧州連合知的財産庁（EUIPO）によって運営され、ASEAN 地域における商標、意匠、地理的表示（GI）及びそれに関連する知的財産権の保護及び行使、能力構築活動、法的・政策的枠組みの向上等を主要な分野として実施された。インドネシアにおいても同プロジェクトの一環として工業意匠や GI に関するセミナーや技術コンサルテーションが実施されている。

2017 年 2 月 17 日の EU と ASEAN の会合においては 2017 年から 2021 年までの新たな協力プロジェクトについても議論が行われ、同年後半より開始されるとの見解が示された。

3) ASEAN¹⁵⁷

ASEAN 知的財産協力作業部会（AWGIPC）は ASEAN 諸国の知財局から構成された ASEAN 域内における知財に係る課題を担当する作業部会であり、2004 年より数カ年の「ASEAN 知的財産権行動計画」を策定し、取組を実施している。2011-15 年の行動計画は、ASEAN 経済共同体（AEC）結成に向けた統合の加速化を見据えて、ASEAN 独自の知的財産制度の確立を目指して 5 つの戦略的目標（①バランスのとれた知的財産制度の確立、②国際知的財産制度への参加、③革新・発展のためのツールとなるような知的財産の形成・意識向上・活用の体系的な推進と知識へのアクセスを促す技術移転の支援、④国際知的財産社会への積極的な参加と対話・パートナー・関係機関との関係強化、⑤域内知的財産庁の人材・組織能力の向上を目的とした加盟国間の関係強化と協力深化）を設定した。

これらの戦略目標の下で設けられた重要プロジェクト・取組については、加盟各国が主管国として指定されているが、インドネシアは「伝統的知識。伝統的文化表現・遺伝資源」分野の主管国を担当している。

(3) 調査項目に基づく調査結果

① 「調査対象の知財庁・機関による発信情報を掲載したソースの調査」

DGIP のウェブサイトにおいて、情報発信は以下の方法によって実施されている。ウェブサイトはインドネシア語と英語によって構成されており、いずれのソースにおいても国際的取組に関する情報が含まれている。（なお、2018 年 1 月以降、英語ウェブサイトはログイン ID／パスワードが要求されるためアクセス不可能となっている。）

¹⁵⁷ ジェトロバンコク事務所知的財産部「ASEAN 知的財産権行動計画 2016-2025」『特許ニュース』2017 年 4 月 18 日、ジェトロ「2011 年-2015 年 ASEAN 知的財産権行動計画」2014 年 1 月。

図表 158 ウェブサイトにおけるソース（インドネシア語・英語）

| | インドネシア語 | 英語 |
|--|---|---|
| ①年報 (Annual Report) | 2013年から2016年までの年報を閲覧可能。国際的取組に関する情報は、「活動の要約」及び「2016年日インドネシア知財フォーラム」に掲載されている。 | 英語版はない(2013年版のみ英語を併記)。 |
| ②長の挨拶 (Director greetings) | 国際的取組に関する言及は特にない。 | 英語版はない。 |
| ③ニュース (News releases / Press releases) | 国際的取組に関するニュースは「広報レポート」に掲載されている。記載があったのは2016年~17年のみ。 | 英語ニュースは2017年のみ。 これ以外に、下記政府機関のウェブサイトにも外国パートナーとの取組に関するプレスリリースが掲載されている。 - Directorate of Copyright and Industrial Design - Directorate of Trademark and Geographical Indication - Directorate of Cooperation and Intellectual Property Empowerment |
| ④その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・DGIPウェブサイト(インドネシア語)には”ASEAN Patent Examination Cooperation (ASPEC) & PPH”のページ(英語)があり、リクエストフォームや申請フォームをダウンロードすることができる。 ・また、「外国協カリスト」のページにおいて、シンガポール知財庁(IPOS)とのMOU(2015年)、JPOとのMOC(2014年)及びJICAとのMOU(2015年)を公開している。 | |

② 「国際的な取組に関する情報（文章等）の調査」

1) 年報

年報はDGIPの二国間および多国間の国際的取組（会合、共同研究、MOU締結等）について記載している。2016年はWIPOとのMOU締結、日本での職員研修や職員交換等が主な内容であったが、2015年、2014年は日本、WIPOの他、ASEAN、APEC、EU、南アジア諸国等との協力について言及されている。また、2013年には、ASEAN知財協力作業部会（AWGIPC）やAPECの知財権専門家グループ（IPEC）においてDGIPが知財協力に積極的に関与したこと、WTOのTRIPS協定交渉に参加したこと、JPOとのPPHへの参加に合意したこと等が記載されている。

また、年報は、国名や知財庁名を章や節等の見出しにする構成となっていない。

2) ニュース

2016年から2017年11月10日までの国際的取組に関連する記事は、インドネシア語12件、英語3件の計15件であった。

図表 159 国際交流に関する記事件数

| | インドネシア語 | 英語 |
|---------------|---------|----|
| 2017年(～11/10) | 5 | 3 |
| 2016年 | 7 | 0 |
| 2年間合計 | 12 | 3 |

出所：DGIPウェブサイトより作成

バイの国際的取組に関する記事に登場する国は以下のとおりである。

- ・ 欧州：英国
- ・ 北米：米国
- ・ アジア：日本、韓国
- ・ オセアニア：豪州

マルチの国際的取組に関する記事に登場する機関は、WIPO 及び ASEAN である。

図表 160 記事の単語数に関する情報

| | 英語 |
|-------|-----|
| 最大文字数 | 974 |
| 最小文字数 | 158 |
| 中央値 | 568 |

出所：DGIP ウェブサイトより作成

③ 「調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの比較調査」

DGIP の記事においては、日本に関する言及が 6 件と最も多く、WIPO と ASEAN がいずれも 3 件、さらに EU が 2 件でこれに続いている。日本については 1 件（法相訪問）を除けば全て JICA との協力（会合、PPH、職員研修／交換（セミナー、ワークショップ等）に関する記事である。他方、WIPO については、2 件が WIPO 単独の職員研修（セミナー、ワークショップ）、1 件が EU-ASEAN プロジェクトに関する記事である。また、ASEAN については、上記の他、AWGIPC 会合に対する参加が記載されている。

④ 「調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの推移調査」

上記傾向は 2016 年と 2017 年ではほぼ変わらない。その他、2016 年には米国に関する記事が 1 件、2017 年には韓国と英国に関する記事が各々 1 件ずつ掲載されている。

⑤ 「国際的な取組に関する情報（写真等）からの上記③,④の位置づけの調査」

2013 年から 2016 年の年報にはいずれも写真が掲載されている。対象となる記事は「日インドネシア知財フォーラム」（2016 年）の他、JICA、WIPO 等の協力によるセミナー／ワークショップ、MOU 締結等であるが、写真に関する説明は特に記されていない。

国際的な取組に関するニュース記事（15 件）のうち写真が掲載されていたのは 13 件である。パイの取組に関する記事について、英国を除く日本、韓国、米国に関する記事には全て写真が掲載されている。また、マルチの取組（WIPO、ASEAN）に関する記事についても、1 件を除いてすべて写真が掲載されている。なお、こちらも写真に関する説明は特に記されていない。

⑥ 「国際的な取組（マルチ）に関する情報に関する調査」

図表 161 は、ニュースにおけるマルチの取組に関する記事件数を示している。前述のとおり登場するのは WIPO、ASEAN および EU のみであり、EU については EU による ASEAN 協力の一環として行われたものである（EU-ASEAN プロジェクト）。また、年報においては、前述のとおり WIPO、ASEAN、APEC、EU との協力の取組が記載されている。

図表 161 ニュース記事における国際的な取組（マルチ）に関する記事数

| | WIPO | ASEAN | EU |
|---------------|------|-------|----|
| 2017年(～11/10) | 2 | 1 | 0 |
| 2016年 | 1 | 2 | 2 |
| 合計 | 3 | 3 | 2 |

出所：DGIP ウェブサイトより作成

注) 一記事に複数の項目が含まれていることがあるため、合計数は記事数と一致しない

⑦ 「国際的な取組（パイ）に関する情報に関する比較調査」

ニュース記事において紹介されているパイの取組の中で言及されている海外知財庁は英国知財庁 (UKIPO) と豪州知財庁 (IP Australia) 及び JPO のみである。最も掲載数の多い日本については、1 件の記事について JPO の記載があるのを除いて、いずれも JICA としてのみ言及がなされている（ただし法相訪問記事を除く）。この他、韓国については Korea Copyright Cooperation (Korea Copyright Commission の間違いか)、米国については American Chamber of Commerce が紹介されている。

また、国際連携の形態は下記のとおり、会合と職員研修／交換が多くを占める他は、PPH に関する言及が 2 件あるのみである。

図表 162 年別の国際連携の形態（記事数）

| | 会合 | MOU/MOC | PPH | 協働調査 (GSP) | 協働特許分類 (CPC) | グローバル・ドシエ | 特許協力条約 (PCT) | 職員研修 / 交換 |
|---------------|----|---------|-----|------------|--------------|-----------|--------------|-----------|
| 2017年(～11/10) | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 2016年 | 5 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 合計 | 11 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |

出所：DGIP ウェブサイトより作成

注) 一記事に複数の項目が含まれていることがあるため、合計数は記事数と一致しない

1) JPO との取組について

上述のとおり、DGIPのニュース記事においてJPOに言及したものは 1 件のみである¹⁵⁸。この他の DGIP のニュース記事において発表されている日本に関する記事の中で、JPO 側の発表に対応するものは見出せない。また、JPO によるインドネシアに対する取組記事（2016 年 9 件、2017 年 5 件）について、DGIP がニュース記事で取り上げているものは前述の 1 件のみである。

他方、年報においては、JPO において発表されているいくつかの取組について紹介されている（例えば、日インドネシア IP フォーラム、PPH パイロット・プログラム）。

⑧ 「対内的な発信情報と対外的な発信情報の比較調査」

全体として、インドネシア語による発信情報に比べて英語による発信情報は極めて限られている。ニュース記事については、2016 年から 2017 年 11 月までの該当記事がインドネシア語 12 件に対して英語 3 件である。また、年報については 2013 年版のみインドネシア語に同様の内容の英語が併記されているが、他はすべてインドネシア語である。

¹⁵⁸ 2016 年 8 月に“DGIP and JPO Seminar on PPH”というタイトルのインドネシア語記事がある。現在はアクセスできないため内容は確認できないが、発表時期からすると、JPO における記事“JPO Conducted IPR Training Course”, August 8, 2016 (https://www.ipa.go.jp/shoukai_e/soshiki_e/photo_gallery2016080801.htm) であることが推測される。

2.15. マレーシア知的財産公社 (MyIPO)

- ・ MyIPO のインターネット上の発信は、①年報 (Annual Reports) と②ニュース (News) によって行われている (ただしニュースは 2016~17 年のみ)。言語はいずれのソースについてもマレー語及び英語で構成されており (ただし、ニュースについてはマレー語は 2017 年のみ)、掲載されている内容は写真も含めてほぼ同様。
- ・ MyIPO のニュース記事で紹介されている海外知財庁は WIPO に関する記事が最も多い。その他は、EPO、JPO、USPTO、SIPO、KIPO、EUIPO であるが、これらのうち、バイの取組に該当するのは EPO と SIPO のみ。紹介されている国際連携の形態は会合と職員研修/交換のみ。
- ・ MyIPO のニュース記事 (2016~17 年) において JPO に言及したものは 3 件のみであり、いずれもマルチの取組の中で触れられたものである。他方、同期間中に JPO から発信された情報の中で MyIPO ないしマレーシアに言及したものは 1 件のみ (2016 年 9 月 8 日、MyIPO 副長官の JPO 訪問) であり、両者に符合するものはない。JPO とのバイの取組は主に年報において取り上げられていると見られる。

(1) 政策動向や情報発信方針に影響しうる背景

マレーシア知的財産公社 (MyIPO: Intellectual Property Corporation of Malaysia) は特許・実用新案、産業意匠、商標、地理的表示、集積回路配置、機密情報及び企業秘密、著作権を管轄し、知的財産関連法の強化、知的財産保護の重要性に関する啓蒙、知的財産保護のための登録サービス、情報、アドバイスの提供などを行う。

独自の取組として、知的財産の取引 (売買、ライセンス) を行うプラットフォームとしての "IPR Marketplace" をホームページ上に開設している他、国内の大学・研究機関の有する知的財産関連の技術情報の検索・入手を可能にする "Technology and Innovation Support Centers (TISC)" を設置し、そのフォーカルポイントとして機能している。

マレーシアにおける知的財産政策は 2007 年に発表された国家知的財産政策 (National Intellectual Property Policy: NIPP) に基づく。NIPP は、健全かつ活発な知的財産環境の推進と、新しい成長推進力としての知的財産の活用を目標とした、知的財産政策および指令のブループリントと位置付けられている。NIPP に基づき、2007 年 7 月には知的財産裁判所が設立され、マレーシアはアジア初の知的財産訴訟を審議する専門裁判所を設置した国の 1 つとなっている¹⁵⁹。

(2) 国際連携の状況

① 主要国との連携状況

1) 日本¹⁶⁰

マレーシアは、シンガポールと同様に修正実体審査制度 (MSE) を採用しており、JPO がその所定特許庁となっている。日マレーシア両特許庁長官による MSE 申請手続簡素化に係る覚書への署名 (2007 年 3 月)、日・マレーシア経済連携協定 (EPA) 第 1 回知的財産小委員会における MSE 制度運用改善の確認 (2008 年 1 月) 等、MSE の利用促進のために様々な取組が進められている。また、2013 年 4 月からは、MyIPO が受理した特許協力条約 国際出願に対する国際調査・国際予備審査を JPO が管轄している。

2014 年 10 月からは、JPO と MyIPO との間で PPH の試行プログラムを開始し、更に、2015 年 1 月には関係強化のための協力覚書を取り交わした。同覚書に基づき、JPO から特許審査官の派遣や、MyIPO の訪問団を JPO に受け入れて、異議及び審判制度について意見交換を行っている。

¹⁵⁹ Mirandah Asa ウェブサイト。 <https://www.mirandah.com/where-we-are/malaysia/?lang=ja>。

¹⁶⁰ 特許庁『特許行政年次報告書 2017 年版』295 頁。

2) EU¹⁶¹

欧州委員会は、ASEAN に対する知財保護協力プロジェクトとして ECAPI (1993-97 年)、ECAP II (2000-2007 年) を実施し、2013-17 年には ECAP III を行った。同協力プロジェクトは「アセアン知的財産権行動計画」に沿ったもので、ASEAN 地域における知的財産の想像、保護、管理、及び行使の観点から、ASEAN 地域の統合を支援して制度の改善や調和を進めるものである。ECAP III は欧州連合知的財産庁 (EUIPO) によって運営され、ASEAN 地域における商標、意匠、地理的表示 (GI) 及びそれに関連する知的財産権の保護及び行使、能力構築活動、法的・政策的枠組みの向上等を主要な分野として実施された。マレーシアにおいても同プロジェクトの一環として品質管理に係る優良事例に関するコンサルテーションやブランド・プロモーションに関するワークショップ等が実施されている。

2017 年 2 月 17 日の EU と ASEAN の会合においては 2017 年から 2021 年までの新たな協力プロジェクトについても議論が行われ、同年後半より開始されるとの見解が示された。

3) ASEAN¹⁶²

ASEAN 知的財産協力作業部会 (AWGIPC) は ASEAN 諸国の知財局から構成された ASEAN 域内における知財に係る課題を担当する作業部会であり、2004 年より数カ年の「ASEAN 知的財産権行動計画」を策定し、取組を実施している。2011-15 年の行動計画は、ASEAN 経済共同体 (AEC) 結成に向けた統合の加速化を見据えて、ASEAN 独自の知的財産制度の確立を目指して 5 つの戦略的目標 (①バランスのとれた知的財産制度の確立、②国際知的財産制度への参加、③革新・発展のためのツールとなるような知的財産の形成・意識向上・活用の体系的な推進と知識へのアクセスを促す技術移転の支援、④国際知的財産社会への積極的な参加と対話・パートナー・関係機関との関係強化、⑤域内知的財産庁の人材・組織能力の向上を目的とした加盟国間の関係強化と協力深化) を設定した。

これらの戦略目標の下で設けられた重要プロジェクト・取組については、加盟各国が主管国として指定されているが、マレーシアは「特許管理」分野の主管国を担当している。前述の TISC 設立は、その一環として行われたものである。

(3) 調査項目に基づく調査結果

① 「調査対象の知財庁・機関による発信情報を掲載したソースの調査」

DGIP のウェブサイトにおいて、情報発信は以下の方法によって実施されている。ウェブサイトはマレー語と英語によって構成されており、いずれのソースにおいても国際的取組に関する情報が含まれている。

¹⁶¹ ジェトロ「欧州連合 (EU) とアセアン (ASEAN)、知的財産権に係る協力プロジェクトを総括」2017 年 2 月 21 日、「欧州委員会のアセアン知財保護協力プロジェクトが年次作業計画を承認」2014 年 3 月 6 日。

¹⁶² ジェトロバンコク事務所知的財産部「ASEAN 知的財産権行動計画 2016-2025」『特許ニュース』2017 年 4 月 18 日、ジェトロ「2011 年-2015 年 ASEAN 知的財産権行動計画」2014 年 1 月。

図表 163 ウェブサイトにおけるソース（マレー語・英語）

| | マレー語 | 英語 |
|--|---|--|
| ①年報 (Annual Report) | 2004 年から 2015 年までの年報を閲覧／ダウンロード可能。WIPO、ASEAN、日本、韓国、中国、台湾等、バイ及びマルチの国際的取組の情報を掲載している。 | 同左。なお、年報はマレー語と英語の併記形式。 |
| ②ニュース (News releases / Press releases) | 2016～17 年のニュースが、“Foto Galeri”に、各記事とも複数の写真とともにアーカイブされている。 | 2016～17 年のニュースが、“Photo Gallery”に、各記事とも複数の写真とともにアーカイブされている。 |
| ③その他 | ・”IP Academy (AKADEMI HARTA INTELEK)”のページの”2017 Course/Training Calendar “(現在は 2018 Course/Training Calendar)では年間の研修コースの予定が記載されており、その中に JPO と共催プログラムが含まれている(記載はマレー語)。 | |

② 「国際的な取組に関する情報（文章等）の調査」

1) 年報

年報は MyIPO の二国間および多国間の国際的取組（表敬訪問、会合、PPH、職員研修・交換等）について記載している。2016 年の年報は技術的理由からか閲覧／ダウンロードができないため、2013～15 年の年報に記載されている主な取組をあげると以下のとおりである。

また、年報は、国名や知財庁名を章や節等の見出しにする構成となっていない。

a) 2015 年

MyIPO は TISC の設立に当って WIPO との協力関係を強化、このため WIPO と協力協定を締結した。この他、ASEAN、EU や日本、イタリア、インドネシア、韓国、台湾、中国、豪州、シンガポールとのマルチ／バイの協力／パートナーシップ活動を実施。

b) 2014 年

JPO と共に PPH を開始。環太平洋パートナーシップ協定 (TPP)、東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) 及びマレーシア EU FTA (MEFTA) 交渉に参加。

c) 2013 年

WIPO、ASEAN、APEC、USPTO、EPO、JPO、SIPO 主催のセミナー／ワークショップに参加。

2) ニュース

2016 年から 2017 年 11 月 1 日までの国際的取組に関連する記事は、マレー語 6 件、英語 13 件の計 19 件であった。2017 年においてはマレー語と英語の記事数はほぼ同じで、同じ内容を扱っている。しかし 2016 年においては英語の記事のみであった。

図表 164 国際交流に関する記事件数

| | マレー語 | 英語 |
|---------------|------|----|
| 2017 年(～11/1) | 6 | 7 |
| 2016 年 | 0 | 6 |
| 2 年間合計 | 6 | 13 |

出所：MyIPO ウェブサイトより作成

バイの国際的取組に関する記事に登場する国・機関は以下のとおりである。

- ・ 欧州：EPO、EUIPO

- ・ 北米：米国
- ・ アジア：日本、中国、韓国
- ・ オセアニア：ソロモン諸島

マルチの国際的取組に関する記事に登場する機関は、WIPO、ASEAN、EU である。

図表 165 記事の単語数に関する情報

| | 英語 |
|-------|-----|
| 最大文字数 | 193 |
| 最小文字数 | 84 |
| 中央値 | 148 |

出所：MyIPO ウェブサイトより作成

③ 「調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの比較調査」

MyIPO のニュース記事においては WIPO に関して言及した記事が 8 件と最も多く、EPO が 4 件、JPO と USPTO が各 3 件、SIPO と KIPO が各 2 件、EUIPO が 1 件である。記事内容はいずれも、上述のとおり会合やセミナー／ワークショップに関するものである。

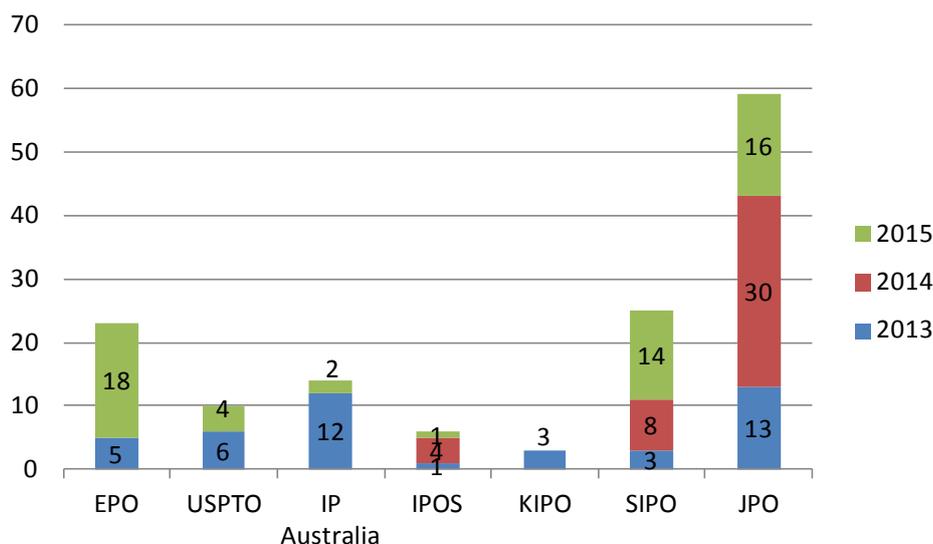
参考までに、年報（2013～15 年）における各国知財庁・機関の言及回数みると、JPO が 59 回と最も多く、SIPO・25 回、EPO・23 回、IP Australia・14 回、USPTO・10 回等となっている。

④ 「調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの推移調査」

ニュース記事は 2016～17 年の 2 カ年のみであり、また、2017 年はマレー語と英語でほぼ同様の記事を掲載したため 2016 年に比べて記事数がほぼ倍増していることから、この 2 カ年での「推移」から位置づけの変化を見出すことは難しい。

なお、年報における年度別の各国知財庁・機関の言及回数を示すと下図のとおりである。SIPO についての言及回数が年を追って増えている傾向が指摘できる。

図表 166 年報における年度別・各国知財庁・機関の言及回数



出所：MyIPO Annual Report (2013, 2014, 2015 各年版)より作成

⑤ 「国際的な取組に関する情報（写真等）からの上記③、④の位置づけの調査」

ニュース記事は「フォト・ギャラリー」に掲載されているため、全て写真が掲載されている。1記事につき概ね 6～8 枚の写真が掲載されているが、各写真の説明は一切記されていない。また、マレー語と英語の記事において掲載されている写真はすべて同じである。

他方、年報における国際的取組（会合等）に関する記載については、写真の掲載は非常に限定的である。例えば、2014 年の年報において掲載されている写真は、JPO 代表団の訪問（2014 年 6 月 12 日）と、JETRO バンコク事務所（JPO 東南アジア・アタシエ）の訪問（同 11 月 14 日）の 2 件（4 枚）のみである。

⑥ 「国際的な取組（マルチ）に関する情報に関する調査」

図表 167 は、ニュースにおけるマルチの取組に関する記事件数を示している。該当するのは WIPO と ASEAN のみである。WIPO に関する記事はいずれも WIPO が組成したワークショップ（CASE Workshop on Patent Examination Quality Management、P Curriculum module、Sub-Regional Workshop on Copyright Awareness）か他機関の行うワークショップを支援したもの、ASEAN については AWGIPC 会合（WIPO も参加）もしくは WIPO ワークショップを報じた記事である。

図表 167 ニュース記事における国際的な取組（マルチ）に関する記事件数

| | WIPO | ASEAN |
|----------------|------|-------|
| 2017 年（～11 /1） | 4 | 0 |
| 2016 年 | 4 | 4 |
| 2 年間合計 | 8 | 4 |

出所：MyIPO ウェブサイトより作成

注）一記事に複数の項目が含まれていることがあるため、合計数は記事数と一致しない

⑦ 「国際的な取組（パイ）に関する情報に関する比較調査」

MyIPO のニュース記事で紹介されている海外知財庁（WIPO を除く）は、EPO、JPO、USPTO、SIPO、KIPO、EUIPO であるが、これらのうち、パイ（二国間）の取組に該当するのは EPO と SIPO のみである。EPO はワークショップ／研修に関する記事（2 件）、SIPO については同代表団の MyIPO 訪問に関する記事（1 件）であり、その他はいずれもマルチの取組に登場するものである。（調査対象）海外知財庁以外のパイの取組としては、EU 代表団、JETRO 代表団、米国通商代表部（USTR）、及びソロモン諸島知財庁の訪問、さらに日本の文科省著作権課（JCO）とコンテンツ海外流通促進機構（CODA）の共催によるセミナーの開催がある。

紹介されている国際連携の形態は下記のとおり、会合と職員研修／交換のみである。「フォト・ギャラリー」としての性格上、政策的な取組よりも、会合やセミナー／ワークショップのようなイベント的取組を集中的に取り上げている可能性がある。

図表 168 年別の国際連携の形態（記事数）

| | 会合 | MOU/MOC | PPH | 協働調査 (CSP) | 協働特許分 類(CPC) | グローバ ル・ドシエ | 特許協 力条約 (PCT) | 職員研修 /交換 |
|-------------------|----|---------|-----|---------------|-----------------|---------------|---------------------|-------------|
| 2017 年 (～11/1) | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| 2016 年 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 2 年間合計 | 11 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 |

出所：MyIPO ウェブサイトより作成

注）一記事に複数の項目が含まれていることがあるため、合計数は記事数と一致しない

1) JPO との取組について

上述のとおり、MyIPO のニュース記事（2016～17 年）において JPO に言及したものは 3 件のみ

であり、いずれもマルチの取組の中で触れられたものである。他方、同期間中に JPO から発信された情報の中で MyIPO ないしマレーシアに言及したものは 1 件のみ（2016 年 9 月 8 日、MyIPO 副長官の JPO 訪問）であり、両者に符合するものはない。JPO とのバイの取組は主に年報において取り上げられていると見られる。

⑧ 「対内的な発信情報と対外的な発信情報の比較調査」

年報についてはマレー語と英語の発信情報は全く同じであるが、ニュース記事については、2017 年から同様の体制がとられるようになった。記事数に若干の違いあるものの、掲載されている内容は写真も含めて同様であり、両者の間に発信情報の齟齬はないと見てよい¹⁶³。

¹⁶³ ワークショップ参加者数についてマレー語記事と英語記事で違いがあるものが 1 件見られたが、誤植と推測される。

2.16. インド特許意匠商標総局（CGPDTM）

- ・ CGPDTM の情報ソースは①年報（Annual Reports） 、②長の挨拶（Director greetings） 、③ニュース（News） 、である。ただし、長の挨拶は過去 1 件しかない。
- ・ ニュースにおける国際的な取組については、直近 5 年間で 6 件のみである。また、英語のみでヒンディー語による発信はない。年報についてはヒンディー語および英語の両方で情報が発信されているが、内容に違いはない。
- ・ CGPDTM ウェブサイトにおいて、CGPDTM と JPO のバイの取組に関する記事は、調査対象期間中 2 件であった。他方、JPO ウェブサイトでは、CGPDTM と JPO のバイの取組に関する記事は、調査対象期間中 1 件であった。
- ・ 限られた情報ソースの中では、年報やニュースにおいて日本の情報の取扱量は多いと言える。

(1) 政策動向や情報発信方針に影響しうる背景¹⁶⁴

インドの知的財産制度は、1995 年の世界貿易機関（WTO）への加盟以来、数度の法改正がなされるなど、整備が進められてきた。2005 年に施行された改正特許法により、物質特許制度が導入され、医薬品関連発明に対して特許が与えられるようになった。

インドでは、近年の経済成長に合わせて、特許出願件数も急速に増加しており、審査順番待ち件数の増大が課題となっている。インド特許意匠商標総局は、約 460 名の新人審査官の大量増員を採用するなど、審査処理促進に向けた取組を進めており、2018 年 3 月までに FA（First Action）期間を 18 ヶ月まで短縮することを目標にしている。制度面でも 2016 年 5 月には、早期審査制度の導入を含む特許規則の改正を行うなどの対策を実施した。また、インド特許意匠商標総局は、電子出願受付及び公報検索サービス導入、特許審査の進捗公開等の電子化及びインターネット上での情報開示を進めている。

インド特許意匠商標総局は、2013 年 7 月にマドリッド協定議定書に基づく商標出願の受理を開始した。また、同年 10 月には、国際調査機関（ISA）・国際予備審査機関（IPEA）として運用を開始している。

(2) 調査項目に基づく調査結果

① 「調査対象の知財庁・機関による発信情報を掲載したソースの調査」

インド特許意匠商標総局（CGPDTM: the Office of the Controller General of Patents, Designs, and Trade Marks）のウェブサイトにおいて、情報発信は以下の方法によって実施されている。ウェブサイトはヒンディー語と英語によって構成されており、いずれのソースにおいても国際的な取組に関する情報が含まれている。

¹⁶⁴ 特許庁『特許行政年次報告書 2017 年版』298-299 頁。

図表 169 ウェブサイトにおけるソース（ヒンディー語・英語）

| | ヒンディー語 | 英語 |
|---|---|---|
| ①年報 (Annual Report) | 2017年12月時点で、2006年から2016年までの年報を閲覧可能。 | 2017年12月時点で、2002年から2016年までの年報を閲覧可能。 |
| ②長の挨拶 (Director greetings) | なし | 2017年12月時点で、1件の長の挨拶を閲覧可能。 |
| ③ニュース (News releases/Press releases) | 2017年12月時点で、3つの2017年のプレスリリースが掲載されている。しかし、いずれも国際的取組に関するものではない。 | 2006年から2017年にかけての英語ニュースおよびプレスリリースは多数掲載されている。2013年はプレスリリースがなく、2014年と2015年のプレスリリースは、国際的取組に関するものでないため、本レポートでは取り上げない。2016年と2017年のプレスリリースでは、国際的取組について扱われているため本レポートにて取り上げる。 |
| ④その他 | ・6カ国(EPO、日本、アメリカ、ドイツ、スイス、オーストラリア)のMOUが掲載されている。いずれも2006年から2008年にかけて、作成されたものである。なお、ウェブサイトにてダウンロード可能な解説書のファイルは英語のみ。 ¹⁶⁵ | |

② 「国際的な取組に関する情報（文章等）の調査」

1) 年報

2006年から2016年までの英語の年報とヒンディー語の年報は同様の内容である。2017年度の年報はウェブサイト上ではまだ公開されていない。2014年度および2015年度の年報では、国際連携に関する章が設けられており、インドと他国との二国間およびマルチの取組について取り上げられている。各取組についてはサマリーと共に写真が掲載されている。

2012年度と2013年度の年報には国際的取組に関する記述がほとんどなく、それぞれWIPO、マドリッド協定議定書、特許協力条約に関するCGPDTMの取組についてのみ触れられている。

全ての年報には、CGPDTMの職員が世界各国で受ける研修のリストが掲載されている。多くがWIPO関連のものである。日本は重要な研修パートナーとして、日本国特許庁（JPO）主催または日本で開催されたCGPDTM職員向けの研修については毎年扱われている。

国際的な取組に関する章の項目名を確認したところ、インドでは2015年と2016年の年報の項目に国名または知財庁名が登場していた。2015年の年報では、国際的な取組に関する章の中に1.から8.までの項目が設けられており、その内、4.EPOとのMOC締結、5.イランがインド知財庁をISA/IPEAと認めることに批准、6.BRICsでの協力、7.WIPOとの協力、8.日本との知財トレーニング、において国名または知財庁名が登場していた。2016年の年報では、国際的な取組に関する章の中に1.から11.までの項目が設けられており、3.EUとの知財協力、4.WIPO総会（英国、OHIM、スウェーデン、イスラエル、BRICs、フランス、デンマーク、EPO、日本、OAPIと共に）、6.日本とのMOC締結、7.EPOとの協力、8.WIPOとの協力、10.日本との審査官交流、11.CGPDTM職員の日本訪問、において国名または知財庁名が登場していた。

国名または知財庁名の並び順については、アルファベット順ではないため順番の意図は不明である。日本は比較的後ろの順番に登場することが多いが、登場回数は多く位置づけを軽視しているわけではないと思われる。

2) ニュース

英語のニュースは2006年から2017年にかけて掲載されている。2013年から2017年のニュースを見ると、5年間合計でヒンディー語の記事件数は0件、英語の記事件数も6件のみである。その内、2017年の記事数が5件となる。

¹⁶⁵ Controller General of Patents, Designs & Trade Marks, IPR Bilaterals, <http://www.ipindia.nic.in/ipr-bilaterals-ih.htm>

図表 170 国際的な取組に関する記事数

| | 現地語 | 英語 |
|---------------|-----|----|
| 2013年 | - | 0 |
| 2014年 | - | 0 |
| 2015年 | - | 0 |
| 2016年 | - | 1 |
| 2017年(～12/31) | - | 5 |
| 5年間合計 | 0 | 6 |

出所：CGPDTM ウェブサイトより作成

図表 171 国際的な取組に関する記事数



出所：CGPDTM ウェブサイトより作成

図表 172 記事の単語数に関する情報

| | 現地語 | 英語 |
|-------|-----|-----|
| 最大単語数 | - | 284 |
| 最小単語数 | - | 112 |
| 中央値 | - | 166 |

出所：CGPDTM ウェブサイトより作成

③ 「調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの比較調査」

以下の表は、ニュースにおける国際的な取組（パイ）に関する発信状況（海外知財庁が登場する記事数）を示している。

インドの直近5年間のニュース記事は6件のみであるが、その内日本が2件、韓国・中国・ロシア・ブラジルがそれぞれ1件となる。

図表 173 二国間（バイ）に関する情報における海外知財庁・機関等名が登場する記事数（ニュース）

| | | 2017年 (~12/31) | 2016年 | 2015年 | 2014年 | 2013年 | 5年間合計 |
|---------------------------|-----|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 米国 (USPTO) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 欧州(EPO) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 欧州(EUIPO、 OHIM) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ドイツ (DPMA) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| カナダ(CIPO) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| オーストラリア (IP Australia) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 韓国(KIPO) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 台湾(TIPO) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| シンガポール (IPOS) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| タイ(DIP) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| インドネシア (DGIP) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| マレーシア (MyIPO) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ロシア (Russia) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 中国(SIPO) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| ブラジル (INPI) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| GCC | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| アフリカ (OAPI) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| アフリカ (ARIPO) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| JPO(日本) | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| WIPO | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他合計 | 現地語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

出所：CGPDTM ウェブサイトより作成。

④ 「調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの推移調査」

インドにおける国際的な取組に関する記事数が5年間で6件のみであることから、推移を調査することは難しい。ただし、日本については唯一2016-2017年で連続してニュース記事に取り上げられた国であると言える。

⑤ 「国際的な取組に関する情報（写真等）に関する調査」

1) 年報

年報上の写真の中で最も多いタイプは研修やセミナーに関するものであった。その次に多かった写真のタイプが国際協調に関するものである。日本との取組に関する記事では、JPOとCGPDTMとの交流プログラム¹⁶⁶、日印間のMOU締結に関するもの¹⁶⁷、CGPDTM幹部職員のJPO訪問¹⁶⁸等、多くの写真が掲載されている。

2) ニュース

2017年5月30日のプレスリリースでは、CGPDTMとJPOがMOU締結をした際の写真¹⁶⁹が多く掲載されており、これらはCGPDTMのウェブサイトのフォトギャラリーで閲覧が可能である。このニュースは英語版のみで閲覧可能である。

⑥ 「国際的な取組（マルチ）に関する情報に関する調査」

図表 174 はプレスリリースにおけるマルチの国際的な取組に関する記事数を示している。2017年にWIPOが2件、BRICSが1件のみとなっている。

図表 174 ニュースにおける国際的な取組（マルチ）に関する記事数

| | WIPO | BRICS |
|---------------|------|-------|
| 2013年 | 0 | 0 |
| 2014年 | 0 | 0 |
| 2015年 | 0 | 0 |
| 2016年 | 0 | 0 |
| 2017年（～12/31） | 2 | 1 |
| 5年間合計 | 2 | 1 |

出所：CGPDTMウェブサイトより作成

⑦ 「国際的な取組（バイ）に関する情報に関する比較調査」

1) 年報

年報でバイの国際的な取組の情報が確認できるのは、2014年、2015年、2016年の3か年のものとなる。その中で最も二国間の国際的な取組に関する項目が多かったのは日本の7件であった。また、続いてEU（EPO）が5件で二番目に記事数が多かった。

2) ニュース

CGPDTMのバイの国際連携を見るとMOU/MOC、人材教育審査員交流の二つのカテゴリーに集中している。これは年報で取り上げられているトピックと同様の傾向にある。

¹⁶⁶ Intellectual Property India, Annual Report 2015-2016, http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/IPOAnnualReport/1_71_1_Annual_Report_2015-16_English_2_.pdf, p. 67 [Accessed 08.12.2017].

¹⁶⁷ Intellectual Property India, Annual Report 2015-2016, http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/IPOAnnualReport/1_71_1_Annual_Report_2015-16_English_2_.pdf, p. 74 [Accessed 08.12.2017].

¹⁶⁸ Intellectual Property India, Annual Report 2015-2016, http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/IPOAnnualReport/1_71_1_Annual_Report_2015-16_English_2_.pdf, p. 76 [Accessed 08.12.2017].

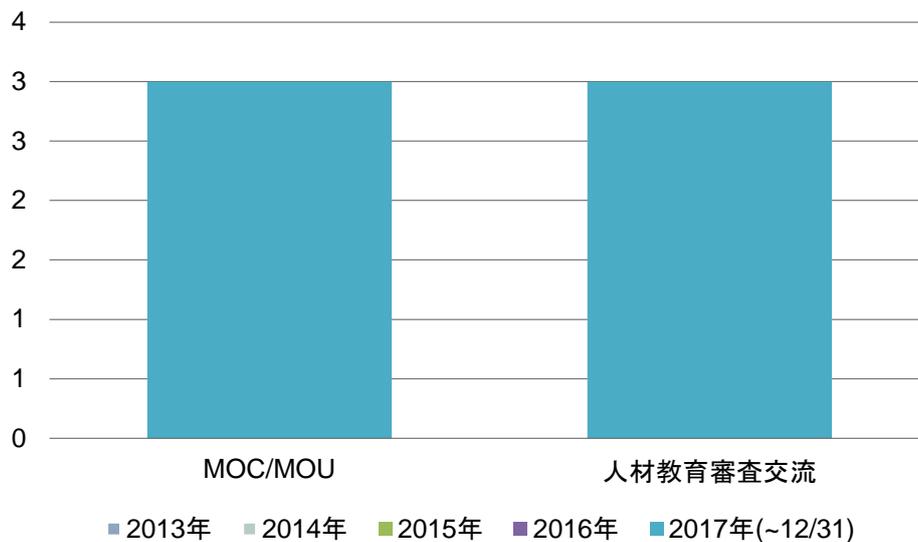
¹⁶⁹ Controller General of Patents, Designs & Trade Marks, Photo Gallery, http://www.ipindia.nic.in/photo-gallery.htm?Album_32/Shri+OP+Gupta+Controller+General+of+Patents+Designs+and+Trade+Marks+and+Mr+Masayuki+Koyanagi+Deputy+Commissioner+of+Japan+Patent+Office+signed+biennial+action+plan+for+20172019 .

図表 175 年別の国際連携の形態

| | MOU/MOC | 人材教育 審査員交 流 |
|---------------|---------|-------------------|
| 2013年 | 0 | 0 |
| 2014年 | 0 | 0 |
| 2015年 | 0 | 0 |
| 2016年 | 0 | 0 |
| 2017年(～12/31) | 3 | 3 |
| 5年間合計 | 0 | 0 |

出所：CGPD TM ウェブサイトより作成

図表 176 年別の国際連携の形態（グラフ）



出所：CGPD TM ウェブサイトより作成

3) 日本との取組について

CGPD TM の英語ウェブサイトにおいて、CGPD TM と JPO のバイの取組の内、国際協力について紹介した記事は、調査対象期間中 2 件であった。他方、JPO の英語ウェブサイトでは、CGPD TM と JPO のバイの取組のうち、実際に行われた国際協力について紹介した記事は、調査対象期間中 1 件であった。

⑧ 「対内的な発信情報と対外的な発信情報の比較調査」

ヒンディー語のニュースは 3 件であり、かつそれらは国際的な取組に関するものでは無いことからヒンディー語による発信情報は英語に比べて極めて限られている。その他の情報源に関しては、英語とヒンディー語の情報内容に差はない。CGPD TM のウェブサイトにおける主な情報発信は英語で行われている。

2.17. ロシア特許庁（ROSPATENT）

- ・ ROSPATENT のインターネット上の発信は、①年報（Annual Reports）、②プレスリリース（Press Release）によって行われている。
- ・ ウェブサイトの構成を見てみると、ロシア語版の方が多様なページが設けられており、ロシア語版のウェブサイトでは、CIS 諸国含む国内措置や制度の構造が記載されている。
- ・ プレスリリースでは、欧州特許庁（EPO）や WIPO が登場するものの、発信数が合計 4 件と少なく、知財庁による扱いの特徴は確認できない。他方、年報では、WIPO やその他国際機関との協力関係、二国間の協力、CIS 諸国との協力、ユーラシア特許庁（EAPO）との協力や PPH 協力について言及されている。
- ・ ROSPATENT ウェブサイトのプレスリリースでは、JPO のバイの取組のうち、実際に行われた会合について紹介した記事は 0 件であり、JPO ウェブサイトでは計 6 件であった。

(1) 政策動向や情報発信方針に影響しうる背景

ロシアは知的財産関連法の改正を 2008 年に行い、それ以降、関連規定や制度の整備が進められてきた。2010 年には、ロシアにおける知的財産を所管する政府機関である「連邦知的財産権・特許・商標庁」（ROSPATENT: Federal Service for Intellectual Property, Patents & Trademarks of Russia）が欧州特許庁（EPO）との制度近似化プロジェクトを通じ、審査ガイドラインを策定した¹⁷⁰。また、2013 年 7 月には、知的財産裁判所が稼働開始した他、2014 年 10 月には、実用新案の実体審査が導入されている。さらに、2016 年 2 月からは、IT の情報共有や人材育成、普及啓発活動、特許分類等の内容を含む欧州特許庁（EPO）との協力プランに合意し、国際連携の取組を進めている¹⁷¹。

(2) 調査項目に基づく調査結果

① 「調査対象の知財庁・機関による発信情報を掲載したソースの調査」

ロシアのウェブサイトにおいて、情報発信は以下の方法によって実施されている。発信言語は、ロシアの公用語であるロシア語及び英語で行われているが、長の挨拶、またそれに関連する情報は ROSPATENT のウェブサイトには設けられておらず、年報（Annual Report）とプレスリリース（News releases/Press releases）が主な情報ソースとなっている。

年報は、英語とロシア語で掲載されており、年次が異なる掲載以外、内容は同一である。プレスリリースは英語のみの記事とロシア語のみの記事に分かれている。なお、2018 年 1 月より ROSPATENT ウェブサイトがリニューアルされている¹⁷²が、本調査では 2017 年 12 月時点までのウェブサイト¹⁷³で掲載されていた情報を基に整理・分析を行っている。

¹⁷⁰ 特許庁『特許行政年次報告書 2017 年版』301 頁。

¹⁷¹ 特許庁『特許行政年次報告書 2017 年版』301 頁。

¹⁷² リニューアル後の Rospatent ウェブサイトは以下のとおり。

<http://www.rupto.ru/en>

¹⁷³ Rospatent の新しいウェブサイトは以下のとおり。

<http://old.rupto.ru/>

図表 177 ウェブサイトにおけるソース（英語・ロシア語）

| | 英語 | ロシア語 |
|--|--|---|
| ①年報 (Annual Report) | 2001年版から2016年版までの年報が掲載されている(2016年は見出しのみ)。国際協力への言及は、第3章「ROSPATENTの国際的取組について」(Main directions of ROSPATENT's International Activity)に収められている。 主な構成は以下のとおり。 3.1: WIPOとの協力 3.2: 国際機関との協力 3.3: 二国間協力 3.4: CIS諸国との協力 3.7: PPHプログラムへの参加 | 2000年版から2015年版までの年報がロシア語で掲載されている(2016年は見出しのみ)。国際協力への言及は、第3章「ROSPATENTの国際的取組について」(Main directions of ROSPATENT's International Activity)に収められている。 主な構成は英語と同一である。 3.1: WIPOとの協力 3.2: 国際機関との協力 3.3: 二国間協力 3.4: CIS諸国との協力 3.7: PPHプログラムへの参加 |
| ②長の挨拶 (Director greetings) | ROSPATENTのウェブサイトでは長の挨拶に関連するページは設けられていない。 | 同左 |
| ③プレスリリース (News releases/Press releases) | 2013年から2017年までのプレスリリースが掲載されている。 | 同左 |

② 「国際的な取組に関する情報（文章等）の調査」

1) 年報

年報は英語およびロシア語で作成され、掲載対象の年次が異なるのみで、内容は同一である。年報の第3章「ROSPATENTの国際的取組について」(Main directions of ROSPATENT's International Activity)において、ROSPATENTによる国際的な取組の活動や方向性に関する情報が掲載されている。具体的には、以下の構成において、WIPOやその他国際機関との協力関係、二国間の協力、CIS諸国との協力、ユーラシア特許庁(EAPO)との協力やPPH協力について言及されている。

また、年報は、国名や知財庁名を章や節等の見出しにする構成となっていない。

【構成】

- 3.1: WIPOとの協力
- 3.2: 国際機関との協力
- 3.3: 二国間協力
- 3.4: CIS諸国との協力
- 3.7: PPHプログラムへの参加

2) 長の挨拶

国際的取組に関する言及はなされていない。

3) プレスリリース

2013年から2017年までで国際的取組に関連する記事は、計4件（英語の記事3件、ロシア語の記事1件）であった。

図表 178 国際的な取組に関する記事数

| | 英語 | ロシア語 |
|--------------|----|------|
| 2013年 | 2 | 1 |
| 2014年 | 0 | 0 |
| 2015年 | 0 | 0 |
| 2016年 | 1 | 0 |
| 2017年(~12/8) | 0 | 0 |
| 5年間合計 | 3 | 1 |

出所：ROSPATENTウェブサイトより作成

マルチの国際的取組に関する記事に多く登場する機関は、WIPO である。
また、バイの国際的取組に関する記事に登場する国および機関は以下のとおりである。

- ・ 欧州：EPO（欧州特許庁）
- ・ 北米：なし
- ・ 中南米：なし
- ・ オセアニア：なし
- ・ 中東：なし
- ・ アジア：日本
- ・ アフリカ：なし
- ・ 国際機関・その他：WIPO、BRICs

記事の内容は、会合や協働特許分類（CPC）や人材育成・交流に関する記事が掲載されている。

図表 179 記事の単語数に関する情報

| | 英語 | ロシア語 |
|-------|-----|------|
| 最大文字数 | 326 | 562 |
| 最小文字数 | 118 | 82 |
| 中央値 | 192 | 324 |

出所：ROSPATENT ウェブサイトより作成

③ 「調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの比較調査」

以下の表は、プレスリリースにおける二国間の取組（バイ）に関する発信状況（海外知財庁の登場する記事数）を示している（英語及びロシア語）。調査対象期間中、登場する海外知財庁は、EPO（欧州特許庁）と日本（JPO）、WIPO のみであり、その他は BRICs や国名だけの登場のみとなっている。

図表 180 二国間（バイ）に関する情報における海外知財庁・機関等名が登場する記事数（プレスリリース）

| | | 2017年 (~12/8) | 2016年 | 2015年 | 2014年 | 2013年 | 5年間合計 |
|---------------------------|------|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 米国 (USPTO) | ロシア語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 欧州 (EPO) | ロシア語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 欧州 (EUIPO、OHIM) | ロシア語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ドイツ (DPMA) | ロシア語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| カナダ (CIPO) | ロシア語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| オーストラリア (IP Australia) | ロシア語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 韓国 (KIPO) | ロシア語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 台湾 (TIPO) | ロシア語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| シンガポール (IPOS) | ロシア語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| タイ (DIP) | ロシア語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| インドネシア (DGIP) | ロシア語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| マレーシア (MyIPO) | ロシア語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| インド (CGPDTM) | ロシア語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中国 (SIPO) | ロシア語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ブラジル (INPI) | ロシア語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| GCC | ロシア語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| アフリカ (OAPI) | ロシア語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| アフリカ (ARIPO) | ロシア語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| JPO (日本) | ロシア語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| WIPO | ロシア語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| その他合計 | ロシア語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |

出所：ROSPATENT ウェブサイトより作成。

④ 「調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの推移調査」

2013年からの5年間における二国間の取組（バイ）に関する発信状況（海外知財庁の登場する記事数）の推移は以下のとおりである。EPOが2016年に1件、WIPOが2013年に1件登場している。

図表 181 二国間（バイ）に関する情報における海外知財庁・機関等名が登場する記事数（英語及びロシア語）（5年間の推移）

| | 2017年(～12/8) | 2016年 | 2015年 | 2014年 | 2013年 | 合計 |
|------------|--------------|-------|-------|-------|-------|----|
| EPO(欧州特許庁) | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| WIPO | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 |

出所：ROSPATENT ウェブサイトより作成

⑤ 「国際的な取組に関する情報（写真等）からの上記③,④の位置づけの調査」

ウェブサイトにおけるソースのうち、年報（Annual Report）のみ、国際的な取組に関する写真が掲載されている。

年報の第3章「ROSPATENTの国際的取組について」（Main directions of ROSPATENT's International Activity）の表紙では、人物や出来事の写真が掲載され、この表紙は毎年継続して掲載されている。なお、掲載されている写真の説明（キャプション）は含まれていない。

また、この表紙に続き、他の写真が時間順に並べて表示されており、具体的にはROSPATENTの代表者と各代表団との会合風景が掲載されている。ロシア語版と英語版の両方で同じ写真が使用されており、言語の違いによる内容の差はない。他方、写真の説明（キャプション）は記載されておらず、人物や出来事等の背景情報は不明である。

⑥ 「国際的な取組（マルチ）に関する情報に関する調査」

1) 年報

2013年版～2016年版までの年報では、第3章「ROSPATENTの国際的取組について」（Main directions of ROSPATENT's International Activity）の中でも、特に「3.1：WIPOとの協力」と「3.2：国際機関との協力」で、国際的な取組（マルチ）に関する情報が記載されている。

WIPO及びBRICsについては、2013年版～2016年版の4年間全てにおいて登場しており、それ以外の国際機関としてはAPEC、EU、欧州特許庁（EPO）、欧州共同体（OHIM）、ユーラシア特許庁（EAPO）、WTOが登場する。

また、2013年版～2016年版までの年報において言及される国際連携の形態としては、以下のとおりである。（言及されている形態については○としている。）

図表 182 年別の国際連携の形態

| | | 会合 | PPH | 協働調査 | 人材育成・交流 |
|-------|------|----|-----|------|---------|
| 2016年 | ロシア語 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 英語 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2015年 | ロシア語 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 英語 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2014年 | ロシア語 | ○ | ○ | - | - |
| | 英語 | ○ | ○ | - | - |
| 2013年 | ロシア語 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 英語 | ○ | ○ | ○ | ○ |

出所：ROSPATENT ウェブサイトより作成。

注：一記事に複数の項目が含まれていることがある。

2) 長の挨拶

2013年から2017年において、ROSPATENTのウェブサイトでは長の挨拶に関連するページは設けられておらず、国際的な取組（マルチ）に関する記述はない。

3) プレスリリース

プレスリリース (News releases/Press releases) で発信されている国際的取組の記事計 6 件のうち、国際的な取組 (マルチ) に関しては 4 件で言及がなされている。4 件中 2 件が WIPO との取組に関するものであり、具体的には、WIPO 事務局長によるロシア来訪時の意見交換や今後のロシアと WIPO 間の協力関係強化に関する記事 (2013 年 10 月 5 日の記事¹⁷⁴) などが掲載されている。

図表 183 プレスリリースにおける国際的な取組 (マルチ) に関する記事件数

| | | WIPO | BRICS | その他 |
|-------------------|------|------|-------|-----|
| 2017 年 (~12/8) | ロシア語 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 |
| 2016 年 | ロシア語 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 |
| 2015 年 | ロシア語 | 1 | 0 | 1 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 |
| 2014 年 | ロシア語 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 |
| 2013 年 | ロシア語 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 1 | 1 | 0 |
| 5 年間合計 | ロシア語 | 1 | 0 | 1 |
| | 英語 | 1 | 1 | 0 |

出所：ROSPATENT ウェブサイトより作成

⑦ 「国際的な取組 (バイ) に関する情報に関する比較調査」

1) 年報

2013 年版～2016 年版までの年報では、第 3 章「ROSPATENT の国際的取組について」(Main directions of ROSPATENT's International Activity) の中でも、特に「3.3：二国間協力」と「3.4：CIS 諸国との協力」、また「3.7：PPH プログラムへの参加」で、二国間 (バイ) に関する国際的取組に関する情報が記載されている。

登場する知財庁や機関名としては、EPO (欧州特許庁) の他、欧州共同体 (OHIM)、WIPO、WTO、APEC、EU であり、CIS 諸国や日本含め、その他の国との協力状況については知財庁名ではなく国名表記となっている。

2) 長の挨拶

2013 年から 2017 年において、ROSPATENT のウェブサイトでは長の挨拶に関連するページは設けられておらず、二国間 (バイ) に関する国際的取組の記述はない。

3) プレスリリース

プレスリリース (News releases/Press releases) で発信されている国際的取組の記事計 6 件のうち、国際的な取組 (マルチ) に関しては 4 件で言及がなされている。4 件中、WIPO と EPO (欧州特許庁) が 1 件ずつであり、その他は、BRICs が 1 件と国名のみで日本 (Japan) が登場するのみとなっている。

¹⁷⁴ Rospatent, "Press release on the visit of Mr. F. Gurry, Director General, WIPO, to Russia in", October 5, 2013
http://www.rupto.ru/press/news_archive/inform2013/66de9a87-3a3c-11e3-71a3-9c8e9921fb2c?lang=en

図表 184 二国間（バイ）に関する情報における海外知財庁・機関等名が登場する記事数（英語及びロシア語）（5年間の推移）（再掲）

| | 2017年（～12/8） | 2016年 | 2015年 | 2014年 | 2013年 | 合計 |
|------------|--------------|-------|-------|-------|-------|----|
| EPO(欧州特許庁) | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| WIPO | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 |

出所：ROSPATENT ウェブサイトより作成

また、その国際連携の形態としては以下のとおりであり、CPC（共通特許分類）とその他が登場する。

図表 185 プレスリリースにおける年別の国際連携の形態（記事数）

| | | CPC (共通特許分類) | その他 |
|------------------|------|-----------------|-----|
| 2017年 (～12/8) | ロシア語 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 |
| 2016年 | ロシア語 | 0 | 0 |
| | 英語 | 1 | 0 |
| 2015年 | ロシア語 | 0 | 1 |
| | 英語 | 0 | 0 |
| 2014年 | ロシア語 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 |
| 2013年 | ロシア語 | 0 | 1 |
| | 英語 | 0 | 0 |
| 5年間合計 | ロシア語 | 0 | 2 |
| | 英語 | 1 | 0 |

出所：ROSPATENT ウェブサイトより作成

注：一記事に複数の項目が含まれていることがあるため、合計数は記事数と一致しない。

4) 日本との取組について

ROSPATENT ウェブサイトにおいて、2013年版～2016年版の年報にはJPOとの取組に関する記述がないものの、国名（Japan）については4年間全ての年報で登場している。

例えば、2014年版の年報¹⁷⁵では、第3章の「3.7.: PPHプログラムへの参加(ROSPATENT's participation in Patent Prosecution Highway (PPH) project)」において、日本国特許庁（JPO）との人事交流について具体的に言及されている。JPOとの人事交流については、2014年に締結されたPPHプログラムの下で推進され、その具体的な取組として、2名のROSPATENT審査官が2014年5月にJPOを訪問し、研修を受けたこと、また、JPOの組織体制や検索システム、特許出願対応の実務等について体得した旨が記述されている。

また、ROSPATENT ウェブサイトにおけるプレスリリースでは、ROSPATENTとJPOのバイの取組のうち、実際に行われた会合について紹介した記事は0件であった。他方、JPOウェブサイトでは、ROSPATENTとJPOのバイの取組のうち、実際に行われた会合について紹介した記事は、調査対象期間中6件であり、両知財庁のウェブサイトでの記事を比較すると以下のとおりである。

¹⁷⁵ Rospatent, "Annual report of Rospatent 2014"
http://www.rupto.ru/about/reports/2014_3

図表 186 JPO と ROSPATENT 記事の対応関係（プレスリリース）

| | JPO | ROSPATENT |
|------------|---|-----------|
| 2016/12/19 | ROSPATENT Director General Ivliev Visited JPO | 該当なし |
| 2015/3/31 | Patent Prosecution Highway (PPH) | 該当なし |
| 2015/2/27 | Cooperation in the Examination Process: Establishment of an Advanced Industrial Property Network (AIPN) | 該当なし |
| 2016/12/19 | ロシア特許庁のイヴリエフ長官が特許庁を訪問しました | 該当なし |
| 2016/10/3 | ロシア特許庁長官が特許庁を訪問しました | 該当なし |
| 2014/6/23 | ジュネーブ改正協定 15 周年記念国際シンポジウムが開催されました | 該当なし |

出所：両知財庁ウェブサイトより作成

なお、ROSPATENTとJPOのバイの取組のうち、実際に行われた会合以外について紹介した記事を見ると、ROSPATENTウェブサイトでは、2件で言及がなされている。例えば、2013年の記事（2013年2月3日記事¹⁷⁶）では、JPOからROSPATENTおよびユーラシア特許庁（EAPO）への訪問に触れ、日本人専門家が今後の協力へ関心を示した旨が記述されている。

⑧ 「対内的な発信情報と対外的な発信情報の比較調査」

ROSPATENT ウェブサイトにおける発信情報を見ると、英語の方が国際的取組についてより多くの情報を掲載している。また、最近の傾向として、ウェブサイト上での対外的な発信情報量は減少傾向になり、例えば、2016年と2017年の年報については、英語でもロシア語でも非公開となっている。また、プレスリリース（News releases/Press releases）についても掲載数が減少している。

全般的なウェブサイトの構成を見てみると、ロシア語版の方が多様なページが設けられている。例えば、英語版ウェブサイトでは、①ROSPATENT の概要（About ROSPATENT）、②政策や関連法（Policy&Law）、③プレスリリース（News）、④製品（Products）、そして、⑤サービス（services）の5分野のページのみとなっているが、ロシア語版のウェブサイトでは、CIS 諸国含む国内措置や制度の構造が記載されている。

なお、前述したように、ウェブサイトに掲載されている写真（年報のみ）はロシア語版も英語版も同一の写真を使用しており、内容の差はない。他方、写真の説明（キャプション）が付記されていないため、ロシアの IP 関係者や ROSPATENT に精通している者以外は、写真の情報の認識が困難であることが推察される。

¹⁷⁶ Rospatent, “П р е с с -релиз о рабочем визите экспертов Японского патентного ведомства.”, February 3, 2013.

http://www.rupto.ru/press/news_archive/inform2013/26257381-6ec4-11e2-e32f-9c8e9921fb2c

2.18. ブラジル産業財産庁 (INPI)

- ・ INPI のインターネット上の発信は、①年報 (Relatório de atividades)、②ニュース (Notícias) によって行われている。
- ・ INPI ウェブサイトでは、トップページのみ多言語対応として、英語の他、スペイン語のサイトもあるが、その他は全て現地語 (ポルトガル語) となっている。実質的にすべての記事がポルトガル語でしか対外発信されていない。
- ・ ニュースでは、日本 (JPO) との取組を紹介する記事が最も多く、登場する知財庁のうち、日本 (JPO) の記事は 12 件である一方、米国 (USPTO) は 8 件、中国 (SIPO) が 7 件となっている。また、マルチの国際的取組に関する記事では、WIPO の他、BRICs やイベロアメリカ知的財産プログラム (IBEPI)、PROSUR 諸国など、地域名やプログラム名が多く登場している。
- ・ INPI ウェブサイトにおいて、INPI と JPO のバイの取組のうち、実際に行われた会合について紹介した記事は、調査対象期間中 12 件であった。他方、JPO ウェブサイトでは、INPI と JPO のバイの取組のうち、実際に行われた会合について紹介した記事は、調査対象期間中 7 件であり、JPO 以上の頻度で、INPI が日本との取組を取り上げていることが分かる。

(1) 政策動向や情報発信方針に影響しうる背景

① 近年重視されている政策トピックや背景

ブラジルでは、「イノベーション強化」が国家戦略の主要なテーマの 1 つとして掲げられ、ブラジルの経団連に該当する「Confederação Nacional da Indústria (国家産業連盟) (以下「CNI」とする。)」では、「Iniciativa da Mobilização Empresarial pela Inovação (イノベーションに向けたビジネス動員イニシアティブ) (以下、「MEI」とする。)」と称する戦略イニシアティブを推進している。

“イノベーションに向けたビジネス動員イニシアティブ (MEI)”では、イノベーションの促進に向けた 6 つの戦略計画を示しているが、その中の 1 点目が知的財産に関連するもので、「産業財産規制の枠組みの強化」が掲げられている¹⁷⁷。

- イノベーションと産業財産規制の枠組みの強化
- イノベーションのための政府組織の強化
- イノベーションのための資金調達
- イノベーションによるグローバル化
- イノベーションのための人材育成
- イノベーションができる中小企業の促進

また、国際・外交的な観点から昨今のブラジルの政策動向を見ると、ブラジルは国連改革や WTO、気候変動の他、G20 (金融サミット) など地球規模課題のグローバルな取組に積極的に関与している他、地域統合の進展、BRICS を通じた新興国外交、そして、中南米諸国やアフリカとの積極外交を活発に進めている。

この背景としては、2003 年に就任した前ルーラ政権下で掲げられた外交戦略「新しい国際社会のルール作りへのコミットメント」¹⁷⁸が挙げられる。ブラジルを含む新興国や途上国の声を反映した新しい国際秩序体制の構築を重視し、ブラジルとして、率先して国際的な取組に関与していくことが国益の増進につながるという考えの下、中南米諸国とアフリカ諸国との外交や協力関係を重視してきた。中でも、アフリカ諸国と中南米諸国との外交を重視し、貿易関係の拡大、経済・技術協力、貧困など社会問題への取組、バイオ燃料の生産・開発にかかわる連携等を推進している。また、地域統合の深化も活発に進めており、創設に関わった中南米地域の地域経済共同体メルコスール (人口約 3 億人、GDP 約 2.8 兆ドル (2015 年、世銀)) では、現在 EU との自由貿易協定の交渉を図っている。

また、日本とは、1895 年の外交関係樹立以降、1908 年からブラジル移住が開始され、2008 年には移住 100 周年として「日本ブラジル交流年」が国家的に祝賀された他、2015 年は日ブラジル外交

¹⁷⁷ “Iniciativa da Mobilização Empresarial pela Inovação”ウェブサイト

<http://www.portaldaindustria.com.br/cni/canais/mobilizacao-empresarial-pela-inovacao/>

¹⁷⁸ 子安昭子「ルラ外交と世界で高まるブラジルのプレゼンス」『日本貿易会』No.684、2010 年 9 月、27 頁。

関係樹立 120 周年を迎えるなど、歴史的に長い友好関係にある。また、ブラジルは海外で最大の日系社会（約 190 万人）を抱え、活発な要人往来もあり、伝統的に強固な友好関係が築かれている。このような世界最大の日系社会の存在や伝統的な友好関係を踏まえ、日本政府の開発援助では、日本とブラジルの両国の経済関係強化に資する協力が重点分野として掲げられている¹⁷⁹。また、両国が協力して第三国を支援していくことにより、両国の良好な関係の成熟と効果的な支援を図ることを狙いに、ブラジルと日本は 2000 年に開発協力のパートナーシップ・プログラム（Japan-Brazil Partnership Programme : JBPP）を締結し、同枠組みを通し、中南米諸国やアフリカ諸国に対し三角協力を展開している。

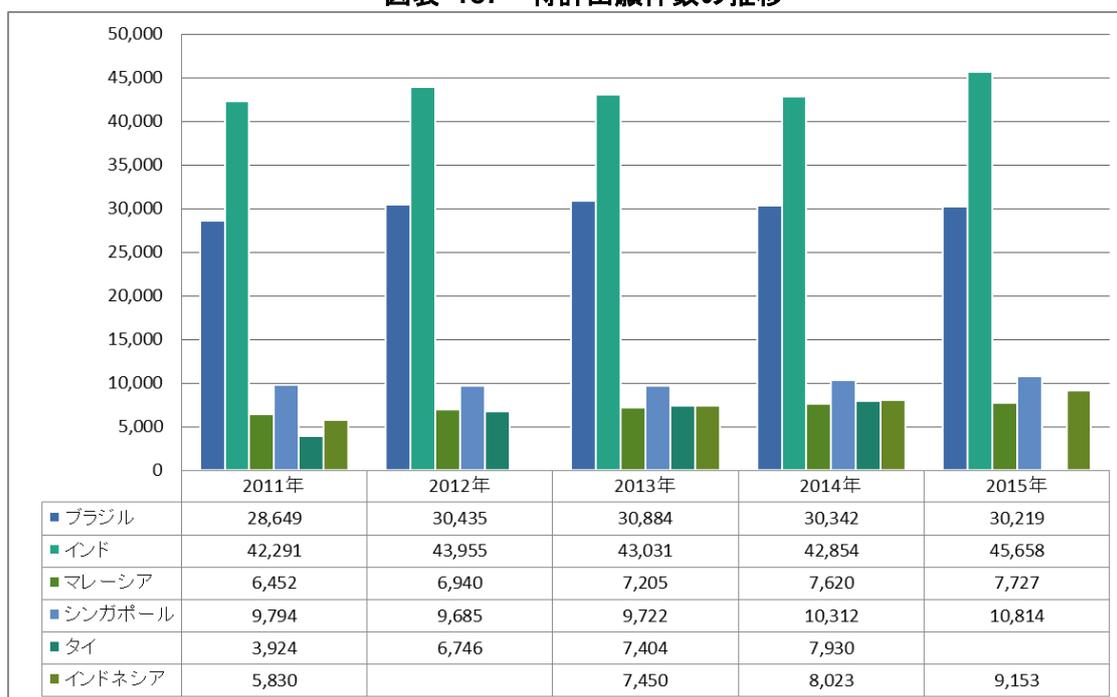
② 知財分野の概況や課題

ブラジルにおける知的財産分野の主管官庁は、ブラジル商工サービス省傘下のブラジル産業財産庁（INPI: Instituto Nacional da Propriedade Industrial）¹⁸⁰であり、1970 年に設立され、リオデジャネイロに拠点を置いている。

同庁の下部組織として、2007 年、INPI 知的財産アカデミー（Acadêmico de Propriedade Intelectual, Inovação e Desenvolvimento）¹⁸¹が新設された。同アカデミーは専任教員 8 名、INPI 派遣講師 20 名程度¹⁸²で構成される知的財産分野の養成機関であり、ブラジルの知財政策において評価・改善すべきテーマに焦点を当て、知的財産システムを議論する公開セミナー（セミナータイトル「21 世紀の知的財産の課題」）を実施する他、知的財産分野の修士課程プログラムを提供し、知的財産人材の養成を推進している。

ブラジルにおける特許出願件数（年間）は例年約 3 万件で推移しており、インド及び ASEAN 諸国と比較すると下図のとおりインドに次ぐ出願件数となっている。

図表 187 特許出願件数の推移



出所 : WIPO statistics database. Last updated: February 2017 のデータを基に作成

¹⁷⁹ 外務省『平成 29 年度国別援助方針（ブラジル）』。

¹⁸⁰ INPI ウェブサイトは以下のとおり。

<http://www.inpi.gov.br/portal/>。

¹⁸¹ INPI 知的財産アカデミーのウェブサイトは以下のとおり。

<http://www.inpi.gov.br/sobre/estrutura/enapid-2017/enapid-2017> <http://www.inpi.gov.br/portal/>。

¹⁸² INPI 知的財産アカデミー（Acadêmico de Propriedade Intelectual, Inovação e Desenvolvimento）のウェブサイトより（<http://www.inpi.gov.br/sobre/estrutura/enapid-2017/enapid-2017>）

ブラジルでは、特許出願に対する最初の審査結果が出るまで平均で10年を要するとされ¹⁸³、特許審査における「バックログ（滞貨）問題」が喫緊の課題として指摘されている。国内のブラジルでは、毎年約3万件の特許出願がなされているが（2015年の特許出願数は約33,043件）、特許出願審査の平均時間は2016年時点でも10.9年¹⁸⁴とされ、審査待ちの件数は21万件に達しているとされる。

さらに、特許だけでなく、意匠権についても審査におけるバックログが深刻化しており、2016年のオリンピック開催を機にバックログ問題の改善と模倣品対策を強化するため、同年「意匠出願の優先審査制度¹⁸⁵」（決議第167/2016）が制定されている。また、特許・意匠のバックログ問題の解決のため、2016年から、INPI内でタスクフォースが新設され、審査や登録の実態調査および改善に向けた議論が進められている¹⁸⁶。

前述したバックログ問題については、審査機関の組織的な構造が背景にあるとされ、INPIと国家衛生監督庁（ANVISA）の両機関が医薬品分野の特許出願に対する特許審査を重複して実施していることが、特許審査遅延の原因の1つと指摘されている。そのため、2017年4月、INPI長官とANVISA長官は、重複審査問題を解決することを目的とした規則の署名を行い、同規則により今後、ANVISAは薬害のリスクなど公衆衛生の観点からのみ審査を行い、特許要件についてはINPIが単独で審査することとなった。重複審査が解消されることから、医薬品関連特許出願の審査の迅速化が期待されている¹⁸⁷。

また、もう1点の課題としては、INPI内の人材不足（審査官不足）が挙げられる。INPIには約1,800名の職員が従事しているが、実際に在任されているのは924名とされ、更に、実際に審査をしている審査官は約190人（2016年情報）とされている¹⁸⁸。深刻なバックログ問題の早期の解決のためにも、審査官の増強が課題となっていることから、2012年から2016年までの間、特許及び商標の審査官をそれぞれ約3倍に増員するなど、組織体制の強化を推進してきた。昨今では、2016年6月に、70人の特許審査官が就任し、従前までの審査官193名体制から263名体制に（36%増）に増員された。また、商標についても、2010年～2015年の5年間で審査官を約3倍に増員されている¹⁸⁹。

③ 重点分野・戦略

前述した国家戦略「イノベーションのためのビジネス動員」（MEI）では、INPIの業務改善が、ブラジルにおけるイノベーション強化に資するとして、2017年7月8日にCMI本部で開催されたMEI指導者委員会の会議においても主要課題として取り上げられた。

また、2016年、INPI長官は、ブラジル産業財産法（1996年に制定）20周年を記念したCNIインタビューにて、INPIにおける主な重点取組課題として、以下の4点を言及している。

- (1) 過去の採用試験に合格した審査官の雇用を通じた人員拡充
- (2) 知的財産権の出願審査における最適化と自動化
- (3) INPIの経済的自律性の改善
- (4) 審査品質の向上、審査官の研修、および、知財に関する意識向上に向けた国内・国際的な協力

¹⁸³ ジェトロ「日本との特許審査ハイウエーを4月から試行」2017年4月3日、

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2017/04/1823e3cc4c77f31d.html>。

¹⁸⁴ Carapeto Roberto “ブラジル知財情報” ウェブサイト

<https://brazilchizai.wordpress.com/>。

¹⁸⁵ 同制度は、意匠権の早期審査を請求する要件として、①意匠出願・登録はスポーツ品に関する医療出願・登録、②2016年6月16日までに行われた出願について、を明示した。

¹⁸⁶ Carapeto Roberto “ブラジル知財情報” ウェブサイト

<https://brazilchizai.wordpress.com/>。

¹⁸⁷ ジェトロ「医薬品関連の特許出願に対する重複審査が解消—中南米の制度改定動向—」2017年5月17日、

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2017/04/1823e3cc4c77f31d.html>。

¹⁸⁸ Carapeto Roberto “ブラジル知財情報” ウェブサイト

<https://brazilchizai.wordpress.com/>。

¹⁸⁹ Carapeto Roberto “ブラジル知財情報” ウェブサイト

<https://brazilchizai.wordpress.com/>。

さらに、ブラジル産業財産庁（INPI）では、これまでINPIとしての戦略計画やアクションペーパーが公表されていなかったが、2017年より、テメル大統領、ペレイラ商工サービス相、ピメンテルINPI長官が作成者として名を連ねるINPI行動計画2017「Plano de Ação do INPI para 2017」が2017年5月に発表された¹⁹⁰。同行動計画では、知的財産権の審査遅延問題の解消が最優先目標として掲げられ、「プロセス」「人材」「協力」「インフラ整備」の4分野で具体的な取組が明記されている。これらの取組は数値目標として示されており¹⁹¹、特許審査に関しては、2017年の審査処理件数を2016年比60%増、2015年比93%増とし、特許審査官個人の審査処理量についても2015年比57%増とするとしている¹⁹²。また、商標審査に関しては、商標の新規登録に対する審査待ち期間を2016年比12%減、2015年比21%減とするとともに、2017年に23ヵ月に短縮し、2021年には商標の国際登録制度（マドリッド協定議定書）の加入に必要な18ヵ月まで短縮する目標が掲げられている。海外との特許審査協力（PPH）を推進することが明記されており、既に試行プログラムを開始している米国特許商標庁と日本の特許庁に加え、南米知的財産庁間協力プロジェクト（PROSUR）、欧州特許庁および中国国家知識産権局とのPPHプログラムを開始することも目標として定められている。

また、4大重点項目の1つに、海外との連携（海外との特許審査協力の推進）が重点項目として明記され、年報（活動報告書2015-2017）では、“ブラジル社会の発展に定性的・定量的に有効な国際連携の促進”が目標として掲げられている。アフリカや中南米諸国との連携を通じた南南協力の拡大（“The other was aimed at enabling activities in cooperation with countries of the South-South axis.”）（資料の一部英訳）が重点項目として記載されており、単なる技術や知見の交換でなく、アフリカや中南米諸国の第三国と共に、特許審査制度の国際的な枠組みの構築を図ることが目指されている。1.1（1）で前述したように、新興国や途上国の声を反映した新しい国際秩序体制の構築を重視した姿勢が知財においても見受けられ、新興国や途上国と連携し、率先して国際的な取組に関与していくことが国益の増進につながるという考えが推察される。

なお、PPHについては、INPI行動計画2017「Plano de Ação do INPI para 2017」において、2017年度における4大優先イニシアティブの1つに掲げられ、具体的な目標としては下図表のとおり示されている。管轄はINPI長官（INPI長官の直轄テーマ）とされており、米国とPPH協定を既に締結したことが言及される他、2017年度の目標として、「EPO、JPO、PROSUR および SIPO との PPH 協定の締結」と記載されている。

図表 188 INPI 行動計画 2017 「Plano de Ação do INPI para 2017」における優先イニシアティブ「PPH 協定の拡大」

| 優先イニシアティブ | 2017年度の達成目標 | 管轄 |
|-----------|---------------------------------|---------|
| PPH 協定の拡大 | EPO, JPO, PROSUR 及び SIPO との協定締結 | INPI 長官 |

出所：INPI “Plano de Ação do INPI para 2017”

その他、INPIの下部組織であるINPI知的財産アカデミー（Acadêmico de Propriedade Intelectual, Inovação e Desenvolvimento）が、2016年に開催したセミナーでは、ブラジルにおける知的財産政策の主な課題として以下のテーマが取り上げられている¹⁹³。

- (1) 知的財産に対する国内政策の構築
- (2) 中小企業による知的財産使用の優遇措置
- (3) 知識マーケットと知的財産への影響
- (4) 大学と企業間における知的財産問題

¹⁹⁰ ジェトロ「知財審査の遅延解消に期待—政府が産業財産庁行動計画2017を発表—」2017年6月1日、<https://www.jetro.go.jp/biznews/2017/06/0f4bd3e82631a860.html>。

¹⁹¹ INPI, “Plano de Ação do INPI para 2017”
<http://www.inpi.gov.br/noticias/publicado-plano-de-acao-do-inpi-para-2017>

¹⁹² ジェトロ「知財審査の遅延解消に期待—政府が産業財産庁行動計画2017を発表—」2017年6月1日、<https://www.jetro.go.jp/biznews/2017/06/0f4bd3e82631a860.html>。

¹⁹³ ジェトロ「ブラジル知的財産ニュース（月報）Vol.1」2016年11月

(2) 国際連携の状況

ブラジルは、知的財産権及び技術の国際貿易の保護に関し、「知的財産権および技術の国際貿易の保護に関わるパリ条約」の設立メンバー国であり、1975年以降、世界知的所有権機構（WIPO）のメンバー国となっている。また、1970年の特許協力協定（ワシントン）にも署名し、同協定はブラジル国内法として承認されている¹⁹⁴。なお、商標に関する国際協定「標章の国際登録に関するマドリッド協定」（通称：マドリッド・プロトコル）¹⁹⁵については、現在（2017年9月時点）のところ非加盟となっている。

また、INPIは、2009年8月より国際特許協力条約に基づく国際出願の国際調査機関（ISA）・国際予備審査機関（IPEA）として活動を開始し、知的財産分野における国際的な存在感を高めている。先進国からの調査・審査に関するシステム面や人的なサポートはあるが、新興国がこれらの機関を担うのは極めて異例とされる。

① 主要国との連携状況

1) 日本

日本国特許庁（JPO）では、これまで約30年間に亘り、ブラジルの産業財産権分野の研修生を受入れを実施して他、高度産業財産ネットワークを通じてINPIに同庁の特許審査関連情報を提供するなど、多面的な支援を展開してきた¹⁹⁶。

2010年4月に、日本国特許庁・ブラジル産業財産庁（INPI）間で協力覚書を締結し¹⁹⁷、同協力覚書に基づき、人材育成分野や人材交流での協力が積極的に進められてきた（具体的には下表のとおり¹⁹⁸）。

図表 189 JPO と INPI の連携状況

| | |
|----------|----------------------------------|
| 2012年以降 | 国際審査官協議を開始 |
| 2014年9月 | 国家衛生監督庁（ANVISA）とJPO間で長官級会談の開催 |
| 2015年8月 | JPO特許審査官2名をINPIへ派遣 |
| 2016年10月 | 日本貿易振興機構（JETRO）サンパウロ事務所へ知財専門家の派遣 |

出所：JPOウェブサイトより作成

また、2009年からは、日本とブラジルの官民による情報交換及びビジネス環境の改善、両国の貿易・投資の促進を目的とした「日伯貿易投資促進合同委員会」が毎年開催されており、知的財産分野においても協議が進められてきた。2015年からは、産業協力をテーマに加えた「日伯貿易投資促進産業協力合同委員会」として開催され、同年の会合では、日本とブラジル間の知的財産権分野の協力及びブラジルにおける特許審査の迅速化についての協議が行われた。2016年10月の「日伯

¹⁹⁴ ジェトロウェブサイト「技術・工業および知的財産権供与に関わる制度」

https://www.jetro.go.jp/world/cs_america/br/invest_08.html

¹⁹⁵ 同協定は商標の国際的な登録制度を担っており、日本や欧米諸国・中国等が加盟している。

¹⁹⁶ 特許庁「日本国特許庁とブラジル産業財産庁の協力覚書締結について」、2010年5月14日

https://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/japan_brazil.htm

¹⁹⁷ 以下の9項目について協力覚書を締結している（2010年4月）

- (1) 産業財産権制度・運用に関する情報交換
- (2) 情報技術（IT）の利用、
- (3) 文献データの交換：両庁のデータベースに含まれる特許文献データの交換等
- (4) 統計データの共有：産業財産権行政に関する統計データの共有
- (5) 情報の普及：インターネット等を通じた産業財産権情報の一般公衆への提供に関する経験の共有
- (6) 人材開発：審査を含む産業財産権行政のための我が国又はブラジルにおける人材の研修、
- (7) 両庁の役割に関する経験及び知識の交換：産業、技術及び経済の発展のための政策の推進を担う公的機関としての両庁の役割に関する経験及び知識の交換、
- (8) 両庁の一般管理における経験の交換：人材、財務、及び品質管理を含む両庁の一般管理における経験の交換、
- (9) 専門家派遣及び他の訪問：協力活動に関する事項の議論又は同活動を実施するための専門家派遣

¹⁹⁸ 特許庁『特許行政年次報告書 2017年版』302-303頁。

https://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/nenji/nenpou2017_index.htm

貿易投資促進産業協力合同委員会」会合では、特許審査のワークシェアリングについて検討するワーキンググループの新設についての覚書に署名された。

このような協議や意見交換を経て、2017年3月、2年間のPPH試行プログラムについて合意が締結された¹⁹⁹。INPIが受け付けるPPH申請には、「対象となる技術分野」及び「1出願人あたりの申請可能件数」に制限はあるものの²⁰⁰、JPOとのPPHが開始されることで、審査期間が大幅に短縮されることが期待されている。日本企業側も、ブラジルで早期に特許権を取得することが可能となれば、円滑な事業展開ができるため、PPHによる審査遅延問題の解消への期待が高まっている²⁰¹。

その他、民間（大学等）での協力関係も進展しており、東京理科大では2013年5月にINPIと部局間相互交流覚書を締結し、INPI知的財産アカデミー（Acadêmico de Propriedade Intelectual, Inovação e Desenvolvimento）との共同研究プロジェクトの実施や教員の交流、学術情報および資料の交換等を実施している²⁰²。

2) 米国

INPIは、2015年11月USPOとのPPHを正式にするための了解覚書に調印し、2016年1月から2年間のPPH試行プログラムが開始された。ブラジル政府によると、同PPHプロジェクトの目標の1つはブラジルからの特許の国際出願を奨励することとされる²⁰³。

3) 欧州

2カ国間の取組では、2015年にドイツ特許商標庁と二国間協力に関する共同宣言に署名した他、2016年11月にはフランスINPIと産業財産権に関する協力合意を署名している²⁰⁴。フランスとブラジル間の協力は、知財関連法律の発展と国際条約、国内知財事務所の管理、知財権に関する検索と審査、ITリソースの開発、専門トレーニング及び研修による人材育成活動、中小企業を主とした知財文化の促進、原産地表示の保護、海賊版商品対策、共同イベント開催等を主な協力内容としている。

(3) 調査項目に基づく調査結果

① 「調査対象の知財庁・機関による発信情報を掲載したソースの調査」

ブラジル産業財産庁（INPI）のウェブサイトにおいて、情報発信は以下の方法によって実施されている。トップページのみ英語版で閲覧できるが、それ以外は全て同国の公用語であるポルトガル語で発信されている。

¹⁹⁹ ジェトロ「日本との特許審査ハイウエーを4月から試行」、2017年4月3日
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2017/04/1823e3cc4c77f31d.html>。

²⁰⁰特許庁『特許行政年次報告書 2017年版』302-303頁。

²⁰¹ ジェトロ「日本との特許審査ハイウエーを4月から試行」、2017年4月3日
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2017/04/1823e3cc4c77f31d.html>。

²⁰²東京理科大ニュース「ブラジル産業財産庁との部局間相互交流覚書を締結」、2013年5月23日
<http://www.tus.ac.jp/today/archive/20130523145152.html>。

²⁰³ジェトロ「ブラジルにおける特許出願早期審査制度の現状についての調査」、2017年2月
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/cs_america/br/ip/pdf/2017_survey.pdf。

²⁰⁴ ジェトロ「ブラジル知的財産ニュース」Vol.1、2016年12月10日
https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/cs_america/2016/br_ipnews_201611.pdf。

図表 190 ウェブサイトにおけるソース（英語・ポルトガル語）

| | 英語 | ポルトガル語 |
|----------------------------------|-----------------|--|
| ①年報 (Relatório de atividades) | 英語の記事は設けられていない。 | 年報ではないが、「活動報告書(2015-2017)」(Relatório de atividades 2015-2017)が掲載されている。 長の挨拶として特設のページは設けられていない。 2015年から2017年までの記事が掲載されている。そのうち、国際的な取組に関する総記事数は106件であった。 |
| ②長の挨拶 | 英語の記事は設けられていない。 | 長の挨拶として特設のページは設けられていない。 |
| ③ニュース(Notícias) | 英語の記事は設けられていない。 | 2015年～2017年の3年分のニュースが掲載されている。他国知財庁との二国間(バイ)での取組の他、ASEANやWIPOとの会合など国際的な取組(マルチ)に関する情報が発信されている。 |

長の挨拶については、特定のページが設けられているわけではなく、イベントや講演等の報告に関連付けて「ニュース」(Notícias)の中で発信されている。また、「活動報告書(2015-2017)」(Relatório de atividades 2015-2017)の冒頭にて挨拶が掲載されているが、その他では、長の挨拶として明示的に掲載されている箇所は見当たらない。そのため、本調査では、「活動報告書(2015-2017)」(Relatório de atividades 2015-2017)の挨拶における記述を中心に整理を行うこととする。

なお、年報や長の挨拶、ニュースには該当しないが、国際協調や国際的な取組を掲載している情報ソースとしては、「国際関係」(Relações Internacionais)²⁰⁵や「二国間・地域間・マルチでの活動」(Atividades bilaterais, regionais e multilaterais)²⁰⁶という特設ページが設けられており、参考までに以下示すこととした。

図表 191 ウェブサイトにおけるソース（年報や長の挨拶、ニュース以外）（本調査対象外）

| | ポルトガル語 |
|---|---|
| 「国際関係」(Relações Internacionais) | INPIの国際関係調整局(Coordenação de Relações Internacionais)が国際協調に向けた対話や国際連携プロジェクトを主管している旨が記載され、国内・中南米地域の関連機関のリンクが貼られている。 |
| 「二国間・地域間・マルチでの活動」(Atividades bilaterais, regionais e multilaterais) | 協力関係にある24機関(6つの地域機関および18カ国)とのMOU締結の概要が掲載されている(最終更新年:2012年)。 |
| ③ニュース(Notícias) | 2015年～2017年の3年分のニュースが掲載されている。他国知財庁との二国間(バイ)での取組の他、ASEANやWIPOとの会合など国際的な取組(マルチ)に関する情報が発信されている。 |

「国際関係」(Relações Internacionais)については、国際連携先の機関の外部サイトに遷移するリンクやINPIにおいて国際連携を主管する部局の説明が記載されているのみであり、「二国間・地域間・マルチでの活動」では協力関係にある24機関(6つの地域機関および18カ国)とのMOU締結の概要が記述されているが、2013年以降、情報の更新はされていない。

② 「国際的な取組に関する情報（文章等）の調査」

1) 年報 (Relatório de atividades)

INPIの年報にあたる「活動報告書(2015-2017)」(Relatório de atividades 2015-2017)では、国

²⁰⁵ INPI ウェブサイトにおける“Relações Internacionais”のページは以下のとおり。

<http://www.inpi.gov.br/sobre/relacoes-internacionais-1>.

²⁰⁶ INPI ウェブサイトにおける“Atividades bilaterais, regionais e multilaterais”のページは以下のとおり。

<http://www.inpi.gov.br/sobre/atividades-bilaterais-regionais-e-multilaterais>.

際的な取組について、“ブラジル社会の発展に定性的・定量的に有効な連携の促進”が重点テーマとして記載されている。同報告書では、単なる技術や知見の交換でなく、アフリカや中南米諸国の第三国と共に、特許審査制度の構築を図る旨記述がされており、アフリカや中南米諸国との連携を通じた南南協力の拡大 (“The other was aimed at enabling activities in cooperation with countries of the South-South axis.”) (資料の一部英訳) が国際的な取組に関する戦略的テーマとして記述されている。

更に、INPI の審査品質の向上に向け、海外との特許審査協力 (PPH) を推進することも明記されており、既に試行プログラムを開始している米国特許商標庁と日本の特許庁に加え、南米知的財産庁間協力プロジェクト (PROSUR)、欧州特許庁および中国国家知識産権局との PPH プログラムを開始することも目標として定められている。

また、年報は、国名や知財庁名を章や節等の見出しにする構成となっていない。

2) 長の挨拶

INPI のウェブサイト上では、長の挨拶として特定のカテゴリがあるわけではなく、イベントや講演等の報告に関連付けて「ニュース」(Notícias) の中で発信されている。

他方、INPIの年報にあたる「活動報告書 (2015-2017)」(Relatório de atividades 2015-2017) では、長の挨拶が掲載され、日本や米国、及びPROSUR参加国とのPPH協力について言及されている²⁰⁷。

その他では、長の挨拶として明示的に掲載されている箇所は見当たらない。

3) ニュース (Notícias)

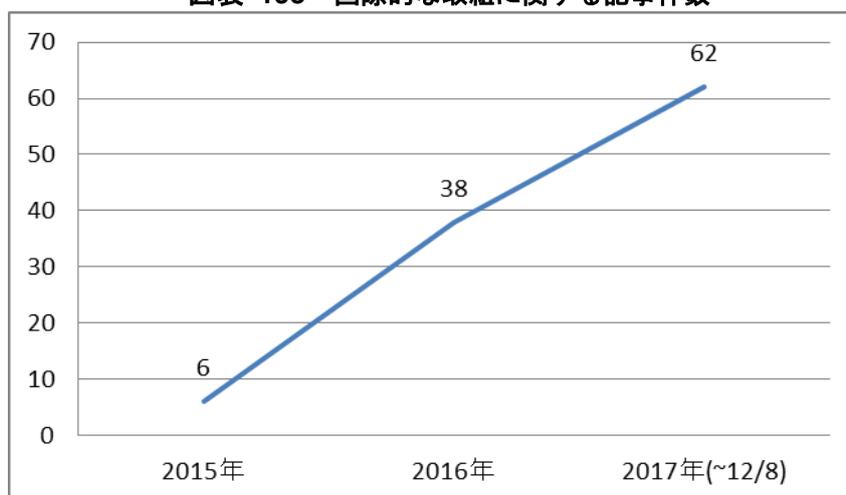
2015年から2017年12月8日までで国際的な取組に関する記事は106件であった。英語では発信されておらず、全て現地語 (ポルトガル語) での発信となっている。

図表 192 国際的な取組に関する記事数

| | ポルトガル語 |
|---------------|--------|
| 2017年 (~12/8) | 62 |
| 2016年 | 38 |
| 2015年 | 6 |
| 3年間合計 | 106 |

出所：INPI ウェブサイトより作成

図表 193 国際的な取組に関する記事数



出所：INPI ウェブサイトより作成

²⁰⁷ INPI, Apresentação “Relatório de Atividades 2015-2017”; August 11, 2017, <http://www.inpi.gov.br/noticias/RelatoriodeAtividades20152017Rev2alta.pdf>

バイの国際的取組に関する記事に登場する国および機関は以下のとおりである。

- ・ 欧州：英国、欧州連合知的財産庁（EUIPO）、スウェーデン、デンマーク、ドイツ、スイス、フランス、スペイン
- ・ 北米： 米国
- ・ 中南米：アルゼンチン、エルサルバドル
- ・ オセアニア：ニュージーランド
- ・ 中東：なし
- ・ アジア：日本、中国（SIPO）
- ・ アフリカ：なし
- ・ 国際機関・その他：なし

その他、国名だけの表記では、パラグアイ、ポルトガル、メキシコやロシアが登場する。

なお、マルチの国際的取組に関する記事に登場する機関は、WIPO であり、その他では、BRICs やイベロアメリカ知的財産プログラム（IBEPI）、PROSUR 諸国などの地域名やプログラム名が登場している。

また、ニュース（Notícias）における記事の単語数は、以下の図表のとおりであった。

図表 194 記事の単語数に関する情報

| | ポルトガル語のみ |
|-------|----------|
| 最大文字数 | 42 |
| 最小文字数 | 640 |
| 中央値 | 194 |

出所：INPI ウェブサイトより作成

③ 「調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの比較調査」

1) 年報（Relatório de atividades）

INPI の年報にあたる「活動報告書（2015－2017）」（Relatório de atividades 2015－2017）では、海外知財庁への言及がなされている。二国間での取組（バイ）については、各国知財庁としては JPO や米国（USPTO）、ドイツ（DPMA）、英国（UKIPO）、スペイン（OEPM）、チリ（INAPI）が登場する。また、国際的な取組（マルチ）としては、WIPO、欧州連合知的財産庁（EUIPO）、PROSUR 諸国が言及されている。

2) 長の挨拶

INPI の年報にあたる「活動報告書（2015－2017）」（Relatório de atividades 2015－2017）で掲載される長の挨拶では、海外知財庁への言及がなされている。二国間での取組（バイ）については、各国知財庁としては JPO や米国（USPTO）、ドイツ（DPMA）、英国（UKIPO）、ヨーロッパ特許庁（EPO）、欧州連合知的財産庁（EUIPO）が登場する他、機関としては、WIPO や国際商標協会（INTA）が登場する。また、国際的な取組（マルチ）としては、PROSUR 諸国が言及されている。

3) ニュース（Notícias）

以下の表は、ニュース（Notícias）における二国間の取組（バイ）に関する発信状況（海外知財庁の登場する記事数）を示している（英語の記事がないため、ポルトガル語のみの記事数としている）。

調査対象期間中、登場する海外知財庁は、米国（USPTO）、欧州（EUIPO、OHIM）、ドイツ（DPMA）、インド（CGPDTM）、中国（SIPO）、ロシア（RUSSIA）、日本（JPO）であり、登場回数は日本（JPO）が 12 件と最多であり、それに続き、米国（USPTO）が 8 件、中国（SIPO）が 7 件と続いている。

図表 195 二国間（バイ）に関する情報における海外知財庁・機関等名が登場する記事数（ニュース）

| | | 2017年 （～10/11） | 2016年 | 2015年 | 2014年 | 2013年 | 5年間合計 |
|------------------------------|--------|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 米国 （USPTO） | ポルトガル語 | 2 | 3 | 3 | 0 | 0 | 8 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 欧州（EPO） | ポルトガル語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 欧州 （EUIPO、 OHIM） | ポルトガル語 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ドイツ （DPMA） | ポルトガル語 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| カナダ （CIPO） | ポルトガル語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| オーストラ リア（IP Australia） | ポルトガル語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 韓国 （KIPO） | ポルトガル語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 台湾 （TIPO） | ポルトガル語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| シンガポー ル（IPOS） | ポルトガル語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| タイ（DIP） | ポルトガル語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| インドネシ ア（DGIP） | ポルトガル語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| マレーシア （MyIPO） | ポルトガル語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| インド （CGPDTM） | ポルトガル語 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中国 （SIPO） | ポルトガル語 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ロシア （RUSSIA） | ポルトガル語 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| GCC | ポルトガル語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| アフリカ （OAPI） | ポルトガル語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| アフリカ （ARIPO） | ポルトガル語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| JPO（日本） | ポルトガル語 | 9 | 3 | 0 | 0 | 0 | 12 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| WIPO | ポルトガル語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他合計 | ポルトガル語 | 12 | 13 | 0 | 0 | 0 | 25 |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

出所：INPI ウェブサイトにより作成

国際連携の内容を見ると、会合が突出しており、それに続き、PPHに関する記事が多くなっている。

④ 「調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの推移調査」

1) 年報

INPI の年報は、これまで公開されておらず「活動報告書(2015-2017)」(Relatório de atividades 2015-2017) が唯一のものとなることから、推移の変化は確認できない。

2) 長の挨拶

INPI のウェブサイト上では、長の挨拶として特定のカテゴリがあるわけではなく、また、長の挨拶が掲載されている「活動報告書(2015-2017)」(Relatório de atividades 2015-2017) は上述のとおり、1回のみ(2017年)の発信となっていることから、推移の変化は確認できない。

3) ニュース(Notícias)

2015年からの3年間における二国間の取組(バイ)に関する発信状況(海外知財庁の登場する記事数)の推移は以下のとおりである(登場する国のみ)。

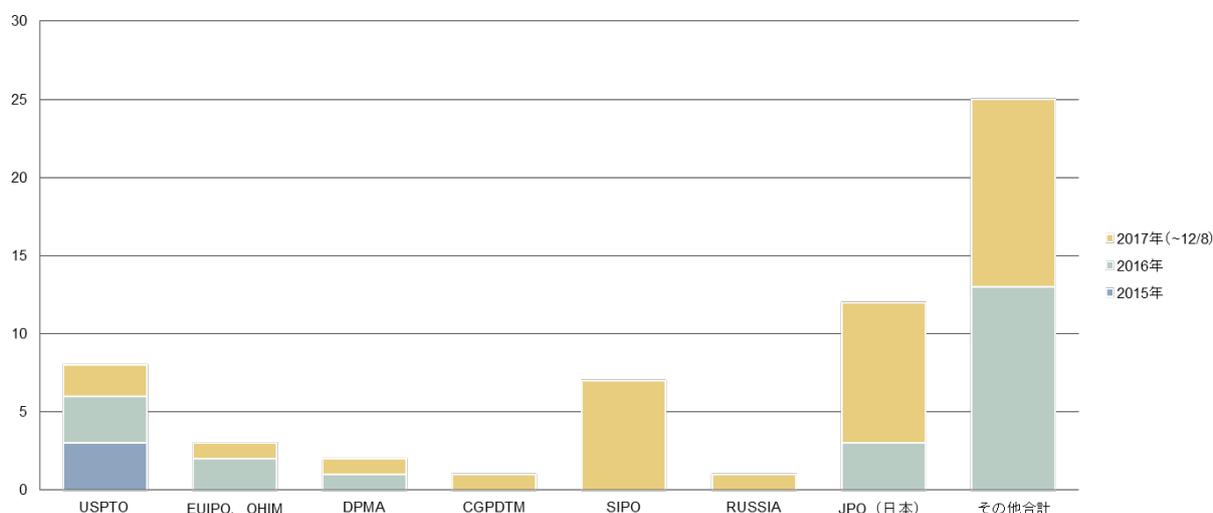
日本(JPO)については、2016年は3件、2017年は9件の記事が継続して掲載されている。中国(SIPO)については、2017年に7件(それ以前は登場なし)登場し、米国(USPTO)は2015年から毎年2件~3件の記事で取り上げられている。

図表 196 二国間(バイ)に関する情報における海外知財庁・機関等名が登場する記事数(ポルトガル語)

| | 2017年(~12/8) | 2016年 | 2015年 |
|----------------|--------------|-------|-------|
| 米国(USPTO) | 2 | 3 | 3 |
| 欧州(EUIPO、OHIM) | 1 | 2 | 0 |
| ドイツ(DPMA) | 1 | 1 | 0 |
| インド(CGPDTM) | 1 | 0 | 0 |
| 中国(SIPO) | 7 | 0 | 0 |
| ロシア(ROSPATENT) | 1 | 0 | 0 |
| JPO(日本) | 9 | 3 | 0 |

出所：INPI ウェブサイトより作成。
注) 登場回数0件の知財庁は除く。

図表 197 二国間(バイ)に関する情報における海外知財庁・機関等名が登場する記事数(ニュースの合計)



出所：INPI ウェブサイトより作成
注) 登場回数0件の知財庁は除く。

⑤ 「国際的な取組に関する情報（写真等）からの上記③,④の位置づけの調査」

1) 年報

前述した INPI の年報にあたる「活動報告書（2015－2017）」（Relatório de atividades 2015－2017）では、写真の掲載はされていない。

2) 長の挨拶

INPI の年報にあたる「活動報告書（2015－2017）」（Relatório de atividades 2015－2017）で掲載される長の挨拶では、写真が掲載されていない。

他方、「ニュース」（Notícias）において登場する長の挨拶では、長の発言や所感だけという記事はなく、必ず写真と共に掲載されている（写真のみの掲載もケースもある）。JPO における長官の就任挨拶や年頭所感といった位置付けではなく、講演やイベント等での発言等を含んでおり、相対的に公表される頻度は多い。「ニュース」（Notícias）の項目で、イベントの開会式で登壇した長の写真を掲載されている。

3) ニュース（Notícias）

2015 年から 2017 年 12 月 8 日現在で、国際的な取組に関する記事 106 件のうち写真が掲載されていたのは 102 件であり、ほぼ全ての記事に写真が掲載されている。写真の掲載数は 1 枚～15 枚程度となっている。

バイの取組に関する写真掲載記事では、以下の国・地域が挙げられていた。

- ・ 欧州：スウェーデン、英国、ロシア、デンマーク、ドイツ、フランス、ポルトガル、スペイン
- ・ 北米：米国
- ・ 中南米：アルゼンチン、メキシコ、エルサルバドル
- ・ オセアニア：ニュージーランド、フィジー
- ・ 中東：イスラエル
- ・ アジア：中国、日本、インド
- ・ アフリカ：なし
- ・ 国際機関・その他：EUIPO

マルチの取組に関する写真掲載記事に登場する機関や取組は、WIPO や BRICs である。

⑥ 「国際的な取組（マルチ）に関する情報に関する調査」

1) 年報

INPI の年報にあたる「活動報告書（2015－2017）」（Relatório de atividades 2015－2017）では、国際的な取組（マルチ）として PPH プログラムについて言及しており、米国（USPTO）、日本（JPO）、南米知的財産庁間協力プロジェクト（PROSUR）の順に取り上げられている。

また、同報告書で登場する国際連携の形態としては、MOU や PPH、協働調査、グローバル・ドシエ、人材育成・交流の他、WIPO のワークショップやセミナーが取り上げられている。具体的な海外知財庁・機関名としては、欧州連合知的財産庁（EUIPO）と WIPO、また、国名としては PROSUR 諸国が登場している。

2) 長の挨拶

INPI の年報にあたる「活動報告書（2015－2017）」（Relatório de atividades 2015－2017）で掲載される長の挨拶では、国際的な取組（マルチ）について言及がなされている。

国際連携の形態としては、PPH と協働特許分類（CPC）が登場する他、具体的な海外知財庁・機関名としては WIPO、また、国名としては PROSUR 諸国が登場している。

3) ニュース (Notícias)

以下の表は、ニュースにおける国際的な取組（マルチ）に関する記事数を示している（前述のとおり英語の記事はないため、ポルトガル語のみの記事数としている）。

マルチの国際的な取組に関する記事に多く登場する機関は、WIPO と BRICs であり、WIPO については、WIPO 会合やワークショップ等の出席に関する記事の中で登場している。記事数としては以下のとおり、WIPO が3年間で52件、続いてBRICs が8件となっている。

図表 198 ニュースにおける国際的な取組（マルチ）に関する記事数

| | WIPO | BRICs | その他 |
|-------|------|-------|-----|
| 2017年 | 26 | 5 | 16 |
| 2016年 | 24 | 2 | 9 |
| 2015年 | 2 | 1 | 1 |
| 3年間合計 | 52 | 8 | 26 |

出所：INPI ウェブサイトより作成。

注：1つの記事で複数の機関名が登場しているものもあるため、記事数と一致しない。

⑦ 「国際的な取組（バイ）に関する情報に関する比較調査」

1) 年報

INPI の年報にあたる「活動報告書（2015－2017）」（Relatório de atividades 2015－2017）では、国際的な取組（バイ）として、アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）、ドイツ、チリ、スペイン、日本、英国とのMOUが触れられている。

具体的に登場する海外知財庁・機関名とその登場回数としては、以下のとおりである。具体的な海外知財庁・機関名の数としては、以下のとおりである。また、国名（地域名）としてはアフリカが登場している。

図表 199 二国間（バイ）に関する情報における海外知財庁・機関等名と登場回数

| | 合計 |
|-------------|----|
| 米国 (USPTO) | 2 |
| 日本 (JPO) | 1 |
| 英国 (UKIPO) | 1 |
| ドイツ (DPMA) | 0 |
| スペイン (OEPM) | 1 |

出所：INPI ウェブサイトより作成。

注：1つの記事で複数の機関名が登場しているものもあるため、記事数と一致しない。

2) 長の挨拶

INPI の年報にあたる「活動報告書（2015－2017）」（Relatório de atividades 2015－2017）で掲載される長の挨拶では、国際的な取組（バイ）について言及がなされている。具体的に登場する海外知財庁・機関名とその登場回数としては、以下のとおりである。

図表 200 二国間（バイ）に関する情報における海外知財庁・機関等名と登場回数

| | 合計 |
|------------------|----|
| 米国(USPTO) | 3 |
| 英国(UKIPO) | 1 |
| ドイツ(DPMA) | 1 |
| ヨーロッパ特許庁(EPO) | 1 |
| 欧州連合知的財産庁(EUIPO) | 1 |
| 日本(JPO) | 2 |
| WIPO | 4 |
| 国際商標協会(INTA) | 1 |

出所：INPI ウェブサイトより作成。

注：1つの記事で複数の機関名が登場しているものもあるため、記事数と一致しない。

3) ニュース (Notícias)

以下の表は、ニュースにおける国際的な取組（バイ）に関する発信状況（海外知財庁の登場する記事数）を示している（英語の記事はないため、ポルトガル語のみの記事数としている）。

登場する海外知財庁としては、米国（USPTO）、欧州（EUIPO、OHIM）、ドイツ（DPMA）、インド（CGPDTM）、中国（SIPO）、ロシア（RUSSIA）、日本（JPO）であり、登場回数は日本（JPO）が12件と最多であり、それに続き、米国（USPTO）が8件、中国（SIPO）が7件と続いている。

日本（JPO）については、2016年は3件、2017年は9件の記事が継続して掲載されている。中国（SIPO）については、2017年に7件（それ以前は登場なし）登場し、米国（USPTO）は2015年から毎年2件～3件の記事で取り上げられている。

図表 201 二国間（バイ）に関する情報における海外知財庁・機関等名が登場する記事数（ポルトガル語）（再掲）

| | 2017年(~12/8) | 2016年 | 2015年 |
|----------------|--------------|-------|-------|
| 米国(USPTO) | 2 | 3 | 3 |
| 欧州(EUIPO、OHIM) | 1 | 2 | 0 |
| ドイツ(DPMA) | 1 | 1 | 0 |
| インド(CGPD TM) | 1 | 0 | 0 |
| 中国(SIPO) | 7 | 0 | 0 |
| ロシア(ROSPATENT) | 1 | 0 | 0 |
| JPO(日本) | 9 | 3 | 0 |

出所：INPI ウェブサイトより作成。

注）登場回数0件の知財庁は除く。

ニュースの記事の内容は、会合や PPH に関連するものが多い。会合に関する記事が突出し（記事数68件）、それに続き PPH に関する記事が9件登場している。

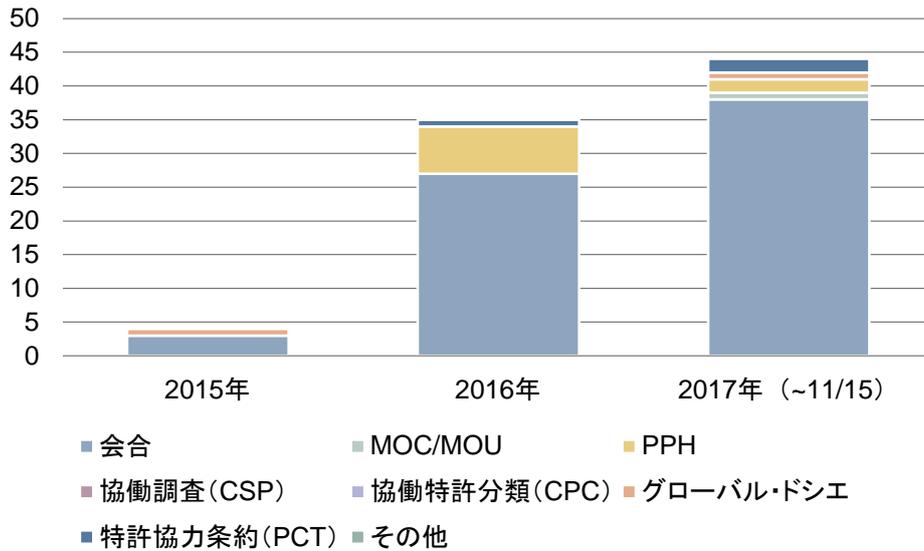
図表 202 ニュースにおける年別の国際連携の形態（記事数）

| | 会合 | MOU/MO C | PPH | 協働調査 (CSP) | 協働特許 分類 (CPC) | グローバ ル・ドシエ | 人材育 成・交流 | その他 |
|------------------|----|-------------|-----|---------------|---------------------|---------------|-------------|-----|
| 2017年 (~12/8) | 38 | 1 | 2 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 |
| 2016年 | 27 | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 2015年 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 合計 | 68 | 1 | 9 | 0 | 0 | 2 | 3 | 0 |

注）一記事に複数の項目が含まれていることがあるため、合計数は記事数と一致しない

出所：INPI ウェブサイトより作成

図表 203 ニュースにおける年別の国際連携の形態（記事数）



出所：INPI ウェブサイトより作成。

注) 一記事に複数の項目が含まれていることがあるため、合計数は記事数と一致しない

4) 日本との取組について

INPI ウェブサイトにおいて、INPIとJPOのバイの取組のうち、実際に行われた会合について紹介した記事は、調査対象期間中 12 件であった²⁰⁸。

他方、JPO ウェブサイトでは、INPI と JPO のバイの取組のうち、実際に行われた会合について紹介した記事は、調査対象期間中 7 件であり、JPO 以上の頻度で、INPI が日本との取組を取り上げていることが分かる。

²⁰⁸ IP5 での取組や実際に両庁の会合が行われたわけではない記事) 等はカウントしていない。

図表 204 JPO と INPI 記事の対応関係（年報を除く）

| | JPO | INPI |
|------------|--|---|
| 2017/11/6 | 該当なし | INPI recebe representante de Associação de Proteção da PI do Japão |
| 2017/10/3 | 該当なし | Brasil e Japão discutem PPH, cooperação em PI e Protocolo de Madri |
| 2017/8/31 | 該当なし | INPI e JPO discutem próximos passos em acordo de cooperação |
| 2017/8/4 | JPO Agreed on Memorandum of Cooperation (MOC) to Expand Cooperation with INPI of Brazil | Delegação do INPI discute cooperação em PI com o Japão |
| 2017/8/2 | JPO Agreed with INPI to Expand Cooperation in the Field of Industrial Property | 該当なし |
| 2017/7/3 | 該当なし | Novo cônsul-geral do Japão no Rio de Janeiro visita o INPI |
| 2017/3/30 | PPH pilot program between the Japan Patent Office (JPO) and the National Institute of Industrial property of Brazil (INPI) | PPH com o Japão começa em abril |
| 2017/3/16 | JPO Agreed to Start PPH Pilot Program with INPI and INAPI | INPI e JPO assinam acordo para realizar PPH piloto entre Brasil e Japão |
| 2017/3/16 | 該当なし | Seminário discute cooperação entre Brasil e Japão em PI |
| 2017/3/9 | ブラジル、チリとの特許審査ハイウェイの試行開始に合意しました | Seminário em São Paulo discute cooperação em PI entre Brasil e Japão |
| 2016/11/10 | 該当なし | INPI faz reunião sobre colaboração de exame de patente com o JPO |
| 2016/10/10 | 該当なし | INPI se reúne com escritório de PI do Japão |
| 2016/10/6 | 日・ブラジル間における特許審査の協力に関する共同声明に署名しました | Brasil e Japão criam grupo para acelerar exame de patentes |
| 2015/10/22 | 2015年WIPO加盟国総会にてバイ会談等を行いました。 | 該当なし |

出所：両知財庁ウェブサイトより作成

なお、両知財庁のウェブサイトで取り上げられている2017年8月4日の記事（日本とブラジル間で署名された協力覚書）について、INPIとJPOでの記事内容を比較したところ、以下のとおりであった。

図表 205 ブラジル産業財産庁 (INPI) と JPO での掲載内容の比較

| | JPO | INPI |
|---------------|--|---|
| タイトル | ブラジルとの産業財産分野での協力を拡大することに合意しました | Delegação do INPI discute cooperação em PI com o Japão |
| 記載量 | 1,153 単語 (1,205 文字数) | 640 単語 (3,984 文字数) |
| 写真 (有無・枚数) | 写真掲載あり (1 枚) | 写真掲載あり (14 枚) |
| 記事の内容 | JPO と INPI 間で、産業財産分野における協力拡大を目的とする協力覚書を署名。ブラジルとの協力を強化することで、日本企業の知的財産が迅速・円滑に確保される環境を推進。 | INPI 代表団が日本へ訪問し、滞在する 4 日間で、産業財産分野での今後の協力について議論・署名する他、ブラジルの特許制度の紹介や日本の知見を学ぶ機会となった。 |

出所：INPI ウェブサイトより作成

INPI ウェブサイトの記事では、各日の活動が詳細に掲載され、文字数では約 3 倍、写真掲載数は JPO の 14 倍と大きく扱われている。協力覚書の概要の他、日本で面談した関係者 (JPO、JETRO、民間企業等) の氏名や社名や訪問先も詳細に記載し、タイトルに「日本の知見を学んだ」とあるとおり、日本への親近感や関心の高さがうかがえる。

⑧ 「対内的な発信情報と対外的な発信情報の比較調査」

INPI の英語版ウェブサイトでは、トップページ「Service of INPI」(INPI の事業) しか英訳されておらず、その他は全て現地語 (ポルトガル語) となっている。

多言語対応として、英語の他、スペイン語のサイトもあるが、スペイン語版も英語版と全く同じ構成であり、実質的にすべての記事がポルトガル語でしか対外発信されていないことが分かる。

ポルトガル語と比較すると、英語及びスペイン語で訳されている内容は、文章量や掲載項目で、記事の内容が大きく差が出ている。「Service of INPI」(INPI の事業) において、英語・スペイン語では、商標・特許など 7 項目で各 2,000 字程度で概要を記載しているのみであるが、ポルトガル語では、同頁右のとおり、知的財産に係る法令や制度とその審査基準、具体的なガイドラインや手続き等、詳細に項目が設けられている。なお、産業財産法についての英語版は掲載されているが、その他の法令等はポルトガル語版のみでの提供である。

なお、ツイッターを活用した対外発信を積極的に展開しており、全ての記事にツイッターやフェイスブックのリンクが貼られている。2010 年に開設以降、2017 年 8 月時点で、フォロワー数 7,806 件、ツイート数 1,967 件 (約 281 件/年) となっている。年間約 281 件発信されているツイッターは、ポルトガル語が中心であるものの、約 3 割は英語で発信とされている。ただ、諸外国との連携や二国間の取組についての投稿はほぼ見受けられず、国内ユーザー向けの発信に特化しているものと推察される。

2.19. 湾岸協力会議特許庁（GCCPO）

- ・ GCCPO のインターネット上の発信は①ニュース（News）のみによって行われている。言語はアラビア語と英語で構成されているが、両者が扱う期間は、アラビア語が 2016 年 11 月 16 日から 2018 年 2 月 21 日まで、英語が 2012 年 3 月 4 日から 2016 年 10 月 17 日までと異なる。両言語で記事数は概ね同様だが、国際的取組に関するものはアラビア語に偏重している。
- ・ 国際的取組に関するニュース記事で紹介されている海外知財庁は WIPO、SIPO、KIPO 及び EPO のみ。ほとんどがバイの取組についてであり、マルチの取組としては中国（SIPO）主催の「一帯一路」諸国を対象とした高レベル知財会合への出席（2016 年 7 月）があるのみ。
- ・ GCCPO のニュース記事において JPO に言及したものはない。また、JPO 側の発信情報にも GCCPO に言及したものはない。

(1) 政策動向や情報発信方針に影響しうる背景²⁰⁹

湾岸協力会議特許庁（GCCPO: Patent Office of the Cooperation Council for the Arab States of the Gulf）は、UAE、バーレーン、サウジアラビア、オマーン、カタール及びクウェートの 6 カ国により、1989 年にサウジアラビアのリヤドに設立された。科学的かつ技術的な進展を促進し、テクノロジーの移転を容易にして地域の経済成長を促進することがその目的とされている。

GCC 特許法とその施行規則は GCCPO の設立直後に発布された。GCC 特許制度は特許協力条約（PCT）に加盟しておらず、パリ条約の加盟国でもない。しかし、GCC 特許法は 12 カ月の優先権主張期間を提供し、それにより、GCC 特許出願は最初の出願日から 12 カ月以内に優先権を主張することができる。

これまで大部分の特許出願審査は GCCPO から第三者であるオーストリア及び中国特許庁に外注されてきた。しかし、現在は GCCPO に現地審査官が常駐している模様である。

(2) 国際連携の状況

① 主要国との連携状況

1) 国際機関（国連訓練調査研究所 UNITAR）

2016 年 6 月 26 日 8 月 8 日、UNITAR による湾岸協力評議会事務局と GCCPO の職員候補者に対する研修プログラムが、GCCPO において実施された²¹⁰。

2) 中国

2017 年 5 月 29 日、GCCPO は SIPO との新たな協力協定を締結した。中国との協力は 2012 年から開始されており、本協定はその強化を目的とするもの。向こう 5 年間に SIPO から GCCPO に対して IT 及び特許審査能力の向上のための専門家と審査官を派遣する²¹¹。

(3) 調査項目に基づく調査結果

① 「調査対象の知財庁・機関による発信情報を掲載したソースの調査」

GCCPO のウェブサイトにおいて、情報発信は以下の方法によって実施されている。国際的取組に特化したウェブページは設けられていない。ウェブサイトはアラビア語及び英語によって構成されている。下表のとおり対象となるソースはニュースのみであるため、両言語のニュース記事を分析対象とした。なお、GCCPO メンバー諸国を対象とした取組は分析の対象としていない。

²⁰⁹ ジェトロ「湾岸協力会議特許庁における特許権取得に関する制度概要調査」2016 年 6 月、4 頁、9 頁。

²¹⁰ <http://www.gccpo.org/AboutUsEn/ShowNews.aspx?id=45>

²¹¹ <http://www.gccpo.org/AboutUs/ShowNews.aspx?id=1221>

図表 206 ウェブサイトにおけるソース（アラビア語・英語（2018年2月末時点））

| | アラビア語 | 英語 |
|----------------------------|--|---|
| ①年報 (Annual Report) | 該当なし | 該当なし |
| ②長の挨拶 (Director Greetings) | 該当なし。 | 該当なし |
| ③ニュース (News) | 2016年11月16日から2018年2月21日までで合計23件の記事数。うち国際的取組に関連する記事は9件。 | 2012年3月4日から2016年10月17日までで合計19件の記事数。うち国際的取組に関連する記事は3件。 |

② 「国際的な取組に関する情報（文章等）の調査」

1) ニュース（アラビア語及び英語）

アラビア語と英語の記事が扱う期間は、前者が2016年11月16日以降、後者が同年10月17日以前と、重なっていない。英語版についてはアラビア語版と同様の期間への更新が行われる前の状況とも推測される。

図表 207 国際的な取組に関する記事数

| | アラビア語 | 英語 |
|--------------|---------------|---------------|
| 2018年(～2/21) | 3 | - |
| 2017年 | 5 | - |
| 2016年 | 1 (11/16～) | 3 (～10/17) |
| 2015年 | - | 0 |
| 2014年 | - | 0 |
| 2013年 | - | 0 |
| 合計 | 9 | 3 |

出所：GCCPO ウェブサイトより作成

バイの国際的取組に関する記事に登場する国および機関は以下のとおりである。

- ・ 欧州：EPO
- ・ 米州：米国
- ・ アジア：中国（SIPO）、韓国（KIPO）、
- ・ 国際機関・その他：WIPO、UNITAR

マルチの国際的取組に関する記事は、中国（SIPO）に関するものである。

アラビア語の記事内容はすべてバイの取組である。アラビア語版については、中国 SIPO との協力協定（MOU）締結とそれに基づく研修の実施、WIPO（及び一部 EPO）主催によるワークショップの開催に関するものがほとんどある。

英語版については、中国（SIPO）主催の「一帯一路」諸国を対象とした高レベル知財会合への出席（2016年7月21-22日）、駐サウジ米国大使館知財担当アタシェによる訪問、および UNITAR による研修プログラムに関する記事が全てである。

図表 208 記事の単語数に関する情報

| | 英語 |
|-------|-----|
| 最大文字数 | 136 |
| 最小文字数 | 78 |
| 中央値 | 107 |

出所：GCCPO ウェブサイトより作成

③ 「調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの比較調査」

GCCPO のニュース（アラビア語及び英語）に最も多く登場するのは SIPO であり、両言語合わせて 5 件の記事がある。WIPO がこれに続く 4 件であり、EPO は WIPO 主催のワークショップ記事において、また KIPO は同機関のバイの協力枠組みにおけるワークショップ記事において、各々 1 件ずつの記事が掲載されている。

④ 「調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの推移調査」

アラビア語については掲載機関がほとんど 2017 年に限定されていること、英語については 2016 年以外に該当記事がないことから、「推移」の分析は困難である。

⑤ 「国際的な取組に関する情報（写真等）からの上記③,④の位置づけの調査」

抽出した国際的取組に関する記事には全て写真が掲載されている。多くはワークショップ実施中の様子や集合写真であり、それ以上の特徴は見出せない。

⑥ 「国際的な取組（マルチ）に関する情報に関する調査」

抽出した記事のうち、マルチの取組に該当するのは中国（SIPO）主催の「一帯一路」諸国を対象とした高レベル知財会合への出席に関するもののみである。同会合は WIPO の支援も得た国際会合であり、GCC 事務局からは経済開発担当副事務局長と GCCPO 長官、及び特許担当審議官が出席した²¹²。

⑦ 「国際的な取組（バイ）に関する情報に関する比較調査」

国際的取組に関する記事における協力形態の内訳は、ワークショップ／研修が 7 件と最も多く、会合・訪問が 3 件、MOU 1 件、他（WIPO とのデータ協力）1 件である。

1) JPO との取組について

上述のとおり、GCCPO のニュース記事において JPO に言及したものはない。また、JPO 側の発信情報にも GCCPO に言及したものはない。インターネット上の発信情報に関しては、両者の関係は皆無である。

⑧ 「対内的な発信情報と対外的な発信情報の比較調査」

前述のとおり、アラビア語と英語のニュース記事は扱っている期間が異なるために、記事内容も異なる。今後、英語版の記事をアラビア語版に合わせて更新する可能性は否定できない。

²¹² <http://www.gccpo.org/AboutUsEn/ShowNews.aspx?id=44>

2.20. アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）

- ARIPO のインターネット上の発信は、①年報（Annual Reports）、②プレスルーム（Press Room）、③アナウンスメント（Announcements）、④季報（ARIPO Magazine、四半期毎）によって行われている。言語は英語のみ。プレスルームは 2015～17 年、アナウンスメントは 2017 年のみ。
- ARIPO の記事（プレスルーム及びアナウンスメント）に登場する調査対象知財庁・機関は、WIPO、EUIPO、SIPO、OAPI 及び JPO のみ。このうち掲載記事数が最も多いのは SIPO であり、「知財制度・政策に関する中国アフリカ・ハイレベル・セミナー」（2017 年 7 月）への参加や、中国 IP 年次フォーラムへの参加（2016 年 1 月）、SIPO 高官代表団の訪問（2015 年 6 月）等が紹介されている。
- JPO に言及した記事は、WIPO との共催によるセミナー／ワークショップに関する記事 2 件である。他方 JPO 側の発信記事は ARIPO 第 16 次閣僚会合への出席に関する記事 1 件のみであり、両者の記事に対応関係は見られない。

(4) 政策動向や情報発信方針に影響しうる背景

1976 年 12 月 9 日にルサカ条約（Lusaka Agreement）により設立されたアフリカ広域知的財産機関（ARIPO: African Regional Intellectual Property Organization）は²¹³、その前文において明記されているように、メンバー諸国間の「工業所有権法及び活動に関する効果的かつ継続的な情報交換と調和及び調整」、「工業所有権の分野における研究、プロモーション及び協力」を主たる目的としている。

ARIPO ではこれまで以下三つのプロトコル（議定書）を採択しており、調印国における工業所有権等の保護を促進している（カッコ内は施行年）。

- ハラレ議定書（Harare Protocol、1984 年）：特許及び意匠
- バンジュール議定書（Banjul Protocol、1993 年）：商標
- スワコプムント議定書（Swakopmund Protocol、2015 年）：伝統的な知識及びフォークロアの表現
- アルーシャ議定書（Arusha Protocol、未施行）：植物新品種

ARIPO は 2013 年 11 月の第 37 回評議会において、総合中期戦略計画 2011－2015（Consolidated Medium Term Strategic Plan 2011-2015）を採択し、i) 品質の高い IP サービスの提供、ii) IT 政策及び法の開発とパートナーシップの育成、iii) キャパシティ・ビルディング、iv) ARIPO 及び IP のプロモーション、v) 効率的な企業サービスの提供、の 5 つの戦略目標を設定した²¹⁴。上記戦略目標に従って、域外 IPO や IP 関連機関との連携（MOU 締結や会議・研修への参加等）が積極的に行われている。

2015 年 12 月には次期中期戦略計画 2016－2020 が採択された。同計画は「価値と成長の戦略移行計画（Value and Growth Strategic Transformation Plan）」と名付けられ、ARIPO 組織全体における業務の生産性と効率性の向上が目標とされている²¹⁵。また、「戦略的パートナー」との協力も継続的に行われている模様である。

(5) 国際連携の状況

① 主要国との連携状況

1) EU

ARIPO と欧州連合知的財産庁（EUIPO）は 1999 年に最初の協力協定（MOU）を締結し、2011 年にこれを延長していたが、2016 年 10 月に新たな協力協定（MOU）を締結した。同協定は、EUIPO の商標・意匠オンラインデータベース（TMview、Designview、TMclass 及び Designclass）による ARIPO データの公表、商標・意匠審査手続きや啓蒙活動における協調、研修活動における協力、IT 化・自

²¹³ 当初はアフリカ英語圏工業所有権機構（ESARIPO）として設立された。ARIPO に改称したのは 1982 年 12 月のハラレ議定書採択時である（同議定書施行は 1984 年）。

²¹⁴ ARIPO, “Report of the Director General on the 2015 Activities”, November 2, 2015.

²¹⁵ ARIPO, *ARIPO Magazine*, Vol.6, No.1. January-March 2016.

動化・近代化の開発拡大における協力や共同研究の実施等、広範な内容を含んでいる²¹⁶。

2) 中国

ARIPOは2007年1月に中国特許庁(SIPO)と協力協定(MOU)を締結し、以来、多くのARIPO職員や加盟国特許機関職員がSIPOでの研修に参加している。2015年7月には両機関の間でハイレベルの相互訪問を強化することに合意し、併せて伝統的知識の保護や特許制度の実務と利用等に関して知見の交換を行っていくことに合意した²¹⁷。この一環として、同月にSIPOがWIPOと共同で開催した「中国アフリカ・ハイレベル・セミナー」にARIPO長官・幹部が参加し、知財制度・政策に関する知見の交換を行った²¹⁸。

ARIPOはまた、国家工商行政管理総局(SAIC)とも2011年及び2014年にMOUを締結しており、2017年3月にはこれらに代わる新たなMOUを締結した。このMOUは、両機関間の情報やベストプラクティスの交換、キャパシティ・ビルディングを通じて商標制度に関する業務の質と有効性を高めることを目的としており、両機関における商標登録申請プロセスを整理し、商標や地理的表示に関する問題に対処すること等も含まれている²¹⁹。

3) 日本

2008年5月、ARIPO長官はOAPI長官と共に東京でJPO長官と知的財産分野における協力の方向性について討議を行い、この結果、同年度より日本が創設するWIPOアフリカ・ファンド(110万スイスフラン(1.1億円))の実施にあたり、ARIPO・OAPIの研修センター等にアフリカ各国の研修生を招き研修活動(講義・セミナー)を実施する等、両機関と連携を図ることを確認し、三機関間の協力関係を今後一層強化すること等について合意した文書に署名した²²⁰。同合意にもとづき、JPOが協力する形で、WIPO主催の研修・ワークショップやARIPOの移動セミナー(Moving Seminar)が実施されている²²¹。

(6) 調査項目に基づく調査結果

① 「調査対象の知財庁・機関による発信情報を掲載したソースの調査」

ARIPOのウェブサイトにおいて、情報発信は以下の方法によって実施されている。ウェブサイトは英語のみによって構成されており、国際的取組に特化したウェブページは設けられていない。プレスルームの記事にはアナウンスメントに転載されているものもあり、両者の違いは明確でない。また、プレスルームの記事は日付がふられていないものが大半であるため、記事内容から大凡の日付を推定する必要がある。

²¹⁶ ARIPO, Press Room, “ARIPO SIGNS MoU WITH EUIPO.”

<http://www.aripo.org/news-events-publications/news/item/132-aripo-signs-mou-with-euipo>.

²¹⁷ ARIPO, Press Room, “High-level SIPO Delegation Visits ARIPO.”

<http://www.aripo.org/news-events-publications/news/item/66-high-level-sipo-delegation-visits-aripo>.

²¹⁸ ARIPO, Press Room, “ARIPO at the China-Africa High-Level Seminar on Intellectual Property System and Policies.”

<http://www.aripo.org/news-events-publications/news/item/197-aripo-at-the-china-africa-high-level-seminar-on-intellectual-property-system-and-policies>.

²¹⁹ ARIPO, Press Room, “ARIPO and SAIC Renew Memorandum of Understanding.”

<http://www.aripo.org/news-events-publications/news/item/174-aripo-and-saic-renew-memorandum-of-understanding>

²²⁰ 特許庁ウェブサイト https://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/africa_choukankaigoukekka.htm.

²²¹ 直近では、例えばWIPOのPCTワークショップ(2017年9月

<http://www.aripo.org/news-events-publications/news/item/209-wipo-sub-regional-workshop-on-patent-cooperation-tr eaty-commences-at-aripo>)や、タンザニアでのARIPO移動セミナー(2017年7月

<http://www.aripo.org/news-events-publications/news/item/196-tanzania-national-roving-seminar>)等。

図表 209 ウェブサイトにおけるソース (2017 年 11 月 17 日現在)

| | |
|---------------------------|--|
| ①年報 (ARIPO Annual Report) | 2014 年から 2016 年まで 3 冊を掲載。長官 (DG) による巻頭言やキャパシティ・ビルディング、人材育成の章において国際的取組が言及されている。 |
| ②プレスルーム (Press Room) | 2015 年 2 月から 2017 年 11 月までで合 91 件の記事を掲載。うち国際的取組に関連する記事は 27 件。 |
| ③アナウンスメント (Announcements) | 2017 年のみ 9 件の記事を掲載。国際的取組に関する記事は 1 件。 |
| ④季報 (ARIPO Magazine) | 2014 年 4-6 月号から 2017 年 4-6 月号まで、年 4 冊、計 12 冊を掲載。主な内容はイベントのハイライト、加盟国ニュース、職員の異動・活躍、特集記事等で、国際的取組はイベントのハイライトで言及されるものが多い。 |

② 「国際的な取組に関する情報 (文章等) の調査」

1) 年報 (ARIPO Annual Report)

ARIPO ウェブサイトにおいては、2014 年から 2016 年まで 3 冊の年報を掲載。長官 (DG) による巻頭言やキャパシティ・ビルディング、人材育成の章において国際的取組が言及されている。

2016 年度年報においては、キャパシティ・ビルディングや人材育成の文脈で各種会合・研修の実施ないし参加状況が報告されている。それらは開催順に一覧形式で、タイトルと開催場所、日時のみが示されているものが多いが、特に中国の知財フォーラムへの参加については写真を掲載し、簡単な記事を掲載している。その他、WIPO 支援によるプロジェクト (デジタル化、データベース構築) や、EUIPO による支援・協力等を紹介する章も設けられている。

2015 年度においては、2016 年と同様の各種会合・研修への参加報告の他、他知財期間との MOU 締結 (EUIPO、IPAustralia、IMP Mexico、SAIC、NORCODE、USPTO、INPI、OAPI、SIPO)、ARIPO 閣僚会議において、OAPI との議長会議で汎アフリカ知財機関 (PAIPO) の設立について議論したことを報告するとともに PAIPO 設立宣言草案を提出、これにもとづき同会議にて同草案を採択したこと等が紹介されている。

2014 年度においては韓国国際協力機構 (KOICA) と WIPO の共同支援による ARIPO 及びメンバー諸国の ICT インフラ近代化プロジェクトの進捗に多く言及されている他 (同プロジェクトは 2015 年に完了し、新 IP 業務システム POLite+ が稼働開始したことが 2015 年度年報に記載されている)、JPO/WIPO 主催の研修への参加報告なども掲載されている。

また、年報は、国名や知財庁名を章や節等の見出しにする構成となっていない。

2) プレスルーム (Press Room) 及びアナウンスメント (Announcements)

プレスルームには 2015 年 2 月から 2017 年 11 月までで合 91 件の記事が、アナウンスメントには 2017 年のみ 9 件の記事が掲載されている (2017 年 11 月 17 日現在)。これらの中で、国際的取組に関連する記事は 28 件である。

図表 210 国際的な取組に関する記事件数

| | 英語 |
|----------------|----|
| 2017 年 (~11 月) | 10 |
| 2016 年 | 7 |
| 2015 年 | 11 |
| 合計 | 28 |

出所：ARIPO ウェブサイトより作成

記事内容としては会合や MOU/MOC の締結に関するものが多いが、その他ではセミナー／ワークショップ、WIPO や他機関による支援プロジェクト等に関するものが太宗を占めている。

バイの国際的取組に関する記事に登場する国および機関は以下のとおりである。

- ・ 欧州： EUIPO
- ・ 北米：米国
- ・ 中南米：メキシコ
- ・ アジア：日本、中国（SIPO、SAIC）、韓国
- ・ アフリカ：OAPI、ケニア
- ・ 国際機関・その他：WTO、INTA（International Trademark Association）

マルチの国際的取組に関する記事に登場する機関は、WIPO、UNDP、世界銀行である（UNDP、世界銀行はTICAD 関連）。

図表 211 記事の単語数に関する情報

| | 英語 |
|-------|-------|
| 最大文字数 | 487 |
| 最小文字数 | 68 |
| 中央値 | 261.5 |

出所：ARIPO ウェブサイトより作成

3) 季報（ARIPO Magazine）

主な内容はイベントのハイライト、加盟国ニュース、職員の異動・活躍、特集記事等で、国際的取組はイベントのハイライトで言及されるものが多い。例えば、ARIPO Magazine 2017年4-6月号（Vol.7, No.2）には、国際的取組に言及した記事が5件含まれている。その一例を挙げると以下のとおりである。

- ・ タイトル：HIGHLIGHTS OF EVENTS/Symposium on Copyright and Related Rights
- ・ 記載量：261語（本文のみをWord添付し、文字カウントで算出）
- ・ 写真等の有無：写真の掲載あり。
- ・ 記事の内容：WIPOと共同で開催したシンポジウム「アフリカにおける著作権及び関連権利システムの構築」（2017年6月5～7日、ハラレ（ARIPO本部））の実施報告。著作権等に関するリソースパーソンとして、WIPOの事務次長と世界複製権機構（IFRRO）の事務局長が特に言及されている。

③ 「調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの比較調査」

ARIPOの記事（プレスルーム及びアナウンスメント）に登場する調査対象知財庁・機関は、WIPO、EUIPO、SIPO、OAPI及びJPOのみである。このうち掲載記事数が最も多いのはSIPO（5件）であり、OAPI（4件）、EUIPO（3件）がこれに続く。JPOとWIPOはいずれも2件である。SIPOとの取組は、「知財制度・政策に関する中国アフリカ・ハイレベル・セミナー」（2017年7月）への参加や、中国IP年次フォーラムへの参加（2016年1月）、SIPO高官代表団の訪問（2015年6月）等である。また、OAPIに関してはMOU調印や訪問、共同プログラム計画の策定等に関するものである。EUIPOについては、同機関の意匠データベースDesignviewへの参加やMOU締結に関するものである。

図表 212 二国間（パイ）に関する情報における海外知財庁・機関等名が登場する記事数（プレスルーム及びアナウンスメント）

| | 2017年 (～11月) | 2016年 | 2015年 | 合計 |
|------------------------|-----------------|-------|-------|----|
| 米国 (USPTO) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 欧州 (EPO) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 欧州 (EUIPO、OHIM) | 0 | 3 | 0 | 3 |
| ドイツ (DPMA) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| カナダ (CIPO) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| オーストラリア (IP Australia) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 韓国 (KIPO) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 台湾 (TIPO) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ロシア (ROSPATENT) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| シンガポール (IPOS) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| タイ (DIP) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| インドネシア (DGIP) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| マレーシア (MyIPO) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| インド (CGPDTM) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中国 (SIPO) | 2 | 1 | 2 | 5 |
| ブラジル (INPI) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| GCC | 0 | 0 | 0 | 0 |
| アフリカ (OAPI) | 2 | 0 | 2 | 4 |
| JPO (日本) | 0 | 1 | 1 | 2 |
| WIPO | 2 | 0 | 0 | 2 |
| その他合計 | 2 | 2 | 2 | 6 |

出所:ARIPO ウェブサイトにより作成

④ 「調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの推移調査」

図表 212 のとおり 3 年間の推移から何らかの特徴を見出すことは難しいが、SIPO については概ね毎年何らかの記事掲載が行われている。

⑤ 「国際的な取組に関する情報（写真等）からの上記③、④の位置づけの調査」

28 件の記事のうち、25 件の記事に写真が掲載されている。各記事とも写真は 1 枚ずつだが、例外的に OAPI との取組に関する記事（2 件）については、1 記事につき 3～4 枚の写真が掲載されている。

⑥ 「国際的な取組（マルチ）に関する情報に関する調査」

プレスルーム及びアナウンスメントにおいてマルチの取組として掲載されている機関は、前述のとおり WIPO、UNDP、世界銀行である。WIPO については総会や地域ワークショップへの参加、韓国との共同 ICT プロジェクト等に関する記事であるが、他に日本の WIPO を通じた支援に言及したものもある。また、UNDP と世界銀行は TICAD の共催機関として言及されているものである。

⑦ 「国際的な取組（パイ）に関する情報に関する比較調査」

国際連携の形態に関しては会合と MOU/MOC、及びミナー／ワークショップ、WIPO や他機関による支援プロジェクト等に関するものが太宗を占めている。MOU/MOC の締結先は、SIPO、OAPI、EUIPO の他、SAIC や KOICA、ISAC (International Confederation of Societies of Authors and Composers)、INDAUTOR (Instituto Nacional del Derecho de Autor、メキシコ国家著作権機関) といった機関である。

図表 213 プレスルーム及びアナウンスメントにおける年別の国際連携の形態（記事数）

| | 会合 | MOU/MOC | PPH | 協働調査 (GSP) | 協働特許 分類 (GPC) | グローバ ル・ドシエ | 特許協力 条約 (PCT) | その他 (セミナー ／ワークシ ョップ等) |
|-----------------|----|---------|-----|---------------|---------------------|---------------|---------------------|--------------------------------|
| 2017年 (～11月) | 3 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 2016年 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 2015年 | 4 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 合計 | 8 | 9 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 8 |

出所：ARIPO ウェブサイトより作成。

注) 一記事に複数の項目が含まれていることがあるため、合計数は記事数と一致しない

1) JPO との取組について

ARIPO ウェブサイトのプレスルーム及びアナウンスメントにおいて JPO に言及した記事は、WIPO との共催によるセミナー／ワークショップに関する記事 2 件である。他方 JPO 側の発信記事は ARIPO 第 16 次閣僚会合への出席に関する記事 1 件のみである。下表のとおり両者に対応関係は見られない。

図表 214 JPO と ARIPO 記事の対応関係（プレスルーム及びアナウンスメント）

| | JPO | EPO |
|--------------|--|---|
| 2017/11/27 | JPO Deputy Commissioner Attended the African Regional Intellectual Property Organization (ARIPO) Sixteenth Session of the Council of Ministers | 該当なし |
| 2017/7/20-21 | 該当なし | Tanzania National Roving Seminar. The Seminars are supported by WIPO and the Japan Patent Office. |
| 2017/9/18-22 | 該当なし | WIPO Sub-regional Workshop on Patent Cooperation Treaty commences at ARIPO. It was organized by WIPO in cooperation with ARIPO and with the assistance of the Japan Patent Office (JPO) |

出所：両知財庁ウェブサイトより作成

⑧ 「対内的な発信情報と対外的な発信情報の比較調査」

調査対象が英語のみのページであるため割愛。

2.21. アフリカ知的財産機関（OAPI）

- OAPI のインターネット上の発信は、①年報（Annual Reports）、②季報（OAPI Magazine、四半期毎）によって行われている。言語は仏語のみ。季報の巻頭に長官の挨拶が掲載されている。
- 季報に掲載されている国際的取組に関する記事で紹介されている調査対象知財庁・機関の中で、最も件数の多いのは WIPO であり、それ以外では EPO、ARIPO、JPO、EUIPO である。記事内容はマルチ／バイの会合及びセミナー／ワークショップに関するものがほとんどであるが、最も緊密なパートナーである ARIPO との知財施策に関する協力や、PAIPO（汎アフリカ知財機関）設立に関する共同の立場（機能の重複する新たな機関の設立は歓迎しない）が強調されている。
- OAPI の季報において、JPO との取組（バイ及びマルチ）に関する記事は 8 件確認されたが、そのうち JPO 側からも発信のあった内容は 1 件のみ（2015 年 11 月 3-5 日にナミビアで開催された知財に関するアフリカ閣僚会議）であった。JPO 側からの発信情報で OAPI について言及したのはこの 1 件のみであり、OAPI 側からの一方的な情報発信となっている。

(1) 政策動向や情報発信方針に影響しうる背景

アフリカ知的財産機関（OAPI: Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelle）は、アフリカ工業所有権機関の創設に関するバンギ協定によって 1997 年に設立された（同協定は 1999 年に改訂）。アフリカ地域におけるフランス語を公用語とする 18 カ国が加盟し、これらの全加盟国は、パリ条約、特許協力条約（PCT）および世界知的所有権機関条約（WIPO 条約）に加盟している。PCT 国際出願の OAPI 広域段階が自動的に OAPI の全加盟国に適用される²²²。

また、OAPI は 2015 年に商標の国際登録に関するマドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）に署名した。ただし、それは OAPI 創設の基礎となった協定すなわちバンギ協定の修正とその後の個々の OAPI 加入国による修正されたバンギ協定の批准によるのではなく、OAPI 管理理事会の決議によって行われたため、国際登録の際に OAPI を指定した場合、その指定の有効性については、裁判所の審理を待つ必要があるとも指摘されている²²³。

(2) 国際連携の状況

① 主要国との連携状況

1) 日本

日本は WIPO に対して毎年「WIPO ジャパン・トラスト・ファンド」を拠出し、OAPI、ARIPO を始めアフリカ諸国の知的財産庁の能力向上を支援している。2016 年 8 月には、ケニアで行われたアフリカ開発会議第 6 回会合（TICAD VI）の一環として行われた「ジャパンフェア」において、JPO は、アフリカ諸国に対する知的財産分野での人材育成に関する支援（2016 年 2 月及び 2017 年 1 月、新たに特許実体審査を開始する予定の南アフリカから研修生を各年約 10 名ずつ日本に招へいし、「南アフリカ特許審査実務コース」を実施）や、上記 WIPO ジャパン・トラスト・ファンドを活用した知的財産関連制度、執行面の整備、情報化等の支援の取組について、アフリカ諸国政府関係者等に対し積極的に広報を行った²²⁴。

2) EU

OAPI は、その前身であるアフリカ・マダガスカル知的財産庁（OAMPI）であった 1962 年に EPO と MOU を締結している。2013～2017 年の協力期間においては、特許申請や技術インフラに関する支援を主体とし、2014 年に 9 月には OAPI 本部（ヤウンデ）において「OAPI 加盟諸国における特許システムの推進による技術革新の発展支援のためのパートナーシップ」と題する地域ワークショップ

²²² ジェトロ「アフリカ知的財産機関（OAPI）における知的財産権取得に関する制度概要調査」2017 年 4 月、3 頁。

²²³ ジェトロ「アフリカ知的財産ニュースレター 2015 年 12 月号（Vol.6）」

²²⁴ 特許庁『特許行政年次報告書 2017 年版』306 頁。

を実施した²²⁵。

3) 中国

OAPIは2011年に中国国家工商行政管理総局（SAIC）と協力協定を締結しており、2014年9月には2014～2015年の協力に関する実施計画について合意した²²⁶。

(3) 調査項目に基づく調査結果

① 「調査対象の知財庁・機関による発信情報を掲載したソースの調査」

OAPIのウェブサイトにおいて、情報発信は以下の方法によって実施されている。言語はフランス語のみである。国際的取組に特化したウェブページは設けられていない。下表のとおり、年報は閲覧することができず、ニュース／プレスリリースは存在しないため、季報（2013年3月～2016年6月）を分析対象とした。

図表 215 仏語ウェブサイトにおけるソース

| | |
|---|---|
| ① 年報 (Annual Reports) | ウェブサイト上には記載があるが、2018年3月9日現在、当該頁に移動することができず、閲覧できない。2017年12月時点では2013年から2017年版があることが確認されたが、やはり内容は閲覧できなかった。 |
| ② 長の挨拶 (Director Greetings) | 1頁のみの挨拶があるが、ウェブサイトの紹介にとどまる。むしろ下記「季報」における巻頭挨拶を、これに相当するものとして分析対象とした。 |
| ③ ニュース (News) / プレスリリース (Press Release) | 該当なし。 |
| ④ 季報 (Quarterly Magazine) | 2010年9月から2017年9月にかけて四半期毎の季報 (OAPI Magazine) を閲覧することができる。言語はフランス語のみ。内容はOAPIのプロジェクト、活動及び国際的取組に関する情報を含む。 |

② 「国際的な取組に関する情報（文章等）の調査」

1) 長の挨拶

季報の2014年8月号（OAPI Magazin N°23）及び2013年12月号（OAPI Magazin N°21）の長官巻頭挨拶において、国際的取組に関する言及がある。前者では、OAPIとしてアフリカ連合（AU）に対してアフリカ全体の知財政策を構築するための臨時委員会の創設について働きかけていること、後者では、OAPI加盟諸国の開発支援ツールとして地理的表示（GI）の利用を促進するにあたって、フランス開発庁（FDA）への言及がある。

2) 季報

2013年3月から2016年6月までの期間において、国際的取組に関連する記事は67件であった²²⁷。

²²⁵ Afro-IP, “OAPI and the European Patent Office (EPO) strengthen cooperation”, September 23, 2014.

<http://afro-ip.blogspot.jp/2014/09/oapi-and-european-patent-office-epo.html>

²²⁶ OAPI, “OAPI-SAIC : Une coopération gagnant-gagnant”

<http://www.oapi.int/index.php/en/toute-lactualite/466-oapi-saic-une-cooperation-gagnant-gagnant>

²²⁷ ここで言う「記事」とは、ニュースやプレスリリースのような、完結した形態としての記事ではなく、季報の中で一つの見出しの下に記載された情報の固まりである。よって本来は、ニュースやプレスリリースと同様に定量的な分析を行うのは適切でないが、ここでは便宜的にカウントしている。

図表 216 国際的な取組に関する記事数

| | 英語 |
|------------|----|
| 2016年(～6月) | 6 |
| 2015年 | 24 |
| 2014年 | 22 |
| 2013年(3月～) | 15 |
| 合計 | 67 |

出所：OAPI Magazine より作成

バイの国際的取組に関する記事に登場する国および機関は以下のとおりである。

- ・ 欧州：英国、フランス、EPO、EUIPO
- ・ 米州：ブラジル (INPI)
- ・ アジア：日本、中国 (SIPO、SAIC)、韓国 (KIPO、KIIP)、
- ・ アフリカ：モロッコ、ARIPO、OHADA (アフリカ商事法調和機構)
- ・ 国際機関・その他：WIPO、UEMOA (西アフリカ諸国経済共同体)

マルチの国際的取組に関する記事に登場する機関は、WIPO、UPOV、USPTO、JPO、EAPO(Eurasian Patent Office)、IEEPI (L'Institut Européen Entreprise et Propriété Intellectuelle)、OIC (Organisation of Islamic Cooperation)、INTA (International Trademark Association、EU、AU (African Union) である。

記事内容はマルチ／バイの会合及びセミナー／ワークショップに関するものがほとんどである。会合、セミナー／ワークショップとも、WIPO 主催のものが多く、セミナー／ワークショップについては、EUIPO／EPO や JPO、及び ARIPO 主催によるものも複数紹介されている。さらに、バイの取組に関しては、上記のとおり中国、モロッコ、ブラジル等との会合・協力協定の締結等もある。また、同じアフリカの知財機関である ARIPO とは汎アフリカ知財組織 (PAIPO) 設立に向けた協議等も行っている (なお、同記事は調査対象記事の中でもっとも長文である)。

また、年報は、国名や知財庁名を章や節等の見出しにする構成となっていない。

図表 217 記事の単語数に関する情報

| | 英語 |
|-------|-----|
| 最大文字数 | 756 |
| 最小文字数 | 25 |
| 中央値 | 156 |

出所：OAPI Magazine より作成

③ 「調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの比較調査」

2013年から2016年の季報において、調査対象の知財庁・機関が登場する記事数をカウントしたものが下表である。WIPOが30件と最も多く、それ以外ではEPO(9件)、ARIPO(9件)、JPO(8件)、EUIPO(5件)と続いている。欧州及び日本との関係の強さがうかがえる。

図表 218 海外知財庁・機関等名が登場する記事数（季報）

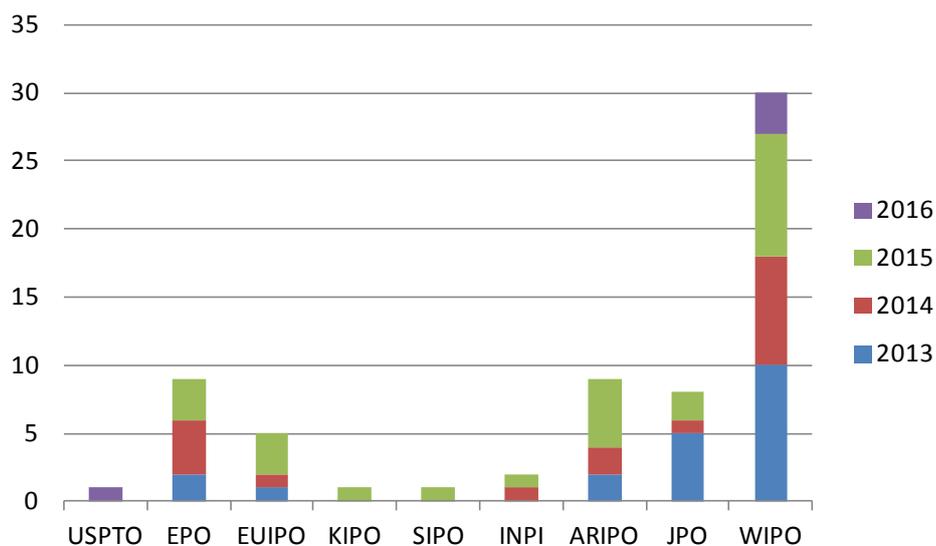
| | 2016年 (~6月) | 2015年 | 2014年 | 2013年 (3月~) | 合計 |
|---------------------------|----------------|-------|-------|----------------|----|
| 米国 (USPTO) | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 欧州 (EPO) | 0 | 3 | 4 | 2 | 9 |
| 欧州 (EUIPO) | 0 | 3 | 1 | 1 | 5 |
| カナダ (CIPO) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| オーストラリア (IP Australia) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 韓国 (KIPO) | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 台湾 (TIPO) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ロシア (ROSPATENT) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| シンガポール (IPOS) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| タイ (DIP) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| インドネシア (DGIP) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| マレーシア (MyIPO) | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| インド (CGPDTM) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中国 (SIPO) | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| ブラジル (INPI) | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 |
| GCC | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| アフリカ (ARIPO) | 0 | 5 | 2 | 2 | 9 |
| JPO (日本) | 0 | 2 | 1 | 5 | 8 |
| WIPO | 3 | 9 | 8 | 10 | 30 |

出所：OAPI Magazine により作成

④ 「調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの推移調査」

毎年、言及されているのは WIPO である。EPO、EUIPO、JPO についても 2016 年（6 月まで）を除けば毎年記事が掲載されている。

図表 219 海外知財庁・機関等名が登場する記事数（季報）



出所：OAPI Magazine により作成

⑤ 「国際的な取組に関する情報（写真等）からの上記③、④の位置づけの調査」

季報に掲載されている国際的取組に関する記事の大半に写真も掲載されている。それらは会合、セミナー、ワークショップ等における参加者の集合写真である。日本との取組に関する写真としては例えば以下のようなものがある。

- ・ 2013年 TICAD（2013年6月1-3日）（Volume July 2013, p. 23.）
- ・ TI研修（2014年10月26日-11月7日）（Volume March 2015, p. 21）

⑥ 「国際的な取組（マルチ）に関する情報に関する調査」

季報に掲載されているマルチの取組は前述のとおり WIPO 主催の会合、セミナー／ワークショップであるが、他の機関に関しては ARIPO との取組が特筆されるべきと思われる。ARIPO は OAPI にとってアフリカにおける知財施策の推進と協調における最も緊密なパートナーであり、季報では汎アフリカ知財機関（PAIPO）の設立に向けた共同の立場（機能の重複する新たな機関の設立は歓迎しない）が強調されている。

また、AU や UEMOA、OHADA といったアフリカにおける他の国際機関との会合も紹介されているが、このことは OAPI の取組が地域レベルのそれに大きな注意を払っていること、それが OAPI のマルチの取組においても重要な要素であることを示している。

⑦ 「国際的な取組（バイ）に関する情報に関する比較調査」

国際的取組の形態別記事数では、会合とその他（セミナー／ワークショップ等）が各々28件、26件とほぼ同様である。関係機関は WPO のほか、EUIPO／EPO、JPO、ARIPO 等である。その他の形態としては MOU/MOC が2件あるが、これは FDA および OHADA とのものである。

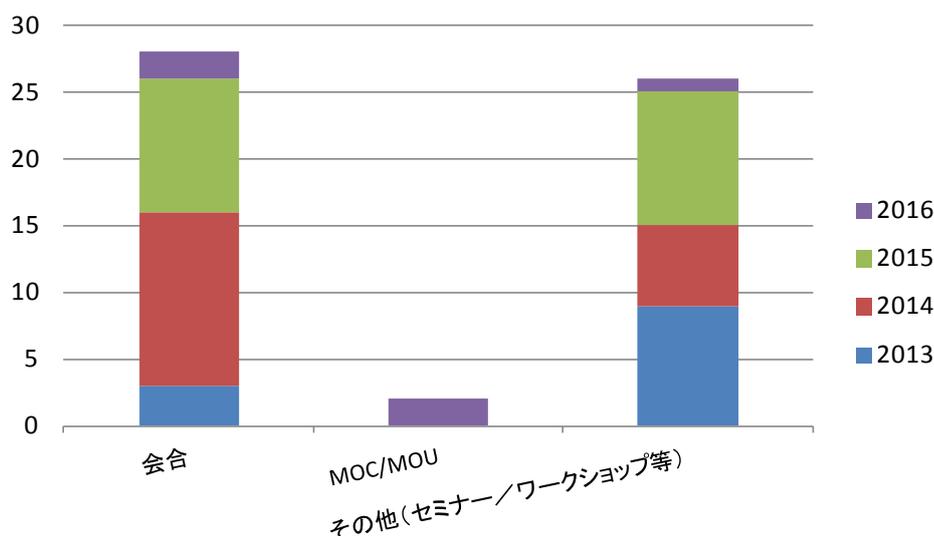
図表 220 季報における年別の国際連携の形態（記事数）

| | 会合 | MOU/MOC | PPH | 協働調査 (GSP) | 協働特許 分類 (GPC) | グローバ ル・ドシエ | 特許協力 条約 (PCT) | その他 (セミナー ／ワーク ショップ 等) |
|----------------|----|---------|-----|---------------|---------------------|---------------|---------------------|------------------------------------|
| 2013年 (3月～) | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 2014年 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 |
| 2015年 | 13 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 |
| 2016年 (～6月) | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 |
| 合計 | 28 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 26 |

出所：OAPI Magazine より作成

注) 一記事に複数の項目が含まれていることがあるため、合計数は記事数と一致しない

図表 221 季報における年別の国際連携の形態（記事数）



出所：OAPI Magazine より作成

注) 一記事に複数の項目が含まれていることがあるため、合計数は記事数と一致しない

4) JPO との取組について

OAPI の季報において、JPO との取組（バイ及びマルチ）に関する記事は 8 件確認されたが、そのうち JPO 側からも発信のあった内容は 1 件のみ（2015 年 11 月 3-5 日にナミビアで開催された知財に関するアフリカ閣僚会議）であった。2013 年から 2016 年の間に JPO 側からの発信情報で OAPI について言及したのはこの 1 件のみであり、OAPI 側からの一方的な情報発信となっている。

図表 222 JPO と OAPI 記事（季報）の対応関係

| | JPO | OAPI |
|-----------------|---|---|
| 2015/11/6 | African Ministerial Conference 2015 Held in Senegal | Conference on IP in Africa co-organised by WIPO, African Union, the Government of Senegal and Japan in the framework of the Japanese fund for Africa and least Developed countries |
| 2015/4/13-17 | 該当なし | Joint meeting co-organised by JPO, WIPO, the Namibian Ministry for Industry and Trade on technical assistance for the Industrial Property Automation System (IPAS). |
| 2014/10/26-11/7 | 該当なし | WIPO training course on the use of information technology by IP administrations. It has focused on how different technologies can be deployed to facilitate exchange information among IP offices/administrations |
| 2014/2/19-24 | 該当なし | Training on IP in the biotechnology industry |
| 2013/8/26-30 | 該当なし | Workshop on the use of IPAS software co-organised by WIPO and JPO. |
| 2013/10/29-30 | 該当なし | Workshop co-organised by WIPO, JPO and AIPO on IP management by AIPO National Liaison Offices. |
| 2013/6/1-3 | 該当なし | Working session between AIPO, ARIPO and JPO on the status of IP legislation and informatisation in Africa at TICAD V. |
| 2014/3/3 | 該当なし | Forging closer ties with our Asian partners |

出所：OAPI Magazine 及び JPO ウェブサイトより作成

⑧ 「対内的な発信情報と対外的な発信情報の比較調査」

調査対象が仏語のみのページであるため割愛。

2.22. 日本国特許庁（JPO）²²⁸

(1) 調査項目に基づく調査結果

日本国特許庁（JPO: Japan Patent Office）のウェブサイトにおける本調査項目に基づく調査結果は以下のとおりであった。

① 「調査対象の知財庁・機関による発信情報を掲載したソースの調査」

日本の特許庁（JPO）のウェブサイトにおいて、情報発信は以下の方法によって実施されている。発信言語は日本の公用語である日本語及び英語で行われているが、③のプレスリリース（What's New/ News Releases）は英語のみ、④のフォトギャラリーについては、日本語のみの発信となっている。なお、日本語サイトでは、この他「報道発表」というプレスリリースに該当する記事が掲載されているが、全て外部ウェブサイト（経産省ウェブサイト）へ遷移することから、本調査では対象外とする。

図表 223 ウェブサイトにおけるソース（英語・日本語）

| | 英語 | 日本語 |
|---|--|--|
| ①年報 (Annual Report) | 英語では年報は掲載されていない。 | 2013年から2017年までの年報が掲載されている。 |
| ②長の挨拶 (Minister's Statements) | 英語の記事は設けられていない。 (注:2017年7月6日に「Statement by Minister Seko on the agreement in principle on the Japan-EU Economic Partnership Agreement (EPA)」が記事があるが、経産省の外部サイトに遷移されるため、対象外。) | 2017年度に2件(2017年の宗像長官 就任挨拶および2018年の年始挨拶)、掲載されている。 |
| ③プレスリリース (What's New/ News Releases) | 2014年～2017年の4年分のプレスリリースが掲載されている。 | 日本語の記事は設けられていない。 |
| ④フォトギャラリー | 英語の記事は設けられていない。 | 2014年～2017年の4年分のフォトギャラリーが掲載されている。 |

② 「国際的な取組に関する情報（文章等）の調査」

1) 年報

2017年12月8日現在、2013年版～2017年版の年報がJPOウェブサイトに収められている。国際的取組に関する記述としては、五庁会合、三極特許庁会合、商標五庁会合、WIPOフォーラム、ASEANワーキンググループ等に関する報告の他、各国知財庁の動向について述べられている。

2) 長の挨拶

日本語のみ、2017年度に2件の長の挨拶が掲載されている。国際的取組に関する記述としては、新興国に対し、審査のノウハウ提供のみでなく、知財の創造や活用を促すための支援・協力を展開すること、また、制度・運用面での国際調和を図ること、さらに、新興国への支援を通じ、知的財産が世界中でシームレスに保護される環境の促進が述べられている。

3) プレスリリース（What's New/ News Releases）

2014年～2017年の4年分のプレスリリースが掲載され、2014年から2017年12月8日までで国際的取組に関連する記事は、計348件（日本語の記事はないため、英語のみ）であった。

²²⁸ 本調査において、JPOは比較のためのベンチマークという位置づけであり、要旨は割愛した。

図表 224 国際的な取組に関する記事件数

| | 日本語 |
|---------------|-----|
| 2017年 (~12/8) | 120 |
| 2016年 | 81 |
| 2015年 | 154 |
| 2014年 | 41 |
| 2013年 | 0 |
| 5年間合計 | 396 |

出所：JPO ウェブサイトより作成

国際的な取組に関する記述としては、他国知財庁との二国間(バイ)での取組の他、ASEAN や WIPO との会合など国際的な取組(マルチ)に関する情報が発信されている。国際連携に関する記述としては、PPH、協働調査、共通特許分類(CPC)、グローバル・ドシエ、特許協力条約等が多い。

各記事では、関連する諸国や国名を丁寧に記載されており、バイの国際的な取組の対象国として登場する国は 27 カ国に上る。バイの国際的な取組に関する記事に登場する国および機関は以下のとおりである。

- ・ 欧州：ロシア、欧州連合特許庁、ユーラシア特許庁
- ・ 北米：米国、カナダ
- ・ 中南米：ブラジル
- ・ オセアニア：なし
- ・ 中東：なし
- ・ アジア：台湾、韓国、中国、シンガポール、フィリピン、カンボジア、ラオス、マレーシア、インドネシア、ベトナム、ブルネイ
- ・ アフリカ：チュニジア、南アフリカ共和国
- ・ 国際機関・その他：WIPO、国際再生可能エネルギー機関(IRENA)、アフリカ広域的財産機関(ARIPO)、アフリカ知的財産機関(OAPI)

なお、マルチの国際的な取組に関する記事に多く登場する機関は、WIPO と ASEAN である。記事の内容は、会合や MOU、また、PPH や協働調査などに関する記事が多く掲載されている。

図表 225 記事の単語数に関する情報

| | 英語 |
|-------|-------|
| 最大文字数 | 5,212 |
| 最小文字数 | 26 |
| 中央値 | 328 |

出所：JPO ウェブサイトより作成

4) フォトギャラリー

2014年から2017年12月8日までで国際的な取組に関連する記事は、計284件(日本語のみ)であった。

国際的な取組に関する記述としては、訪問先または来庁した各国知財庁との二国間(バイ)会合、WIPO 総会や ASEAN など多国間(マルチ)会合、途上国への協力の一環としてのトレーニング風景などが発信されている。

図表 226 国際的な取組に関する記事数

| | 日本語 |
|--------------|-----|
| 2017年（～12/8） | 81 |
| 2016年 | 80 |
| 2015年 | 88 |
| 2014年 | 35 |
| 2013年 | - |
| 5年間合計 | 284 |

出所：JPO ウェブサイトより作成

③ 「調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの比較調査」

1) プレスリリース（What's New/ News Releases）

2014年から2017年12月8日までで国際的取組に関連する記事は、計348件（日本語の記事はないため、英語のみ）であった。

以下の表は、プレスリリース（What's New/ News Releases）における二国間の取組（バイ）に関する発信状況（海外知財庁の登場する記事数）を示している。

図表 227 二国間（バイ）に関する情報における海外知財庁・機関等名が登場する記事数（プレスリリース）

| | | 2017年 (~10/11) | 2016年 | 2015年 | 2014年 | 2013年 | 5年間合計 |
|------------------------|-----|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 米国 (USPTO) | 日本語 | - | - | - | - | - | |
| | 英語 | 4 | 5 | 18 | 4 | - | 31 |
| 欧州 (EPO) | 日本語 | - | - | - | - | - | |
| | 英語 | 4 | 0 | 10 | 3 | - | 17 |
| 欧州 (EUIPO、OHIM) | 日本語 | - | - | - | - | - | |
| | 英語 | 5 | 4 | 1 | 0 | - | 10 |
| ドイツ (DPMA) | 日本語 | - | - | - | - | - | |
| | 英語 | 3 | 1 | 8 | 2 | - | 14 |
| カナダ (CIPO) | 日本語 | - | - | - | - | - | |
| | 英語 | 7 | 0 | 3 | 1 | - | 11 |
| オーストラリア (IP Australia) | 日本語 | - | - | - | - | - | |
| | 英語 | 2 | 0 | 1 | 0 | - | 3 |
| 韓国 (KIPO) | 日本語 | - | - | - | - | - | |
| | 英語 | 9 | 19 | 19 | 8 | - | 55 |
| 台湾 (TIPO) | 日本語 | - | - | - | - | - | |
| | 英語 | 3 | 2 | 2 | 0 | - | 7 |
| シンガポール (IPOS) | 日本語 | - | - | - | - | - | |
| | 英語 | 4 | 5 | 5 | 0 | - | 14 |
| タイ (DIP) | 日本語 | - | - | - | - | - | |
| | 英語 | 3 | 0 | 1 | 1 | - | 5 |
| インドネシア (DGIP) | 日本語 | - | - | - | - | - | |
| | 英語 | 6 | 2 | 0 | 0 | - | 8 |
| マレーシア (MyIPO) | 日本語 | - | - | - | - | - | |
| | 英語 | 2 | 1 | 4 | 1 | - | 8 |
| インド (CGPDTM) | 日本語 | - | - | - | - | - | |
| | 英語 | 4 | 1 | 0 | 0 | - | 5 |
| 中国 (SIPO) | 日本語 | - | - | - | - | - | |
| | 英語 | 6 | 13 | 16 | 5 | - | 40 |
| ロシア (ROSPATENT) | 日本語 | - | - | - | - | - | |
| | 英語 | 2 | 1 | 2 | 0 | - | 5 |
| GCC | 日本語 | - | - | - | - | - | |
| | 英語 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | 0 |
| アフリカ (OAPI) | 日本語 | - | - | - | - | - | |
| | 英語 | 3 | 2 | 4 | 0 | - | 9 |
| アフリカ (ARIPO) | 日本語 | - | - | - | - | - | |
| | 英語 | 3 | 2 | 5 | 0 | - | 10 |
| INPI(ブラジル) | 日本語 | - | - | - | - | - | |
| | 英語 | 6 | 0 | 4 | 0 | - | 10 |
| WIPO | 日本語 | - | - | - | - | - | |
| | 英語 | 5 | 9 | 28 | 3 | - | 45 |
| その他合計 | 日本語 | - | - | - | - | - | |
| | 英語 | 39 | 14 | 23 | 13 | - | 89 |

出所：JPO ウェブサイトより作成。

2) フォトギャラリー

2014年から2017年12月8日までで国際的取組に関連する記事は、計284件（英語の記事はないため、日本語のみ）であった。

以下の表は、フォトギャラリーにおける二国間の取組（バイ）に関する発信状況（海外知財庁の登場する記事数）を示している。

図表 228 二国間（バイ）に関する情報における海外知財庁・機関等名が登場する記事数（フォトギャラリー）

| | | 2017年 (~10/11) | 2016年 | 2015年 | 2014年 | 2013年 | 5年間合計 |
|------------------------|-----|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 米国 (USPTO) | 日本語 | 6 | 5 | 8 | 2 | - | 21 |
| | 英語 | - | - | - | - | - | 0 |
| 欧州 (EPO) | 日本語 | 4 | 3 | 8 | 1 | - | 16 |
| | 英語 | - | - | - | - | - | 0 |
| 欧州 (EUIPO、OHIM) | 日本語 | 5 | 0 | 0 | 0 | - | 5 |
| | 英語 | - | - | - | - | - | 0 |
| ドイツ (DPMA) | 日本語 | 2 | 1 | 2 | 2 | - | 7 |
| | 英語 | - | - | - | - | - | 0 |
| カナダ (CIPO) | 日本語 | 1 | 1 | 1 | 0 | - | 3 |
| | 英語 | - | - | - | - | - | 0 |
| オーストラリア (IP Australia) | 日本語 | 2 | 1 | 1 | 0 | - | 4 |
| | 英語 | - | - | - | - | - | 0 |
| 韓国 (KIPO) | 日本語 | 9 | 8 | 7 | 2 | - | 26 |
| | 英語 | - | - | - | - | - | 0 |
| 台湾 (TIPO) | 日本語 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | 0 |
| | 英語 | - | - | - | - | - | 0 |
| シンガポール (IPOS) | 日本語 | 2 | 4 | 5 | 1 | - | 12 |
| | 英語 | - | - | - | - | - | 0 |
| タイ (DIP) | 日本語 | 2 | 1 | 1 | 0 | - | 4 |
| | 英語 | - | - | - | - | - | 0 |
| インドネシア (DGIP) | 日本語 | 2 | 3 | 3 | 2 | - | 10 |
| | 英語 | - | - | - | - | - | 0 |
| マレーシア (MyIPO) | 日本語 | 1 | 1 | 1 | 2 | - | 5 |
| | 英語 | - | - | - | - | - | 0 |
| インド (CGPDTM) | 日本語 | 2 | 4 | 4 | 0 | - | 10 |
| | 英語 | - | - | - | - | - | 0 |
| 中国 (SIPO) | 日本語 | 7 | 8 | 7 | 3 | - | 25 |
| | 英語 | - | - | - | - | - | 0 |
| ロシア (ROSPATENT) | 日本語 | 1 | 2 | 0 | 0 | - | 3 |
| | 英語 | - | - | - | - | - | 0 |
| GCC | 日本語 | 0 | 0 | 1 | 0 | - | 1 |
| | 英語 | - | - | - | - | - | 0 |
| アフリカ (OAPI) | 日本語 | 1 | 0 | 1 | 1 | - | 3 |
| | 英語 | - | - | - | - | - | 0 |
| アフリカ (ARIPO) | 日本語 | 2 | 0 | 1 | 0 | - | 3 |
| | 英語 | - | - | - | - | - | 0 |
| ブラジル (INPI) | 日本語 | 3 | 2 | 1 | 0 | - | 6 |
| | 英語 | - | - | - | - | - | 0 |
| WIPO | 日本語 | 7 | 10 | 8 | 1 | - | 26 |
| | 英語 | - | - | - | - | - | 0 |
| その他合計 | 日本語 | 22 | 26 | 28 | 18 | - | 94 |
| | 英語 | - | - | - | - | - | 0 |

出所：JPO ウェブサイトより作成。

④ 「調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの推移調査」

1) プレスリリース (What's New/ News Releases)

③「調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの比較調査」で前述したとおり、2014年からの3年間における二国間の取組（バイ）に関する発信状況（海外知財庁の登場する記事数）の推移は以下のとおりである。

図表 229 二国間（バイ）に関する情報における海外知財庁・機関等名が登場する記事数（プレスリリース（What's New/ News Releases））

| | 2017年 (~12/8) | 2016年 | 2015年 | 2014年 |
|---------------------------|------------------|-------|-------|-------|
| 米国 (USPTO) | 3 | 1 | 5 | 4 |
| 欧州 (EUIPO、OHIM) | 5 | 0 | 29 | 1 |
| ドイツ (DPMA) | 4 | 1 | 1 | 1 |
| カナダ (CIPO) | 3 | 2 | 4 | 1 |
| オーストラリア (IP Australia) | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 韓国 (KIPO) | 2 | 0 | 1 | 0 |
| 台湾 (TIPO) | 2 | 2 | 4 | 2 |
| ロシア (ROSPATENT) | 5 | 1 | 5 | 1 |
| シンガポール (IPOS) | 2 | 1 | 2 | 1 |
| タイ (DIP) | 2 | 0 | 3 | 1 |
| インドネシア (DGIP) | 3 | 1 | 0 | 1 |
| マレーシア (MyIPO) | 2 | 1 | 4 | 3 |
| インド (CGPDTM) | 3 | 1 | 0 | 0 |
| 中国 (SIPO) | 2 | 1 | 1 | 1 |
| ブラジル (INPI) | 2 | 3 | 4 | 1 |
| アフリカ (OAPI) | 2 | 2 | 3 | 1 |
| アフリカ (ARIPO) | 3 | 2 | 7 | 1 |
| WIPO | 3 | 6 | 2 | 1 |
| その他合計 | 39 | 14 | 23 | 13 |

出所：JPO ウェブサイトより作成。

5) フォトギャラリー

「調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけの比較調査」で前述したとおり、2014年からの3年間における二国間の取組（バイ）に関する発信状況（海外知財庁の登場する記事数）の推移は以下のとおりである。

図表 230 二国間（バイ）に関する情報における海外知財庁・機関等名が登場する記事数（フォトギャラリー）

| | 2017年(～12/8) | 2016年 | 2015年 | 2014年 |
|---------------------------|--------------|-------|-------|-------|
| 米国(USPTO) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 欧州(EPO) | 3 | 3 | 6 | 1 |
| 欧州(EUIPO、OHIM) | 2 | 0 | 0 | 1 |
| ドイツ(DPMA) | 2 | 1 | 1 | 1 |
| カナダ(CIPO) | 1 | 1 | 1 | 1 |
| オーストラリア (IP Australia) | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 韓国(KIPO) | 5 | 2 | 4 | 0 |
| 台湾(TIPO) | 1 | 1 | 1 | 0 |
| ロシア (ROSPATENT) | 1 | 1 | 1 | 0 |
| シンガポール(IPOS) | 2 | 2 | 4 | 0 |
| タイ(DIP) | 2 | 2 | 2 | 0 |
| インドネシア(DGIP) | 2 | 2 | 2 | 0 |
| マレーシア(MyIPO) | 1 | 1 | 2 | 0 |
| インド(CGPDTM) | 2 | 4 | 2 | 0 |
| 中国(SIPO) | 2 | 4 | 4 | 0 |
| ブラジル(INPI) | 2 | 1 | 1 | 0 |
| アフリカ(OAPI) | 1 | 1 | 1 | 0 |
| アフリカ(ARIPO) | 1 | 1 | 1 | 0 |
| WIPO | 3 | 7 | 7 | 0 |
| その他合計 | 18 | 15 | 19 | 3 |

出所：JPO ウェブサイトより作成。

⑤ 「国際的な取組に関する情報（写真等）からの上記③、④の位置づけの調査」

ウェブサイトにおけるソースのうち、年報(Annual Report)及びプレスリリース(What's New/ News Releases)、また、フォトギャラリーに、国際的な取組に関する写真が掲載されている。

1) プレスリリース (What's New/ News Releases)

国際的な取組に関するプレスリリース(What's New/ News Releases)に写真が掲載されていたのは、348件中(4年間)で227件であり、約65%の割合で写真が掲載されている。4年間で掲載されている写真枚数は計389枚である。写真は1つの記事で1枚～10枚が掲載されており、例えば2016年度は計132枚の写真が掲載されている。

2) フォトギャラリー

国際的な取組に関するフォトギャラリーに写真が掲載されていたのは、284件中(4年間)で284件であり、全ての記事に写真が掲載されている。写真は1つの記事で1枚～22枚が掲載されており、4年間で掲載されている写真枚数は計771枚である。長官クラスの会合から、他国知財庁との相互の訪問、WIPO総会での各国長官との会合、協力覚書に基づく人材育成研修の実施風景など多岐に亘る。人材育成研修については、トレーニング中の風景と参加者の集合写真が掲載されている。

⑥ 「国際的な取組（マルチ）に関する情報に関する調査」

1) プレスリリース (What's New/ News Releases)

以下の図表は、プレスリリース(What's New/ News Releases)における国際的な取組(マルチ)

に関する記事数を示している。

図表 231 プレスリリース（What's New/ News Releases）における国際的な取組（マルチ）に関する記事数

| | WIPO | 五庁/商標 五庁 | 日中韓 | ASEAN |
|------------------|------|-------------|-----|-------|
| 2017年 （～12/8） | 3 | 3 | 2 | 2 |
| 2016年 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 2015年 | 1 | 0 | 0 | 5 |
| 2014年 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 2013年 | - | - | - | - |
| 5年間合計 | 0 | 4 | 0 | 0 |

出所：JPOウェブサイトより作成

2) フォトギャラリー

以下の図表は、プレスリリース（What's New/ News Releases）における国際的な取組（マルチ）に関する記事数を示している。

図表 232 フォトギャラリーにおける国際的な取組（マルチ）に関する記事数

| | WIPO | ASEAN | BRICs | その他 |
|------------------|------|-------|-------|-----|
| 2017年 （～12/8） | 1 | 3 | 1 | 9 |
| 2016年 | 2 | 4 | 0 | 8 |
| 2015年 | 6 | 2 | 0 | 11 |
| 2014年 | 7 | 4 | 0 | 9 |
| 2013年 | - | - | - | - |
| 5年間合計 | 16 | 13 | 1 | 37 |

出所：JPOウェブサイトより作成

⑦ 「国際的な取組（バイ）に関する情報に関する比較調査」

1) プレスリリース（What's New/ News Releases）

プレスリリース（What's New/ News Releases）において、2014年からの4年間における二国間の取組（バイ）に関する発信状況（海外知財庁の登場する記事数）の推移は以下のとおりである。

図表 233 二国間（バイ）に関する情報における海外知財庁・機関等名が登場する記事数（プレスリリース（What's New/ News Releases））（再掲）

| | 2017 年 （～12/8） | 2016 年 | 2015 年 | 2014 年 |
|------------------------|-------------------|--------|--------|--------|
| 米国 (USPTO) | 3 | 1 | 5 | 4 |
| 欧州 (EUIPO、OHIM) | 5 | 0 | 29 | 1 |
| ドイツ (DPMA) | 4 | 1 | 1 | 1 |
| カナダ (CIPO) | 3 | 2 | 4 | 1 |
| オーストラリア (IP Australia) | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 韓国 (KIPO) | 2 | 0 | 1 | 0 |
| 台湾 (TIPO) | 2 | 2 | 4 | 2 |
| ロシア (ROSPATENT) | 5 | 1 | 5 | 1 |
| シンガポール (IPOS) | 2 | 1 | 2 | 1 |
| タイ (DIP) | 2 | 0 | 3 | 1 |
| インドネシア (DGIP) | 3 | 1 | 0 | 1 |
| マレーシア (MyIPO) | 2 | 1 | 4 | 3 |
| インド (CGPDTM) | 3 | 1 | 0 | 0 |
| 中国 (SIPO) | 2 | 1 | 1 | 1 |
| ブラジル (INPI) | 2 | 3 | 4 | 1 |
| アフリカ (OAPI) | 2 | 2 | 3 | 1 |
| アフリカ (ARIPO) | 3 | 2 | 7 | 1 |
| WIPO | 3 | 6 | 2 | 1 |
| その他合計 | 39 | 14 | 23 | 13 |

出所：JPO ウェブサイトより作成。

プレスリリース（What's New/ News Releases）の記事の内容は、会合が 65 件となっており、それに続き PPH（34 件）となっている。内訳は以下のとおりである。

図表 234 プレスリリース（What's New/ News Releases）における 年別の国際連携の形態（記事数）

| | 会合 | MOU/MOC | PPH | 協働調査 (CSP) | グローバル・ドシエ | 特許協力 条約(PCT) | その他 |
|---------------|----|---------|-----|---------------|-----------|-----------------|-----|
| 2017 年(～12/8) | 4 | 1 | 8 | 1 | 0 | 1 | 2 |
| 2016 年 | 7 | 0 | 9 | 0 | 1 | 3 | 10 |
| 2015 年 | 34 | 5 | 13 | 1 | 2 | 5 | 15 |
| 2014 年 | 20 | 3 | 4 | 0 | 0 | 1 | 4 |
| 2013 年 | - | - | - | - | - | - | - |
| 5 年間合計 | 65 | 9 | 34 | 2 | 3 | 10 | 31 |

出所：JPO ウェブサイトより作成

注）一記事に複数の項目が含まれていることがあるため、合計数は記事数と一致しない

3) フォトギャラリー

フォトギャラリーにおいて、2014 年からの 4 年間における二国間の取組（バイ）に関する発信状況（海外知財庁の登場する記事数）の推移は以下のとおりである。

図表 235 二国間（バイ）に関する情報における海外知財庁・機関等名が登場する記事数（フォトギャラリー）（再掲）

| | 2017年（～12/8） | 2016年 | 2015年 | 2014年 |
|-----------------------|--------------|-------|-------|-------|
| 米国（USPTO） | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 欧州（EPO） | 3 | 3 | 6 | 1 |
| 欧州（EUIPO、OHIM） | 2 | 0 | 0 | 1 |
| ドイツ（DPMA） | 2 | 1 | 1 | 1 |
| カナダ（CIPO） | 1 | 1 | 1 | 1 |
| オーストラリア（IP Australia） | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 韓国（KIPO） | 5 | 2 | 4 | 0 |
| 台湾（TIPO） | 1 | 1 | 1 | 0 |
| ロシア（ROSPATENT） | 1 | 1 | 1 | 0 |
| シンガポール（IPOS） | 2 | 2 | 4 | 0 |
| タイ（DIP） | 2 | 2 | 2 | 0 |
| インドネシア（DGIP） | 2 | 2 | 2 | 0 |
| マレーシア（MyIPO） | 1 | 1 | 2 | 0 |
| インド（CGPDTM） | 2 | 4 | 2 | 0 |
| 中国（SIPO） | 2 | 4 | 4 | 0 |
| ブラジル（INPI） | 2 | 1 | 1 | 0 |
| アフリカ（OAPI） | 1 | 1 | 1 | 0 |
| アフリカ（ARIPO） | 1 | 1 | 1 | 0 |
| WIPO | 3 | 7 | 7 | 0 |
| その他合計 | 18 | 15 | 19 | 3 |

出所：JPO ウェブサイトより作成。

プレスリリース（What's New/ News Releases）の記事の内容は、会合に関する記事が突出しており（149件）、それに続いて、PPH（14件）、MOU/MOC（12件）となっている。内訳は以下のとおりである。

図表 236 フォトギャラリーにおける年別の国際連携の形態（記事数）

| | 会合 | MOU/MOC | PPH | 協働調査（CSP） | 協働特許分類（CPC） | グローバル・ドシエ | 特許協力条約（PCT） | その他 |
|--------------|-----|---------|-----|-----------|-------------|-----------|-------------|-----|
| 2017年（～12/8） | 34 | 2 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 | 21 |
| 2016年 | 37 | 1 | 3 | 1 | 1 | 1 | 3 | 10 |
| 2015年 | 43 | 5 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 16 |
| 2014年 | 35 | 4 | 5 | 0 | 1 | 2 | 0 | 12 |
| 2013年 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 5年間合計 | 149 | 12 | 14 | 1 | 2 | 5 | 3 | 59 |

出所：JPO ウェブサイトより作成

注）一記事に複数の項目が含まれていることがあるため、合計数は記事数と一致しない

⑧ 「対内的な発信情報と対外的な発信情報の比較調査」

JPOのウェブサイトは日本の公用語である日本語及び英語で行われているが、前述のとおり、発信言語は、③のプレスリリース（What's New/ News Releases）は英語のみ、④のフォトギャラリーについては、日本語のみの発信となっている。日本語のフォトギャラリーでの記事は写真が中心であり、英語のプレスリリース（What's New/ News Releases）の方が文字数が多い。

日本語・英語ともに4年間で300件以上の記事が掲載されているが、日本語では、これに加え「新

聞発表」として経済産業省のページに遷移する記事が4年間(2014年～2017年)で計161件ある。今回の調査研究では対象外であるが、これも含めると、日本語での発信の方が掲載量としては上回っている。

3. 調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけに関する横断的分析

3.1. ニュースリリース・プレスリリースにみられる五大特許庁間の関係性

本節では、インターネット上の発信のうち、ニュースリリース・プレスリリースをもとに五庁間の関係性を示す。国際的な取組のうち二者間（バイ）の取組を取り上げた記事を中心に、五庁に含まれる海外知財庁・機関との国際連携を扱った記事の件数および記事の中での五庁の知財庁・機関の登場回数²²⁹を集計し、五庁間の関係性を図示した。もっとも第1章でも述べたとおり、インターネット情報のみをもって五庁間の関係を完全に把握することは不可能であり、仮に記事件数や登場回数が少なくとも、それがただちにその海外知財庁・機関との関係が希薄であることを意味するわけではない。したがって、この分析は五庁間の多様な関係のうちのある一側面のみ焦點を当てたものであることに留意いただきたい。

まず、五庁のニュースリリース・プレスリリースにおける五庁が言及された記事件数の割合をみると、全体のうち JPO は 51%、USPTO は 87%、EPO は 35%、KIPO は 43%、SIPO は 46% となっており、USPTO と EPO 以外はおよそ半分が五庁に言及した記事となっている。USPTO は五庁を取り上げた記事数が 9 割近くにのぼり、ニュースリリース・プレスリリース上は五庁との取組の割合が大きいことが読み取れる。他方で EPO は五庁を取り上げた記事件数が 4 割を下回り、五庁以外の海外知財庁・機関との取組について広くニュースリリース・プレスリリースで取り上げていることがわかる。

図表 237 五大特許庁のニュースリリース・プレスリリースに占める記事件数の割合(2013~2017年)

| | 五庁 | 五庁以外 |
|-------|-----|------|
| JPO | 51% | 49% |
| USPTO | 87% | 13% |
| EPO | 35% | 65% |
| KIPO | 43% | 57% |
| SIPO | 46% | 54% |

五庁を取り上げたニュースリリース・プレスリリースのうち、各知財庁・機関を扱った記事件数および記事中の登場回数をもとに、五庁間の関係性を図示したものが下記の図表 238 と図表 239 である。

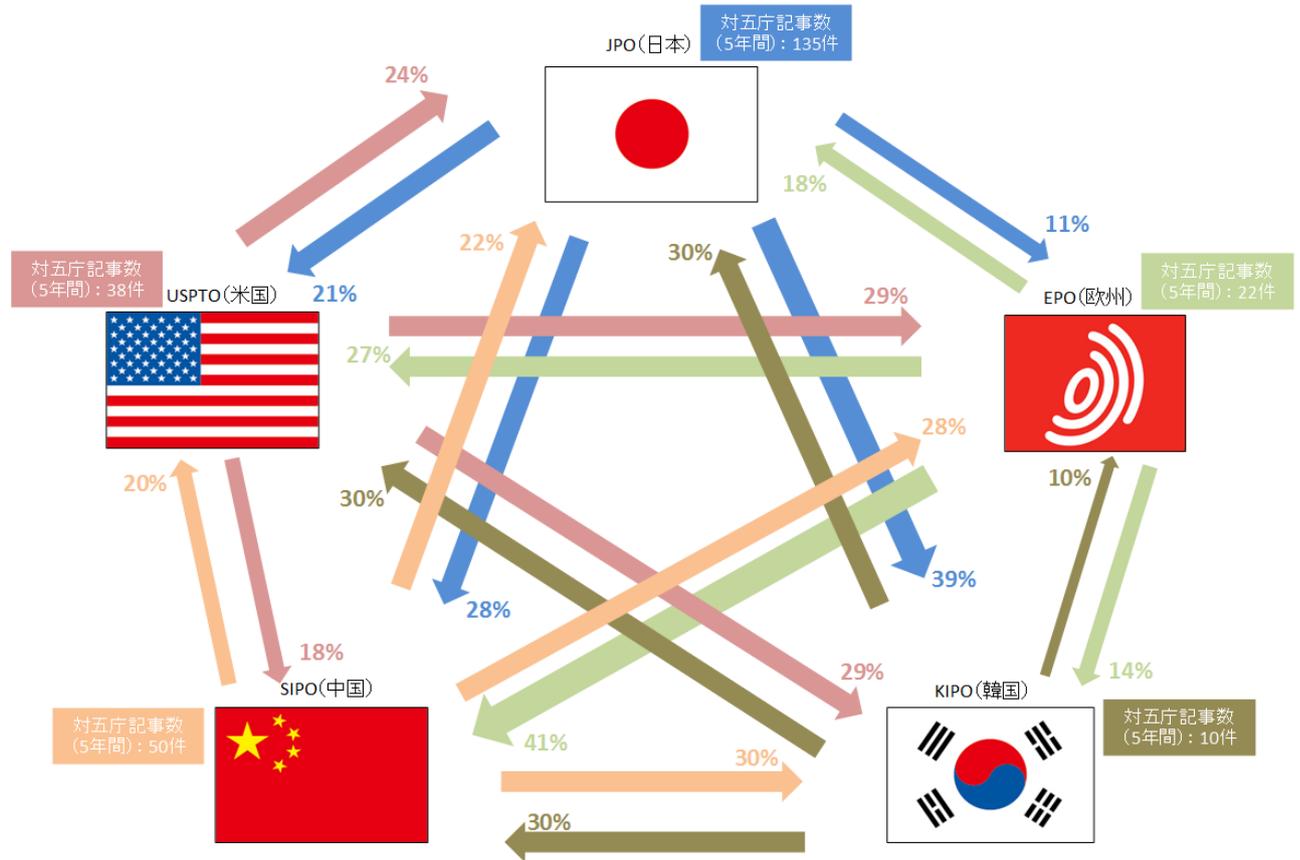
図表 238 は記事件数をもとにした五庁間の関係性を示しているが、JPO は五庁を取り上げた記事の 39% が KIPO との取組に関するものであり、以下、SIPO が 28%、USPTO が 21%、EPO が 11% となっており、記事件数では五庁の中で KIPO への言及が最も多くなっている。USPTO は JPO、EPO、KIPO に関する記事が 24% から 29% を占める一方で、SIPO に関するものは 18% と他の五庁よりも少ない。反対に SIPO からみても USPTO を取り上げた記事は 20% で五庁の中で最も割合が少なく、ニュースリリース・プレスリリース上では両者の関係性は相対的に小さい。

対照的に、EPO は SIPO との取組を扱った記事が 41% と他の五庁に関する記事よりもかなり多い。SIPO からみても EPO を扱った記事は 28% と KIPO の 30% に次いで多くなっており、ニュースリリース・プレスリリース上は EPO と SIPO の関係性は強いと言える。KIPO は JPO、USPTO、SIPO に関する記事が等しく 30% になっている一方で、EPO とのそれは 10% にとどまる。EPO からみても KIPO との取組を扱った記事の割合は 14% と五庁の中で最も少なく、記事件数上は両者の関係は相対的に薄くなっている。

記事件数の割合上、最も JPO を取り上げているのは KIPO で、続いて USPTO、SIPO となっている。EPO は五庁の中で JPO を取り上げる割合が最も小さい。

²²⁹ 一記事の中で言及される回数。たとえば、1つのニュースリリース・プレスリリースの記事の中に USPTO の名前が 5 回記載されていた場合、記事数としては 1、登場回数としては 5 としてカウントする。

図表 238 ニュースリリース・プレスリリースにおける五大特許庁間の記事数掲載状況(2013~2017年)

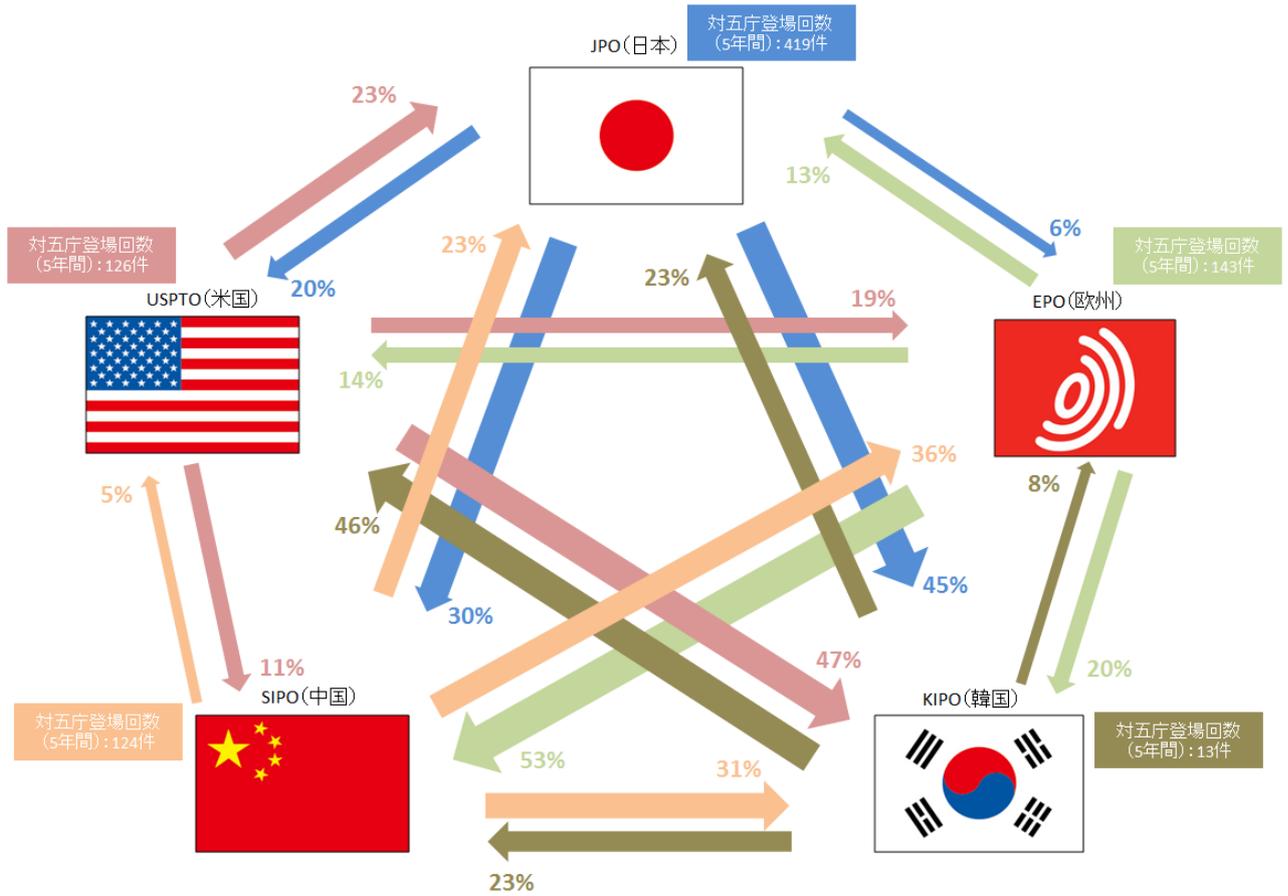


図表 239 は、五庁間の関係を記事における登場回数から見たものである。本図表を見る上で、一記事の中で回数が多く登場する場合もあることに留意が必要である。

JPO からみた他の五庁の位置付けの順位は記事数と同じである。USPTO は、記事数では KIPO と EPO との取組を扱ったものがともに 29% で最大であったが、登場回数では KIPO が EPO を引き離している。USPTO と SIPO との関係が弱いのは記事数と同様の傾向である。EPO と SIPO は登場回数で集計したほうが記事数での集計よりも関係の強さが増している。KIPO については、USPTO との関係性がより強く見えるようになり、EPO との関係が最も弱いのは記事数と同様の傾向である。

登場回数に占める割合上、JPO を最も取り上げているのは USPTO、KIPO、SIPO がいずれも 23% で、記事数と同様に、EPO は五庁の中で JPO をインターネット発信で登場させる割合が最も小さい。

図表 239 ニュースリリース・プレスリリースにおける五大特許庁間の知財庁名登場回数状況 (2013～2017年)



3.2. ニュースリリース・プレスリリースにみられる調査対象知財庁・機関の位置付け

図表 240 はニュースリリース・プレスリリースにおける調査対象 21 知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置付けを示している。海外知財庁・機関の中にはウェブサイトが英語を含む複数の言語によって構成されているものがあるが、集計の対象は英語版に限定している。DPMA、CIPO、IP Australia、TIPO、DIP、DGIP、MyIPO、CGPDTM、ROSPATENT、GCC、ARIPO のように記事数自体が非常に少なく、国際的な取組を扱ったニュースリリース・プレスリリースがほとんど存在しないものもある。

インターネット上で最も多くの国との取組について発信しているのが JPO で、20 知財庁・機関中 18 知財庁・機関との取組をニュースリリース・プレスリリースの中で取り上げている。続いて、SIPO が 15、EPO が 13、EUIPO と IPOS が 12 となっており、これらの国々の知財庁は多様な国々との協力をインターネット上で発信しているといえる。

調査対象知財庁・機関中、JPO との取組を記事中で取り上げる割合が大きいのは、DPMA、DGIP、DIP、CGPDTM であるが、これらの知財庁は国際的な取組に関する記事数自体が非常に少ない点に留意が必要である。USPTO は五庁を取り上げる割合自体が大きく、JPO に関する記事が占める割合も 23% に達している。SIPO からみた位置付けにおいても、WIPO を除けば、USPTO、EPO、KIPO といった五庁と並び JPO が取り上げられている割合も上位に位置している。

2013 年以降のニュースリリース・プレスリリースにおいて 1 記事でも JPO を取り上げた海外知財庁・機関の数は 14 で、調査対象知財庁・機関中、JPO が最も取り上げられた知財庁となっている。JPO 以外では、WIPO、SIPO、KIPO、USPTO、EPO が広く取り上げられており、各国の知財庁・機関が、五庁および WIPO といった知的財産分野における国際的な取組をリードする知財庁・機関との関係を重視していることがうかがわれる。

図表 240 英語版ニュースリリース・プレスリリースにおける調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけ（記事数）

| ニュースリリース・プレスリリース(5年合計) | | 海外知財庁・機関等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|--------------|-----------|-----|-------|------|------|--------------|------|------|------|------|-----|------|-------|--------|-----------|------|-----|-------|------|------|-----|----|
| | | USPTO | EPO | EUIPO | DPMA | CIPO | IP Australia | SIPO | KIPO | TIPO | IPOS | DIP | DGIP | MyIPO | CGPDTM | ROSPATENT | INPI | GCC | ARIPO | OAPI | WIPO | JPO | |
| 調査対象の知財庁・機関 | USPTO | | 11 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 11 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 | |
| | EPO | 6 | | 0 | 0 | 1 | 4 | 9 | 3 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 | 2 | 8 | 4 | 0 | 0 | 4 | 4 | 4 | |
| | EUIPO | 0 | 0 | | 0 | 1 | 0 | 6 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 | 3 | 1 | 3 | 0 | 1 | 1 | 1 | 2 | |
| | DPMA | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | |
| | CIPO | 0 | 3 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | IP Australia | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| | SIPO | 10 | 14 | 4 | 0 | 1 | 1 | | 15 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 3 | 5 | 4 | 2 | 1 | 0 | 0 | 33 | 11 |
| | KIPO | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 6 | 3 |
| | TIPO | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 2 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11 |
| | IPOS | 5 | 5 | 0 | 3 | 0 | 0 | 8 | 1 | 0 | | 2 | 2 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 3 |
| | DIP | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 |
| | DGIP | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | MyIPO | 3 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 3 |
| | CGPDTM | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 |
| | ROSPATENT | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| | INPI | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | - | - | - | - | - |
| | GCC | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ARIPO | 1 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 4 | 2 | 2 |
| | OAPI | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | - |
| | WIPO | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| JPO | 29 | 15 | 18 | 6 | 4 | 0 | 38 | 53 | 5 | 12 | 3 | 10 | 6 | 1 | 3 | 8 | 0 | 8 | 7 | 43 | | | |

注1:「0」は英語によるニュースリリース・プレスリリースは存在したが対象知財庁の記事がなく、「-」はで英語によるニュースリリース・プレスリリースの記事自体が存在しなかったという意味。

注2:記事があるものを網掛けで表示。

図表 241 英語版ニュースリリース・プレスリリースにおける調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけ (%)

| ニュースリリース・プレスリリース(5年合計) | | 海外知財庁・機関等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|--------------|-----------|------|-------|------|------|--------------|------|------|------|------|-----|------|-------|--------|-----------|------|-----|-------|------|------|------|------|
| | | USPTO | EPO | EUIPO | DPMA | CIPO | IP Australia | SIPO | KIPO | TIPO | IPOS | DIP | DGIP | MyIPO | CGPDTM | ROSPATENT | INPI | GCC | ARIPO | OAPI | WIPO | JPO | |
| 調査対象の知財庁・機関 | USPTO | | 28% | 0% | 0% | 0% | 0% | 18% | 28% | 0% | 3% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 3% | 0% | 0% | 0% | 0% | 23% | |
| | EPO | 11% | | 0% | 0% | 2% | 8% | 17% | 6% | 0% | 4% | 0% | 0% | 4% | 4% | 15% | 8% | 0% | 0% | 8% | 8% | 8% | |
| | EUIPO | 0% | 0% | | 0% | 4% | 0% | 26% | 4% | 0% | 9% | 0% | 0% | 4% | 13% | 4% | 13% | 0% | 4% | 4% | 4% | 9% | |
| | DPMA | 0% | 0% | 0% | | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 100% | |
| | CIPO | 0% | 100% | 0% | 0% | | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | |
| | IP Australia | 0% | 14% | 0% | 0% | | | 43% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 14% | 29% |
| | SIPO | 9% | 13% | 4% | 0% | 1% | 1% | | 14% | 0% | 2% | 1% | 0% | 0% | 3% | 5% | 4% | 2% | 1% | 0% | 31% | 10% | |
| | KIPO | 13% | 4% | 0% | 0% | 0% | 0% | 13% | | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 25% | 0% | 4% | 4% | 0% | 25% | 13% | |
| | TIPO | 20% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 28% | 8% | | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 44% |
| | IPOS | 12% | 12% | 0% | 7% | 0% | 0% | 19% | 2% | 0% | | 5% | 5% | 2% | 0% | 2% | 2% | 0% | 0% | 0% | 0% | 24% | 7% |
| | DIP | 18% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 9% | 0% | 9% | | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 64% |
| | DGIP | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 100% |
| | MyIPO | 13% | 17% | 4% | 0% | 0% | 0% | 9% | 9% | 0% | 0% | 0% | 0% | | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 35% | 13% |
| | CGPDTM | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 20% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 40% | 40% |
| | ROSPATENT | 0% | 50% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 50% | 0% |
| | INPI | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | GCC | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 5% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% |
| | ARIPO | 6% | 0% | 18% | 0% | 0% | 0% | 29% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 24% | 12% | 12% |
| | OAPI | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | WIPO | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| JPO | 11% | 6% | 7% | 2% | 1% | 0% | 14% | 20% | 2% | 4% | 1% | 4% | 2% | 0% | 1% | 3% | 0% | 3% | 3% | 3% | 16% | | |

注1:「0」は英語によるニュースリリース・プレスリリースは存在したが対象知財庁の記事がなく、「-」はで英語によるニュースリリース・プレスリリースの記事自体が存在しなかったという意味。

注2:記事があるものを網掛けで表示。

4. まとめ

本調査を通じて得られた発見は以下のとおりである。

(1) 各海外知財庁・機関のインターネット上の発信

～米国・欧州・先進国～

- ・ 米国特許商標庁 (USPTO)
プレスリリースでは、五庁参加国に関する記事、特に EPO と KIPO に言及される記事数が多い。調査対象期間中、両機関と CPC の協力を進めていたためと考えられる。JPO との会合が掲載されることは限られている。
- ・ 欧州特許庁 (EPO)
SIPO と毎年会合を重ねていることから、いずれかのソースでその内容が毎年紹介されている。また、CPC を進めていたことから、USPTO との取組を紹介した記事や、近年のバリデーショナル合意を反映して、カンボジア、モルドバ、モロッコ、チュニジアの知財庁との取組を扱った記事も多く見られる。
- ・ 欧州連合知的財産庁 (EUIPO)
ニュース及びプレスリリース記事においては、商標／意匠五庁に関するものが比較的多く見られるが、最も多く登場するのは USPTO である。次いで記事数の多いのが SIPO で、特徴的な記事として、中国に対する協力プロジェクト (IP Key Project) に関する報道がある。
- ・ ドイツ特許商標庁 (DPMA)
年報とプレスリリースはともにドイツ語版と英語版が用意されているが、プレスリリースの英語版は 2016 年以降のみで国際的な取組に関する記事も 3 件に過ぎない。ドイツ語版のプレスリリースでは、WIPO、JPO 及び IPOS に関する記事が複数回掲載されている。
- ・ カナダ知的財産庁 (CIPO)
年報とニュースは英語とフランス語によって構成されているが、閲覧できるニュースの記事はほぼ一年分に限られる。ニュース上は JPO とのバイの取組を紹介する記事は確認できなかったが、2015-2016 年版の年報では審査の質、電子ファイリング、財政、料金体系に関する作業について協力していると記述されている。
- ・ オーストラリア知的所有権保護局 (IP Australia)
ニュースは 2015 年からのものしか無く、現在までで国際的な取組に関するものは 9 件しかない。その中では中国に関する情報の発信が増えている。

～東アジア～

- ・ 中国国家知識産権局 (SIPO)
知財庁の中でも国際的な取組の発信に最も熱心な国である。特に近年の発信力の強化の姿勢は目覚ましい。ニュース・プレスリリースにおける記事数・知財庁名に注目すると、WIPO が抜きん出て多いが、2016 年以降はロシアと GCC が上位に登場している。
- ・ 中国国家工商行政管理総局 (SAIC)・中国商標局 (CTMO)
独自の年報や白書を作成していない。SAIC のニュースは中国語でしか発信されていないが、CTMO のニュースは中国語・英語の両方で発信されている。CTMO のニュースの記事数は 2017 年に特に減少しており、SAIC や SIPO に統合されている可能性がある。
- ・ 韓国特許庁 (KIPO)
ニュース記事の現地語と英語記事の数の比較では直近 5 年間合計でそれぞれ 46 件と 16 件であり、英語での発信が弱い。取扱い知財庁については WIPO が最も多く、次に中国やロシアが続く。
- ・ 台湾經濟部智慧財産局 (TIPO)
ニュースでの国際交流に関する記事は、現地語が 41 件、英語が 10 件であるが 2016 年以降は英語での発信が 0 件であり、英語での発信に力を入れていない。バイの発信記事数では日本が最も多く、WIPO は加盟していないため登場しない。

～ASEAN～

- ・ シンガポール知的財産庁 (IPOS)
インターネット上の発信では、中国、ASEAN、WIPO が比較的多く取り上げられている。中国が取り上げられる要因として中国・シンガポール広州知識城 (SSGKC) や、IPOS は、中国以外で PCT 出願の情報を中国語で見られる数少ない知財庁であることが考えられる。
- ・ タイ知的財産局 (DIP)
プレスリリースやウェブサイト上に掲載されている文書についてはタイ語のみとなっており、情報の大半はタイ語で発信されている。JPO との取組を紹介する記事が最も多く、両者の会合については JPO ウェブサイトとほぼ同程度の数が掲載されている。
- ・ インドネシア知的財産総局 (DGIP)
インターネット上の発信は、全体として、インドネシア語による発信情報に比べて英語による発信情報は極めて限られている。ニュース記事においては日本に関する言及が最も多く、内容は JICA との協力に関する記事がほとんどである。
- ・ マレーシア知的財産公社 (MyIPO)
インターネット上の発信ソースはいずれもマレー語及び英語で構成されており、掲載されている内容は写真も含めてほぼ同様。ニュース記事で紹介されている海外知財庁は WIPO に関する記事が最も多い。JPO に言及したものは一定数あり、いずれもマルチの取組の中で触れられたものである。

～その他、途上国・新興国～

- ・ インド特許意匠商標総局 (CGPDTM)
ニュースにおける国際的な取組は直近 5 年間で 6 件のみ。英語のみでヒンディー語による発信はない。年報についてはヒンディー語および英語の両方で同じ内容の情報が発信されている。JPO との取組について紹介した記事は 2 件であったが、限られた情報ソースの中では日本の情報の取扱量は多いと言える。
- ・ ロシア特許庁 (ROSPATENT)
プレスリリースは発信数が 4 件と少なく、知財庁による扱いの特徴は確認できない。他方、年報では、WIPO やその他国際機関との協力関係、二国間の協力、CIS 諸国との協力、ユーラシア特許庁 (EAPO) との協力や PPH 協力について言及されている。
- ・ ブラジル産業財産庁 (INPI)
ウェブサイトでは、実質的にすべての記事がポルトガル語でしか対外発信されていない。ニュースでは、JPO との取組を紹介する記事が最も多く、JPO が INPI を取り上げる以上の頻度で日本との取組を取り上げていることが分かる。
- ・ 湾岸協力会議特許庁 (GCCPO)
インターネット上の発信はニュースのみによって行われている。アラビア語と英語で構成されているが、国際的取組に関するものはアラビア語に偏重している。紹介されている海外知財庁は WIPO、SIPO、KIPO 及び EPO のみ。マルチの取組としては SIPO 主催の「一帯一路」諸国を対象とした高レベル知財会合への出席がある。
- ・ アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO)
インターネット上の発信は英語のみによって行われており、プレスルーム及びアナウンスメント記事では SIPO に関する掲載記事が最も多い。
- ・ アフリカ知的財産機関 (OAPI)
インターネット上の発信ソースは年報と季報、言語はフランス語のみである。季報で最も掲載件数の多いのは WIPO であるが、内容面では、ARIPO が最も緊密なパートナーであることが強調されている。JPO との取組に関する記事は、JPO の 1 件に対して 8 件あり、OAPI 側からの一方的な情報発信となっている。

(2) 調査対象の知財庁・機関からみた海外知財庁・機関等の位置づけに関する横断的分析

～五大特許庁 (五庁) ～

- ・ 五庁のニュースリリース・プレスリリースにおける五庁が言及された記事数の割合をみると、

全体のうち JPO は 51%、USPTO は 87%、EPO は 35%、KIPO は 43%、SIPO は 46%となっており、USPTO と EPO 以外はおよそ半分が五庁に言及した記事となっている。

- ・ 記事数割合をもとにした五庁間の関係性をみると、JPO と KIPO、EPO と SIPO の間で相互に高い割合を示しており、関係性が強い。他方、USPTO と SIPO、EPO と KIPO の間ではいずれも割合が低く、関係性が低い。
- ・ 五庁の間での記事数割合上、最も JPO を取り上げているのは KIPO で、続いて USPTO、SIPO となっている。EPO は五庁の中で JPO を取り上げる割合が最も小さい。

～調査対象全体～

- ・ 調査対象の知財庁・機関の中で、インターネット上で最も多くの国との取組について発信しているのが JPO で、SIPO、EPO、EUIPO、IPOS が続く。これらの知財庁は多様な国々との協力をインターネット上で発信しているといえる。
- ・ JPO との取組を記事中で取り上げる割合が大きいのは、国際的な取組に関する記事数自体が非常に少ない機関及び WIPO を除くと、USPTO、SIPO である。
- ・ 2013 年以降のニュースリリース・プレスリリースにおいて、調査対象知財庁・機関中、JPO が最も取り上げられた知財庁となっている。JPO 以外では、WIPO、SIPO、KIPO、USPTO、EPO が広く取り上げられており、各国の知財庁・機関が、五庁および WIPO といった知的財産分野における国際的な取組をリードする知財庁・機関との関係を重視していることがうかがわれる。

なお、インターネット情報のみをもって各機関の関係を完全に把握することは不可能であり、仮に記事数や登場回数が少なくとも、それがただちにその海外知財庁・機関との関係が希薄であることを意味するわけではない。したがって、この分析は各知財庁・機関の多様な関係のうちのある一側面のみ焦点を当てたものであることに留意いただきたい。